

鹿児島県史料

市来四郎史料三

解題

一

今年度は市来四郎（以下、市来）編「旧邦秘録」（文久三年卷五）卷一六）を『市来四郎史料三』として刊行する。

卷五は、將軍家茂上洛・参内に関する史料・記述である。市来は、この一連の史料は「素ヨリ本藩ノ記録無用ニ似タリト雖モ、記シテ以テ考照ニ拱スル所以アリ」（本書一号）とする。

そして、幕府ありて朝廷あるを知らざる時に、国父公（島津久光、以下、久光）が身を犠牲にして恢復の途を開き、幕府及び諸侯の迷夢を醒まし、参内・天拝の盛典にいたるが、これは久光の勇為英断がなければ日の目を見ることはなかつた、とする。

しかし、この將軍上洛は、扈從の者上下凡そ八〇〇〇人にも及び、宿駅など人民を苦しめることになるとして、久光は、時勢の適否、緩急の順序を考え、上洛の大典は後にして、目下の治安、政体改革、人材登用、富強を図ることが急務であると建言したが用いられなかつた。誠意の諫言に従わず、緩急の順序を謬り、上洛を挙行したため怨嗟の声が囂々と起り、幕府は威徳を落とし、大権を失う機運が迫まり、徳川家傾運の一端となった、と市来は指摘する。

すなわち、卷五は、「国父公御洞見ノ明ナルト、当時ノ形況ヲ後世ニ伝シテ、以テ参考ニ供ス」（本書一号）ためであるとする。昨年刊行の解題でも指摘したが、市来は久光および歴代の島津家当主を絶対視する立場から「旧邦秘録」を記述していることは注意しなければならない。

今年度刊行分の取扱い期間は、文久三年三月から八月までと短い。

しかし、この間に、薩摩藩にとつては、軍政・軍備を見直し、調える契機となる薩英戦争があり、また、攘夷・鎖港を旗印にして朝廷を壟断していた長州勢を朝廷から排除する八月十八日政変がある。以後、長州出兵、討幕・戊辰戦争

と圧倒的な近代的軍事力で薩摩藩が歴史の表舞台で活躍するのは周知のことであるが、それへの第一歩となる時期であることに注目したい。

なお、史料は、刊行済みの『忠義公史料 第二巻』と二七五点が重なるが、市来が最初に編纂し、久光も目を通し書き込みもしていることを考慮し、重複史料を載せていることはご了承願いたい。しかし、重複史料でも、「御床机廻御備立ノ図」（本書九号）は『忠義公史料』では「記載なし」（二一三一〇号）と注記があるように省略されており、全く同一ではないものもある。

また、巻一五・一六は、薩英戦争後の新聞などの収録である。これには「十四・十五ノ両冊新聞紙等ヲ其儘ニ登録セル、不用ナルカ如シ、誤謬ノ文ノミヲ論正セハ可ナラン歟」（本書二五三頁）との久光の貼紙が付けられ、遷城に関する国分の古跡記述部分にも「以下、不用ニ似タリ」（本書七八の三号）との貼紙朱書がある。正に資料集そのものであり、「旧邦秘録」が完成された著述でないことは明らかである。

今回は、薩英戦争およびその前後の動きを概観することで解題に替えたい。

二

天保十五年、フランス軍艦が琉球に来航し、弘化二年には同地にフランス・イギリス人が在留するなどにより、必然的に薩摩藩は他藩よりも外国への関心が深く、その圧力を強く感じ、それに対する備えも進めていた。

十代藩主斉興は、大小銃砲の製造局を創設し、海岸各所への砲台築造や操練を実施し、封内巡見には兵士を引率し遠路行軍の習練とした。また、軍制改革や惣鉄砲制を命じるなど軍備の近代化を図った。斉彬はこれを引き継ぎ、集成館事業により拡大充実した。久光が国事執掌に乗り出す情勢の中で、軍備の充実と操練により、薩摩藩の軍事力は強化されていった。

市来は「二百有余年昇平ノ久シキ徳川家大権ヲ握リシヨリ各藩ヲ圧抑シ、花奢懦弱ノ風ニ陥リ、武備ハ虚飾ニ流シ、剩ハ操練ノ如キハ稍禁停ニ等シク、茲ヲ以テ狩、或ハ踊等ノ名ヲ仮リ、稀ニ操練ヲ催スモアリシト雖モ、素ヨリ鎧冑・戎具ヲ備フルノミノ如クニシテ兇戯ニ等シ、(中略)本藩ハ殆ント二十年來御三代ノ間連綿懈怠ナク、誇言ニ似タリト雖トモ、大小三百余藩ニ於テ恐ラク比肩アラサルヘシ」(本書一〇号)と、諸侯随一の軍事力を保持していると豪語する。このため、弘化二年以降、斉彬期の軍艦製造費を別にして、「大小砲製造費及ヒ彈藥、或ハ諸要具、或ハ各所砲台建築、或ハ操練場設立等、種々ノ費途凡十八九年ノ間二百余万兩ノ巨額ニ及ヘリ」(本書四七号)と、多額の費用をかけて準備してきていた。動員できる城下・諸郷・私領の精兵は六万九八五二名、一所持家来・与力・足輕・大身分の家来を含めると壮健兵七万七三〇〇余人に及んでいる。

なお、大番頭・御小姓組番頭・物頭・御船奉行・御馬預・御作事奉行・物奉行・御代官・御春屋役・郡奉行・諸郷宛の御軍役方御家老座よりの「急変御手当之次第」(本書三八の一・三九の七―一二号)が出されており、諸郷備一組人数賦・諸郷大砲備一組人数・私領備一組・惣物主備一組人数賦・荷物組人数賦・荷物組諸役者それぞれの職掌確認や、平常・会軍・行軍・陣中・接戦・帰陣それぞれの場における軍律も定められている。

更に、夷船渡来を想定した実場試験の「勢揃」が五月六日に川尻砂揚場で挙行され、以後も操練は繰り返されている。食料は、米数千石を海岸から離れた永吉村に倉庫を建て備蓄しており、嘉永二、三年頃斉彬の命により製造した桶も連年新古の貯え替えをしながら尾畔邸内に貯蔵していた。火薬類についても十分の蓄えがあった。

藩内の士気については、後に述べるように、昂揚していた。

英国軍艦の来襲に対して、それを迎え撃つ薩摩藩の準備は調っていたのである。

六月廿二日朝横浜を出航した英軍艦七艘は廿七日鹿児島湾に入り、谷山郷平川村七ツ島沖に投錨した。珍し物見たさに「男女老幼海岸ニ出、遙望スル者夥シ」（本書六五の二号）の状態であったが、藩では開戦に備える動きが急速に進められた。

廿九日、国老初め吏員は下町下会所を陣営とし軍議を行った。

七月朔日になると、忠義・久光は本営を常盤の千眼寺へ遷した。また、御対面所その他の殿内の壁・襖などの押し絵が焼亡したとしても、他日再建の参考にするため略写され、表・御勝手方の両御家老座や大目付座など枢要の局々の帳簿などは、予て火防のため掘られていた床下の穴に納められた。

島津家に關係の深い浄光明寺・南林寺・福昌寺・不断光院の靈牌・尊牌・肖像・尊像などはそれぞれ他の寺院へ移され、上下両町内居住の婦女老幼へは避難令が出された。

さらに、火災が生じた場合、城への延焼を防止するため、下町六日町通りの上手、海岸石灯笼通り左右の町屋の破壊が行われた。これは、側役の中山中左衛門より国老へ伝命され、国老は御趣法掛用人中村新助へ速やかに着手するべき旨を伝え、中村は作事奉行へ伝達して、開戦までに過半が破壊されたが、これは、君命によるものではなく、中山の専断に出たものであることが後に判明し、御側役を罷免される理由の一つになった。

英軍艦が鹿児島へ行くことについて、英代理公使ニールの申し立てに対し、幕府は「將亦段々其軍艦を以薩摩国ニ差渡、夫々談判之品あらんと由にて、今更弁論を費すを待たず、兼々其許ニも我國の事情を承知被致候如くなれハ、右之一挙、意外患害一層の葛藤をかさね、互の不和を醸し候場合の可至哉も難計、且我國の制度にも差響、品々不都合之廉不少深心痛する所なれハ、右薩摩国江軍艦差渡さんとの儀は見合候様いたし度」（『玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書一』第二二号一一。以下、『報告書』）と、二月廿一日返答している。また、「是迄両国之和親を不傷様致度訳を

以種々取扱も致候儀ニ有之、今ニ至り右様之筋ニ相成、若哉薩州にて異議有之候節は、多日之心配も画餅と相成事候間、枉て止り呉候様と之旨被申越候儀に御座候」(『報告書』第三三三号一〇)とも云い、英軍艦が鹿児島へ行き直接折衝することは、幕府の支配体制・統治能力にも関わって来るとして必死で止めようとしていた。

しかし、英軍艦が鹿児島に行っても重大事にはならないであろうとの楽観論もあった。

その背景には、英国の琉球に対する迷惑があった。文久二年閏八月十日、ニールが、琉球は日本所有であるかを尋ねる間に、老中水野忠精などは「右島は昔年より我国之所属たり、我慶長十四年松平薩摩守家久に付与せし以来今に至る迄、一島之所務同家ニ而諸事進退する事なり、尤同島はいにしへより唐土江茂通信せし故、島内ニ而唐土の制度に従ふ廉々もあれとも、其旧習にまかせてまた是を禁することなし」(『報告書』第一六号五の二)と、琉球は古より唐土に通信しているため唐土の制度に従う廉もあり、その旧習を禁じてはいないが、日本の所有であり、薩摩藩の支配下にある、と答えている。

琉球に関わる権限が薩摩藩にあることを知っているためか、横浜に遊歴している「英国諸侯の格ニ而隠居体」の人物は、「薩州江いたり死者の償を乞ひ、此成否にいたりて兵端を醸す事もあらん歟、然共是以始めより好て争戦を促す事あるへからず、殊更薩には琉球の地に貿易を開かんとするは年久しき希望なれば、之を許さんとあらハ万々異論なかるへし」(『報告書』第二二二号三)と、償金の交渉成否によっては戦争になる可能性もあるが、琉球における貿易が解決の鍵になるとしている。

また、「女王政府より強ち戦争いたし候様被命候ニは無之」とし、英国の申し出が聞き届けられていないだけの状況であるので、幕府へ歎願するか「御国許江罷越解死人、又は償を乞ひ奉り可申、併ながら極密之希望は薩琉英交易之願ニ相違有之間敷」(『報告書』第二二二号四の1)と翻訳方出役木村宗三・通詞北村元四郎は推察している。すなわち、英人殺害の下手人の差し出しと償金を求めるが、英国の極密の願望は琉球での交易許可を得ることであるとしているの

である。

しかし、鹿兒島の状況はこれと異なり、次のようであった。

馬関ニ於テ数回夷船砲撃ノ説逐日伝播シ、元來鎖攘主張ノ士握腕シテ、攘夷ノ先魁長州ニアリ、我藩魁タラサルヲ遺憾トシ、若シ英艦渡來セハ直ニ砲発粉碎セン、命令ヲ待ハ後レタリトスルノ形況ナリ、茲ヲ以テ藩庁大ニ憂慮シ、命令ニ違ヒ輕忽ノ所為アル事勿レ、若違背スル者ハ同伍什同罪タルヘキ旨、操練終テ物主ヨリ嚴命ヲ下シタリ、斯ノ如ク士氣ノ奮興ハ喜フヘシト雖モ、又大ニ憂フル処ナリ、殊ニ生麦事件英夷無礼ノ言ヲ以テスルノ説ヲ聞キ憤懣シ、或ハ長州外夷ノ為メ国辱ヲ取レリ、其耻辱ハ本藩ニ於テ雪キ、而シテ長藩再ヒ口ヲ開クコトヲ得サラシメント競ヒタリ、実ニ盛ナリト謂フヘシ、(本書六四号)

長州に鎖攘の後れを取ったことを遺憾とし、英艦が来ればすぐさま砲撃するとの状況であった。藩は命令に背き輕率な行為に走ることを嚴禁したが、生麦事件の処置に関し英国の無礼な要求への憤りに加え、長州の蒙った国辱を雪ぎ、長州に代わり鎖攘の主導権を握ろうと上氣した雰囲氣にあつたのである。

六月廿八日、英軍艦は弁天・新波戸兩砲台の前に投錨したので、來意を問うため使者を旗艦へ派遣した。使者は、折田平八・伊地知正治・今藤新左衛門・重野厚之丞(安釋)の四名と市來は記すが、重野によると、伊地知・今藤・重野が応接掛を命ぜられたとし、折田を挙げていない。また、今藤は親死亡の喪のため出ず、「伊地知ト拙者ノ兩人ガ応接ニ出タ」(『斉彬公史料 第三卷』四一七号)としている。

艦上では、代理公使ニールや他の将校、江戸弁を流暢に話し筆記会話の必要もない通弁シーボルト(医師シーボルトの二男)などと面会した。

ニールは国書を渡し、二十四時間内での返答を求め、それができない場合は書面にある通りの処分をする高飛車に通告したが、藩主は二十余里離れた霧島におり、急速の回答は無理であるとして国書を預かり退艦した。

国書には、英国人が殺害されたことに対し、償金と謝罪状を幕府へ要求したところ幕府は承諾したことを述べ、薩摩藩に対しては、①殺害人の拘束と死刑、②虐殺された者の親族と傷害を受けた者へ二万五千磅の償金を出すことを求めている。

また、島津三郎（久光）の従者の罪人を拘獲し死刑にすることを幕府も認めたとして、「若シ此殺害騒動之時ニ当リテ、此ノ堪忍ノ所置ヲ行ハスンハ、島津三郎ヲ生捕ニシ、且ツ直接ノ応報ニ由リ之ヲ殺害スルニ至ルナラン」とか、二ヶ条の要求に対し、これを了承せず、これを怠り、避くるような場合は、「日本海ニ在ル英吉利海軍一艦隊ノ将官ハ、兵力ヲ以テ其要求ニ従ハシムヘキ充分嚴酷ナル方法ヲ採用セントス」と云い、更に「殿下若シ（中略）之ヲ拒マハ、其他軍艦ノ着到（中略）ヲ待チテ、直チニ戦端ヲ開クヘシ」（本書六六の一号）など、市来の注記するように、臣民として奮懣せざるを得ない傲慢の言語や虚言による脅しまでも記されていた。

ニールは、幕府が償金・謝罪状を出すことを認めたのは、「公然たる仇敵の間に大なる争乱、即ち戦闘を生ずへし、これは若し償の求をいなミ之を避んと企する時は、此求を達するの法を用るなり、もし日本にて今確定して求る所の償を承允するを否ミ、或ハ之を免れんと企する時は、日本をして相当の責に任し悟覚せしむへし、今施さんと欲し預めぐる法によりては、日本更に損害なかるへけれども、之を否ミ頑固なれハ都而事変りたる甚敷災害に及ふへし」（『報告書』第二三三号一）との脅しに屈した結果であるとの認識が根底にあり、薩摩藩も同様に屈するはずと考えていたのだろう。

しかし、迎え撃つ態勢を取っていた藩としては、英国の要求に応ずる気はなく、「此事ニ就テハ重大ノ事件ニ候間、江戸政府ノ重職ト我国ノ重役ト立合之上、足下ニ論判セサレハ、此所ニテ片論スヘカラス」「我政府ニテハ、江戸政府ノ命ニ従フ事大切ナレハ、何事モ江戸政府ノ命ニ従ヒ処置スベシ」（本書六六の二号）と幕府の指示を受ける必要がある、鹿児島では処置できないことを繰り返した。

この折衝の間に、藩では武力行使により英国に打撃を加える計画が立てられていた。

一つは、書翰の往復では弁知し難いことがあるので、他国人応接公使館（御春屋内客屋）で事理明白の応接をすることを名目にニールなどを上陸させ、殺害する計画であったが、上陸を拒否された。

二つは、英艦より薪水・魚・卵・果物の購入を求められたことを利用して、売人に変装して乗艦し、艦長などを殺害することにより起こる騒動に合わせて砲発するとの計画である。

撰ばれた七七名は二の丸で忠義・久光の拝謁を許され、酒杯を頂戴し乗り出したが、乗艦を拒まれたり、警固が厳重であつたりして失敗に終わった。

当時、この策は拙劣で相手を知らず、もし一艦将を斬殺しても後に大患を招くとか、西洋各国海陸二軍の法規嚴重なるを知らないことから出た蒙昧の甚だしいものである、との説があつたことに対し、市来は次のように擁護・賞讃する。

是ノ論タルヤ、当時ノ情実ヲ知ラサルノ論ニシテ、時勢人情ノ弁識ナシト謂フヘシ、壯士等カ身命ヲ擲棄シ、此ノ策ヲ用ン事ヲ頻願シ止マサルハ、彼暴謾無礼ノ書意或挙動、一トシテ忍ヒ難キニ非ラサランヤ、策ノ巧拙ハ姑ク置テ、其忠誠勇奮ナル真ニ愛スヘキニアラスヤ、（中略）若シ之レヲ刺シ得ル時ハ、必シモ勇敢猛策ト称セラルヤ必セリ、（中略）況ンヤ倨傲無礼ノ挙動、到底戦ハサルヲ得サルニ臨メリ、茲ヲ以テ計策ノアラン限リハ、巧拙ニ関セス施サ、ルヲ得サルノ際ナルヲヤ、（本書六六の八号）

このような薩摩藩側の動きに反応して、英国の要求を藩が承諾せざるを得ない外の方法に英国は出た。薩摩藩が購入した蒸気船、天祐丸・白鳳丸・青鷹丸の三艘を捕獲し、桜島小池村前の碇泊場まで曳航して軍艦を横付けしていた。この実行を命じた海軍中将キューパは、「薩摩ノ蒸気船三艘ヲ抑留スルトキハ、生麦ノ報償島津氏ニ於テ必ス自ラ公使ノ要求ニ応スヘシト思惟」（本書一〇九の九号）したのである。また、ニールも、三艘を質として取り談判を進め、纏める手段として万国公法に則り行ったのであるが、当時、万国公法を知らない薩摩藩としては、この行為は掠奪以外の何物でもなかった。

廿九日の折衝不調のため、薩摩藩は開戦を決定していたので、蒸気船三艘は重富脇元浦へ廻航し放発の障碍にならないようにしていたのである。この時の松木安右衛門（寺島宗則）と中山中左衛門との対話を、寺島の後日談として市来は次のように記している。

松木安右衛門ハ中山中左衛門ニ向テ曰ク、船ヲ廻ラスニ於テ重富沖ハ彼ノ艦ヨリ一望ニアリ、寧口彼カ目視セサル地ニ廻スヘシ、思フニ今夜東方国分海ニ入り、而シテ桜島瀬戸ヲ乘リ抜キ、山川岬ヲ出、坊泊等辺迄廻ラスヘシト謂フ、中山罵テ曰ク、脇元浦ニ廻ラスモ遺憾トス、然ルニ遠ク坊泊迄遁ラレントスルハ怯臆ノ名ヲ負フヘシ、汝等身ノ安楽ヲ謀ルノ言ナリ云云、松木モ返スノ語ナク退キ、重富海迄廻ラシタリト云フ、（本書六八九の二号）

正論を退けるには「怯臆」の一言で十分であった。いかにも薩摩武士らしい遣り取りである。

蒸気船掠奪が砂揚場砲台からの第一弾砲発の切っ掛けとなつたのであるから、開戦は必至であつたとしても、これがなければ、場面は変わつていたことは確かである。

戦闘は七月二日午上刻に始まり、申下刻には英艦は砲発を止め、酉刻頃には桜島小池村の沖に退いたので、藩の砲台も砲発を止めた。同時刻頃、英国人が上陸したとか、弁天波戸内へ夷船が乗り込んだとの情報もあり、それへの対応もなされたが、全く斥候などの誤認・誤見であつた。

同日の砲戦は暴風雨中に行われ、照準が難しく、大破した砲台は北方側面の防備がない所を斜めから砲撃された祇園砲台のみであり、正しく薩摩藩にとっては神風であつた。

三日には天候も回復し、巳下刻英艦は蒸気を揚げ、午中刻頃南に向け出航し、磯邸・集成館・鑄銭局・上下町・城中・桜島各所の砲台に向け発砲した。特に桜島洗出砲台には数十発が放たれ火薬庫が燃発した。藩側の各砲台と交戦しつつ英艦は谷山沖に投錨した。更に回航砲発や上陸来襲の可能性に備えたが、その動きはなく、碇泊したまま破損箇所の修繕に着手した音が終夜響いた。

四日は天氣が穏やかであつたので交戦に備へたが、修繕音は続いた。未刻頃より七艘とも蒸氣を揚げたので侵撃に備へたが、未下刻頃抜錨し、そのまま南へ出航し、申刻を過ぎる頃には、帆影も見えなくなった。しかし、一艘は小根占沖に碇泊していたが、これは機関の故障で動けなかつたのであり、後日、他艦に曳航されていった。

五日には千眼寺の本營へ諸隊を召喚し、忠義・久光両公より捷軍の祝酒を賜つた。

同日、戦争の事由を京都および幕府へ届けた。幕府への届出を、市来の注記を省略して示すと、次の通りである。

去月廿八日英船七艘城下海江渡来、生麦一条二付公辺江御届申上、且案内船迄モ被遣卜之趣申出候間、是非曲直為分解未応接不首尾中、去ル二日手船蒸氣船三艘引出、既ニ出帆之形ニ見請候二付無扨砲発為致、翌三日迄及掃攘、則日城下許出帆、十里許ノ処江七艘之内一艘碇泊致、外六艘者致出帆候、全体攘夷之期限モ相過（中略）候得共、弥御決議未致承知候（中略）二付、此節者応接之曲直ヲ正シ差返賦之処、彼非法之働致候二付、無扨前条之形行ニ相成候、委曲長崎奉行江相達候（中略）、此段及御届候、以上、

七月（中略）

（修理大夫、忠義）
松平修理大夫（本書七二の一号）

すなわち、生麦事件の曲直を付ける談話が終わらない内に、英国が蒸氣船三艘を掠奪したので砲発させ、翌三日まで掃攘は続き、四日に城下海を出帆し、十里ばかりの所に一艘を残し他は出帆した。攘夷決行の決議も承知していないので、穏やかに曲直を正して返すつもりであつたが、彼の非法のため扨所なく戦争に至つた、と非は英国にあるとした。今回の戦闘における薩摩藩の被害は、次の通りである。

① 人的被害

即死者五人 内、戦場に臨みたる者四人。重傷者七人 内、一人後日死亡、戦場に臨みたる者五人。軽傷者一人 内、戦場に臨みたる者一〇人（本書六九の四号）とある。

② 物的被害

集成館・鑄錢局・城・砲台など軽重の差があるが砲弾による被害を受けた。しかし、最大の被害は火災による被害であった。

この火災は、二日、上町向築地海岸の薬師甚左衛門という商人の土蔵に英国の放った火箭が着弾したことによる。薬師は商品の硫黄を数千俵貯えていたため、これに火が付き、隣近所も避難により空き家であったことに加え、暴風にあおられ各所に延焼した。鹿児島市街の十分の一（『斉彬公史料 第三卷』四一七号）では重野は四分の一とし、本書一六号では合計五百余戸としている）が焼けた。その範囲は次の地域であった。

薬師カ家ヲ初メ隣近一円、向ヘ町行屋橋ヲ越シ上町堅馬場通、北ハ小坂通千地藏ノ辺、上ノ馬場ヨリ内ノ丸坂下ニ止リ、西ハ滑川畠山主計邸ヲ限リ、或ハ滑川上流ニ向ヒ不断光院・浄光明寺・興国寺・冷水通ノ中間ニ止リ、其戸数大小五百余戸ニ及ヘリ、（本書六九の一三三号）

英国側の被害は、情報により区々であるが、市来が正確な数と認定した人的被害は、船将ジョスリング・隊将ウイلمットを含め死者一三人、負傷者五〇人である。また、各艦に破損があつたことは、「昨日^{七月二日}ノ戦ニ艦ノ要所水平線ヲ貫カレ、或ハ機関モ多少損害ヲ受ケ、運動心ニ任セサルモアレハナリ」「再ヒ戦ハンニハ危殆ナルカ故、一旦江戸海ニ退キ各艦ヲ完修シ、或ハ他ニ一艦隊ヲ要請シ、陸戦兵ヲ催シ、海陸ノ攻撃ヲ施サ、ルニ若カシト思惟シタリ、鹿児島ノ兵ハ頗ル勇敢ニシテ、日本国ニ有名ナルニ背カサリシハ、前日ノ戦数時間風雨ヲ厭ハス力メタリシニ明カナリ、海陸攻撃策ヲ施スニアリト議決シ、明日拔錨ヲ令シタリ」（本書一〇九の九号）とキューパは云い、ニールも幕府役人へ「我艦船十分ノ運動ヲナスコト能ハス、故ニ艦船許多ノ壞損ヲ被レル」（同前）と告げていることで明らかである。

この戦いの結果について、幕府役人がキューパに「定テ英国ノ武威ヲ薩摩ニ残シ勝軍ナラン」と尋ねたところ、キューパは苦笑いして「此後ノ戦ハ見事ニ打破リ御覽ニ入レント申シ、勝敗ノ咄ハ取り合不申、以後ノ戦ニハ陸兵・海軍ニツナカラ備、一時ニ打破ルト申シ居候」（本書八六号）との話が流布しており、これにより英国側の戦は不手際で

あつたと見なされている。

また、長崎滞在の中原猶介の市来宛書翰に、「去日ハ英夷人寇致シ、遂ニ戦争ニ及ハレ候由、実ニ恐縮ノ至、嚙ソ御心配之程深く奉察候、然シナカラ數百年御愛養之士氣此時ニ相顕ハレ、サスガニ強猛ノ名アル英夷、結末モ取り得ス退帆致シ候由ニテ、真ニ国名ヲ恥メサル御武威海外ニ轟キ、御国名ハ勿論、大日本ノ武名ヲ揚ラレ、誠ニ難有仕合雀躍此事ニ奉存候」(『忠義公史料 第二卷』五〇七号)とあり、數百年間薩摩武士を愛育した結果の勝利であるとし、この結果について、長崎在住の外国人の反応を次のように知らせている。

サスガ英夷世界ニ勇名ヲ揚ケタルモ、今度鹿兒島ノ挙ニハ大ニ国名ヲ落シ申候、当地^{長崎}ヲ云米・仏・魯等ノ夷人共初メハ信シ申サス、鹿兒島カ勝ツヘキ手当ハ決シテナシト申居候処、追々ノ説又ハ新聞紙ナトヲ見テ大キニ過リタリト申シ、英ノ軍立又ハ蒸氣船ヲ奪ヒタル次第、又ハ早々遁退シタルヲ物笑ニ致シ居申候、(同前)

外国人の最初の予想が幕府を含め一般的な見方であつたろうが、それが大逆転したのである。しかし、英国もこのまま引き下がるはずはないと見ていた。中原は「英夷ハ鹿兒島ヨリ直クニ横浜へ引取り候由、再侵相違無之、専ラ陸軍ノ用意致シ、支那及ヒ印度ノ領北ヨリ二万ノ兵ヲ募候由、軍艦三隊^{二十位}ノ手当ニ相成候由」(同前)と、おそらく流布している不確かな情報ではあるが、再来襲時の陸海の軍勢までも伝えている。

中原の伝える数字とは違うが、キューパは、再度鹿兒島を攻撃し万全の勝利を得るためには、少なくとも二艦隊と運用船六艘、陸戦兵一千人が必要であり、五ヶ月以上攻撃しない場合は、この二倍の兵器と人数を用いても勝利を得るのは容易でない、としている。

四

実戦に初めて使用されたアームストロング砲および砲弾は、報告された通りの完全なものではなかったが、最新式の

大砲・小銃と交戦した薩摩藩は、ここから多くの教訓を得た。

一つは、小銃は火繩機は役に立たず、軍用には雷管機でなくてはならないことを実感し、大砲も長尖弾でなくては艦を撃壊することは難しいと覚った。

二つは、西洋砲への軍制統一の必要性である。三日、砲戦をした沖小島砲台は「高地ニアリ、或ハ砲短小或ハ彈丸鉛錫ノ類ナリシ故、害ヲ被ムラサリキ、若シ^{〔鉄彈ニシテカ〕}鉄彈ノシテ砲身長大且ツ砲台水平ナルトキハ、頗ル損害ヲ被ルヘキニ幸ナリシ」(本書七〇の二号)と、後日、英国人が指摘している。この砲台は青山愚知率いる天山流の流儀に従っており、実戦には向かないことが明確になった。天山流砲術の存在価値のなさを、市来は次のように指摘する。

元来天山カ砲術ハ実場ニ試ミタルニ非ラス、加之夷艦ニ向ヒタルコトナキ座上論究ノ流派ナルカ故、然ルモ又理ナシトセス、殊ニ鉛彈ハ鉄艦ニ命中シ壊穿ノ彈力ナキハ論ナキナリ、(同前)

実戦を経験して、薩摩藩の大小砲器の製法は一変し、砲隊は西洋流へ統一された。

一度英艦を退けた薩摩藩ではあったが、英艦の再襲に備えることが緊急の課題であった。それは、(1)遷城、(2)既成の砲台修増築と新規砲台の築造、具体的には神瀬砲台の新築であった。

(1)と(2)のどちらが優先されるべきかを廻り論は転回した。

(1)は、鹿児島城が海岸近くに位置し砲弾が撃ち込まれたことから、再度の襲来に備え安全な場所への遷城が必要であった。新たな遷城の場所として選ばれたのは国分であった。

国分に通ずる東西北の三面の陸路は天嶮の地であり、南面は海に面するが、既成の砲台の充実やその他要地の防備を固めれば、海からの侵入にも護りやすい地であった。かつて斉彬が遷城の地として国分を定めたこともあったことが後押しとなった。

七月六日には、家老・若年寄・大目付その他の頼願により、一応国分へ住居を移すことが決定した。同日より大奥の

解毀に着手し、政庁も南泉院に仮設された。

しかし、国分遷城を先には、反対する意見も出て正式決定には至らなかったが、七月十一日、次のように家老川上式部より達せられた。

国分江一応御住居之儀被 仰出置候得共、誠ニ不容易重大之事柄ニ而 尊慮難被決、此上者被任神慮候 御趣意ニ

而 大中公御圖御頂被成候処、御託宣有之候ニ付、弥被 仰出置候通御決定被為 在候、尤、諸士一統モ被召移、

征夷之御手当嚴重被相備度 思召ニ候段被 仰出候条、此旨一統江不洩様可申渡候、(本書七八の二号)

すなわち、島津家中興の当主である大中公(貴久)の意思を反映した御圖(託宣)により国分への遷城が決定し、同日、国分の郷名を国府の文字に替えることも仰せ出された。

しかし、この決定は逆転する。これには、七日に提出された造士館教授山田十介などの献言(本書八〇号)や市来四郎の建言(本書八一号)による遷城反対論が大きく働いたと考えられる。

市来の叙述によりその経緯を辿ると、次の通りである。

国分遷城は諸士も移動するから経費も莫大になる。陸海の軍備を迅速に進めなければならぬのに、市街地・汽船を焼かれた時に遷城すれば、怯臆の名を負うことになるとし、「此際城池遷転ハ再侵ヲ恐レタル似タリ、或ハ近ク長州ハ馬関ノ戦争ニ敗潰シ、砲台ヲ奪ハレ器械ヲ掠取セラレ、剩ヘ衛兵遁走大ニ国名ヲ隕シ、加之萩城ヲ棄テ山口ニ遷転シタル怯臆ノ名、天下ノ嘲談ニ罹レリ、(中略)本藩ハ一般勇奮教艦ヲ撃掃シ、猖獗倨傲ノ英夷モ再戦ノ力ナク倉皇遁走シタリ、実ニ数百年來培養ノ士氣茲ニ於テ顕ハレタリ、然ルニ彼ノ怯懦ナル長藩ノ轍ヲ踐ムハ、君臣俱ニ何ノ顔アツテ他邦人ニ対スルヲ得ンヤ、今ニシテ先ンシ忽ニスヘカラサルハ、海岸ノ守備或ハ士氣養成ノ二ツニ止ル」(本書七八の四号)との意見が出された。この意見対立の解決のため上書箱を設置し、可否論者の多寡で決定することになった結果、「国府遷城ハ重大ノ事業ナルカ故寛ニシ、神瀬及ヒ桜島燃崎砲台築造或ハ軍艦製造、海軍設立等迅速着手」(同前)す

るとの令が布達された。

すぐさま神瀬砲台築造の役人が任命され、築造方法については洋学者で斉彬に招聘された石川確太郎と、江戸で兵学を学び佐久間象山とも交際のあった折田要蔵が特命を受けた。

築造に必要な土石は、本府第一の景勝地で桜の名所である磯天神背後の山字桜谷より山神の辺り潮音院岬までを崩し充てることも命ぜられた。「斯ク由縁ノ勝致ヲ毀テ修築ノ用ニ充テラル、ハ、国家枢要ノ事ナレハナリ」（同前）とある。しかし実際は、（1）（2）二つとも必要ではなくなっていたのである。

『斉彬公史料 第三卷』四一七号によれば、重野は老中板倉伊賀守に面会し、横浜で生麦事件の結着を英国と付ける許可を求め、難航の末許可された。それにより、幕府外国奉行などの立合の下、藩側は岩下方平・吉井幸輔・重野などに加え、鹿児島から同道してきた佐土原藩の家老・用人、英国側はニール・アドミラル（水師提督）某が出席し会談がもたれた。

その結果、①先の戦争については双方とも曲直は問わない、②生麦事件の償金を薩摩藩は支払う、ことになった。しかし、償金を薩摩藩が直接払うことは、薩摩藩の以後の政治活動上都合が悪いとして、薩摩藩に代わり佐土原藩主の名前で償金を出す証文を渡した。

償金は「英国政府に於ては、二万五千ポンドストルリングの償金より一万ポンドストルリングを「リチャルトソン」の親族に与へ、又五千ポンドストルリングは一千八百六十二年第十月の十四日に「リチャルトソン」の殺害（殺害されたるカ）さるたる時俱に傷を蒙りし三人の者に配当せり」と『報告書』第四四号一にはある。

会談の最終日に、重野は英国へ軍艦製造の注文を出し、英国側は戦争直後の建艦依頼は如何なものかと渋ったが、結局は了承した。英国の思惑もあったが、以降、英国と薩摩藩との結びつきは深く強くなっていった。

七月廿八日、御一門以下与力まで惣登城の上、今回の英夷掃攘に対する褒美の勅書の拜聞がなされた。

英国軍艦を撃ち退けたことにより、薩摩藩の軍事力は全国に知れ渡ることになり、攘夷においても長州に代わりうることを示した。

長州や浮浪の輩により朝廷が壟断されていることを憂える近衛などの公卿は、表向き大和行幸親征御用とするが、それは治定している訳ではなく、内実は「上二茂親征御好不被為在候」（本書八三の六号）であると洩らし、久光の上京を頻請した。

当時、朝廷の要路にある公卿は叡意を枉げることばかりであり、中川宮朝彦親王は、真の叡意を顕し、暴徒を掃尽し、威儀で世を鎮めようと心を砕いていた。奈良原繁・高崎正風は窃かにこの事を伝承し、宮及び近衛・二条の両公に拜謁し陳弁に努めたので、宮なども力を得て「魚ノ水ヲ得タルカ如ク措置ノ細目ニ至ルマテ議定」（本書九三号）し、参内内奏した。

このような経緯があり、八月十八日夜、中川宮・近衛父子・二条斎敬は奈良原・高崎などの建言の旨を含んで参内し、挽回の策略を奏聞したところ叡感斜めならず、直ちに御親征猶予・暴徒左袒の公卿の参内停止・長州藩の堺町御門番罷免の条々を発令した。

薩摩藩邸には暁頃この勅旨の趣が伝えられ、大小砲隊を押し出し、堺町御門に至り、長州藩へ交替の命を告げた。長州側も直ぐには承知しなかったが、薩摩の兵隊が大小砲の砲発の準備をし、砲口を向け、槍刀を閃かしたので日没前引き上げた。すぐさま淀藩・薩摩藩が長州藩と入れ替わった。

長州藩に左袒していた七公卿は長州に落ちていった。

以後、薩摩藩が政事の表舞台に立つ第一歩、いわゆる八月十八日の政変であるが、これも英国軍艦を掃攘したという

現実が背景にあったからこそ可能だったのである。

(安藤保)

例 言

一本書は、東京大学史料編纂所所蔵「旧邦秘録」を底本とし、『鹿児島県史料 市来四郎史料三』として刊行するものである。

一本書の目次は、主に「旧邦秘録索引」・「旧邦秘録中稿索引」・『鹿児島県史料 名越時敏史料』・『同 忠義公史料』中の目次を参考に作成した。また、目次のないものは新たに付した。

一本文には適宜通し番号を付したが、複数で構成されたものについては小番号を付し、その中の一つのみを目次として掲載した。

一収載した文章を他の文書や写本などによって補充または校合する場合は、次のようにした。

ア 校合史料からの補充箇所は▽△で示した。

イ 補充や校合に使用した典拠史料の名称は以下の通りである。

(原本史料) 「紹述編年」(鹿児島大学附属図書館所蔵)

「末川家資料」(鹿児島県歴史・美術センター黎明館所蔵)

「石室秘稿」(国立国会図書館所蔵)

「御床机廻人数賦 全」(東京大学史料編纂所所蔵)

「御床机廻諸役者職掌大概 全」(東京大学史料編纂所所蔵)

「御城下備一組人数賦 全」(東京大学史料編纂所所蔵)

「御城下大砲備一組人数賦 全」(東京大学史料編纂所所蔵)

〔出軍御手当帳 全〕（東京大学史料編纂所蔵）

〔諸郷備一組人数賦 全〕（東京大学史料編纂所蔵）

〔諸郷大砲備一組人数賦 全〕（東京大学史料編纂所蔵）

〔私領備 全〕（東京大学史料編纂所蔵）

〔惣物主備一組人数賦 全〕（東京大学史料編纂所蔵）

〔荷物組人数賦 全〕（東京大学史料編纂所蔵）

〔荷物組諸役者職掌大概 全〕（東京大学史料編纂所蔵）

〔御軍律 全〕（東京大学史料編纂所蔵）

〔幕府沙汰書〕（東京大学史料編纂所蔵）

〔御備賦規模〕（尚古集成館蔵）

〔洋学所会訳 鹿兒島戦争横浜新聞〕（八戸市立図書館蔵）

〔^{三年}島津家文書 五〕（東京大学史料編纂所蔵）

〔旧記雜録追録〕（鹿兒島県史料 旧記雜録追録）八）

〔麿藩名勝考〕（鹿兒島県史料 麿藩名勝考）

〔忠義公史料〕（鹿兒島県史料 忠義公史料）第一卷・第二卷）

〔玉里島津家史料〕（鹿兒島県史料 玉里島津家史料）二・十）

〔名越時敏史料〕（鹿兒島県史料 名越時敏史料）一）

〔市来四郎日記〕（鹿兒島県史料 市来四郎史料）
玉里島津家史料補遺）

〔薩藩海軍史〕中（明治百年史叢書 第72卷）

「紹述編年」(続日本史籍協會叢書『史籍雜纂』一)

「薩藩名勝志」(『鹿児島県史料集』42・44)

「日本書紀」(國史大系『日本書紀前篇』)

「續日本紀」(國史大系『續日本紀』)

「扶桑略記」(國史大系『扶桑略記』
帝王編年記)

一刊行にあたって本文の体裁をおおよそ次のように統一した。

ア 字体は、一部を除き原則として常用漢字を用いた。

イ 平出・擡頭・闕字・割書および但書などは、底本の体裁に従い、闕字は一字分あげとした。

ウ 仮名は、底本の体裁に従った。変体仮名は仮名に改めたが、江・而・之・者・茂はそのまま用いた。

エ 文書・記事などの本文中には、適宜に読点「、」や並列点「・」を付した。

オ 原注は、底本の体裁に従って示したが、新たに付した注記は、()で囲み原注と区別を行い、文意の通じない箇所や文字は、〔ママ〕・(○○カ)などとした。なお、文意の通じない文字等の注記(○○カ)は、各冊の初出にのみ付した。

カ 訂正箇所を空白を詰めるために付された「、」点は、これを外した。

キ ルビは、底本にあるもののみを付した。但し、本文と重複するものについては適宜これを外した。

ク 朱書は、〔朱書〕と注を付して朱書部分を「」で囲んだ。

ケ 貼紙・頭注は、〔貼紙〕・〔頭注〕と注を付し「」で囲んだ。

コ 文字の不明や欠失は、その箇所を□□で囲んだ。

サ 方言と思われるものは、原本忠実とした。

シ 編纂過程における指示書きにより本文に訂正が施されているものは、適宜指示書きを外した。

ス 既刊の『鹿児島県史料』と重複するものについては、既刊史料名及び文書番号等を付した。その際、『鹿児島県史料』の表記は省略した。

鹿児島県史料 市来四郎史料三 目次

旧邦秘録 文久三年 三

一 將軍家参内ニ付御馳走掛ノ人名	………	一七	攘夷決定ノ旨幕府布達	………	六五
二 文武勸奨人材抜擢政体改革ニ付テ諸藩士登用ノ人名	………	一八	一 橋殿東下ノ途次浮浪ノ者論談ノ末争闘ニ及フ	………	六五
三 將軍家御上洛道中ノ休泊ノ次第	………	一九	二 番六番ノ二組川尻訓練場ニ於テ操練ヲ催サル	………	六五
四 洛中及江戸各所警衛ノ人名	………	二〇	本藩士鶴木孫兵衛暗殺セラル	………	六六
五 御行軍大操練ノ義御小姓与番頭ノ口達	………	二一	藩内米穀匱乏上下共ニ困頓	………	六六
六 琉球通宝鑄造局上申	………	二二	京撰間ノ形勢報告	………	六六
七 川尻砂揚場ニ於テ操練ヲ催サル	………	二三	在崎中原猶介藩庁ニ報告攘夷鎮港勅諭幕府循奉ノ 説外國人聞知シ逐日軍艦渡来スヘキ云々	………	六七
八 太守公当時文武ノ御修行ニ他事ナシ	………	二四	米国商船ヲ壇ノ浦等ノ台場ヨリ砲撃セシ云々報信 書	………	六七
九 勢揃催サル	………	二五	小倉本陣村上銀右衛門五月十五日ノ報信書	………	七三
一〇 各所ニ於テ操練ヲ催サレタル事由	………	二六	吉利群吉高橋要人御小姓与番頭ニ拜ス	………	七四
一一 御床机廻人数賦	………	二七	新ニ発行ノ紙幣製造法洋式取調方松木安右衛門へ 命セラル	………	七四
一二 城外下城十八歳ヨリ五十歳迄壯健兵人数	………	二八	勝姫君御下着玉里邸御棲居卜定メラル	………	七五
一三 海陸ノ軍備逐次改革	………	二九	不用ノ「ゲベール」銃数千丁悉皆払下	………	七五
		三〇	千眼寺寿国寺へ合併ノ趣達	………	七五
		三一	各砲台演習卒然催サル	………	七七
		三二	斉彬公御贈官ノ神号及扁額関白近衛忠熙卿ヨリ贈 下	………	七七
		三三	鈴木宇左衛門外数名御役替命セラル	………	八〇
		三四	汽船白鳳丸大坂へ進航ス	………	八〇

文久三年 四

一四 組頭宅へ諸役者召喚攘夷鎮港ノ勅諭書等拝聞ス	………	六二
一五 御軍賦役野村彦兵衛御勘定方小頭ニ貶セラル	………	六四
一六 御小姓与番頭枕山権十郎当番頭ニ貶セラル	………	六五

三五	五ヶ所砲台并水軍隊操練ヲ催サル	八一	五二	神奈川港碇泊ノ英國軍艦廻行云々幕府達書	一三七
三六	國老小松帶刀及御軍役奉行御側役等沖小島桜島各砲台ヲ巡視セラル	八一	の	一年ノ如ク大中公御正辰ナルカ故献灯參拜夥ク	一三八
三七	生麥ニ於テ英人斬殺セラレタル事件ニ付彼政府ヨリ日本在留公使ヘ訓令	八一	五三	大二賑ヒ姫君方ニモ御參拜	一三八
三八	外夷拒絶ノ大令布告ニ備ヘル軍賦条令	八四	五四	松平肥後守職務励精ヲ賞セラレ絹地ノ直垂及黄金百枚ヲ賜フ	一三八
三九	巡廻御軍賦役毎郷御条書其他人數賦等ノ規則書	八八	五五	中川宮并近衛公御父子及二条石大臣ヘ重テ密勅	一四〇
四〇	御軍律	一一三	五六	長州夷船砲撃ノ始末逐次御届及ヒシ云々	一四一
四一	姉小路少将暗殺ノ嫌疑者	一一九	五七	の	一四二
四二	肥後球磨相良家ノ使者來麿依頼ノ条件	一二〇	の	將軍家関東歸府ノ勅命下リシ云々	一四二
四三	例歲祇園神社大祭	一二二	五八	亞國船下関通航ノ時水先案内ヲ為シタル神奈川居住ノ船人重兵衛外一名殺害セラル	一四五
四四	幕府新ニ鑄造ノ四文錢發行ノ令ヲ布ル	一二二	五九	中川宮ハ長藩又ハ浮浪輩ノ為メ悪マル	一四五
四五	全国一般米価高値	一二三	六〇	長州夷船ヲ砲撃スルコト數回云々	一四六
四六	の	一二三	六一	閣老水野和泉守外二名參内云々	一四七
の	五ヶ所及ヒ桜島砲台并水軍放發操練ヲ催サル	一二三	六二	幕府一橋殿東歸ノ後鎖港談判ノ議ヲ開キタリ	一四七
四七	弘化二年以來製造ノ大小砲數及製造費等	一二六	六三	五ヶ所台場及水軍隊操練ヲ催サル	一四八
四八	馬関ニ於テ長藩夷船砲撃ノ始末在崎中原猶介友人ヘ報告	一二八	六四	馬関ニ於テ數回夷船砲撃ノ説逐日伝播ス	一四八
四九	本藩汽船青鷹丸帰国中日州細島報信	一三二	六五	の	一四九
五〇	の	一三三	六六	英國軍艦七艘谷山平川村沖ヘ進入	一四九
の	京都江戸ノ飛信	一三三	の	英艦隊前ノ浜海ニ廻航国書ヲ提出ス	一五一
五一	將軍家石清水ニ參拜	一三五	六七	の	一六一
			の	十ヶ所砲台装置ノ砲數	一六一

文久三年 五

文久三年 六

六八

の一 英国軍艦前ノ浜戦争ノ件（七月朔日）……………一九一

六九

の一 英国軍艦前ノ浜戦争ノ件（七月二日）……………一九三

七〇

の一 英国軍艦前ノ浜戦争ノ件（七月三日）……………二〇四

七一 英国軍艦前ノ浜戦争ノ件（七月四日）……………二〇七

七二

の一 英国軍艦前ノ浜戦争ノ件（七月五日）……………二〇七

七三

の一 国分郷遷城布令……………二一〇

七四

の一 佳節拝賀ノ式停止……………二一〇

七五

の一 多賀神社近傍及ヒ風月亭ニケ所へ砲台新築令セラル……………二二二

七六 英艦鹿兒島ニ向テ出航ノ江戸飛報着ス……………二二三

七七

の一 言路洞開ノ令ヲ布レタリ……………二二三

七八

の一 国分郷名国府ト改ラル……………二二六

七九 神瀬并桜島燃崎へ砲台御造築ノ達……………二二七

八〇 山田十介外三名建言……………二二八

八一 神瀬修築ニ付市来四郎建言……………二三一

八二 諏訪社神事太鼓踊例年ノ如シ……………二三四

八三 近衛殿御父子及ヒ二条右大臣御書翰ヲ以国父公速ニ御上洛アラン事ヲ請ル……………二三四

八四 二条城門ニ落書……………二三八

八五 各砲台職員へ褒賞ヲ賜フ……………二三八

の 一 江戸邸南部弥八郎御城坊主木村宗三ヨリ洩聞ノ趣……………二四二

八六 平常ノ如ク諸局開席ス……………二四四

八七 例歳孟蘭盆祭催ス……………二四四

八八 国老小松帯刀海岸防禦ノ御手当向ニ付銅器類供出ヲ達ス……………二四五

八九 御本陣兵糧方へ達……………二四五

の 一 盆祭ニ付太守公福昌寺外ニケ寺へ御参詣……………二四六

九一 都城安山五郎兵衛等近他領ノ情実探訪ノ届書……………二四六

九二 中川宮朝彦親王世ノ形勢ヲ憂慮シ玉フ云々……………二四六

九三 国父公福昌寺外ニケ寺御参詣……………二四七

九四 戦争後藩庫ノ貯蓄米ヲ開キ賑救……………二四七

九五 中山中左衛門御側役ヲ罷メラル……………二四七

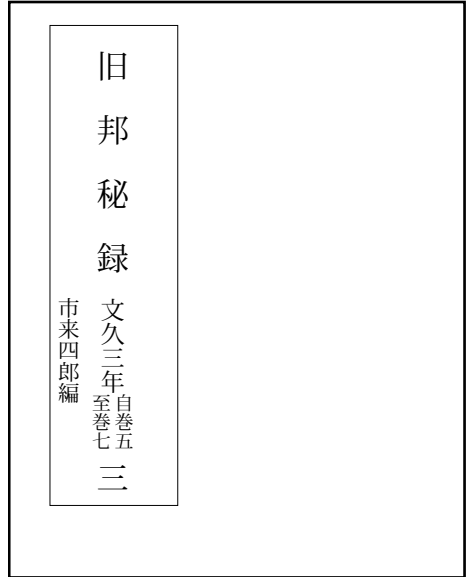
九六 ………………二四七

九七	中川宮外数名奈良原高崎等カ建言ノ旨ヲ含テ参	二四七
九八	太守公南林寺御参詣	二四八
九九	太守公草牟田村宇治瀬へ御社参	二四八
一〇〇	中川宮九州鎮撫使ノ勅命ヲ奉シ玉フ	二四九
一〇一	物価(米酒塩銅錢)沸騰	二四九
一〇二	十万石以上ノ諸侯へ攘夷軍用金ヲ募ラル	二五〇
一〇三	二十日大風雨洪水田畑ノ損害多シ	二五〇
一〇四	照国公御逝去日ニテ太守公御参拜	二五〇
一〇五	伊集院平カ別荘地ヲ買上火具製造所建設	二五〇
一〇六	開戦前頃種々ノ怪説	二五〇
一〇七	太守公千眼寺御解陣御帰城	二五一
一〇八	御一門四家大身分其他諸士諸組与力等登城各席 席ニ於テ褒勅書拜聞ノ式行ワル	二五一
一一五	戦争ニヨル英国側死傷者	三〇二
一一六	戦争ニ就テ我受ル所ノ損害	三〇二
一一七	戦争ニ就テ彼被ル所ノ損害	三〇二

文久三年 七

一〇九	前ノ浜戦争英国新聞紙積書	二五三
一一〇	の	二七七
一一一	日本交易ニ関係セル神奈川開版別段新聞紙	二七八
一一二	海軍雜誌記載スル処	二八九
一一三	鹿兒島湾内砲撃ニ使用セシ英艦「アームストロ ン」砲報告	二九四
一一四	田原陶章積書	三〇一
一一四	大損ノ英艦山川港ニ止リ航行スルコト能ハス	三〇一

〔表紙〕



〔扉に、表紙の文字の外に「久光公御加筆」〔紙数一八枚〕の記載あり〕

旧邦秘録五編癸亥之五

1 將軍家參

内ニ付、御馳走掛左ノ人々ナリ、

松平丹波守光則、信州松本

井伊掃部頭直憲、江州彦根

松平遠江守忠興、摂州尼崎

久世鎌吉総閑宿

〔謙吉カ、広文〕

〔貼紙〕〔各実名・国邑礼スヘシ〕

間部安房守詮央、鯖江

安藤隣之介〔辨之助カ、信民〕
盤城平

久貝因幡守〔正典〕

薬師寺筑前守〔元甚〕

此八名ハ、將軍家人洛ニ先キ立テ着京、參

内ノ式百事担当セリ、○天拜式或ハ上洛ノ途中休泊、或

ハ江戸其他警衛等ノ事ハ、素ヨリ本藩ノ記録無用ニ似

タリト雖モ、記シテ以テ考照ニ拱スル所以アリ、抑モ

尊

王ノ大義既ニ地ニ墜チ、幕府アルヲ知り、

朝廷アルヲ知ラサルノ時ニ方リテ、〔久光〕 国父公身ヲ犠牲ニ

措カレ、恢復ノ途ヲ開カレ、而シテ幕府ヲ初メ三百余

有大小ノ諸侯、迷夢ヲ醒マシ、將軍家參

内・

天拜ノ盛典ヲ行ヒ、諸侯ハ続々上京、尊

王ノ義方ニ趣キタルハ、全ク 国父公ノ勇為英断ニ出ス

ンハ、這ノ盛典何レノ日ニ見ルモ知ルヘカラス、

朝廷ニ於テハ、數百年ノ久シキ幕政ニ圧抑セラレ玉ヒ、

所謂敬シテ遠ケ奉レルニ等シカリシヲ、今茲ニ至リシ

ハ、真ニ聖明ノ徳ヲ以テ 国父公ヲ僻遠ノ薩州ニ得玉

ヒシハ、機運ノ然ラシム所以ナリト云フヘシト雖モ、

君臣俱ニ其人ナクシハ、此ノ如ク聖運開明ノ域ニ至ル

ヘカラス、然リ而シテ百事緩急ノ別アルハ多言ヲ要セ

ス、當時内外多難ノ際、先ンスヘキニ遲疑シ、後ニス

ヘキヲ先ンシ、大ニ人民ノ疾苦ヲ来シ徳威ヲ貶シタル

ハ、又此盛拳ニアリ、国父公ハ時勢ノ適否、緩急ノ

順序ヲ慮ヒ玉ヒ、上洛ノ大典ハ後ニシ、目下ノ治安、

政体改革、人材登用、富強ヲ謀ルヲ急務トシ、屢献言

セラレタリト雖モ行ハレス、遂ニ上洛ニ決シ、剩ヘ倉

皇陸路ニ変シ、宿駅ノ困難疲弊ハ無論、幕府ノ耗財莫

大ニ及ヒ、或ハ扈從諸侯ノ費ス処モ又寡カラス、故ニ

怨嗟ノ声囂々トシテ、幕府大ニ威徳ヲ隕シタルノミナ

ラス、在京中黠藩浮浪輩カ謀計ヲ以テ帰府ノ

勅允ヲ遮ラレ、剩ヘ男山幸行供奉ニ恐怖シ、病ヲ告ケ遽

ニ辞シ、^{〔慶喜〕}一橋殿ヲ以テ代員タラシメシニ節刀拝受ヲ否

ミ、^{〔怒平カ〕}勿卒避退セシ等ノ困却ニ至レリ、実ニ誠意ノ諫言

ニ従ハス、寛急ノ順序ヲ謬リ、遂ニ大権ヲ失フノ機運

ニ迫マレリ、是レ名ハ盛典ナリト雖モ、徳川家傾運ノ

一端ト謂テ不可ナランカ、依テ 国父公御洞見ノ明ナ

ルト、當時ノ形況ヲ後世ニ伝シカ為メ記シテ、以テ参

考ニ供ス、

○御上洛中江戸御留守左ノ如シ、

田安大納言殿

松平豊前守

諏訪因幡守

酒井雅楽頭

松平周防守

土岐山城守

土屋采女正

○初参

内之式左ノ如シ、

一当朝伝奏二条城江入城之事、

但、寛永ノ入朝ニハ有之、此度ハ其儀無之事、

一行粧等品格質素守要之事、

但、海防專一之時節故、寛永ノ例ニ拘ハラス質素

減少アルヘキ事、

一於施薬院改衣冠事、

紀伊中納言殿 茂承、紀州和歌山

井上河内守 正直、遠州浜松、閑老職

平岡丹波守 道弘、若年寄職

松平大和守 大広間詰、川越、^{〔親長カ、豊後伴繁カ〕}親貴、豊後伴繁カ

松平大隅守 帝鑑之間詰

奥平大膳大夫 昌服、豊前中津

康直、播州姫路、溜之間詰

忠誠、信州高島、若年寄職

龜山、閑老職

信義、丹波

康直、播州姫路、溜之間詰

頼之、上州沼田、帝鑑之間詰

寅直、常州土浦、雁之間詰

帝鑑之間詰

帝鑑之間詰

一於唐御門透垣外下轅、

簾水白太刀之役、大名・高家之内可勤之、於唐門

内殿上人昵近等出迎之事、

一從車寄參上、

一麝香間從候伝奏車寄廊下糸栲杉戸之外出迎誘引、

一茶・多葉粉盆出之、

但、六位藏人役之、

一非藏人太刀受取伝陪六位藏人取之置、

一參

内随從諸大名・公卿虎之間從候、四位以下鶴之間・桜

之間從候、不論老若、年寄・高家等守位次着座、

御対面之式左ノ如シ、

一先 御対面之作法有内見、伝奏誘引、

一伝奏小御所押妻戸廻廊下ニ誘引、

一出

御小御所御上段、

一進献之太刀目録伝奏

御前ニ持参及披露、

一伝奏伺

天氣告 召、

一大樹小御所下段参進一拝、更ニ中段ニ参進一拝、於

御横座拝謁有、

勅語

一於東庭引進献馬高家引之参進、馬允受取之引廻シ迎

へ、

同日御杯之式

一御陪膳納之御手長五位藏人

大樹陪膳五位殿上人

一供御三肴

一供御杯

一大樹前后三肴

一持参御銚子渡土器、

一持参御提、

一供御酒三献

一大樹賜

天拝一拝、

一御陪膳戴

天杯於御銚子渡御手長持参、

大樹前從送持御提、

一賜御酒三獻有加、

〔撤九〕
一撤御三肴、

一撤御杯台、

一御陪膳以下退下、

一大樹退下、伝奏麝香間誘引、

一入御 退出、

但、本路六位藏人蔦之間摺戸迄見送り、伝奏車寄

廊下糸栲杉戸迄附添、非藏人車寄階下迄見送、

一於初之所乘輦、

○参 親王御方、

一於御門外下輦、

一從車寄参上、 伝奏車寄廊下迄出迎、

一参候所 伝奏誘引、六位藏人茶・煙草盆置之、

一三卿出迎言上之趣承之、

一三卿御返答之趣申述之、

一准后御方江モ言上、於同所有之、

一非常附之公卿出言上之趣承之、

一非常附之公卿御返答之趣申述之、

一退出 伝奏初之処迄附添、六位藏人廊下迄見送、

准后御方之執次階下之薄帖迄見送、

一於初之所乘輦、

一帰城、

○賜酒饌参

内、

但、衣体行粧准初参、

内可有斟酌、寛永ノ例ニ拘ハラス、

一從車寄参入麝香之間如初参

内、

一賜酒饌 陪膳六位藏人役之、

一議奏御献奉行等挨拶、

一参

内 隨從之大名・公卿於虎之間賜酒饌、四位以下并高

家桜之間等賜酒饌、以上陪膳非藏人役之、

一議奏面会酒饌之御礼有言上、

一酒饌拝領大名一同以伝奏御礼申上、

○御暇参

内之次第左ノ如シ、

一 御対面是又如初参
内、

一 賜物 御対面了於小御所下段賜之、議奏列座伝仰、
一 御暇并賜物之御札於麝香間以伝奏言上之、

一 伝奏御返事申伝之、
一 退出之次第如初参

内、

○ 親王御方江御暇、

○ 准后御方江御暇、

参上之次第惣而如初参上、

一 入洛日・出立日等送迎、惣而此節者無之、

但、由緒之辺ヲ以使又ハ指送物者格別之事、

一 着京為嘉儀不賜、寛永ノ度ニ拘ハラス、

一 勅使伝奉行向其余総而不行向、寛永ノ度ニ拘ハラス、

一 総而賜物者参

内之事、

一 句当掌侍今度不行向、

一 節朔

勅使并諸家為嘉儀不行向、

右之通候事、

〔貽懸〕一日札スヘシ〕
三月 日

此ノ次第八寛永十一年、家光公最後参代ノ式ニ基キ
同ハレシニ、

朝廷ニ於テ取捨セラレタリト云フ、又当日 將軍家随從

ノ諸大名左ノ如シ 旅館ハ本書記ス、ル処ニ拠ル

一 橋中納言殿 慶喜 東六条本願寺

松平越前守 茂昭 西六条本願寺

松平美濃守 齊博 大徳寺

細川越中守 南禅寺支院

松平相模守 慶徳 北野梅松院

伊達遠江守 宗徳 寺町綾小路上ル藩邸

松平出羽守 定安 西ノ洞院 二条上ル藩邸

松平肥後守 容保 黒谷

佐竹右京大夫 義就 御室

松平淡路守 茂韶 阿州世子 大徳寺支院

毛利左京亮 元周 大徳寺支院

池田信濃守 茂詮 妙心寺

松平主殿頭 忠和 衣棚御池上ル藩邸

松平春嶽 慶水 二条藩邸

松平大膳大夫 慶親 天龍寺

松平阿波守 齊裕 南禅寺

松平容堂 豊信 藩邸

松平甲斐守 保申 日暮屋敷

松平三河守 慶倫 寺町妙蓮寺

上杉彈正大弼 齊憲 清水寺

尾張前大納言殿 近衛殿別邸

松平安芸守 茂長 仏光寺

中川修理大夫 久昭 三本木

毛利淡路守 広篤 大徳寺支院

青山下野守 忠良 六角堂

加賀中納言殿 齊泰 建仁寺

松平隱岐守勝成

榊原式部太輔政敬

溝口主膳正直薄

合テ二十九藩、此外大小吏員ノ姓名略ス、

右外閣老・若年寄及ヒ大小吏員數十名御築地内ニ充滿

シ、尺寸ノ隙地モナシ、又拝觀ノモノ夥シキ、言詞ニ

尽サレサリシトナン、○當時各藩大小八十餘侯洛中ニ

宿營シ、閣老其他役員ハ二条城ノ近傍寺院・町家ニ宿

リ、大小名ハ各多少ノ兵隊ヲ〔引率カ〕引卒シ、多キハ四五百人、

少キハ一二百人、銃砲ヲ備ヘ、諸役人モ高下ニ依リテ

四五十人、十人廿人ト從ヘ、洛中武士ノミノ衛トモ云

フヘキナリ云云、

2 ○文武勸奨、人材拔擢、政体改革ニ付テ、諸藩ヨリ登用

ノ人名左ノ如シ、

擊劍者二百俵

〔貼紙〕「各王家札スヘシ」

千葉周作 擊劍者 藩

桃井春藏 擊劍者 藩

齊藤弥九郎 同上 藩

松岡十左衛門 有馬中務大輔家来 儒者小十人、百俵

山田安五郎 板倉周防守家来 儒者小十人、百俵

金子金三郎 松平山城守家来 儒者小十人、百俵

塩谷甲藏 水野和泉守家来 儒者与力格、二百俵

安井仲平 伊東左京大夫家来 儒者与力格、二百俵

芳野立藏 本多伯耆守家来 儒者与力格、二百俵

3 ○將軍家御上洛道中宿泊左ノ如シ、

二月十二日辰刻江戸城御發興

昼休 品川東海寺

御泊 川崎駅本陳 惣左衛門 門宅

十三日昼休 程ヶ谷駅本陳 菊屋清兵衛 門宅

御泊 戸塚駅本陳 九郎右衛門 門宅

十四日昼休 藤沢清浄光寺

御泊 大磯駅本陳 万右衛門 門宅

十五日昼休 小田原駅本陳 彦十郎 門宅

御泊 三島駅本陳 伝左衛門 門宅

十六日昼休 原駅本陳 平左衛門 門宅

御泊 富士山東西院

十七日昼休 由井駅本陳 郷右衛門 門宅

御泊 興津駅清水寺

十八日昼休 駿府御城御泊共

十九日昼休 久能山德音院

廿日御泊 駿府御城御滞輿

廿一日昼休 岡部駅本陳九兵衛宅

御泊 藤枝駅本陳伊右衛門宅

廿二日昼休 金谷駅本陳八右衛門宅

御泊 掛川駅本陳弥三左衛門宅

廿三日昼休 豊田郡中鶴村陳屋

御泊 浜松駅天林寺

廿四日昼休 新井駅本陳飯田武兵衛宅

御泊 吉田駅龍根寺

廿五日昼休 本宿村法藏寺

御泊 岡崎駅相応寺

廿六日昼休 池鯉鮒駅本陳清一郎宅

御泊 鳴海駅本陳良之助宅

廿七日昼休 平塚駅本陳平八郎宅

御泊 佐屋駅本陳五左衛門宅

廿八日昼休 桑名駅東本願寺別院

御泊 四日市多羅尾民部陳屋

廿九日昼休 石薬師駅本陳市左衛門宅

御泊 龜山駅法恩寺

三月朔日昼休 坂之下本陳加兵衛宅

御泊 土山駅本陳平十郎宅

二日昼休 水口駅大徳寺

御泊 石部駅本陳金左衛門宅

三日昼休 草津駅本陳九兵衛宅

御泊 大津駅本陳石原清一郎陳屋

四日二条御入城

右休泊ニテ三月四日着京、扈從ノ人員上下凡八千余名ニ及ヒタリト云フ、此多数カ前中後ニ通過シ、宿駅ノ雑沓言詞ニ尽シ得サリシトナン、剩ハ幕吏ノ悪弊權威ヲ振ヒ、暴行甚シク、大ニ困却ヲ極メ、怨嗟ノ声囂々タリ、二百年來頽廢ノ大典卒示ニ举行、人民ノ困弊ヲ来シ、実ニ拙策ノ至ト心アル者ハ大ニ歎息セリ、○上洛發表ノ時ハ陸路ト令シ、而シテ宿駅困却、扈從諸侯ノ経費ヲ厭ヒ、軍艦ニテ浪花ヘ直航ニ変シ、其予備調ヒシニ二月末、英国其他ノ軍艦数艘横濱ヘ来港セシニ

驚キ、倉皇陸路ニ変シタリ、茲ヲ以テ準備倏チ異動シ、宿駅ノ修繕、道路・橋梁ノ修造夜ヲ以テ日ニ次キ、其雜沓言詞ニ尽シ得サルノ形況ナリシト云フ、故ニ幕庫ノ費耗モ一層シ、予備八十余万兩ナリシニ、殆ント二百万兩近キ数ニ至レリトソ、又扈從諸侯ノ費ス処モ巨万ニ及ヒタリトナン、○各国軍艦ノ入港ニ驚キ、遽ニ陸路ニ変シタルハ当時一般ノ笑談ニシテ、幕吏ノ怯臆ナル夷情ヲ知ラサルノ甚シキ、童児ノ挙動ニ異ナラスト、大ニ威名ヲ殞シタリ、

○當時洛中・江戸各所警衛左ノ如シ、

御本丸江戸大手御門内百人番所

松平中務大輔親良

三ノ丸御門

牧野遠江守康濟

〔貼紙〕「各実名・国邑礼スヘシ」

品川口

稲葉若狭守

高木主水正正坦

板橋口

阿部〔播磨カ〕播摩守

有馬兵庫頭

千住口

片桐主膳正

生駒徳太郎

四ツ谷大木戸

松平日向守

柳沢民部少輔光昭

両国橋

水野日向守

森川内膳正

新大橋

三枝宗四郎

堀田弾正

永代橋

朽木山城守

小笠原弥八郎

浜御殿

本多修理

牧野錠吉

〔貼紙〕「各実名・国邑礼スヘシ」

芝口〔名祝カ〕

青木孫太郎

小笠原六五郎

土橋

大久保但馬守

稲葉隼人

喰違

花房越中守

藤堂美作守

水道橋

逸見若狹守長昌 土屋平八郎

和泉橋

一色丹後守 岡部吉次郎

柳原新ラシ橋

大久保備後守 秋月豊三郎

虎御門

稻葉右京亮久道、豊
後白杵

幸橋御門外

細川若狹守利永、
新田

比々谷御門内土井〔大炊頭カ〕
大炊守屋敷前

大久保加賀守忠礼、相州
小田原

八代州河岸稻葉兵部少輔屋敷前

酒井繁之丞

大名小路松平遠江守屋敷前

柳沢彰太郎徳忠、越後
三日市

呉服橋御門内水野肥前守屋敷前

堀太和守〔大和守カ〕

常盤橋御門内

松平遠江守忠興、撰
州尼崎

神田橋御門外本多伊予守屋敷前

加藤山城守泰令、予
州新谷

一ツ橋御門外三番原明地

松平稠松利同、越
中富山

清水御門外

青山大藏太輔〔大輔カ〕
幸哉、濃州
郡上

田安御門外

松浦肥前守詮、肥前
平戸

堀端一番丁由良播摩守屋敷前

松浦豊後守脩、
平戸新田

半藏御門外内堀端

佐竹耆岐守義謙、羽
州新田

同所外松平兵部大輔屋敷前

井上伊予守正兼、常
州下妻

外桜田井伊掃部頭屋敷前

松平伊勢守〔貼紙〕〔各実名・国邑礼スヘシ〕
仲建、
因州新田三万石

外桜田松平大膳〔大カ〕
太夫屋敷前

松平丹波守 光則、信州松本

○火之御番ニハ左ノ如シ、

松平右京亮 輝照、上州高崎

酒井大学頭 忠良、羽州松山

本多豊後守 助籍、信州飯山二万石

太田総次郎 (寛文カ) 遠州懸川

○諸国御固メニハ左ノ如シ、

大坂城

一橋中納言殿

講武所奉行

大関肥後守 増裕、下野黒羽

酒井壱岐守忠謙

軍艦奉行

内田主殿頭

学問所奉行

本多伯耆守

大砲方

下曾根甲斐守

朽木近江守 綱張、丹波福知山

松平能登守 乗命、濃州岩村

石川保之助 (総務カ) 勢州龜山

内藤金一郎 (文成カ) 参州拳母

小笠原図書頭

大岡豊後守

松平仲

木村撰津守

秋月政太郎

江川太郎左衛門

田附四郎兵衛

田附主計

中山旗節

操練所頭取

向井将監

大坂御城代

松平伊豆守 信古、参州吉田

大坂天保山御固

松平相模守 慶徳、因州鳥取

安治川口

松平内藏頭 慶政、備前岡山

木津川口

松平土佐守 豊範、土佐高智

堺

立花飛彈守 (飛騨カ) 鑑寛、筑後柳河

兵庫

松平大膳太夫 慶親、山口

○各所御固ニハ左ノ如シ、

上総海岸

井上左太夫

高島喜平 四郎太夫茂敦ナリ

松平讚岐守 頼聡、高松

〔貼紙〕「各実名・国邑礼スヘシ」
丹羽左京大夫長国、奥州二本松
神奈川

松平讚岐守頼聡、讚岐高松

横浜

酒井雅楽頭忠績、播州姫路

○内海諸所備場左ノ如シ、

一番

松平富之丞武州河越歟、

二番

松平越前守茂昭、越前福井

三番

松平下総守忠誠、武州忍

御殿山下

松平阿波守

五番

小笠原大膳大夫

六番

松平越中守定敬、勢州桑名

豆州下田

真田信濃守幸教、信州松代

大久保加賀守忠礼、相州小田原

水野出羽守忠誠、駿州沼津

武州金沢

米倉丹後守昌言、武州金沢

房州館山

稲葉兵部少輔正巳、安房館山

同国勝山

酒井安芸守忠一

上総国一之宮

加納遠江守久備

同国佐貫

阿部播摩守正恒

同国佐西

林肥後守忠交、上総請西

同国飯野

保料弾正忠正益、上総飯野

同国大田喜

松平織部正

〔貼紙〕「各実名・国邑礼スヘシ」
同国鶴牧

水野周防守

同国久留里

黒田伊勢守 直質、上総久留里

下総銚子

松平右京亮 輝照、上州高崎

同国小見川

内田主殿頭

以上

旧邦秘録五編癸亥之五

旧邦秘録卷之六

○

文久三年癸亥

5 ○五月朔日、御側役ヨリ御小姓与番頭へ口達、曰ク、近

日中御城下諸士非常演習ノ為メ、勢揃可被仰出儀モ可

有之旨被仰出候、時宜ニ依リ 御出馬総勢御引率、福

山原辺マテ行軍、大操練被催儀モ可有之、尤、其節ハ

鐘楼 護摩所内ニアリ、早鐘打鳴ラスヘク、是ヲ相図ニテ各得道具

或得道具トハ、各自御小姓組番 兵糧ヲ携ヘ定メノ場所ヘ集リ、各与頭

御小姓組番頭ノ略唱ヘ名刺ヲ以テ着到届出ツヘシトノ趣ナリ、依

テ当日左ノ如ク布達セリ、

近日中御城下諸士勢揃可被仰付、時宜ニ依リ惣勢御引

率、福山原辺迄御出馬、大調練被相催儀モ可有之旨、

今朔日御側役ヨリ相達候、尤、兼テ被定置候御先手、

両御旗本并御城下警衛予備救応等ノ諸隊、又者諸台場

兵士ハ被定置候通ニテ、鐘楼早鐘打チ鳴候者是又兼テ

被定置候通、一番・二番・三番ト夫々心得罷在候様可

有之候、其外諸士老若ニモ其心得ニテ、銘々得道具・

兵糧等用意致シ、定メ之場所江馳集候様可有之候、此

旨早々致通達候、

五月朔日申刻

御小姓組番頭

各組頭名略ス、

仕長

伍長

旗預

右布達ニ依リ、什伍長等ノ輩当夜各組頭宅ニ集会シ、予メ其準備ヲ議定ス、○勢揃ハ往古ヨリ時トシテ執行セラレシニ、齊宣公御就封ノ時催サレ、以来御城下ニ於テハ中絶シ、諸郷ニハ出水・大口・高岡郷等時トシテ張行セリ、去ル嘉永四年辛亥五月、齊彬公御知政初メテ御就封ノ際、出水郷へ御入国ノ時、該郷ニテ催サレタリ、○抑モ勢揃トハ、早鐘等ノ相図ヲ以テ士庶共ニ招集シ、不虞ノ変ニ備フル制ニシテ、士タル者ハ戎具ヲ着ケ得道具ヲ携へ御城下へ馳付、諸郷ハ地頭飯屋地頭飯屋トハ、一郷ノ政序トモ謂フヘキナリ、地頭代ヲ置レタ其他ノ吏員日々出頭、事務ヲ取り、或ハ文武修練場等ヲ設ケタリ、二君公御巡見等ノ時ハ必休泊セラルノ設ケアリ〔有筈〕、百余外城皆同シ、二馳集ルノ慣例ナリ、出水郷ハ山田昌巖、大口郷ハ新納忠元地頭職タリシ時創設セリト云フ、○出水・大口・高岡等ニ於テハ、相図ノ早鐘又ハ号砲ヲ聞クヤ、農耕ニ出タル者ハ耒耜ヲ携へ〔農服カ〕農腹ノ儘其場へ馳付ケ、妻女ハ鎧冑其他弓槍銃ノ類ヲ負担シ、夫ヤ父兄等カ着到ノ場ニ馳セ行キ、或ハ糧食ヲ炊キ携へ行モアリ、百姓ハ斧鉞鎌鋏ノ類或ハ棒ヲ携フルノ慣例ナリ、○士タル者

ハ鎧冑又ハ陣羽織、或ハ陣笠・半首等ヲ着ケ、騎歩交々ニシテ平常備フル処ノ器具ヲ携帯シ、而シテ後操練スルモアリ、或ハ着到ノ遅速ヲ検査シタルノミニシテ退散ヲ命スルモアリ、時機ニ依テ異同アリ、○今回ノ催ハ先般布令セラレタル軍賦ニ則リ、一番早鐘ニテ出軍ノ用意ヲナシ、二番早鐘ニテ出宅、予テ定メノ場ニ着到シ、三番早鐘ヲ聞テ隊伍ヲ整へ、物主引キ纏ヒ御城下へ屯集シ、御指揮ヲ待ツノ予定ナリ、則チ御先手一陣、〔忠義公史料〕より補御城下下馬札辺ノ供屋前、御旗本一陣ハ御楼門橋詰、国父公御旗本一陣ハ二ノ丸本門下、△御城下警衛ノ諸陣一二三四番ノ四組ハ造士館門前ヨリ南泉院今照国神社ノ辺下迄、五六番ノ二組ハ岩崎口門ヨリ吉野橋詰御廐下辺ニ屯集シ、又老若軍賦定員外ノ者、一二三四番組内ノ者ハ演武館前ヨリ枅形辺、五六番組内ノ者ハ島津図書門前ヨリ新橋辺迄ニ集リ、御指麾ニ從テ進退スヘシトノ定令ナリ、○此発令アルヤ戸々各今ヤ相図アラント糧食ヲ用意シ戎具ヲ揃へ、昼夜心ヲ用ヒ我人後レシト注意シ、婦女子ハ拝觀セント今ヤ遅シト相待タリ、○今回ハ先般布達セラレタル夷舶渡来ノ時、早

鐘相図ノ令ヲ布レタル百事、実場試験ノ為メ催サレタル者ナリ、数十年廢絶ノ事ナルカ故、悉ナ人ニ後レサルヲ競ヒタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三〇四号と同文なり〕

6 ○五月二日、琉球通宝鑄造局上申ニ曰ク、昨壬戌十二月廿二日開局、本年四月廿九日ニ至リ、凡百一日間鑄造ノ総額、貳拾三万貳千五百五十二兩三步余ニ及ヒタル旨届出タリ、○現今内外多難ノ際、富国強兵ノ道盛ンニ着手セラレ、国政改革、海陸軍備或ハ御上洛、或ハ京師警衛兵ノ費用、或ハ京都二本松藩邸創建ノ費途、或ハ汽船購求、或ハ救助、^{〔士兵ノ脱カ〕}或ハ産業奨勸等百事多端ノ經費ニ及ハレ、殊ニ汽船購求又ハ京師藩邸ノ建築、御上洛ノ費途、兵士上京等ノ事ニハ、金銀貨ニアラサレハ用ニ充ルコト能ハス、國中ニ於テノ費用ハ琉球通宝ヲ以テ足レリトス、而シテ隣国日肥ノ間ハ琉貨通融ノ道開ケタルニ依リ大ニ弁益ナリ、茲ヲ以テ國中ノ融通ハ尤モ好機ニ趣キ、上下大ニ賑ヒタリ、○琉貨鑄造ハ僅々一百余日間ニ斯ノ如キ巨数ニ及ヒ、其利益少々ナ

ラス、加之無用ノ梵鐘・仏具或ハ釜鍋ノ類、或ハ古製ノ砲器ヲモ毀ラレ資料ニ供セラレシニ依リ、無用ヲ軋シ有用ニ充ラレタルハ稀世ノ英断ニシテ、凡庸佞仏者等ノ為シ得ヘキニ非ス、実二千載ノ一勇断ト謂フヘキナリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三〇五号と同文なり〕

7 ○五月三日、操練場^{川尻砂揚場}ニ於テ、御先手・兩御旗本・御城下警衛等諸陣ノ物主、其外諸役者、什伍長等ノ操練ヲ催シタリ、○本日ハ什伍長ノ員ヲ戰兵ニ、物主ヲ什伍長ノ場ニ組織シ終日訓練セリ、是レ実場ニ於テ戰兵ノ進退集散ヲ試験シ、尚ホ改良ヲ加シカ為ナリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三〇六号と同文なり〕

8 ^{〔忠義〕}太守公當時文武ノ御修業ニ他事ナク、夙夜毘勉セラレ、中ニモ馬術・砲術殊更御鍛鍊、犬追物或ハ打球モ折節ニ催サレタリ、之レ騎術練習ノ一端ナレハナリ、○文學ハ最モ勉メ玉ヒ、經義ノ講読講解ハ造士館員侍講ヲ勤メ、或ハ式日ヲ以テ七書又ハ御家譜講解等聞召サレ

タリ、從テ御膝辺奉職ノ輩モ、上好ム所下自ラ勉メ、文武ノ勉勵日夜汲々タリ、故ニ一般其風ニ化シ、読書・劍槍ノ術トモ謂フヘキナリ、

9 ○五月六日、去ル朔日示令ノ如ク勢揃催サレ、午ノ上刻

頃相図ノ早鐘ヲ鳴ラシ初タリ、一般待設タル事ナレハ、奮ヒ競フテ予テ令条ノ如ク二番相図ヲ待チタリ、城中又ハ諸局へ出頭セシ輩ハ帰家シテ準備スルモアリ、或ハ家族・從者カ戎具・糧食ノ類ヲ携ヘ馳セ行クモアリ、実ニ言詞ニ尽シ得サルノ盛況ナリ、纏テ二番相図ヲ聞テ各定メノ場へ着到、隊伍ヲ整ヘ、三番相図ニテ御城下へ屯集シ命令ヲ待チタリ、而シテ未ノ中刻頃、太守公御服飾、鞭・差羽織、野袴・陣傘召サレタリ、御樓門ヨリ御出馬アラセラル、御床机廻ノ人員成規ノ如ク扈從扈從又ハ諸役者悉ナリ揚・陣傘・半首等ナリ、セリ、而シテ橋詰ニ御床机ヲ立ラレ、各陣物主及ヒヒ伍長等拜謁、総勢着到ヲ聞召シ、御点檢ノ式畢リテ、本日ハ川尻砂揚場へ御引率操練スヘキ旨仰出サレタリ、国父公御名代ハ島津図書殿治ニテ、御旗本御床机廻其他ノ総勢着到点檢ノ式アリタリ、而シテ先中後ノ諸陣

順次操練場ニ向テ進行ス、御城下ヨリ矢来御門前、二ノ丸、下枿形ヲ出、千石馬場筋、谷山街道ヲ南ニ武ノ橋ヲ越シ、川上式部邸川下ニ添ヒ操練場ニ進軍セリ、

行軍ノ順次ハ御軍賦役二騎折田平八・坂本廉四郎先導ス、次ニ野戰

砲一隊砲数八門、彈藥箱等各附屬ス、次ニ先陣小銃隊六隊一三三四五六番組一与二隊、

一隊人員百二十名、人員四、次ニ御旗本一隊人員百十人、御旗一流八幡大菩薩

薩ト記ス御旗ノ由来ハ後ニ記ス、御旗奉行伊木七郎右衛門実名糺シ記入スヘシ（御納戸奉行職・御旗指東郷源四郎、今重持ト唱フ）御小、次ニ一本杉御馬標由来後ニ記ス、次ニ御床机廻先中

後御備図式図末ニノ如ク、騎歩数十名御持筒六挺・御弓

台一肩・御長刀一振・御手槍二本・玉葉箱一荷・御床

机一脚・御手傘・御草履・御草鞋・御鎧箱二荷・御茶

弁当一荷詳ナルハ御床机廻人数賦後条ニ記スカ如シ、次ニ

国父公御旗本一陣

大小砲銃隊、太守公御旗本隊ト同数ナリ、御名代島津図書殿ハ自家ノ馬標金

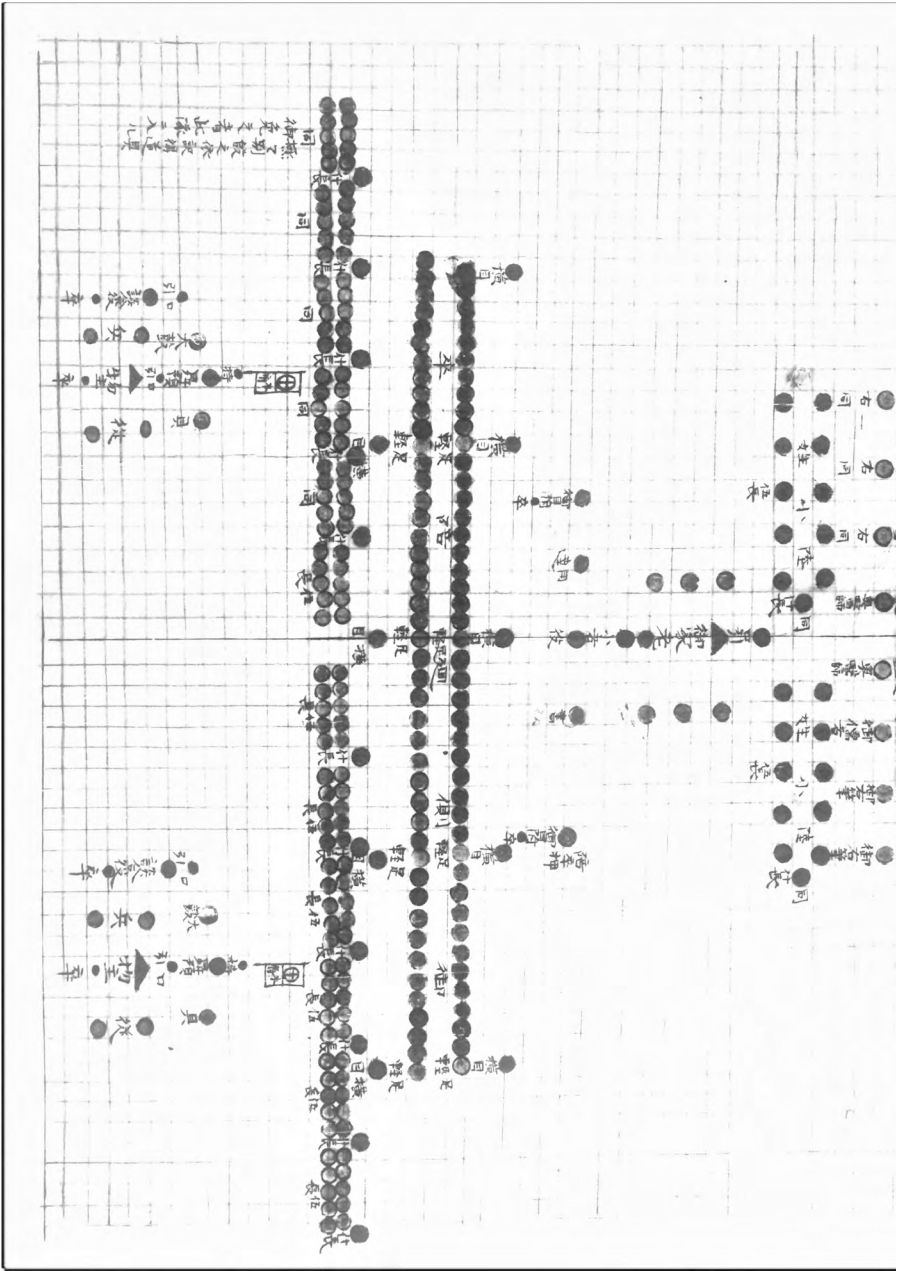
撞鐘、次ニ後軍小銃隊一陣、大砲一隊及ヒ後備隊一陣

順次行軍ス、○操練場へ諸陣着到、太守公御本營ニ

入ラセラル御本營ハ布屋ヲ設ケタリ、諸隊ノ陣営モ咸同シ、図書殿ニハ

国父公御本營ニ入ラレタリ、而シテ暫時御休憩、此時諸隊糧

食ヲ給セラレ糧食ハ軍賦令、条ノ如シ、畢テ各陣同時ニ寬急ノ進退



放發操練ス、 太守公ハ中軍御旗本隊ヲ率ヒ玉ヒ御乗出シ、

図書殿モ統ヒテ乗出サレタリ、各隊大小砲銃ノ響ハ山

海ニ轟キ、実ニ百雷ノ如ク、操練場ノ広場モ一時砲煙

ノ為メ咫尺モ弁セサリキ、終リテ少時ク御休憩、而シ

テ申ノ刻過ル頃凱陣、行軍ノ順次出陣ノ時ニ異ナラス、

初ノ如ク御城下ニ繰リ入レ、御樓門橋詰ニ御馬ヲ止メ

ラレ、御軍役奉行新納久徳次郎ヲ召サレ、惣勢予テ定

メラレタル条例ニ違ハス迅速ニ集リ、操練ニ於テモ克

ク整練、御満足 思召ストノ趣ニテ御暇給ハルノ旨達

セラレ、御帰城アラセラレタリ、図書殿ニモ御軍役奉

行ハ万事遺漏ナク整ヒシ旨言上ニ及フヘシトノ旨達セ

ラレ、二ノ丸へ出頭セラレ、而シテ諸隊ハ退散セリ、

○両城警衛御本丸二ノ丸 隊ハ、御出馬中御城下亦ハ二ノ丸御

門前ニ布屋ノ陣営ヲ設ケ警衛シタリ、其他後備・予備

ノ人員ハ、御城下供屋内ニ在テ警衛セリ、如此諸事實

場ノ試験ナルカ故、夷船渡来ストモ防戦ノ準備ハ素ヨ

リ、人数ノ着到或ハ行進給糧、其他百事整頓セリ、○

因ニ記ス、八幡大菩薩ノ御旗ハ御家貴重品ノ第一ニシ

テ、御代々御譲十二流ノ中第一等ノ品ナリ、 頼朝公

ヨリ 忠久公御拝領、文字ハ僧文覚カ書ナリ、第二

時雨ノ御旗ト唱フル者ハ、 貴久公諸所ノ戦場ニ御指

セアリテ、御勝運ノ佳例ナリト云フ、時雨ヲ画キタル

カ故名唱トス、第三 貴久公御旗、第四 白御旗藤原朝臣貴久

天文十五年丙午五月、藤原朝臣義久、慶長三年戊戌五月吉日ト

吉日ト記サレタリ、記サレ、第六 継豊公御写時雨ノ御旗、第七 白御旗、

第八 御写八幡大菩薩御旗、第九 一文字御旗、第十

十文字御旗、第十一 綱貴公御旗、第十二 同公御註

扱ノ御旗、以上十二流ヲ御讓旗トス、文久元年辛酉十

二月、御床机廻御人数賦其他御出馬等ノ規模御制定簿

ニ、御旗四流、但、一 頼朝公御旗、一 時雨之

御旗、 右 貴久公天文十四年 太守ニ御定リ、始而

御出陣之節御指セ被成候、一 白御旗、 右源家御

嘉例、 貴久公モ御持セ、一 義久公御実名有之御

旗、 右每 御出馬御用意、臨時以 思召一流可被遊

為御持、被為在御沙汰候事ト記セリ、茲ヲ以テ今回ハ、

第一八幡大菩薩之御旗御指セアリシ者ナリ、○一本杉

御馬標ハ、第十七世 義弘公朝鮮国御在陣中御製造、

泗川ノ大戦ニ始テ用ヒラレタリ、此戦ハ寡ヲ以テ衆ヲ

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三二〇号と同文なり〕

破り大捷ヲ得ラレタル故、以来御佳例トセラレ、御代々御譲リノ御馬標ト定メラレタリ、○泗川ノ大捷ヲ揚ケラレシヨリ、此ノ御馬標向フ処敵ナク、一目敗走セリト謂フ、実ニ異域本朝名譽ノ御馬標ナリシハ成人知ルカ如シ、○当日 御出馬行軍ノ式拜觀セント、老幼男女路次ノ諸街、操練場ノ広地ニ至ル迄群集シ、尺寸ノ隙地ナク、実ニ人ヲ以テ山ヲ築キタルカ如ク、殊ニ御家ニ於テ貴重ナル御旗・御馬標、其他御出馬ノ形状ヲ拜シ、涙ヲ流シタルモアリ、洵ニ人ヲシテ感セシメタル御催ナリキ、殊ニ八幡大菩薩ノ御旗・一本杉ノ御馬標ハ悉ナ人容易ニ拜覽スル事能ハス、初秋風入七夕御虫干シトノ時改服シテ拜見ヲ允サル、者ナリキ、モ唱ヘタリ、〔二六頁一九頁にあり〕
 ○御床机廻御備立ノ〔圖五行前、ニアリ〕如シ

○従来各所ニ於テ操練ヲ催サレタル事ハ、天保十五甲辰ノ年、長崎へ和蘭使節渡来、外夷ノ情実ヲ忠告シ、同年三月、琉球国江仏国軍艦到来、尋テ弘化二年乙卯〔乙巳カ〕夏、英仏二国人在留シ各夷請願スル処アリ、是ヨリシ

テ幕府海岸守備ヲ嚴令シタルニ因リ、各藩守防ノ準備ニ着手セリ、本藩ニ於テハ 斉興公特ニ厚ク心ヲ用ヒ玉ヒ、大小銃砲ノ製造局創設、海岸各所ニ砲台ヲ築キ、或ハ操練ヲナサシメ、封内御巡見ニハ兵士ヲ引率セラレ、遠路行軍ヲ習練セシメ玉ヒ、或ハ軍制ヲ改革セラレ時勢斟酌、惣鉄砲ノ大令ヲ布レ、頗ル面目ヲ一新セラレタリ〔詳ナルハ 斉興、公御伝ニ記ス〕、尋テ 斉彬公繼紹セラレ、操練ハ素ヨリ銃砲ノ製造、砲台ノ設、或ハ海軍創設、軍艦製造一層盛大擴張シ玉ヒ、而シテ後 太守公時勢人情ニ則リ、尚ホ精究セラレタリ、然リト雖モ此回ノ如ク百事実場試験ノ為メ、御躬親ヲ御出馬指麾セラレタルハ是ヲ權輿トス、從テ人心モ自ラ実場ニ向フニ一定セリ、二百有余年昇平ノ久シキ徳川家大権ヲ握リシヨリ各藩ヲ圧抑シ、花奢懦弱ノ風ニ陥リ、武備ハ虚飾ニ流レ、剩ヘ操練ノ如キハ稍禁停ニ等シク、茲ヲ以テ狩、或ハ踊等ノ名ヲ仮リ、稀ニ操練ヲ催スモアリシト雖モ、素ヨリ鎧冑・戎具ヲ備フルノミノ如クニシテ兎戯ニ等シ、狩踊等ノ名ヲ仮リタルハ則本藩ニ於テハ御閑狩・士踊是レナリ、或ハ水戸ニ於テ天保ノ末、追鳥狩ト名

ケ鳥追ノ形ヲナシ、鎧冑ヲ着ケ鉦鼓・旌旗種々ノ武器ヲ備テ操練セリ、世ノ変遷如此ニシテ、僅々十有余年ノ間ニ雲泥霄壤ノ違ト云フモ誣言ニ非ズ、本藩ハ殆ント二十年來御三代ノ間連綿懈怠ナク、誇言ニ似タリト雖トモ、大小三百余藩ニ於テ恐ラク比肩アラサルヘシ、斯ル切迫危殆ノ世ニ臨ンテモ狼狽スルコトナシ、各藩ニ於テハ武備整フルノ名アルモ、多クハ虚名ニ属シタルカ如シ、隣藩熊本ノ如キモ癸丑開港ノ前頃、警衛ノ命ヲ奉シタル際、本藩ニ向テ武器借用ヲ請ハレタルコトアリ照国公御伝、ニ詳記ス、其時藩臣徳富太多助外一名來覓、懇請ノ書アリ、之ヲ以テ其事実不整ヲ知ルニ足レリ、仍テ証左ニ供センカ為メ記シテ以テ参考ニ供ス、

乍恐奉歎願候、

誠ニ恐多奉存候得共、 台下御賢明、兼而天下之憂ニ被遊御先立、外寇并凶荒之二大患者別而被遊御憂、御一国之御備而已ナラス、天下公供之被為在御大規模、種々被為御手附候段奉敬承、誠ニ以難有 尊慮之程、兼々乍恐奉欽慕候之間、国家危急之御ニ付、不顧憚御

台下御執事之御方迄上書奉歎願候、今般浦賀表夷賊防禦之儀、弊藩ニモ御委任ノ嚴命ヲ蒙、寡君其撰ニ被当候処者武門之面目トモ可申、君臣一同冥加カ冥賀之仕合ニ奉存候、殊ニ相武咽喉、天下第一要衝之地警衛被命候ニ付而者、為天下君臣共ニ必死之覚悟ニ而夷虜ノ胆ヲ取挫キ、永ク窺覲之情ヲ相断、累代之浴恩ニ可奉報ト、君臣旧來之武名モ相立申度憤起仕候、然処大砲・軍艦之備無之候而者、手合之一戰モ出来兼候ニ付、実ニ国家之存亡不及奉申上、

皇国之大体モ汚辱仕候者必定ニ御座候間、兼而此儀ニ付而者、有志之臣子甚々苦心仕、種々上言、周旋モ仕候得共、何事モ二百余年昇平ニ浴シ候因循姑息、驕惰之習俗ニ御座候得者、一向ニ興起不仕、既ニ此際燒眉之急患眼前ニ差臨候間、昼夜肝胆ヲ碎キ心配尽力仕候得共、聊其驗無御座、空敷光陰モ相立候之処、今度大任ヲ被蒙候ニ付而者寡君ニモ大ニ開悟被致、重役之者モ少シク醒覚仕候、併異船渡來之期者春月中ト申ス趣ニ候得者、纔ニ五六十日之交ニ差逼リ、如何ニ君臣必死ニ差入り劍鎗之大戰ヲ相恃候而モ、大砲・軍艦之設一

向無之、軍艦之儀者端舟之一艘モ未タ出来不仕、大砲
 モ僅カニ數門ニテ、迎モ手合セ之合戰出来不申、今更
 奉歎願モ真ニ無面目事ニ御座候得共、何分君臣之情義
 空舖手ヲ拱ネ候ニ難忍御座候間、當節者尤モ御自國御
 備御手厚キ上ニモ尚被遊御備増候折柄、難申上事休ニ
 奉存候得共、此ノ如ク急迫之期ニ至リ、外ニ奉倚頼候
 御方モ無御座候間、先差寄り手合之接戰出来仕候丈ケ
 之要器、別紙件書之品々御所望、拜借被仰付候儀、伏
 仰奉歎願候、右者國家存亡之一大事ニ御座候間、御在
 府被為 在候得者、寡君御直ニ可被奉願候得共、當今
 御在國之御儀ニ付、重役之者罷越奉願積候処、是亦夫
 是難申上内情モ有之、其儀モ迅速ニ調兼候次第、其中
 二月日者相迫來候ニ付、卑賤之小臣ヘ參向申付、乍恐
 國家之内情モ奉明言候間、伏而希クハ御隣好且者天下
 之御為被 思召分申上奉リ候、逼感之事情得卜被遊
 御汲上被下候様、幾重ニモ奉仰願候、素ヨリ申上候件々
 小臣僭踰之大罪者聊不奉辭、國家之恥ヲモ相顯シ候大
 機密之儀ニ御座候間、如何ニモ外国ニ 外国トハ他藩ヲ
云フナルヘシ、洩
 達不仕候様被達 御内聽被下候様奉伏願候、此旨趣内

10の2

密申付參向仕候、誠恐誠惶、頓首ノ敬白、

十二月廿日 細川越中守殿内

德富太多助

一敬志

御重役御中様

別紙歎願仕候品書

一野戰砲 五門 打方器械一切

一砲台備付砲 六門 打方器械一切

一十八ポント 二十四ポント 三十ポント等長短二

門宛

一二十九寸白砲一門 打方器械一切

一精製合葉式千斤

一ゲヘル小銃三百挺

右奉願候事、

十二月 德富太多助

百拜

右德富ナル者外一名、從者三四名ヲ俱シ鹿兒島ニ來リ、

書ヲ其筋ニ呈シ、歎願懇切ナリシト雖トモ、事情アリ

テ謝絶セラレタリ、滞麁中操練及ヒ各所ノ砲台、或大

砲製造場、火薬製造所、或ハ硝石製成所等ノ拜觀ヲ允

サレシニ倍々感歎セリ、斯ノ如ク御名誉轟キタルカ故、

各藩有志之輩続々来麁、伝習ヲ乞フモ多シ、

持可被為在 御沙汰候事、

一 御旗指 一 騎 從卒式人

一 御旗奉行 一 騎 右同四人

一 一本杉御馬驗一本 持足輕式人

右、義弘公朝鮮ニ於テ被得 御大勝利候和漢名

譽之御馬驗、

一 御馬驗預 壹人 從卒壹人

但、御馬預・御口取兼務、

一 御馬 壹匹 御口之者四人馭者

一 御貝 壹口 持御小人壹人

一 御太鼓 壹挺 右同壹人

一 御側役 貳騎 從卒六人宛

但、陸小姓頭ニ而御貝・太鼓役兼務、

一 御用部屋書役 貳人

一 御使番 貳騎 右同四人宛

一 御小納戸 五騎 右同貳人宛

内、

壹人御太刀之役

壹人御兜之役

11 ○御床机廻御人数賦左ノ如シ、

御床机廻

一 御旗 四流

但、

一 頼朝公御旗

一時雨之御旗

右、 貴久公天文十四年 太守御定リ、始而御

出陣之節御指セ被成候、

一 白御旗

右、源家御嘉例、 貴久公モ御持セ、

一 義久公御実名有之御旗

右、每 御出馬御用意、臨時以 思召一流為御

壹人御弓之役

壹人御箠之役

壹人御沓之役

一 奥御小姓 八騎

從卒貳人宛

但、御使役兼務、

一 奥御小姓 六人

右同壹人宛

内、

貳人御持筒

壹人御鎗

壹人御長刀

壹人御陣笠

壹人御鞭

一 御供目附 拾人

右同壹人宛

但、陸小姓・什長銘々小銃相携、

一 陸小姓 百人

但、都而小銃相携、

内、貳拾人伍長、

一 御乗替 壹匹

御口之者貳人者馱

一 御召馬乘 壹人

一 馬医 壹人

一 御右筆 貳人

從卒壹人宛

一 御儒者 壹人

右同壹人

一 奥医師 拾人

右同壹人宛

一 御軍役奉行壹騎

從卒四人

一 御軍賦役 四騎

右同貳人宛

一 足輕 四人

右三行、不拘御陣列御供、

一 御家老 壹騎 從卒拾五人

但、私領持等者、右從卒外応分限、一組之人数可

被召列候、

一 御家老座書役貳人

一 用達 壹人

一 御目附 貳人 從卒壹人宛

但、銘々小銃相携、

一 横目 拾人

但書同断、

一 足輕 拾貳人

右三行、陪從卒締、

一 御納戸奉行壹騎 右同四人

一 御納戸書役壹人

一 御納戸与力四人

一 御鉄砲機師壹人 夫壹人

一 御研師 壹人 右同壹人

一 奥御茶道 貳人 従卒壹人宛

一 仕坊主貳人

一 御料理役 五人

一 御膳所働 六人

一 御徒目附 四人

一 御小人四人

一 御持筒 六挺 持足輕六人

一 御弓台 壹肩 右同壹人

一 御長刀 壹振 右同壹人

一 御手槍 貳本 右同壹人

一 御玉藥箱 壹荷 持夫貳人

一 御床机 壹脚 御小人壹人

一 御手傘・御草履・御草鞋 御草履取貳人

一 御鎧箱 貳荷 持夫六人

一 御陣長持 壹棹 右同八人

一 御当用長持壹棹 右同八人

一 御寝間長持壹棹 右同八人

一 朱之御両掛壹荷 右同貳人

右四行、御小納戸方、

一 御茶弁当 壹荷 御茶弁当持貳人

一 小長持 壹荷 持夫四人

右、御茶道方、

一 御輿 壹挺 御駕籠之者拾貳人

一 御袖摺挑灯壹張

一 弓張挑灯貳拾張

但、挑灯笼壹荷二入付持夫貳人、

一 沓籠 壹荷 右同貳人

一 飼料桶 貳荷 右同貳人

一 小長持 壹荷 右同四人

但、御鞍道具入付、

一 御弁当 壹荷 右同貳人

一 御陣丹荷 壹荷 右同貳人

一 一半長持 壹荷 右同四人

右三行、御膳所方、
外二、

一 玉薬方三人

一 兵粮方三人

一 普請方三人

一人 馬方三人

一 玉薬方足輕三人

一 兵粮方足輕三人

一 普請方足輕三人

〔御床机廻人数賦、全より補〕
▽一人 馬方足輕三人△

右四役場、主取夫三人宛、

惣合上下四百拾三人

内、

士以上貳百壹人

御納戸与力四人

御小人七人

足輕四拾人

細工人貳人

御口之者六人

御駕籠之者拾貳人
御茶弁当持貳人

御草履取貳人

御膳所働六人

仕坊主貳人

主取夫拾貳人

御家老手廻拾五人

陪卒百貳人

合乗馬貳拾九匹

御陣屋賦

一 布屋貳拾三張

一 幕貳拾三張

一 敷物渋紙

内、

惣勢方 拾六張

御居間 壹張 御居間トハ 君公
御座所ヲ云フ、

御馬屋 三張

勤番所 貳張 勤番所トハ 御本
陣番所ヲ云フ、

御膳所 貳張

外二、

山鍬 六丁

鍬 四丁

鉋 拾本

藁切 山刀 鎌 拾本

右、小荷駄八匹、

玉藥賦

一 塩硝六拾六貫目

斤ニシテ四百拾貳斤半

但、陸小姓并仕長百拾人、忝人ニ付貳百發宛、

一 七匁鉛玉百五拾四貫目

玉數貳万貳千

但、同断、

右式行、小荷駄拾壹匹、

兵糧等之賦

一米百貳拾七石九升

打米ニシテ百壹石六斗七升貳合

但、三杯人ニシテ三百七拾八俵八升二合、

右、忝日忝人ニ付打米八合宛、

右、小荷駄百八拾九匹、

一味噌四百七拾貫八百貳拾目

斤ニシテ貳千九百四拾貳斤六合貳勺五才

但、忝日忝人ニ付三拾八匁宛、

右、小荷駄貳拾三匹、

一 薪百貳拾束 長廻三尺

但、忝日四束宛、

一 切藁千三百九拾貳貫目

但、忝日壹匹ニ付壹貫六百目宛、

右、小荷駄六拾九匹、

一 小糠四拾三石五斗

但、同断ニ付五升宛、

右、小荷駄貳拾九匹、

一 塩八斗七升

但、同断ニ付壹合宛、

右日數三拾日分、

右、小荷駄壹匹、

外二、

一中蠟五拾挺

但、袖摺方、

一 中小蠟五百挺

但、弓張方、

右、小荷駄之内ニ付合セ、

一 陣丹荷四荷

内、忝荷ニ忝斗入、口切桶忝ツ入付、

一 鍋四組

忝ツ米八升焚

但、忝ツ入子、桶入付、

一 飯貝 中八本 小忝拾本

一片口ザル忝組

但、忝ツ入子、

一 細引忝百尋

一 梅干忝斗

一 塩忝斗位

一 竹柄酌忝拾本
〔柄酌方〕

右、小荷駄忝匹、

一 御家老忝騎

從卒拾五人

小荷駄忝匹

一 御側役忝騎

從卒六人宛

小荷駄忝匹

一 御軍役奉行忝騎

從卒四人

小荷駄忝匹

一 御納戸奉行忝騎

五貫目

一 御旗奉行

五貫目

一 士以上百九拾四人、忝人ニ付忝貫目宛

合三百八拾貫目

一 与力四人、忝人ニ付忝貫目宛

合四貫目

一 足輕以下主取夫迄九拾忝人、忝人ニ付五百目宛

合四拾五貫五百目

一 從卒七拾四人、忝人ニ付五百目宛

合三拾七貫目

惣合四百八拾四貫五百目

小荷駄忝拾四匹

惣合小荷駄三百五拾四匹

文久元年酉十二月 御軍役方御家老座印

御軍賦改革ハ、齊興公弘化四丁未年御三代御三代トハ貴久公義久公ノ御軍法ヲ基本トシ、和漢洋古今ノ良法、用捨斟酌一定セラレ、爾來 齊彬公尚増補セラレシヲ、文久

元辛酉年、太守公尊旨ヲ以テ時勢人情ニ則リ大成シ玉ヒ、而シテ同二年、洋式ノ小銃及ヒ隊制編伍ヲ革メ玉ヒタリ、則チ左ニ記ス処ノ如クニシテ辛酉ノ年大成シ玉ヒシ者ヲ礎基トシ、器械ノ更正ヲ專ニセラレ、大体ハ異ナル事ナキカ故、今回發布セラレシ者ハ、悉ク辛酉年大成ノ規模ニ因レル者ナリ、以下咸同シ、

御床机廻諸役者職掌大概

一 御名代

物大将カ太將ニテ御家老・御軍役奉行・御軍賦役・御使番・御目附等被召付、圖外一切權決外之任成ルヘキ間、兼而軍法規則勢節之機會、平日能々御心得可有之、

一出軍ニ付、御手廻道具可成御省略可有之、

一 物鉄砲之御定ニ候得者、御手廻込モ弓・鎗・長刀之者、至而精練無之候而者被召連間敷、

一 調練ヨリ会軍行軍止宿、當中接戰凱旋何レモ御出馬ニ相替儀無之、御軍賦一切之規則ニ基御勤可被成、

但、御親兵六拾人之一隊者御城下士被召付、一陣惣物主親軍隊之通ニ而、其外御手廻自身家来タルヘシ、

一 万事御家老江御相談、御軍役奉行參謀、一 遠陣江之御下知御使番、御見聞者御目附、

一 臨時之賞罰者御自決ニ而、後日ニ相掛リ候儀者御伺之上、譬者戦功ニ依而知行被下候面々有之候者、兵律ニ依リ可然者御証文迄ニ而、帰陣之期御伺之上可被相渡、

一 敵將之驗切り取候者、実験之後鹿兒島江御差送、御前江可被成御差上、

一分取之兵器同断、

一 御帰陣之節者諸勢御暇被下、御手廻計リニ而御登城、

一 御旗奉行

但、夜中者高張ヲ司ル、

旗者一軍進止之目驗ニ而、古ヨリ其役別而重スル
処也、故ニ当職之者平生嚴勇衆ヲ威服シ、戰場ニ
而者如何ナル猛烈之時タリトモ真先ニ進止シテ、
戰兵奮勇之目當下成ルヲ心掛クヘシ、

一 會軍場ニ而者早ク立顯レ、集リ來ル諸人数之目驗

トシ着到有之、御条書終而行軍ト成ル時、惣勢之

真先ニ押立、具之相凶有之候者御旗ヲ立ナカラ折

敷、発足之^{〔太鼓カ〕}大鼓ヲ打候時、又如前々押行クナリ、

止宿着陣之折者相凶次第ニ立止リ折敷、発放之節

押立、入營者真先ニ押入り、陣中ニ而者御本營之

前ニ立テ或引取置、何時モ人数出入之節、夫々鼓

調ニ応シ目當ニ押立ル、中ニモ毎朝之惣揃ニ者、

戎装出来次第先陣ヨリ營外ニ出テ折敷タル時、接

戰之御条書相濟、御旗奉行鼓之調子ニ応シ御旗ヲ

進メ候得者、諸士是ニ依テ進行ス、兼而定メ之場

ニテ大鼓打止候時、御旗押立折敷、帰陣ノ節モ別

ニ替ル事ナシ、実戦ニモ繰出之規則者同断ナリ、

但、接戰者惣勢繰入次第鬨之声ヲ揚候時、御旗

ヲ振リ惣陣ニ合図ヲ通スル、是ヲ旗合セト云、

一 惣勢既ニ繰詰、旗合之式終而御旗者後陣ニ伏セ

不立顯事也、次ニ勝軍之後敷或無抛人数可引揚

旨御下知有之候者、速ニ御旗ヲ利地ニ立寄セ具

ヲ吹キ、諸勢是ヲ聞テ帰リ來ル、首実驗之節御

旗者御側ニ立、夫ヨリ御帰陣ナラハ御先ニ押立

ル、

但、御旗之在所行軍ニ者陸小姓之真先、御備

立之折者御床机本ヨリ八間許リ前、決戰場ニ

テ者地ニ伏セ御床机本ヲ不顯ヘシ、

一 御馬預

御馬之口者古ヨリ重スル処也、次ニ御馬驗ヲ兼用

スル故、職掌御旗奉行ニ準ス、

但、何時モ御馬所ヨリ四五間前ニ在ルヘシ、

一 御召馬乘

御乗替ニ打乗可為御供、

一 御使番 赤地ニ御紋下ニ合印之小旗、手綱取添タ

ルヘシ、

御出馬并御名代、共ニ調練実場同前御旗本ニ罷在、

諸隊ニ往来シ君令ヲ達ス、故ニ兵機并言詞簡実ヲ

心掛ヘシ、

一他国御使者ハ勿論、客人応対迄司ル、

一御使并斥候相勤候節、自身之働強ミ立無用也、唯

君令ヲ達ヲ專要トスヘシ、

一御先手物主戰死後、一隊振ヒ兼候勢之時者、君命

ヲ受テ其人数ヲ指揮ス、

一陸小姓

非番当番之無差別、御出馬之度毎ニ御床机之前

後左右ニ混ト罷在、攻守共ニ奮闘奉守衛御親兵之

強勢成ヲ自任ス、

一御小納戸

一奥御小姓

職掌平日ニ同シ、常ニ御側ニ罷在忠愛ヲ尽シ、御

行列之乱雜ヲ正シ、軍威ヲ盛ニス、若シ御使番・

御目附・御軍賦役人数差支候節者、御下知之扱

旗ヲ以テ諸隊ニ往来シ、或死将ニ代リ一隊ヲ指揮

ス、

一年輩容貌精術ニ依テ主將ト姿ヲ同フシ、影之武者ト

成ル、御近習之内ナルヘシ、

一御供目附 陸小姓・什長兼帶

職掌平日御供先ニ同シ、御軍賦役引合万事可相勤、

一御記録奉行

一御右筆

一御儒者

御用之節々可相勤、別ニ相替儀無之、

一御目附

赤地ニ監之字之小旗、手綱取添タルヘシ、

一横目

御軍賦役引合一切御行列之乱雜ヲ糺シ、且御備立

之折者陪卒乘馬ヲ纏メ、足輕ヲ宰領ニ付ケ、夫卒

ヲ支配スル之職務、古来ヨリ雜卒之混雜ニ仍而失

事ニ及候モ不少、能々入念可相勤、

シ、

一御軍賦役 赤地ニ軍之字之小旗、手綱取添タルヘ

御手当向者勿論、訓練場之差引心付キ候事件、御

軍役奉行等申談、吟味之上相伺候而用捨損益シ、

会軍ヨリ自他国行軍止宿陣營接戰ニ至リ、何時モ

御床机之左右ニ伺公シ、陣中一切之嫌疑向々ヨリ

伺出候儀ヲ相決シ、或諸隊行廻リ、規則ニトリ不

整者、時々物主江示談シ、或 御下知ニ仍テ死將ニ代リ一隊ヲ指揮スル事ヲモ司ル、別ニ一定之職掌ナシ、

但、或一陣一隊被差出候節モ時宜次第二者可被召付候、

一陣中ニ而モ一人宛御本営ニ相詰、諸事差引一切之職掌ナシ、故ニ御陣列ニ不拘御供タルヘシ、

一 御納戸奉行

陣中御手廻御道具ヲ司ル、行軍二者何モ荷物組ニ在ヘシ、

一 御軍役奉行

御手当向者勿論、調練場之差引心付候事件者吟味之上相伺用捨損益、会軍ヨリ行軍止宿営舎接戦ニ至リ、何時モ御床机之本ニ伺公シ、陣中二者一人宛御本営ニ相詰、諸事差引一切之嫌疑伺出候向ヲ相決シ、大事之評議ヲ參定ス、行軍ヨリ接戦ニ至リ時々行廻リ、不整之隊伍又者心付之儀候者夫々物主江談定ス、或 御下知ニ依リ、死將ニ代リ諸陣ヲ下知スル事モ有ヘシ、

但、陣中御側役兼帯、御陣列ニ不拘御供タルヘシ、

一 御側役 陸小姓頭兼帯

何時モ御床机脇ニ罷在、君命ヲ出入シ、御家老參謀ト成リ大事ヲ決定シ、君命ニ依而別ニ一陣ヲ率ル時者一隊之將ト成ル、故ニ戰場之手続ヲ会得シ、臨機応變之大策ヲ心掛ヘシ、

一万一御先手不振、御手廻ニ而御決戦之折者、御

貝・御太鼓之役ニ候得者、節制之上モ兼而心得可有之候、

一 御家老

副將ニ而主將之謀議ヲ參決シ、賞罰之一切ヲ決シ、常ニ御旗本ニ加リ、御出馬并御名代之節モ御手廻之次ニ備ヲ立、進退分合必御床机之本ニ相付、又御下知ニ依テ別ニ一陣之將タル事モ有ルヘシ、
一 営舎之中モ同断、御本陣之中ニ而御手廻小屋之後
二 小屋取可被仰付候、
一 御出陣先ヨリ別ニ一陣ヲ被差出候節者、惣物主トナリ御床机本ニ罷在、自身之備相廻ス御者、書

役或用達ヲ以手廻取締為致、諸隊ニ自身之使者用

達書役タルヘシ、

一手廻可成現兵而已ニ而數多之道具可為無用、

一惣鉄砲之御定ニ而手廻モ可成銃士タルヘシ、得道

具者格別精練之者ニ無之候、而者被召連間敷候、

右者職掌之太概(大概カ)ニ候間、猶銘々職分之精力ヲ尽シ、

兵威ヲ増候様可、心掛事、

11の3
○御城下一組人数賦

物主老騎

從卒八人

但、私領持等ニテ右從卒外ニ一手ノ人数召列候儀

勝手次第、

一昇一本

持足輕一人

但、乳附、白地ニ御紋、裙紺、本府之文字諸郷隊ハ其郷名ヲ

記、

一昇預一人

但、小銃相携、

一談合役一騎

從卒二人

但、乘馬不立置向者、御厩又者寄馬ヨリ出ル寄馬トハ知行

高五百石以上所有ノ者ハ乘馬一匹予テ飼畜シ、其当人出役セサ、
ル者ハ所有高數ニ応シ出馬スル軍賦ナリ、之ヲ寄馬ト唱フ、

一貝一口

貝役一人、夫卒一人

一太鼓一挺

太鼓役一人、夫卒一人

一什長六人

夫卒六人什長戰兵十二人ノ相中ナリ、

但、銘々小銃相携、

一戰兵六十人

内、十二人伍長

右、取分一組被差出候節ハ医師一人被召附候、

一鉄鉞(鉄鉞六十七挺カ)六十四挺

内、六挺

什長六人

一挺

昇預一人

六十挺

戰兵六十人

右外諸役者自筒持越候者玉薬銘々用意之事、

外二、

一玉薬方一人

一兵粮方一人

一普請方一人

一人馬方一人

又外二、

一 玉藥方足輕一人

一 兵糧方足輕一人

一 普請方足輕一人

一人馬方足輕一人

右四役場、主取夫卒一人宛三町ヨリ出之三町トハ、上・下・西

田ノ三町、
ヲ云フ、

但、水汲薪取其外諸用者、物主以下從卒并仕長相

中夫卒等惣人体ヨリ繰廻ヲ以、兵糧方其外共ニ可

召仕事、

右之外從卒不召列筋候得共、兼而武用ニ可相立見込

之者召列度輩者其段可申出候、徒ニ手足之勞ニ代リ

候迄之者一切可為無用事、

一 玉藥箱持夫六人

合上下人数百八人

内、

士以上七十五人

足輕五人

主取夫四人

夫丸十四人

合乘馬二匹

陣小屋割左ノ通、

一 物主以下総人数一坪二人宛之賦ニシテ五十四坪

外ニ、

馬屋二軒

玉藥・兵糧等置場ニケ所

雪隠二十人間ニ一坪四ケ所之賦ヲ以可取立事、

右一組人数一ト木屋縦横地形ニ依リ可取立候、竹木

繩之類者其所在合ヲ以可相用事候ニ付、細引等普請

方ニ而見合可持越候、乍然可成丈ケ家陣又者布屋等

ニ而可為相濟事、

右一組之人数玉藥之賦

一 塩硝三拾貳貫百六拾目

斤ニシテ貳百壹斤

發数ニシテ壹万三千四百發

但、雷帽子銃八匁筒一發式匁四分宛、

右、六拾七人分、壹人ニ付二百發宛、

一 七匁鉛彈壹万三千四百

貫目ニシテ九拾三貫八百目

斤ニシテ五百八拾六斤

但、發數同斷、

一雷帽子貳万六千八百

内、

一塩硝三貫八百五拾九匁貳分

發數ニシテ千六百八發

一鉛玉拾壹貫貳百五拾六匁

發數ニシテ同斷

一雷帽子三千貳百拾六

右、六拾七人銘々貳十四發宛胴乱入レ付自分持、

一塩硝六貫四百三拾貳匁

斤ニシテ四拾貳斤貳合

發數ニシテ貳千六百八拾發

一鉛玉拾八貫七百六拾匁

斤ニシテ百拾七斤貳合五匁

發數同斷

一雷帽子五千三百六拾

右、六拾七人壹人ニ付四拾發宛、玉藥箱六荷入レ

付、

但、壹荷ニ玉藥四百四拾六發宛、雷帽子八百九

拾貳、

貫目ニシテ凡四貫百九拾八匁位、箱共ニ凡五貫

目位

夫壹人持、

合持夫六人

外二、

一塩硝貳拾壹貫八百六拾八匁八分

發數ニシテ八千五拾六發

一鉛玉六拾三貫七百八拾四匁

發數ニシテ同斷

一雷帽子壹万六千百拾貳

合八拾五貫六百五拾貳匁八分

右、壹人ニ付百三拾六發宛、六拾七人分、

右、馬附小荷駄四匹、

右一組人数兵糧等之賦

一米三拾貳石四斗

打米ニシテ貳拾五石九斗貳升

但、三杯入貳俵負、小荷駄四拾八匹

右、上下百八人分、

但、壹日壹人ニ付打米八合宛、

一味噌百貳拾三貫百貳拾匁 小荷駄六匹

右、同壹日壹人ニ付三拾八匁宛、

一薪六拾束 長廻三尺

右、同壹日貳束宛、

一切藁九拾六貫目

右、同壹日壹匹ニ付壹貫六百目宛、 小荷駄五匹

一小糠三石

右、同壹日ニ付五升宛、

一塩六升

右、同壹日ニ付壹合宛、

右、小糠・塩二品ハ小荷駄貳匹、

右、日数三拾日分、

右同一組兵糧方陣丹荷類之賦

一陣丹荷貳荷

内、

壹荷ニ壹斗入、口切桶貳ツ入レ付、

一鍋貳組 壹ツニ米八升焚

但、二ツ入レ子、桶八ツニ入レ付、

一飯貝四本中

一同拾本小

一片口ザル一組

但、二ツ入レ子、

一細引百尋

一梅干壹斗

一塩五升

一竹柄杓拾本

右、小荷駄壹匹、

一布屋四通

一右用之幕四頭

外二、

一山鍬 三丁

一鍬 貳丁

一鉋 五本

一藁切 貳丁

一鎌 五本

一山刀 五本

右、小荷駄壹匹、

文久元年辛酉十二月 御軍役方御家老座印

一 高張挑灯壹張

一 弓張挑灯五張

内、

右、小銃隊壹組人数其他ノ賦ナリ、又大砲備一組之賦左ノ如シ、

什長并戰兵間二三張、兵糧方其外へ式張、

一 中蠟式拾挺

11の4 ○大砲備一組人数賦

但、高張方用、

物主一騎 從卒八人

一 中小蠟百挺

但、弓張方、

但、私領持等二而、右從卒外二一手之人数召列候儀者勝手次第、

右、兵糧方・小荷駄ノ内ニ付ケ合、

一 昇一本 持足輕壹人

一 物主壹騎 從卒八人 小荷駄壹匹

但、乳附、白地ニ御紋、裙紺、本府之文字諸郷ハ其郷、名ヲ記ス

一 談合役以下士以上七拾四人、壹人ニ付式貫目宛

一 昇預壹人

合百四十八貫目

但、小銃相携、

一 足輕以下夫卒迄三拾三人、壹人ニ付五貫目宛

一 談合役壹騎 從卒式人

合拾六貫五百目

但、乘馬不立置向者、御厩又者寄馬ヨリ出之寄馬云タルカ如シ、小

惣合百六拾四貫五百目 小荷駄八匹

銃隊ノ条ニ記シ、

惣合小荷駄七拾八匹

一 貝一口 貝役壹人、夫卒壹人

右者先年御備組被改置候処、猶又今般被相改候条、

一 太鼓一挺 太鼓役壹人、夫卒壹人

何篇堅固ニ手当可有之者也、

一 什長六人、夫卒人宛、什長戰兵拾壹人相中、

内、

大砲式挺野戰砲一組ニシテ耆人宛四人

火薬惣支配人式人

但、銘々小銃相携、

一 靚役八人

但、什長、

一 玉竿役八人

一 玉薬役八人

一 打役八人

一 口薬役八人

一 代リ玉薬役八人

一 守砲士四人

但、伍長銘々小銃相携、

一 火薬箱預八人

但、銘々小銃相携、

右、取分一組被差出候節者医師一人被召附候、

一 大砲八挺

但、要具相添、

継夫三拾式人

一 玉薬方壹人

一 兵糧方壹人

一 普請方壹人

一人馬方壹人

一 玉薬方足輕壹人

一 兵糧方足輕壹人

一 普請方足輕壹人

一人馬方足輕壹人

右四役場ニ主取夫耆人宛、三町ヨリ出、

但、水汲薪取其外諸用者、物主以下從卒并什長相

中夫等惣人体ヨリ繰廻ヲ以、兵糧方其外へ可召仕

事、

右外從卒不召列筋候得共、兼而武用ニ可相立見込之

者召列度輩者其段可申出候、徒ニ手足之旁ニ代リ候

迄之者一切可為無用候、

一 火薬箱持夫拾六人

合上下人数百拾八人

内、

一 士以上七拾五人

外二、

一 足輕五人

合千六百發

一 主取夫四人

一 鉄突彈八百

一 從卒拾人

貫目ニシテ貳百貫目

一 夫丸貳拾四人

斤ニシテ千貳百五拾斤

合乘馬貳匹

一 彈量貳百五拾匁鉄彈実量ナリ

木屋割左ノ通、

但、右同斷、壹挺ニ付百發宛、

一 物主以下惣人数壹坪貳人宛之賦ニシテ五拾九坪

一 數玉八百數玉トハ鉄筒彈又ハ「ブリッキトリス」ト云、以下皆同シ、

外二、

貫目ニシテ貳百貫目

馬屋貳軒、玉藥・兵糧等置場別段ニ可取建、且雪

斤ニシテ千貳百五拾斤

隱二拾人間壹坪ニ四ヶ所之賦ヲ以可取立事、

壹放量貳百五拾目

右、一組人数一ト木屋縱横依地形可取立候、竹木等

但、右同斷、百發宛、

者其所在合ヲ以可用事候ニ付、細引繩等普請方ニ而

一 急火管三千貳百

見合可持越候、乍然可成丈家陣又者布屋等ニ而可為

大砲壹挺ニ付四百宛

相濟候事、

一 急火繩百六拾本

右一組之人数玉藥賦

大砲壹挺ニ付二拾本宛

一 裝藥九拾六貫目

一 火繩百六曲拾貳カ

斤ニシテ六百斤

大砲壹挺ニ付二拾曲宛

但、八挺分一發六拾匁、一挺ニ付貳百發宛鉛彈量五百目

一 火藥箱八荷

ノ重野戰砲、(和蘭式)

大砲壹挺ニ付壹荷宛

但、老荷入レ付品左ノ通、

一紙囊仕込装薬四拾発

掛目貳貫四百目

一鉄彈貳拾発

掛目五貫目

一數玉貳拾発

掛目五貫目

一急火管百宛

一急火繩拾五本宛

一火繩貳拾曲宛

老荷分掛目拾貳貫四百目位

右之持夫拾六人 老荷貳人賦

差引

百六拾発

外二、

玉數百六拾

内、

實彈八拾

數玉八拾

合四拾九貫六百目

右、馬附 小荷駄三匹、

右一組兵糧等之賦

一米三拾五石四斗

打米ニシテ貳拾八石三斗貳升

但、三杯入式俵負 小荷駄五拾三匹

右、上下百八拾八人分、

老日老人ニ付打米八合宛

一味噲百三拾四貫五百貳拾目

小荷駄七匹

右、同老日老人ニ付三拾八匁宛、

一薪六拾束 長廻三尺

右、同老日式束宛、

一切薬九拾六貫目

小荷駄五匹

右、同老日老匹ニ付老貫六百目宛、

一小糠三石

右、同断ニ付五升宛、

一塩六升

右、同断ニ付五合宛、

小糠・塩ノ二品者小荷駄二匹

右、日数三拾日分、

右同一組兵糧方陣丹荷類之賦

一陣丹荷壹荷

但、壹荷ニ付壹斗入、口切桶式ツ入レ付、

一鍋式組 壹ツ米八升焚

但、式ツ入レ子、桶入レ付、

一飯貝 中四本 小拾本

一片口ザル壹組

但、式ツ入レ子、

一細引百尋

一梅干壹斗

一塩五升位

一竹柄酌拾本

右、小荷駄壹匹、

一布屋四通

一右之用幕四頭

外二、

一山鉾 三挺

一鍬 式挺

一鉦 五本

一鎌 五本

一藁切 式丁

一山刀 五本

右、小荷駄壹匹、

一高張挑灯壹張

一弓張挑灯五張

内、

什長并戰兵間三張

玉藥方其外へ式張

一中蠟式拾挺

但、高張方、

一中小蠟百挺

但、弓張方、

右、兵糧方小荷駄之内ニ附合、

一物主壹騎

從卒八人

小荷駄壹匹

一 談合役以下士以上七拾四人

一 壹人二付貳貫目宛

一 合百四拾八貫目

一 一足輕以下夫卒迄四拾三人

一 合貳拾壹貫五百目

一 惣合百六拾九貫五百目 小荷駄八匹

一 惣合小荷駄八拾三匹

一 右者先年御備組被定置候処、猶又今般被相定候条、

一 何篇堅固ニ手当可有之者也、

一 文久元年辛酉十二月

御軍役方御家老座印

12 ○今回一戸一人ノ賦ヲ以テ、十八歳ヨリ五十歳迄兵役年

一 齡卜定メラレタリ、其人員左ノ如シ、

一 御一門四家

一 現役四人

一 一所持并同格三拾七家

一 現役三拾人

一 寄合六拾三家

一 現役五拾八人

一 寄合並拾壹家

一 現役兵拾人

一 無格式家

一 現役兵貳人

一 小番七百六拾戸

一 現役兵七百三拾壹人

一 新番貳拾四戸

一 現役兵拾壹人

一 〔御脱力〕小姓与三千九拾四戸

一 内、

一 一番組五百三拾七人

一 二番組五百拾九人

一 三番組六百四拾六人

一 四番組四百二拾四人

一 五番組四百九拾貳人

一 六番組四百七拾六人

〔貼紙〕三千九百四十八ノ合計數ハ小姓組ノミヲ計ナリ、御一門家ヨリノ合計ハ三千九百四十八ナリ

一 合計人員三千九拾四人

〔貼紙〕「三千九十四人ノ二倍ハ六千八百八十八人ナリ、三千九百四十人ノ二倍ハ七千八百八十人ナリ」

現実式人出役、平均ニ計算スレハ凡ソ七千八拾

八人余ニ及フ、

薩摩国拾三郡〔マヤ〕拾四外城

〔鹿児島郡吉田カ〕

一薩摩郡吉田式百三拾六人

一喜入 三百三拾四人

一谷山 五百八拾人

一今和泉式百式人

一指宿 百六拾八人

一山川 八拾式人

一穎娃 三百式拾人

一川辺 式百四拾三人

一加世田千五百五拾九人

一川辺郡山田五拾八人

一知覽 百七拾式人

一鹿籠 百八拾七人

一坊泊 百拾人

一久志秋目百七拾八人

合計四千四百式拾九人

阿多郡 三外城

一阿多 三百拾五人

一田布施五百七拾九人

一伊作 七百式拾九人

合計千六百式拾三人

日置郡 八外城

一伊集院三百八拾九人

一郡山 三百三拾四人

一市来 六百五拾五人

一串木野式百四拾五人

一平佐 式百拾式人

一吉利 百拾人

一日置 百四人

一永吉 九拾八人

合計式千四百四拾七人

薩摩郡 八外城

一百分 八拾三人

一山田 百三人

一隈之城四百拾式人

一高江 式百式拾壹人

一中郷 六拾六人

一入来 百七拾人

一東郷 三百九拾六人

一樋脇 三百五人

合計千七百五拾六人

伊佐郡 (外城方) 拾外都

一山崎 百貳拾壹人

一宮城 四百拾六人

一蘭牟田 百六拾五人

一佐志 百四拾貳人

一黒木 五拾八人

一鶴田 百七拾四人

一大村 貳百六人

一大口 貳百七拾四人

一羽月 百三拾九人

一山野 八拾貳人

合計千七百七拾七人

出水郡 五外城

一出水 千百七拾貳人

一高尾野 三百三拾六人

一野田 百五拾人

一長島 四百八拾七人

一阿久根 貳百五拾三人

合計 貳千三百九拾八人

高城郡 貳外城

一高城 七百拾六人

一水引 貳百四拾八人

一(飯島郡方) 飯島 上三百八拾八人 下四百八拾八人

合計千八百四拾人

大隅国 (ママ)

大隅郡 八外城

一桜島 五百九拾壹人

一牛根 百七拾五人

一大根 占八拾七人

一小根 占百三拾七人

一佐多 八拾四人

一新城 五拾人

一垂水 四百四拾五人

一 田代 八拾四人

合計千六百五拾三人

肝屬郡 九外城

一 内之浦百四拾三人

一 高山 三百四拾八人

一 花岡 百三拾人

一 始良 八拾九人

一 大始良八拾壹人

一 鹿屋 百三拾五人

一 串良 貳百四拾人

一 高隈 五拾人

一 百引 八拾壹人

合計千貳百九拾七人

噌唼郡 九外城

一 末吉 貳百八拾六人

一 恒吉 八拾三人

一 財部 三百四拾三人

一 福山 貳百貳拾貳人

一 敷根 百五拾六人

一 国分 八百九拾人

一 清水 三百六拾貳人

一 市成 百五拾七人

一 噌唼郡三百七拾九人

合計貳千八百七拾八人

桑原郡 五外城

一 踊 百拾六人

一 日当山百五拾八人

一 横川 貳百六拾三人

一 栗野 百貳拾三人

一 吉松 百四拾人

合計八百人

菱刈郡 四外城

一 湯之尾九拾六人

一 馬越 九拾七人

一 曾木 百五人

一 本城 百貳拾四人

合計四百貳拾貳人

始羅郡 六外城

一 溝辺 百貳拾人

一 加治木 六百八拾六人

一 重富 貳百七拾壹人

一 帖佐 三百七拾三人

一 蒲生 六百六拾九人

一 山田 貳百拾四人

合計貳千三百三拾三人

日州諸県郡 拾六外城、此内関外四外城

一 吉田 七拾六人

一 馬関田 五拾七人

一 加久藤 百貳拾貳人

一 飯野 百七拾八人

一 野尻 貳百壹人

一 小林 三百拾壹人

一 須木 百八拾人

一 綾 百六拾七人

一 倉岡 九拾三人

一 穆佐 九拾八人

一 高岡 四百五拾四人

一 高城 百八拾貳人

一 高原 貳百貳拾三人

一 高崎 百四拾五人

一 勝岡 貳百三人

一 山ノ口 百三拾八人

一 松山 百五拾四人

一 志布志 五百拾九人

一 大崎 三百九拾人

一 都之城 貳千五拾七人

合計五千九百四拾八人

熊毛郡

一 種子島 百五拾六人

惣計三万四千五百五拾一人

以上、是ヲ拾八歳ヨリ五拾歳迄二戸一人ノ賦ナリ、○
是ヲ一戸二人出役平均ニ算スレハ、貳万七千三拾人、
御城下ト合計スレハ、六万九千八百五拾貳人、是ヲ城
下及諸郷・私領ノ精兵トス、

外二、

名一所持ノ家来凡千五百余人

与力・足輕式千五百余人

寄合及ヒ寄合並・小番・新番家来、寺社附等凡三

千五百余人

凡合計七千五百余人

是等ヲ合計シテ、七万七千三百余人ノ壯健兵ト記セリ、

旧邦秘録五編癸亥之六

旧邦秘録卷之七

○

文久三年癸亥

13 ○海陸ノ軍備逐次改革セラレ、彈藥運搬ノ準備ハ殊ニ極

要ナルカ故、前キニ定ムル処アリト雖モ、尚ホ担当ノ

局員議定上申左ノ如シ、

○台場御手当之次第

火藥箆筒四荷

持夫八人

但、壹荷式人持、

右、大門口御台場据付大砲壹挺ニ付三拾発宛入付、

右同拾五荷

持夫三拾人

但、壹荷式人持、

高張挑灯式張

弓張挑灯拾式張

蠟燭四拾式挺

但、壹張ニ付三挺賦、

目印昇旗式本

右、大門口台場内并新射場・一番目射場・鼠土藏式

軒江銘々火藥箆筒入レ付ニ而御格護相成、兼而夫々

御手当被仰付置候玉葉役へ藏輪迄毛相渡置候様、左

候而、持夫之儀者近在諸所へ御手当相成居候得共、

現事急変之節速々夫持、旁間後之懸念モ有之候間、

火消方郷中火消方郷中トハ、町・浜・寺門前者或ハ小番・新番・御小姓等家来下人、城下市街其他住居ノ輩区域ヲ

定メ團結シ、吉凶共ニ互ニ相助ケル一ノ旧慣アリ、之ヲ郷中中間ト通唱ス、此輩火防其外風水災等ニ方リテ仕役スル事トセリ、此

ヲ郷中ニ才トモ唱フ、此輩一種ノ協議法ヲ設ケタリ、中ニモ無常
講ト唱ヘ、其連中ニ死亡或ハ疾病、其他非常ノ災難^{災難}患苦ニ罹レル
時ハ、常ニ積金ノ設アリテ之ヲ出シテ其費途ニ充テ、或ハ更ニ課
出救助シ、或ハ葬埋ニハ其連中従事ス、実ニ民間ノ良法ナリ、或
ハ連中カ神社仏閣ニ参詣スルアリ、則チ例歳五月五日国分八幡社
ヘ参拜ス、其時ハ各区標旗ヲ携ヘ一群ヲ為シ一種ノ謡歌ヲ謡フ
之ヲ御田歌又御田植歌トモ云フ、而シテ社有ノ田ニ稲苗ヲ挿ス等
ノ旧式ヲ行フ、其行粧最ト壯觀ナリ、麩府中此区域數十アリ、因
テ事アルニ方リテ仕役スルモ大ニ弁ナリ、茲ヲ以テ近代操練ノ時
火薬運搬或ハ大砲運転ニ仕役ス、此輩平常諸職工ヲ以テ活計ヲナ
セシ故、力役ニハ尤モ勝レタルノミナラス、維持スルニ協同ノ規
則アルカ故、其頭立タル者ニ命シ或ハ懲罰スルニ宜シ、又町夫ト
ハ上下町ニ居住ノ輩常ニ海岸其他ニ於テ力役ヲ以テ生業トシ、中
ニモ舟船積荷ノ揚卸ヲナシ、或ハ脚夫ノ稼ヲナス、此連中モ一種
協同法アリ、藩庁宮繕方等臨時多数ノ役
夫ヲ要スル時ハ、之ヲ庸役スル事トス、并町夫之内ヨリ兼而
御手当被仰付置、祇園洲・大門口相図砲次第早速御

藏元へ駆ケ付、玉薬役差図ヲ受ケ相勤候様被仰付度
吟味仕候、

右装薬運送方之節者一绪ニ繰出相成、甚致混雜人数
円リ兼可申候間、昼者何方台場大砲装薬又者何方御
備組装薬運送ト銘々目印昇旗相用、夜分者同様之目
印高張挑灯相用候様被仰付度吟味仕候、

火薬箆筒拾三荷

持夫貳拾六人

但、壹荷貳人持、

右、新波戸台場据付大砲壹挺ニ付装薬三拾発宛入レ

付、

右同拾五荷

持夫三拾人

但、壹荷貳人持、

右、祇園洲台場前条同断、

高張挑灯貳張

弓張挑灯拾壹張

蠟燭三拾九挺

但、壹張ニ付三挺賦、

目印昇旗貳本

右、祇園洲台場内土藏貳軒江銘々火薬箆筒入レ付ニ

而、御格護ニ而前条同様、

右御藏ヨリ運送夫之儀、前条同断、

火薬箆筒四荷

持夫八人

但、壹荷貳人持、

右、大門口台場据付大砲壹挺ニ付装薬貳拾発宛入付、

右同拾五荷

持夫三拾人

但、忝荷式人持、

右、弁天波戸台場据付同断、

右同拾三荷

持夫式拾六人

但、忝荷式人持、

右、新波戸台場同断、

右同拾荷

持夫式拾人

但、忝荷式人持、

右、祇園洲台場同断、

高張挑灯四張

弓張挑灯式拾張

蠟燭七拾式挺

但、忝張二付三挺賦、

目印昇旗四本

右四ヶ所台場据付大砲装薬、右之通銘々火薬箆筒人

付二而坂元村御蔵江御格護相成居、急変之節者早速

掛り役々出張致シ、無滞運送為致可申候、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」二六九号と同文なり〕

13の2

○御旗本備御手当之次第左之通

装薬玉付八匁紙囊四万三千八百

但、忝発分式匁忝分宛、

右同四匁紙囊四万三千八百

但、忝発二付忝匁宛、

惣人数四百三拾八人

什長并昇預・太鼓役・戦兵込ミ、忝人二付式百発

宛、

右之内、

火薬箆筒三拾六荷

但、銘々雨覆相添、

玉付紙囊三万六千発

但、戦兵三百六拾人分、

忝荷二付千発宛

但、拾人分、

忝人二付百発宛

右同拾式荷

但書同断、

玉付紙囊七千八百

但、什長・昇預・太鼓役七拾八人分、

壹荷二付六百五拾發宛

壹人二付百發宛

二口火藥箆筒四拾八荷

持夫四拾八人

但、壹荷壹人持、

右之通坂元村御藏江御格護相成居、急變之節者御定

之集場へ足輕才領二而致運送、玉藥役へ引渡候賦、

蓮包箱荷四拾八

玉付紙囊四万三千八百

但、壹箱二付九百拾三發宛、

貫目九貫目位

小荷駄貳拾四匹

壹匹二貳箱負、貫目拾八貫目負、

馬桐油貳拾四枚

細引四拾八筋

弓張挑灯三拾六張

高張挑灯壹張

目印昇旗壹本

蠟燭百拾壹挺

但、壹張二付三挺賦、

右之通坂元村御藏へ兼而荷作仕調御格護相成居、馬

負二而前条同斷、

二封度野戰砲裝藥千六百發

但、紙囊入付、

壹發二付六拾目宛

二封度野戰砲八挺

但、壹挺二付貳百發宛、

火藥箆筒拾六荷

但、銘々雨覆相添、

壹荷二付人付品左之通、

裝藥百發宛

數玉貳拾發宛

実彈貳拾發宛

急火管百拾宛

急火繩貳拾本宛

持夫三拾貳人

但、貳人持、

弓張挑灯八張

蠟燭貳拾四挺

但、壹張三挺宛、

右、在持夫二而前条同断、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」二七〇号と同文なり〕

御先手備御手当之次第

八匁玉付紙囊四万三千八百

但、壹發二付裝藥三匁宛、

四匁玉付右同四万三千八百

但、壹發二付貳匁宛、

惣人数四百五拾人

但、仕長・戦兵・昇預・太鼓役込ル、

壹人二付貳百發宛

右之内、

火藥簞筒七荷

但、銘々雨覆相添、

玉付紙囊七千三百

但、戦兵・仕長其外七拾三人分、

壹人二付百發宛

持夫七人

壹荷壹人持

蓮包箱荷八ツ

但、壹匹貳箱負、

玉付紙囊七千三百

但、壹箱九百拾貳發、

貫目九貫目位

小荷駄四匹

壹匹貳箱負

壹匹二付拾八貫負

目印昇旗壹本

馬桐油四枚

細引八筋

高張挑灯壹張

弓張挑灯五張

蠟燭拾八挺

但、壹張二付三挺賦、

右、前条同断二而、祇園洲六番組御手当人数集場へ

足輕才領付二而致運送、玉葉役へ引渡候賦、

火藥箆筒七荷

但、銘々雨覆相添、

玉付紙囊七千三百

什長・戦兵其外七拾三人分

壹人二付百發宛

持夫七人

壹荷壹人持

蕙包箱荷八ツ

但、壹匹二付弍箱負、

玉付紙囊七千三百

但、壹箱二付九百拾弍發人、

貫目九貫目程

小荷駄四匹

但、壹匹二付弍箱負、

壹匹二付拾八貫目負

馬桐油四枚

細引八筋

高張挑灯壹張

弓張挑灯五張

蠟燭拾八挺

但、壹張二付三挺賦、

目印昇旗壹本

右、前条同断二而、新波戸五番組御手当人数集り場

へ同断、

火藥箆筒拾四荷

但、銘々雨覆相添、

玉付紙囊壹万四千六百

但、戦兵・什長其外百四拾四人分、

壹人二付百發宛

持夫拾四人

壹荷壹人持

蕙包箱荷拾六

玉付紙囊壹万四千六百

壹箱二付九百拾弍發

貫目九貫目程

小荷駄八匹

壹匹二付弍箱負

壹匹拾八貫目負

馬桐油八枚

細引拾六筋

高張挑灯壹張

弓張挑灯拾張

蠟燭三拾三挺

但、壹張二付三挺賦、

目印昇旗壹本

右、前条同断ニ而、弁天波戸壹番組・二番組御手当

人数集場へ同断、

火藥箆筒七荷

但、銘々雨覆相添、

玉付紙囊七千三百

但、戦兵・仕長其外七拾三人分、

壹人二付百發宛

持夫七人

壹荷壹人持

蓮包箱荷八ツ

玉付紙囊七千三百

但、壹箱二付九百拾貳發、

貫目九貫目程

小荷駄四匹

壹匹貳箱負

壹匹拾八貫目負

馬桐油四枚

細引八筋

高張挑灯壹張

弓張挑灯五張

蠟燭拾八挺

但、壹張二付三挺賦、

目印昇旗壹本

右、前条同断ニ而、大門口御手当三番組人数集場へ

同断、

火藥箆筒七荷

但、銘々雨覆相添、

玉付紙囊七千三百

戦兵・仕長其外七拾三人分

壹人二付百發宛

持夫七人

壹荷壹人持

莖包箱荷八ツ

玉付紙囊七千三百

但、壹箱ニ付九百弍拾發、

貫目九貫目程

小荷駄四匹

壹匹弍貫目負

壹匹ニ付拾八貫目

馬桐油四枚

細引八筋

高張挑灯壹張

弓張挑灯五張

蠟燭拾八挺

但、壹張ニ付三挺賦、

目印昇旗壹本

右、前条同断ニ而、訓練場四番組御手当人数集場へ

同断、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」二七一号とほぼ同文な

壹人ニ付百發宛

り

13の4

○御城下守衛御手当向之次第左之通

八匁筒紙囊四万三千八百

但、装薬玉付壹發ニ付三匁宛、

四匁右同四万三千八百

但、前条同断、

〔^行壹發ニ付弍式匁宛

惣人数四百三拾八人

但、仕長・昇旗・太鼓役・戦兵等込ル、壹人ニ付

弍百發宛、

右之内、

火薬箆筒三拾六荷

但、銘々雨覆相添、

玉付紙囊三万六千

但、戦兵三百六拾人分、

壹荷ニ付千發宛

但、拾人分、

右同拾貳荷

但書前条同断、

玉付紙囊七千八百

但、什長・昇預・太鼓役等七拾八人分、

壹荷二付六百五拾叁宛

壹人二付百叁宛

二口合火薬箆筒四拾八荷

持夫四拾八人

但、壹荷壹人持、

右之通坂元村御藏へ御格護相成居、急変之節者在夫
持二而御定之場所へ足軽才領付ヲ以致運送、玉薬役

へ引渡候賦、

蕙包箱荷四拾八

玉付紙囊四万三千八百

但、壹荷二付九百拾三叁宛、

貫目九貫目程

小荷駄貳拾四匹

壹匹貳箱負

壹匹拾八貫目負

馬桐油貳拾四枚

細引四拾八筋

高張挑灯壹張

弓張挑灯三拾六張

蠟燭百拾壹挺

但、壹張二付三挺賦、

目印昇旗壹本

右之通坂本村御藏へ御格護相成居、馬付二而前条同

断、

二封度砲紙囊千六百叁

但、壹叁二付六拾目宛、

紙囊入レ付

二封度野戰砲八挺

但、壹挺二付貳百叁宛、

銘々雨覆相添、

壹荷入レ付品左之通、

装薬百叁宛

数玉貳拾叁宛

実弾貳拾叁宛

急火管百拾宛

急火繩貳拾本宛

持夫三拾貳人

壹荷貳人持

弓張挑灯八張

蠟燭貳拾四挺

壹張二付三挺宛

右、在持夫二而前条同斷、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」二七二号と同文なり〕

○三郎様国父公御旗本備御手当之次第

八匁筒紙囊四万三千八百

但、装薬玉付、壹発二付三匁宛、

四匁右同四万三千八百

但書同斷、壹発二付貳匁宛、

惣人数四百三拾人

什長・昇預・太鼓役・戦兵等込ル、

右之内、

火薬箆筒三拾六荷

但、銘々雨覆相添、

玉付紙囊三万六千

但、戦兵三百六拾人分、

壹荷二付千発宛

但、拾人分、

壹人二付百発宛

右同拾貳荷

但書前条同斷、

玉付紙囊七千八百

但、什長・昇預・太鼓役其外七拾八人分、

壹荷二付六百五拾発宛

壹人二付百発宛

持夫四拾八人

但、壹荷壹人持、

右之通坂元村御藏へ御格護相成居、急変之節者在夫

持二而御定之集場へ足軽才領付二而致運送、玉薬役

等へ引渡候賦、

蕙包箱荷四拾八

玉付紙囊四万三千八百

但、壹箱二付九百拾三發宛、

貫目九貫目

小荷駄式拾四匹

壹匹式箱負

壹匹二付拾八貫目程

高張挑灯壹張

弓張挑灯三拾六張

蠟燭百拾壹挺

但、壹張二付三挺賦、

馬桐油式拾四枚

細引四拾八筋

目印昇旗壹本

右之通坂元村御藏へ御格護相成居、馬付ヲ以前条同

断、

二封度砲裝藥千六百發

但、紙囊入付、

壹發二付六拾目宛

二封度野戰砲八挺

壹挺二付式百發宛

火藥箆筒拾六荷

壹荷入付品左之通、

裝藥百發宛

数玉式拾發宛

実弾式拾發宛

急火管百拾

急火繩式拾本

持夫三拾式人

壹荷式人持

弓張挑灯八張

蠟燭式拾四挺

但、壹張二付三挺賦、

右、在持夫二而前条同断、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」二七三号と同文なり〕

13の6

○水軍隊御手当之次第

十二封度砲裝藥百發

但、木綿囊入、

壹挺二付式拾發宛

銅管六拾

急火管七拾

急火繩拾五本

六封度裝藥五拾發

但書同斷、

銅管六拾

自在砲右同百五拾發

但書同斷、

右之口藥四百五拾目

但、尅挺二付七拾五匁宛、

合銃藥四百五拾斤四合五勺

火藥箆筒拾貳荷

但、尅荷二付裝藥貳拾五發宛、

持夫貳拾四人

但、尅荷貳人持、

高張挑灯尅張

弓張挑灯六張

蠟燭拾八挺

但、尅張二付三挺賦

目印昇旗壹本

右之通坂元村御藏へ御格護相成居、急変之節者物主

ヨリ引合次第、在夫持二而引渡候賦、

両波戸台場大砲裝藥津畑迄届之上、運漕船之儀者目印

昇旗貳本宛上下町年行司共へ兼テ引渡置、異船渡来之

節者御定之相凶次第直様船式艘宛致手当、上町者新築

地石灯笼下辺、下町者石灯笼下辺へ右目印旗相立、町

役人尅人・水主貳人宛乗付居、火藥坂元村御藏等ヨリ

津畑迄届次第右目印旗ヲ目当ニ致シ、早速積入無遅滞

致運漕候様御手当相成居候間、此段御届申上置候、

惣合火藥箆筒三百貳拾五荷

内、

百八拾六荷尅人持

百三拾九荷貳人持

惣合持夫四百六拾四人

内、

百五拾八人、郷中又ハ町夫

外二、

助夫三拾貳人

右、前条装薬繰出之節、在持夫二而者間後可罷成候間、

御当地御当地トハ鹿見島ヲ云火消方郷中前二註記ス夫之内へ兼而御手当

被仰付置、急変之節者銘々申渡置候受持之御蔵元へ無
遅滞駆付、夫々指図ヲ請ケ相勤候様被仰付置度、尤モ

至其期無緩怠可相勤旨、組合ヲ以テ御受書為差出候様
被仰付度、右様平常法令嚴重無之候而者急変之時二至

り動揺混雜モ難計、右二付、兼而銘々へ鑑札相渡置人
数相円メ、玉薬役ヨリ差引致弁達候様仕度、左候而、

主人持主人持トハ小番・新番・御小姓組等家来下人ノ主人ヲ云フ之儀者当主ヨリ其証
文為差出置度候、

但、方限火消夫并町夫・在夫之儀モ同様其支配ヨリ
取締申付候様致度御座候、

〔忠義公史料より補〕
右夫三百六人△

外二、

助夫四拾六人

右、御城下四ヶ所台場据付大砲装薬壹挺ニ付三拾発

宛者台場近辺御蔵へ格護之賦候、余者坂元村御蔵へ
御格護相成候間、持夫トシテ下伊敷村・坂元村・下

田村・吉野村在夫之内へ兼而御手当被仰付置、急変

之節者早速右御蔵へ駆ケ付候様被仰付度、尤モ遠在

ハ御手当相成候而者急二相揃兼可申候間、右四ヶ村
在夫ハ外御手当向者被差免、混ト右方江被振向置度

吟味仕候、

惣合小荷駄九拾六匹

外二、

助馬四匹

右御備組大砲・小銃装薬前条箱入レ付之上、莖包二
而坂元村御蔵・下田村・吉野村之内へ兼而御手当被

仰付置、急変之節者早速右御蔵へ駆付候様被仰付置

度吟味仕度、

惣合銃薬壹万三千式百式拾斤七勺五才

内、

大砲装薬八千式百五斤五合七勺五才

小銃装薬五千拾四斤半

惣合大砲五拾七挺

惣合装薬入箱百九拾式

惣合木管千式百式拾九本

惣合急火管五千式百七拾五

惣合急火繩千五百本

惣合銅管式千式百六拾五

惣合小銃千七百五拾式挺

惣合高張挑灯拾七張

惣合弓張挑灯式百拾七張

惣合蠟燭六百八拾壹挺

惣合目印昇旗拾七本

惣合馬桐油九拾六枚

惣合細引百九拾式筋

右者、此節御軍賦御変革二付、銃薬方請持之御手当向
評議仕候処、右通御治定相成度吟味仕、此段申上候、
以上、

亥四月三日

一往銃薬方掛

吉村才之丞

銃薬方掛見聞役

有川喜左衛門

礮永孫四郎

伊集院四郎

木場休五郎

伊勢仲左衛門

税所四郎左衛門

門司為兵衛

町田甚助

竹山正右衛門

寺師次右衛門

申出之通申付候条、早々致手当可申出候、

四月九日
式部川上
欠美

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」二七四号と同文なり〕

旧邦秘録五編癸亥之七

旧邦秘録 文久三年自卷八
至卷九 四

市来四郎編

〔扉に、表紙の文字の外に「久光公御
加筆」(紙数二二八枚)の記載あり〕

旧邦秘録卷之八

○ 文久三年癸亥

14 ○五月八日、組頭宅へ什伍長及戦兵・諸役者召喚、攘夷

鎖港ノ

勅諭書及ヒ幕府布令書拜聞セシメ、而シテ口達ニ、仮令
ヒ夷舶渡来ストモ決テ動揺スルコト勿レ、予テ令セラ
レタルカ如ク在宿シ、相凶ニ依テ夫々定メノ場へ出張
スト雖モ、軍令ニ違却セス謹ンテ命令ヲ俟ツヘシ、若
シ違フモノハ嚴重ノ処分アルヘシトノ趣ヲ達シ、而シ
テ左ノ軍令書各心得ノ為メ拜聞セシメタリ、

掟

- 一 我隊伍之列ヲ離テ他ニ不可入交事、
- 一 大小用其外無拠可相後砌者、其訳什長并同伍江相断
用事仕舞次第早速本之列ニ可馳付事、
- 一 脇道スヘカラサル事、
- 一 押買無用之事、
- 一 昼飯并泊リ之宿ニ着キ候節、兼而定之合凶相背間敷
事、
- 一 役者之外猥ニ声ヲ立間敷事、
- 一 喧嘩・口論停止之事、
- 一 酒停止之事、
- 一 何時ニ而モ貝ヲ鳴シ候者可折敷、旗昇押立、太鼓打

候時者可歩行事、

一 危地行軍ノ時、旗者太鼓之調子ニ依リ、士卒之足並旗之遲速ニ従フヘキ事、

一 田島踏荒ス間敷事、

一 無下知放火（亂妨方）乱防無用之事、

右之条々堅固ニ可相守者也、

文久三年五月

掟

一 物主之免許無之我陣所ヲ離レテ他之小屋ニ入間敷事、

一 営門出入之作法、従卒タリト雖モ伍什之組合無之又

者宰領不付者、或役所之許札無之者出入無用之事、

一 速ニ発出之格護（覚悟力）、油断有之間敷事、

一 喧嘩・口論停止之事、

一 役所之免許無之飲酒停止之事、

一 旗・貝・太鼓之令相背間敷事、

一 夜隠者夜廻リ人数之外、往来無用之事、

一 出火之節者、本営詰之人数并火消役其小屋限之外不

可立騒、若難消止大火ニ及候者銘々小屋前ニ折敷、

相凶之下知ニ随ヒ、兼而定之場へ一組宛可相廻事、

一 陣場割渡之外、猥ニ大声ヲ不可立事、

一 陣場割渡之節、私之好悪申出間敷事、

一 賊中之事実探得勝敗之事、

一 存寄候趣於有之而者速ニ可申出、悪キトテ罪スルニ

非ス、善キ事者可取用事、

一 役所之免許ヲ得ス、親族タリトモ敵中ニ書信ヲ通ス

ヘカラサル事、

一 降參之者致殺殺害間敷事、

一 先手接戰候共、下知無之内諸隊之人数致動揺間敷事、

一 病人有之節者、速ニ同伍ヨリ役所ヘ可申出事、

一 猥ニ吉凶勝敗之説申触シ、或占術ケ間敷事相唱間敷

事、

一 放馬且火用心可致事、

一 夜打其外騒動之節者、其小屋一組限ニ而取鎮之格護

タルヘシ、其外者下知無之ニ騒立間敷事、

右条々堅固ニ可相守者也、

文久三年五月

此之条書者、着陣又者毎朝惣勢拜聞セシムヘシ、

掟

一 首級器械ヲ得候共、請持之場所ヲ廻間敷事、

一 小指持參ニ而臨時之下知相伝候者、物主タリト雖違背有之間敷事、

一 物主戦死之節者、惣勢当之敵不相破者可為戦死之格護事、

一 婦陣之貝ヲ吹キ候者、何時タリトモ旗昇ヲ目当ニ太鼓之調子ニ応シ可引取事、

一 号令ヲ不待鉄砲相放間敷事、
一 定置候追留メ之場所ニテ合図有之候節者、踏越間敷事、

右条々堅固ニ可相守者也、

文久三年五月

右、接戦前惣勢拜聞スヘシ、

掟

一 勝軍之後二者、尚以營舎之規則可相守事、
一 帰着之節、下知無キニ私宅へ帰間敷事、

右之趣堅固ニ可相守者也、

文久三年五月

此条書者、婦陣之節陣前ニ於テ惣勢江拜聞セシムヘシ、

掟

一 旗・太鼓・貝之令相背間敷事、
一 物主臨時之令相背間敷事、

一 自身之隊伍ヲ離而他ニ不可入雜事、
一 婦陣之星合不相濟内帰間敷事、

右条々堅固ニ可相守者也、
文久三年五月

此条書ハ、教戦之時繰出前惣勢ニ拜聞セシムヘシ、
掟

一 応遠近触レ之刻限ニ相後間敷事、
一 鉄砲其外之要具欠クヘカラサル事、

一 酒停止之事、
一 着到之後、物主之不得差図隊伍ヲ相廻間敷事、

一 喧嘩・口論堅令停止候事、
右条々堅固ニ可相守者也、

文久三年五月

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三二六号と同文なり〕

15 ○五月九日、御軍賦役野村彦兵衛、御勘定方小頭ニ貶ラ

レタリ、元来荻野流砲術師範ナリ、青山愚知ト異論アリテノ故ナリト云フ、野村ハ幼年ヨリ〔齊彬〕照国公御膝辺ニ奉職シ、其頃桜井大五郎〔荻野流砲術家ナリ〕カ門ニ入ラシメ玉ヒ、砲術ヲ学ヒ得達セルカ故、其後師範ニ列セラレタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三二七号と同文なり〕

16 ○五月十日達、御小姓与番頭椀山権十郎、

行状不正ナルヲ以テ当番頭ニ貶セラレタリ、

17 ○同日演達、今般攘夷決定ノ旨幕府ヨリ布達セラレ、殊

二本藩ハ生麦事件或ハ昨年来無謀ノ攘夷ハ不可ナルノ

趣再三御建論アリシカトモ、長土水ノ三藩士或ハ浮浪

士輩ノ暴論ニ動かサレ玉ヒ、遂ニ

勅命ヲ下レシ故、

諭言汗ノ如シ、実ニ已ムコトヲ得サセラレス、一向ヲ攘

斥ノ準備嚴令セラレ、本月中百事成頓届出ツヘキ旨軍

事関係ノ諸局ヘ達セラレタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三三二〇号と同文なり〕

18 ○五月十七日京都雜報ニ曰ク、今度〔慶喜〕一橋殿横浜鎖港処分

ノ為東下ノ途次、駿州岡部駅ニ於テ浪士四五十名本陣

ヘ推參、訴フル旨アリトノ言ヲ以テ面謁ヲ請ヒシニ、

素ヨリ浮浪体ノ者ニ接眉アルヘキニ非ラサルカ故、臣

下ノ者ト論談ノ末遂ニ争鬪ニ及ヒ、一橋殿家臣十余名

死傷、浪士モ死亡八九名アリシト云フ、○或ハ大目附

大沢豊後守〔貼紙〕「実名札スヘシ」東下ノ途次、石部駅ニ

於テ浪人十余名面謁ヲ乞ヒ、家臣等ニ向テ種々暴論罵

詈シ、遂ニハ鬪争ニ及ヒ互ニ死傷アリシト云フ、○斯

ク浪士等カ暴行ノ源因ハ、石清水 御幸ノ際 將軍家

発病ノ由ヲ告テ節刀拜受ヲ嫌避シ、或ハ 將軍家供奉

ヲ避ケタルハ一橋殿ノ奸謀ニ出、此末鎖港ノ談判モ虚

喝ニ出ルヤ必セリトテ脅迫シ、実行ヲ揚シメント暴

動ニ及ヒタリト云フ、大沢モ一橋殿東下随員ナルカ故、

同シク強迫ニ出タリト云云、

19 ○五月十七日、二番・六番ノ二組、川尻調練場ニ於テ操

練ヲ催サレタリ、辰ノ刻着場ノ約束ナリシニ〔忠義〕太守公

已ノ刻頃ヨリ御出馬アラセラレタリ、本日者何ノ御達

モナク卒然ノ御出馬ナリ、操練終リテ後、鉄板射擲ヲ命セラレタリ、夷舶鉄製ナルカ故試験セラレタル者ナリ、操練人員ハ午ノ下刻頃退散ヲ命セラレ、太守公ニハ御親ヲ鉄板御試験アラセラレ、未ノ下刻過御帰城アリタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三二七ノ一号と同文なり〕

20 ○五月十九日京都飛報着覽、曰ク、我藩士鶴木孫兵衛横目以テ在ナル者去月廿四日四月（親姓）夜、留守居本田弥右衛門其勤ス、

他三四名木屋街辺へ集会シ、同人ハ用アリテ一名先キニ帰邸ノ途次暗殺セラレタリ、街説ニ、長土二藩ノ所為ナラント云フ、当時本藩ト長藩其他土水等ノ各藩脱走ノ徒ト論ヲ異ニシ稍輒敵視シ、殊ニ鶴木ハ他藩人ノ交際モ弘キノミナラス議論アル者ナルカ故、警視セラレシ事項モアリシトナン、其際我藩士ハ至当ノ処分ヲナサント暗殺者ヲ搜索スル事密ナリシカトモ、遂ニ分明ナラサリキ、

21 ○五月中旬頃、藩内米穀匱乏、上下共ニ困頓セリ、錢百文寛永通宝百文ハ九十六枚ニ白米式合八九勺ヲ買ヒ得ルノヲ以テ百文ト通唱ス、

時価ナリ、中ニモ山川・指宿・穎娃・加世田辺ノ各郷ハ殊ニ欠乏、僅一二合ヲ購ヒ得ルニモ難ク、細民ニ至テハ米粒ヲ食フ者ナク、雜穀類其他草根・木皮ヲ以テ露命ヲ擊キタリト云フ、斯ク匱乏ナルハ昨年ノ凶作、加之近国ノ輸入ナキニ依レリ、茲ヲ以テ政庁ヨリ肥筑ノ両所ヘ特ニ輸入ノ道ヲ開カレ、中ニモ熊本ヘ輸送ノ談ニ及ハレシカハ、許多ノ石數ヲ運致セリト雖モ、価甚不廉ナリ、然リト雖モ本藩ハ金融滑沢アルカ故、高価ノ苦ヲ告ル者ナシ、是全ク官庫ヲ開キ治乱ノ政務ニ耗スル処夥シキカ故、自ら上下ノ流通宜キヲ得タリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三二六号と同文なり〕

22 ○五月初旬京撰問ノ形勢、昨年冬頃ヨリ人氣甚タ穩ナラス方向定マラス、種々ノ街説囂々、從テ商業進マシマス銀ノ融通渋滞シ、多クハ貯積シテ取り遣リヲ止ムルノ形勢ナリト、畢竟乱兆目下ニアルヲ以テ回転ハ危シ、〔蓄積カ〕寧畜積ニ若シトノ人氣ナリ、其ヨリシテ三月頃ヨリ漸

次金価騰貴シ、一両九十五六匁ニ登レリ、斯ク高価ナルハ前代未聞ナリト云フ、或ハ諸大名追々上洛從隨ノ人多ク費用少カラス、故ニ諸藩咸大坂商人ニ貸借ス、故ニ豪商ノ輩モ從來ノ好アリト雖モ頼談通り応弁シ難キ形況ナリ、依テ稍強談ニ亘リ、都テ攘夷鎖港或勤王等ノ言ヲ以テ借談ニ及ヒ、少シク心難ノ色ヲ顯ハス時ハ旧借棄捐、利払謝絶等ノ言ヲ以テシ、富家ノ輩固却極リタリト云云、

23 ○五月廿日ヲ以テ在崎中原猶介藩序ニ報告曰ク、攘夷鎖

港ノ

勅諭幕府循奉ノ説外国人聞知シ、逐日軍艦渡来、警備甚

嚴重、中ニモ英国ハ生麦事件ノ重事アルカ故、日本海

へ軍艦二隊一隊ハ大小八艘ナリヲ差向ケ、内一隊ハ全ク生麦事件

談判ノ為メ、一隊ハ攘鎖ノ説アルニ依リ警備ノ為メナ

リト云フ、仍テ横浜・長崎・函館・新潟或上海等ノ各

所ニ往来ス、○軍艦一隊トハ則チ大小八艘ニシテ、其

内大軍艦「フレカッ」ナリ一艘・中形軍艦四艘・報知小船三艘

砲船トモナリ、長崎港ニ於テモ現今昼夜蒸氣ヲ立テ大小

砲ニハ裝藥シ、直チニ放発ノ準備ヲナシ居レリ、其他米仏蘭等三四艘乃至二三艘絶ヘス碇泊、警備最モ嚴ニシテ水夫其他ノ上陸ヲ止メタリ、商船ハ各国合テ八九艘碇泊シ、館舎ヲ引キ扨ヒ悉ク船中ニアリ、鎖港ノ布告ヲ聞ヒテ上海等へ向テ出航ノ議定ナリト云、夫故商法モ全ク停止シ、随テ市中ノ人氣恟々、今ヤ砲声ヲ聞クナラント、老幼婦女ハ悉ナ山手ノ方ニ避遁シ、日々家財類ヲ運搬スルニ從事シ、実ニ雜沓ヲ極メタリ、又生麦事件ニ就テハ現今ノ形勢ヲ以テ考フルニ、果シテ豊港ニ渡来、難題申立ルナラン、幕吏ハ己ノ難ヲ遁レシカ為メ、廻航ヲ促スカ如キ密説アリ、宜シク注意アルヘシトノ趣ナリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三三一九号と同文なり〕

24の1 ○五月十九日下関報信ニ曰ク、去十日晩景亞米利加商船

一艘横浜ヨリ長崎へ向テ通航セント、馬関・田之浦海

口ニ来航ス、時ニ前田（壇ノ浦カ）等ノ台場ヨリ砲撃シ、

船服其他諸所ニ砲丸ヲ受ケタリ、亜船モ四五発ス、商

船ニテ軍備ナキハ勿論ナルカ故、其儘乗抜ケ玄海灘ニ

向テ走セ去リタリト云フ、田ノ浦砲台ハ元來長府ノ備場ナレトモ、指麾スル処ハ宗藩萩ニアリ、近日攘夷布告以來、宗藩萩ノ兵守レリト云フ、○重船ハ三四ノ砲丸ヲ受ケタリト雖モ、動揺ノ体ニモ見ヘサリシトソ、○此時長州ニハ、攘夷ノ先魁ナリト各所ノ砲台又ハ陣營毎ニ大ニ酒宴ヲ催シ、再ヒ渡來セハ幾十艘モ撃沈メ、再ヒ日本海ニ夷船ノ帆影見ルコトヲ得サルニ至ラシメント謂ヒ、或ハ則チ京師ヘ飛報ヲ立テ奏

聞ニ及ヒタリト云フ、○下ノ関辺ハ人氣甚タ恐懼、近日必ス數艘ノ夷船渡來、大戦争アルヘシ、然ル時ハ市中焦土トナルヤ疑ナシ、夷船ノ砲彈ハ僅四五發シテモ損害ヲ受ケタリ、再來ノ時ハ今回ノ比ニアラサルヘシト私語キタリ、是ヨリシテ老幼婦女ハ山手ノ地ヘ避ケ行ク者多ク、故ニ兵隊ハ之ヲ制止シ難極リタリ云云、○編者曰、長藩ニ於テ夷艦ト戦争ハ前後五回、茲ニ記ス処第一回トス、第二三四五回ノ報、順次寛載シテ

便覽ニ供ス 此事実伝聞ノ報告ナルカ故、誤謬素ヨリ保シ難シト雖モ、當時ノ報知或ハ探訪ニ罹レル説ヲ記ス、乞フ是ヲ恕セヨ、○第五回ハ、元治元年ノ記ニ載ス

○第二回、五月廿三日仏国軍艦一艘横浜ヨリ長崎ヘ通航セント、下ノ関海口ニ乘リ來リシヲ、前二同シク放發シ砲丸數個ヲ受ク、仏艦モ砲台及ヒ市中ニ向テ放發シ乘通り、夷艦ハ指シテ損害ヲ受ケタル体ニ非ラサリシト、○此時下ノ関市街ノ騒動一方ナラス、老幼ヲ携ヘ家財ヲ負担シ山手ヲ指シテ避ケ行キ、其雜沓言詞ニ尽シ難シ、加之市街ノ土藏・大家ニハ砲丸ヲ打掛ラレタルモアリ、砲台陣營等ニ於テハ二回マテ夷艦ヲ撃チ退ケタリト大ニ喜ヒ、攘夷ノ先魁事始メヨシ、此後數艘渡來セハ悉ク撃チ沈メント競ヒ、市中ハ之レニ反シ僅一艘ノ軍艦ニテモ市街ノ困苦甚シク、家屋ヲ破ラレタルモアリ、若シ四五艘モ來ラハ如何カセン、必ス不日ニ渡來スルナラント制止モ聞キ入レス各所ニ避遁スル者多ク、市街ハ殆ント空屋トナリ、商法ハ素ヨリ全ク止リ、諸国ノ商船ハ小倉其他ニ避ケタリ、斯ノ如キ形況ナルカ故、陣營ヨリ昼夜市中ヲ巡回シ避遁者ヲ制止スルコト甚嚴ナリト云、○這仏艦ハ長崎港ニ入り一日碇泊、上海ニ向テ出航セリ、此時長崎ニ於テ謂フ処ハ、何ノ応接モナク砲發スルハ、敵国ト雖モ為サ、ルハ万

24の4

○又上町商賈柿本某大坂ニ在リテ、帰路下関ニ滞在在中、
 仏船ノ戦争ニ会シ頗ル困難ヲ極メ、二里計山手ノ民家
 ニ避レ軍散シテ後下関ニ出タリシニ、市街悉ク逃避シ

国ノ公法ナリ、全ク賊徒ノ所為ナルカ故、上海ニ於テ
 同盟各国ニ告ケ、數十ノ軍艦ヲ以テ一挙ニ討破リ、其
 罪ヲ匡スヘシト云テ出航セリト云云、

24の3

○第三回、五月廿六日和蘭国軍艦横浜ヨリ長崎ニ航行セ
 ント下ノ関ニ乘リ来リシ時、過日ニ同シク田ノ浦・檀
 ノ浦ノ両台場ヨリ砲発シタリ、這ノ艦ハ去日亜仏遭難
 ノ事ヲ聞知シタル故其予備アリシト見へ、数十砲発シ
 徐々ト通航セリ、而シテ長崎ニ入港シ奉行ニ向テ曰、
 亜仏二国ノ船遭難、我カ艦モ同シク砲撃セラレタリ、
 故ニ我モ又放発シテ通航セリ、敢テ我ヨリ兵端ヲ開キ
 タルニ非ラス、設令開戦ノ令アルモ普ク各国ニ告、而
 シテ後戦フヘキニ、通航ヲ妨クルハ海賊ノ所為ニ異ナ
 ラス、其罪政府ニ於テ匡サ、ルヘカラス、若シ匡スコ
 ト能ハサルニ於テハ、同盟各国連衡シテ匡スヘシ云云、

一食モ為スコト能ハス、因テ大里ニ渡リ宿泊シタリ、
 戦争ノ時ハ山上ニ登リ遙ニ見物シ、初メ引キ島〔又彦島ト〕
 「二砲声アリテ双方凡三十発許ノ後、直ニ関ノ前海
 二乗リ入り、龜山八幡又ハ阿弥陀寺、其外市中ノ土蔵
 或ハ大家ニハ残ラス一二発モ打チ懸ケ、砲台ニハ勿論
 数十発、或ハ汽船ニハ数十発打チ懸ケ、汽船乗組ノ兵
 士ハ海ニ飛ヒ入、陸ニ上リ逃行ク形状ハ尤モ見苦シカ
 リシト、汽船沈没スルトキハ前田・檀浦砲台ノ兵モ悉
 ク山手ニ逃去リタリ、○夷船ハ大砲十六門許ヲ備へ、
 甲板上ノ大砲ハ尤モ大ナル者ナリシトソ、而シテ檀ノ
 浦砲台初二破レ、兵士モ這々山手ニ遁去リ、其時夷人
 ハ脚舟ヨリ砲台ニ上陸シ、大砲ノ火門ニ釘ヲ打チ、火
 薬ハ海中ニ打捨、小銃或ハ旗槍ノ類ハ本船ニ運ヒ、次
 テ夷人ハ砲台近辺ノ民家ニ放火シ、而シテ徐々ト本船
 へ引取り、一時許リノ間砲台前ヲ徐カニ乗廻リ瀬戸内
 ニ向テ発航セリ、其時ハ未ノ下刻頃ナリシトソ、此船
 満珠島辺ニ走セ行頃、長州ノ応援兵二百人許リ甲冑・
 陣羽織等ヲ着シ、小銃・弓・槍ノ類ヲ携、貝・太鼓ヲ
 鳴シ押出シタリ、然レトモ夷船出航ノ後ナルカ故両所

砲台ヲ巡視シ、後阿弥陀寺ヲ宿陣トシタリ、此隊將ハ毛利能登ト云フ門閥ノ人ナリト云フ、○門司・小倉辺ハ何事モナク、皆人海辺又ハ山上ヨリ見物ノ人夥ク、何カ祭式ニテモ見ルカ如シ、下ノ関ニハ手負又ハ流丸ニ当リ死シタルモアリ、各家屋ヲ破ラレ悲歎スル者多シト、実ニ門司・大里ノ人民ハ対岸ノ火ヲ見ルカ如クナリシトソ、○又小倉駅出張村山某鹿兒島下町商人ナリ、報信ニ曰ク、下関ニ於テ五月十日夷国亞細亞蒸気船一艘横浜ヨリ長崎へ廻船、下ノ関近ク乘リ来リ候処、長府受持ノ台場ヨリ不意ニ大砲打掛ケ候ニ付、商船ノ事故武器ノ備無之、三ツ四ツノ大砲ニテ船ノ胴ヲ打レ候ニ付、如何様水入りニ相成候半カ、其時夷船ヨリ小舟一艘ヲ御シ、水手五六人ニ頭立候夷人二人、白キ小旗ヲ振り立テ台場ニ向ヒ漕キ来リ、上陸ヲ心懸候様子ニテ候処、台場ヨリ大小砲ヲ以テ見澄シ打掛候ニ付、小舟ハ打碎カレ、乗組人残ラス沈没致候由、船底後日聞クニ沈没カ其時本船ノ甲板ヨリ何カ声ヲ上ケ両手ヲ合セ拜ム様ノ事ヲ致候由、如何様助命ヲ乞ヒ候仕方ニテモ候半ト噂仕候、台場ヨリハ強ク大小砲ヲ打掛候ニ付テ、船ヲ返シ逃ケ去リ候

由、夷人ハ何心モナク台場近ク来リ通候ニ付、誠ニ不

意ノ事ニ相違無御座ト評判仕候、此台場ニハ、近頃ヨ

リ中山侍従様隊將ニテ、浪士六七十人御引列御受持ニ

相成候由、外ニ萩・長府ノ人数モ関中諸所ノ陣屋ニ凡

五百人許集リ候由ニ相聞得申候、中山様ハ先頃ヨリ下

ノ関阿弥陀寺内ニ御滞在ノ由、攘夷御見届ノ為メ御下

向、

天朝ヨリ御遣シト申ス事ニテ、市中御通りノ節ハ皆下座

仕候、大形毎モ御歩行ノ時ハ、浪人十二三人モ御供ニ

テ候由、折節ハ遊所へモ御出有之候由、遊蕩暴行、云云

朝廷重キ御使者モ、乱世ニハ別段ノモノトノ評判ニ御座

候云云、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三三七ノ二号と同文な

り〕

24の5

○第四回本藩商賈村山某報知書牘ナリ、前文略ス、六月朔日米國ノ蒸気軍

艦一艘先日不意ニ打ラレ候ニ付、今度ハ横浜ヨリ態々

馬関ニ押来リ、檀ノ浦台場近ク乘リ掛リ直チニ放發致

候、此日萩ノ方ニ近頃買入相成候蒸気船壬戌丸御乗試シ

二、三田尻辺諸方乘廻シノ御手当ニテ、御嫡〔毛利元徳〕長門守様御乗込相成り、間モ無ク夷船相見得、台場ヨリハ俄ニ打立候ニ付、御見物被成居候由、尤、長州蒸気船ハ前田台場ノ方、一艘ハ田ノ浦ノ方ニ掛リ居候真中ヲ乗通り、夷船ハ大砲左右同時ニ打放シ、御嫡御乗船ノ胴ヲ打貫キ銅庫ヲ打破リ候ニ付、死人二十人余モ有之、長門守様ニモ早々御上陸、山手ノ奥ニ御遁ケ入り相成候由、其外数發打掛、一艘ハ水涯ヨリ下ヲ打貫キ水入りト相成リ沈ミ、今ハ帆柱ノミ少々相見得居申候、夷船ノ方ハ左右ニ大砲八挺程備有之、合テ十六丁ニテ候、大方左右一緒ニ打放シ、台場ヨリモ数丁ノ大砲ヲ打放候ニ付、凡ソ一時余ノ間ハ山々モ崩ル、様ニ有之候、後ニハ夷船ノ方ヨリ台場近ク乗付打掛、之レニ長州方モ弱リ候由、台場ヨリモ手稠ク打掛、手負・死人多ク、夫故引取り申候トノ評判ニ御座候、此時夷船ハ小舟三四艘ヲ卸シ、直ニ台場ニ上陸、大砲ノ火口ニ釘ヲ指シ、在家ニ火ヲ掛ケ、小砲・旗・幕・槍・刀ノ類ハ本船ノ様運ヒ取り、〔忠義公史料〕より補夷人モ三四人ハ死候由、夷人台場ヲ引取り△候跡ニハ、横文字ニ書タル張札有之候ヲ和解ニ

相成候処、長州人ハ軍ヲ好ムト見得候得共、台場ノ構悪シク大砲モ宜シカラス、兵士モ逃足早シ、此様ニテハ後日数艘渡来シテモ心足ラス、今一涯用意シテ相待ツヘシトノ趣ニテ御座候由、小倉ノ方ハ全ク手出不致候ニ付、何モ差障リ無之、皆遠方ヨリ軍見物致居候、前田・檀ノ浦等ノ台場へハ後詰ノ人数二三百人、太鼓・貝ノ行列ニテ甲冑・陣羽織・鉢巻等ニテ大小ノ旗押立出懸ニ相成候得共、夷船曳取り後ニテ興ノ醒タル次第、市中ノモノハ物笑ニ致候、

〔毛利敬親〕長州様ヨリ小倉様へ加勢ノ御掛合ニテ双方ヨリ夾打ノ手段ニ候処、小倉ヨリハ未タ公義ヨリ攘夷御日限モ御達無之、京都ヨリノ御達ハ世上ノ噂同然ノ事候ニ付難被成、又此後 公義御達ノ上ニ夾打ノ御差図ニ任セ申スヘシト突キ切り候由、ケ様ノ掛合、長州方ニテハ中山侍従様ノ御差図ニ御座候由、久留米・柳川・福岡・秋月様等へモ御加勢ノ掛合ニ使者罷越居候、如何様ノ御答振相成候カト申事ニ御座候云云、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三五一号と同文なり〕

○第五回 小倉人某カ書、
翰二抛ル、

六月五日仏国軍艦一艘下ノ関ニ乗
リ懸ラントセシ時、檀ノ浦・杉谷・前田ノ三砲台ヨリ
放発シタリ、仏船モ予メ期シタル事故、応発シナカラ
下ノ関近ク乘リ懸リ、進退旋回シテ砲台或ハ長州ノ汽
船ヲ撃チ、其近傍ニ碇泊ノ和船三艘ハ同時ニ撃チ沈メ
ラレタリ、此和船モ旗標或ハ槍類ヲ備ヘタルカ故、守
防ノ船ト認メ撃タリト云フ、其他市中各所ニ撃チ懸ケ
家屋・土蔵ノ類大ニ毀壞シ、砲台ニモ多少ノ死傷アリ、
然シテ台場ノ方先キニ砲発ヲ止メタリシ故、仏船ヨリ
小舟ヲ以テ上陸シ、長府ノ方ニ進軍セント大小砲隊ヲ
備ヘ、台場近キ人家數十軒ニ放火シタルノ際、長州ノ
陸兵心援ニ来リ、日暮レタルカ故暫時戦ヒテ帰艦シ、
当夜瀬戸内ノ方ニ向テ航シタリト云 応援兵ノ隊長ハ高杉、
晋作ナリシト云フ、
長州ニモ本日ハ意外ニ敗走シ死傷多ク、兵氣大ニ阻喪
セリト云フ、市街ハ損害ヲ蒙リ怨嗟悲歎ノ声ノミニシ
テ、他日又必ス数十艘来港スルヤ疑ナシト、制止モ耳
ニセス諸方ニ避遁シ、悉ク空家トナレリト云云、○斯
ノ如ク二三回ハ撃走セシカトモ、仏軍艦ノ攻撃ニハ頗
ル敗戦シ人氣甚衰ヘ、重テ数艘来侵セハ全敗必定ナリ

トテ軍備ヲ嚴ニシ、或ハ巷説ヲ禁シ、或ハ小倉ト夾撃
ヲ議シタリト雖モ、応セサルカ故大ニ怨恨ヲ懷キタリ
後日長兵小倉ヲ侵シタル、
ハ、此怨恨ニ出タリ、 或ハ馬関破ル、トキハ萩城ハ馬
関ヲ距ルコト十余里、殊ニ北海ニ望メルカ故、若シ南
北同時ニ敵ヲ受クルニ於テハ保チ難シト、城ヲ山口ニ
移セリ、此地ハ大内氏ノ居城ニシテ國中第一ノ要害ナ
リ、匆卒ノ遷城ニテ寺院或ハ民家ニ寄宿ヲ設ケタリ、
是ヲ移城ノ初メトス、而シテ馬関其他海防ノ要衝ハ砲
台ヲ増築シ、新古交々ノ砲ヲ増置シ、或ハ邊ニ鑄造ニ
着手シ、頗ル忙シキ形況ナリ云云、
又長防二州ノ人心ハ大ニ沸鼎 (鼎沸カ)、毛利ノ名家モ外夷ノ為
メニ亡ルノ時至レリト擾々トシテ、攘夷論家ヲ除クノ
議ヲ立ルノ一党モ茲ニ於テ起リ、或ハ末藩長府・清末
或ハ岩国等ハ頗ル憂苦困感、暴徒芟除ノ計画ニ他事ナ
シ、斯クノ如ク党派分立セシ故、暴論家ハ頻リニ人心
ヲ纏メ所論ヲ完フセントシ、或ハ恐嚇シ或ハ遊説シ、
百方力ヲ尽セリト雖モ、表ニ承服ノ姿ヲ示シ、内ニハ
避遁セントスルモ多シト云フ、○斯ノ如ク危迫ノ形況
ナルカ故、守禦ノ道モ又少シク調ヒ、再来セハ必至ニ

戦ハントノ準備ナリト云、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三五六ノ一号と同文なり〕

25 ○小倉本陣村上銀右衛門ヨリ中村吉左衛門・村田与兵衛

ヘ二名共ニ御趣法方筆者、予テ用往來ノ者ナリ、五月十五日ノ報信左ノ如シ、

前文略ス、去十日七ツ時分アメリカ軍艦一艘豊前田

ノ浦沖ニ参リ、暫時ノ後下ノ関ト長府ノ間前田村台

場ヨリ大砲打放チニ相成リ、双方大打合ノ上右船ヨ

リバツテラ四艘ヲ卸シ大砲三四丁積入レ、凡百人計

リ乗り付前田村台場へ上陸、台場人員ハ散々ニ逃去

リ候ニ付、御飯屋ヲ初メ村中凡ソ六十軒計リ焼払、

分捕等沢山致シ本船へ曳取候由、田ノ浦へハ初メ小

舟ヲ以テ夷人ヨリ長州ト戦致候ニ付、此方ニハ妨一

切不致候ニ付、鎮リ見物可致旨及挨拶候由、日本仮

名書ノ書附一通差出候由、之レハ妨不致トノ趣ニテ

御座候、右通十分二分捕致、日入前頃上方ノ方へ出

帆致候、尤、田之浦ニテ日本語ヲ以テ遠カラス數十

艘ノ軍艦渡來可致、其内試ノ為今日ハ小軍ヲ致シ、

又海陸測量ノ為ナリト申出候由、

一日入過頃ヨリ長州ノ人数五六十人門司浦へ参リ、夷船再ヒ渡來ノ向候故、豊前地方ヨリモ狭打〔狭打カ〕ニ仕掛候

手配ニ御座候、

一 中山殿御二男、此内ヨリ下ノ関へ御下リ御滞在、久

留米等へモ国司信濃〔朝相〕ト御出、真木和泉〔保臣〕其外浪士二十

人計リ御召列レ、去ル二日上方ノ様御出帆相成候此後

大和暴動二出、タルナラン、

一 国司信濃モ四五十ノ人数ニテ、先月廿五日ヨリ久留

米へ差越居、今五日小倉通行下ノ関へ罷渡候、国司

ハ家老ト申候得共、実ハ大番頭ニテ候由、攘夷掛リ

ニテ家老名前ニテ取扱候由、今日家來ノ者ヨリ承及

申候、

一 長州ニモ遠カラス数艘ノ夷船渡來可致トノ用意致シ

居候処、此節ノ負軍ニテ人氣モ進兼候由、尚追々御

注進可申上候、末略ス、

尚々有川市左衛門殿・坂本休右衛門殿有川、坂本ハ本藩ヨリ事情探偵ニ出

サレタル者ナリ、今夜着、直二下ノ関へ渡海見計相成候間、委

細ハ御兩人様ヨリ御注進可相成候、

以上五回ノ事實ハ誤謬アルヘシト雖モ、長州ニ於テ攘夷ノ手始ナルカ故、記シテ以テ参考ニ供ス、此レヨリシテ長州ニ於テハ党派分裂軋轢甚シク、稍敵視ノ勢アリ、攘夷論ノ勢強ク、加之中山忠光朝臣・高杉其他攘夷家ト俱ニ藩主父子ヲ劫迫シ同論トナシ、吉川等ノ論ハ後レタリトシ擯斥シタリ、斯ノ如ク三四廻ノ戦ニ一回モ勝利ヲ得タルコトナク、中ニモ亜仏兩國ノ為メ大ニ敗ヲ取リ人氣甚タ挫ケタリトナン、而シテ遂ニ元治元年甲子八月、亜英仏蘭四ヶ国連衡シテ、大小ノ軍艦十八艘ヲ以テ馬関ニ迫リ、長州大敗ヲ取レリ元治元年八月ノ部ニ詳記ス、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三五五号と同文なり〕

26 ○五月廿一日、当番頭吉利群吉

〔貼紙実名札スヘシ〕・同高

橋要人種御小姓与番頭ニ拜ス、○御馬預川上箭七郎御

役人並ニ貶セラル、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三三一号と同文なり〕

27 ○諸県郡ノ中、高岡郷其他三ヶ郷

〔貼紙関外四ヶ郷ト通唱ス、関外トハ去川村ノ関外ナルカ故ナリ、寺島宗〕

通用ノ為メ、新ニ発行ノ紙幣製造法、洋式取調方松木

〔題安右衛門ヘ命セラレ、製造方ハ琉球通宝鑄造局員担当スヘキ旨達セラレタリ、○紙幣発行ノ令左ノ如シ、
〔貼紙令書得テ記入スヘシ〕

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三三三〇号と同文なり〕

本藩ニ於テ紙幣発行ハ之ヲ初メトス、財政上実ニ止ムヲ得サルニ出タリ、紙幣ノ弊害大ナルハ古今其例尠カラサルハ多言ヲ要セス、然リト雖モ世ノ変遷ニ随テ已ム事ヲ得ス発行シ、一時ノ急ヲ救ハサルヲ得サルナリ、奈何ントナレハ関外四ヶ郷ハ日州各小藩ト近接或ハ稍交錯シ、人民ノ交際ハ素ヨリ經濟上且暮往來スルカ故、且暮カ金銀錢ノ交換融通ニ於テモ彼我ノ別ナキカ如シ、佐土原・高鍋・飢肥・延岡ノ四藩及ヒ幕領各所、咸紙幣又ハ預リ札金銀錢米ノ類ヲ藩庁預リノ名義、ヲ以テ其証券ナル者ヲ云フ、或ハ用達商賈等ノ預リ証等ヲ発行シ、流通ノ令ヲ布キタルコト夥シク、其幣隨テ隣近ニ及ホセリ、本藩ハ現貨ノミナルカ故、彼レノ紙幣ヲ以テ我カ現貨ヲ絞取スルコト少カラス、隨テ物価ニ影響ヲ及ホセリ、殊ニ外人專ラ好ム処ノ者ハ我カ金銀貨ニアリ、夫レカ為メ近来正貨濫出年地

ヲ掃フニ至ランノ形勢ナリ、茲ヲ以テ商賈ハ金銀ノ商
 法ヲ專ニシ、其形況日ハ日ニ盛ナルカ故、関外四ヶ郷
 ノ如キハ紙幣ヲ以テ正貨ヲ買集スルノ徒多ク、故ニ其
 害ヲ防カンニハ、止ムヲ得ス我レニ紙幣ヲ發行シテ防
 クニ外ナキノ議ヲ以テ發行セラレタル者ナリ、依テ試
 ニ五万円ヲ限り發行ノ予定ナリ、元來該地ノ紙幣ハ粗
 糙ノ製ニシテ文字ハ手書シ、名印検査等二三ノ印章ア
 リテ、真偽弁別シ得難キ者甚タ多シ、又往々贋造算カ
 ラサルカ故、洋製ニ則リ緻密ノ製トシ、偽贋ヲ防ント
 松木安右衛門<sup>今寺島宗則
ト称ス</sup>ニ命セラレ洋法ノ印刷ヲ開カレ
 タリ、故ニ其製細密ノ文画ヲ印シタリ、当時日本ニ於
 テ洋法ノ製ヲ以テ紙幣發行シタル嚆矢トス、其種類ハ
 四種ニシテ、則チ壹貫文・五貫文・拾貫文・五拾貫文、
 是ヲ錢幣トシ、又金幣ハ^{貳分カ}貳歩・壹両ノ二種トシ、銀幣
 ハ^{壹分カ}壹歩ヨリ貳朱・壹朱ノ三種ナリ、

28 ○五月廿二日、勝姫君御下着、玉里邸ヲ以テ御棲居ト
 定メラレタリ、○江戸邸御発興ハ四月 日^{〔貼紙〕}「日糺スヘ
 シ」、五十余日ニシテ御着ナリ、○江戸邸ニアラセラレ

シ 姫君方等ハ残りナク御曳取、在勤ノ吏員モ昔日ノ
 十分一二減シ、随テ費途大ニ減省セリ、加之斯ク騒々
 タル世態ナルカ故、速ニ御帰国アリタルニハ咸人安堵
 セリ、○大小各藩ニ於テモ多クハ帰国シ、江戸中寂莫、
 商賈甚タ困頓セリト云フ、元來江戸ノ繁盛ナリシハ、
 諸大名在府、花美驕惰ノ風習ニ依リテ遊手徒食ノ者多
 カリシニ、倏チ變遷シタルニハ困却スルノ理ナリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三三三二号と同文なり〕

29 ○五月廿三日布達、當時不用ニ属シタル「ゲベール」銃
 一名 銃 数千丁悉皆払下、望ノ者御兵具奉行へ就テ出願ス
 へシトノ趣令セラレタリ、故ニ商賈争フテ請願シ、隣
 藩或ハ浪花等へ売販シ巨利ヲ得タリト云フ、一挺ノ価
 錢四貫文ニ払ヒ下ケ、売販セルハ三兩余ニ及ヒタルモ
 アリシトナン、広島ニハ五百余挺ヲ一時ニ買入タリト
 云フ 武備不整、是ヲ、
 以テ知ルヘシ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三三三三号と同文なり〕

30 ○五月廿五日達、千眼寺 鹿兒島郡西田 村ニ在リ、同宗寿国寺 鹿兒島郡武
 村ニ在リ、

へ合併、千眼寺知行高四百余石ハ救士用途ニ官収セラレ、目今寿国寺ヨリ寺番タルヘシトノ趣達セラレタリ、○斯クノ如ク合併セラレタル所以ハ、夷船渡来、若シ開戦ニ及ヘル時ハ、御本丸・二ノ丸何レモ海岸ニ近ク、碇泊場ヨリ僅十五六丁内外ノ距離、加之高地ナルカ故殿閣或ハ角ノ矢倉、大奥ノ二階、其他悉ク標のニ等シク、渠カ弾撃ノ好標ナルカ故、同寺ヲ以テ御陣場ニ予定セラレタリ、○鹿兒島ノ地タルヤ、東西北ノ三面ハ国境二十余里ヲ距リ、殊ニ大小各外城ニ土着ノ士アリテ〔砦堡カ〕柴堡ノ設ニ等シト雖モ、南方ノ湾口佐多・山川ハ咽喉ニシテ、直径凡六七里守禦ノ道ニ乏シク、一走鹿兒島ニ来侵シ城中ヲ目的トシ放発スルトキハ、拱手シテ撃潰セラルノ地ナリ、故ニ 照国公モ心ヲ用ヒ玉ヒ、国分郷遷城或ハ神瀬照国公御事蹟録ニ詳記スニ砦堡築造セラル、ノ尊旨アリタリ、又和蘭人「ハントウエーン」ナル者来麿ノ時諮問セラレシニ、神瀬ニ大砲墩ヲ築キ椛島洗出ニ大砦堡建築、城郭遷転等ノ義ヲ上言セリ、依テ安政五戊午ノ夏、神瀬ハ既ニ試築ニ着手セラレタリ、斯クノ如キ地形ナルカ故、今回ハ開戦ニ至ランモ知ル

ヘカラサルカ故、予メ撰定セラレタル者ナリ、○千眼寺ハ黃檗禪宗ニシテ、重豪公御代御創建セラレ、齊興公天保ノ中頃殿閣堂宇壮大建築セラレタルカ故、御座所等ノ設其他数百ノ兵ヲ置クモ弁利ナリ、加之近傍ニハ三四ノ支坊アリ、或ハ外夷トノ戦ハ必ス上下町或ハ城内内外郭ナルヘキ地形ナルカ故、同寺ヲ本宮トスル時ハ頗ル便ナルノ地ナリ、○生麦事件ニ就テハ前ニ記シタルカ如ク曲直判然タル事由ニシテ、渠礼讓ヲ失ヒ猥ニ我カ行粧ヲ侵シタルニ起レル者ナリ、然ルニ其曲ヲ反省セス傲謾ニ要請スルハ、畢竟輕蔑ノ太甚シキト謂フヘキナリ、幕府ハ癸丑以來外夷ノ恐嚇ニ畏怖シ、曲直理非論判スルコト能ハス、却テ其困惑ヲ我ニ負ハシメントスルハ、大權掌握ノ任ニ於テ不当ナル素ヨリ論ヲ俟ス、本藩ニ於テハ曲直分明ナルヲ以テ、敢テ屈スヘカラサルノ定論ナルカ故、麿灣ニ廻艦シ戦端ヲ開クトキハ、国力ヲ尽シ応戦シ熄マサルニ決セラレ、守防交戦ノ準備ニ他事ナシ、海陸何レカ恐ラク全敗ヲ取ラサルハ、一般信シテ疑ハサル所ナリト雖モ、只一ツノ遺憾ナルハ海軍未タ備ハラズ、軍艦未タ之レナク

追撃スルコト能ハサルノ一点ナリ、渠尤モ長スル処海戦ニアリ、然ルニ我カ地形ハ海岸ニ接シ、殊ニ城郭ノ如キハ渠艦上ヨリ砲撃スルニ適宜ノ距離ナルカ故、燒燬ノ具ヲ装置セルニ等シ、故ニ交戦ニ至ラハ両城ハ燒燬スル者ト予定セラレ、又上下市街モ海岸ニ沿ヒタルカ故、燒具ト予視シ臨機自燒戰場トシ、或ハ渠尤モ所長ノ海戦我ノ尤モ短ナル処ナルヲ以テ、海陸ノ一戦ヲナシ、而シテ渠ニ上陸セシメ、我カ所長ノ短兵ヲ以テ鏖殺セントノ計画ナリ、設令ヒ渠陸戦ニ長シタリト雖モ主客ノ勢アリ、故ニ必勝ニ疑ナシト予決シ準備嚴令セラレタリ、○姫君方ニハ其時ニ方リ一時玉里邸ニ移棲セラレ、交戦ノ機頭ハレタル時ニ方リ、花尾山平等王院ニ避座セラル、ノ予定ナリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三三二六号と同文なり〕

31 ○五月廿五日、各砲台演習卒然催サレ、当日黎明ニ布達セラレ、各組頭ハ什伍長宅ニ通知シ、什伍長ハ兵士ノ宅ニ奔走シ触達シタリ、予テ悉ナ人注意厚キカ故、巳刻頃ニハ悉ク着到セリ、 太守公ハ巳中刻頃 御出馬、

悦之助君久封 後忠経・真之助君久濟 後忠清ノ両公子モ御出馬アリ、本営太鼓ノ相圖ヲ以テ弃天砲台ヨリ放発ヲ初メ、続ヒテ新波戸〔祇園カ〕・祇園・大門口操練場等ノ各砲台同時ニ放発、其響百雷ノ如ク山嶽ヲ震動セリ、沖中十四五丁ノ距離標的命中多ク倏チ壞沈セリ、畢テ水軍隊ハ輕舸数艘ヨリ放発、演習終テ午ノ下刻頃御帰城アラセラレタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三三七ノ一号と同文なり〕

32 ○五月廿五日、 齊彬公御贈官之神号及ヒ偏額〔偏額カ〕、関白近衛忠熙卿ヨリ贈下ラレ、本日松方助左衛門正 義汽船白鳳丸ヨリ護シテ着覽セリ、左ノ如シ、

贈権中納言齊彬
照国大明神
額二面

正陽
照徳

前関白忠熙卿
此国をてらす光を仰くその

人の誠は世々につたへて

黄門齊彬カ国忠ヲ感テ左近衛大将忠房、

いさおしを仰けは高く見ゆるかな

あきつ島根の国を照らして

松方ナル者守護着薨、直チニ登城、 太守公・〔久光〕国父公

御披拜ノ式アラセラレ、同十三日御幕前ニ於テ奉告ノ

式執行セラレタリ、○神号ハ勿論、偏額ノ文何レモ

公ノ至誠ヲ表セラレ間然スル処ナシ、中ニモ照国ノ文

ハ最モ御徳義、御精神ニ於テ広フシテ且照明、当時

皇威回復、国光焯耀ノ緒ヲ経始セラレシハ他ナシ、不幸

ニシテ天年ヲ仮サス臨終、 国父公ニ遺サル、ノ条、

尊

王ノ大義回復、 太守公ヲシテ統繼、此ノ二ツニアリ、

以来 国父公夙夜心思ヲ勞セラレ、千計万慮、辛酸ヲ

厭ヒ玉ハス、遂ニ壬戌ノ春断然英決上洛セラレ建言シ

玉ヒ、今日ニ至リ海内一般貴賤共ニ迷夢ヲ醒シ、尊

王ノ方向ヲ定メ、七百年前鎌倉覇府大権掌握以来未曾有

ノ美事ナルハ贅言ヲ俟タサルナリ、実ニ 公ト 国父

公

皇室ニ大勲アル、普ク衆ノ知ルカ如シ、多言ヲ要セス、

朝廷ニ於テ尊崇ノ道敢テ超過ニ非ラサルナリ、○此ノ白

鳳丸ヨリ下鷹セル松方助左衛門ハ中川宮

青蓮院尊融法親王

ノ密翰

ヲモ護シタリ、是レ宮へ 国父公御上洛ヲ促カサルノ

密 勅ナリ、宮ハ御細翰ヲ以テ当今ノ形勢

叡慮御苦惱ノ趣ヲ以テ至急御上洛、鎮定ノ御方策アラン

事ヲ御倚頼 思召ノ旨ナリ、御書翰左ノ如シ、

追日暑氣相加候、弥御多祥珍重ニ候、過日者登京、其

節ハ久々ニ而得面展、色々承悦入候、早々帰国誠ニ遺

憾不少候、併以良節・助左衛門兩人、 禁中飽而被助

之由被申越、於尊融誠ニ安心、猶此上之処、為 朝家

天下尽力呉々モ御頼申置候、扱過日来種々御心入之

品々被患、永可致重宝、毎々二者不申入、取束荒々謝

入候、亦方今之形勢ニ付、定而深謀モ可有之賢考頼入

候、猶良節・助左衛門兩人へ申聞候事共被聞取、猶又

以良節賢慮承度候、先者要々計申入候也、恐々謹言、

二白、過日給候 勅書写且御請共御目ニカケ候、是

等モ宜賢慮被存候事、

五月十二日

尊融

三郎殿

〔朱書〕
「宸」翰左ノ如シ、

連日快霽薄暑催候処、倍云々くく、〔神齋カ〕扱者神齋中云々、今日一封差進候筈之処、及遲云々くく、差越辱存候、如御申社參モ先々無異ニ相濟、〔重々カ〕重ニ以安心候、実ニ深神助之処、誠ニ以奉謝ニ無限事ニ候、実ハ過日一封ニテ密ニ申入候後、段々ト心痛之廉相増候余、持病〔眩暈カ〕之眩暈相發、十日之云連モ遠路之乘輿重大之義勤難、大心痛ニ而臨期延引之義、〔十日ノ朝カ〕十日ノ期関白云々之通候処、於関白モ尤ニハ存取云々ニテ云々、發言成カタク候間、叡慮決云々被出様返事候、無間三条乞面会、即押而逢候処、同様関白ニ承候由ニ而、実病虚病尋候而不承知之様子、乍御違例御決定ナクハ申事故、其後決定之趣意而役へ差出候処、急ニハ無返事処関白入来ニ而面会、万々話合候処へ參政・国事寄人ヲ云々ニ而、御違例タリ共是非行幸有是様、全虚病云々少允ニ召寄尋御留申ヌヤウ申聞云々之、〔云々候カ〕此上ハ云々御内義へ踏込、其上共無御承引ハ直ニツレダシ鳳輦へ入ル、ヤトケシカラシ大強勢之由、恐レ入候へ共、此上ハ御決心次第致方ナ

クト関白モ大ニ心痛之次第ニ候、其大騒キ之用ニ濟候後、而役返事ニ而何卒御所勞、押而行幸有是候様トノヌラクラ返事ニ候、其故誠ニ心痛候、十一日行幸候処、全神助ニ而少々之逆上ハ候へ共、予始下々無異ニ相濟候而先以安心之事ニ候、实ニ是計ニ不限、血氣之堂上此儘ニテハ万事ニ只々我意募候而、予・関白失権、而役ハ云々くく堂上ニ次第ニ相成、朝廷云々ニ付此上云々くく、右之次第荒々乍御話申入候、何卒此上ハ一廉之御智謀ニ而実々薩州ヲ招寄、予始三郎ト一致ニ而、暴論之堂上キト目ノアキ候様イタサネハ、〔寄人カ〕連モドモナラス、日々夜々心配候、何分參政・国事寄人云々くく止ニ相成候而一廉改革ニ不成候而者、〔寄人カ〕連モくく国乱之基ニ候、何卒此辺得ト御密計有是度、内々其宮迄申込候間、決而不洩様策ヲ帷幕之内ニメクラシ、成功ヲ千里之外ニ御輝シ頼置候、余リ心配之余又々申入候、決而関白へモ誰へモ先無御沙汰頼入候事、先ハ荒々御話申入候也、

四月二十三日

中川宮 〔朱書〕
「宸」翰ニ对セラレタル御書左ノ如シ、

昨日者 勅書給致拜見候、今朝モ快晴薄暑ト被存候、
弥

御機嫌ニ被為有恐悦ニ候、今日者敏宮ニモ移住、是又
恐悦ニ存上候、扱昨日被

仰下候条々、誠ニ恐入候次第、何共く絶言語、実々
御他言不被為様(有脱カ)、伏而從尊融モ願置候、此比之模様ニ
而者

朝威日々ニ衰恐入候、併唯今之処ニ而三条等へ彼是申
候モ無益ト被存、唯々時節御見合被為有候様存上候、
於尊融者行末ヲ奉助ノ外謀略無是、実ニ此時者彼ニ惡
ヲ積シメ天誅ヲ御待被為有候様、伏而願置候、三郎之
義ハ篤勘考仕置候故、猶伺公之節言上可仕候、日夜之
御苦心恐入候、唯々此上者数々伺公モ致兼候故、以
勅書御沙汰被為有候様願置候、御請荒々申上候、恐々
謹言、

四月(二十三九)
二十四日

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三三五号と同文なり〕

○近衛前関白忠熙公内覽職ノ辞表ヲ呈セラレシニ、四

月廿六日允サレタル趣モ報告セラレタリ、是全ク長土
水ノ三藩或ハ浮浪輩カ、十有余卿ヲ籠絡シ横暴ノ挙動
ニ募リ、鎖攘ノ期限ヲ定メ玉ヒシヨリ一層暴謾驕傲ナ
ルニ因リ、憂悶ノ余リ辞表ヲ捧ケラレタリ、元来暴公
卿其他長人等カ惡ム所ニシテ、如何ニモシテ貶斥セン
トスル折ナルカ故、直チニ允サレタリト云フ、

33 ○五月廿六日、御(貲經)各美名礼スシ一小納戸鈴木宇左衛門 御使番ニ、同藤

井良節 御広敷御用人 貞姫様(近衛忠房) 公御簾中へ附置レ、御小

姓奈良原幸五郎御小納戸見習ニ、御小姓松方助左衛門

御小納戸ニ拜ス、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三三八号と同文なり〕

34 ○五月廿七日、汽船白鳳丸大坂へ進航ス、○本日御用人

市来次十郎・当番頭伊集院静馬兩名、御勝手方掛御用

人ニ拜ス、○当時氣候不順、眼疾大二流行、感染シテ

悉ナ人苦メリ、斯ノ如キノ流行ハ近代希有ノ事ナリト

云フ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三三九号と同文なり〕

旧邦秘録五編癸亥之八

旧邦秘録卷之九

文久三年癸亥

○

35 ○六月二日、五ヶ所砲台并水軍隊操練ヲ催ス、本日ハ常式ノ操練ナリシニ、卒然御出馬アラセラレタリ、

36 ○六月五日、国老小松帯刀〔清歴〕及ヒ御軍役奉行御側役中山中〔實〕

善〔利通〕左衛門・大久保一藏等其他当局ノ吏員、沖小島砲台ヲ

巡視シ放発操練ヲナサシム、桜島各砲台モ同シク巡視

セリ、○本日ノ巡視ハ水雷沈設ノ議アルニ依リ、洋学

者石川確太郎其他集成館局員一同出張セリ〔正寛〕水雷ノ製式ハ

玉ヒ雷気点火ノ製式ナリ、詳、
ニ同公御事蹟録ニ記セリ、
照国公指麾シ

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三五四号と同文なり〕

37 ○昨壬戌八月生麦ニ於テ英人斬殺セラレタル事件、彼政

府ヨリ日本在留公使ヘ訓令ノ書牘ヲ在留公使幕府ニ呈出セリ、左ノ如シ〔芳達〕江戸在邸岩下佐次右衛門、
得テ送致シタル者ナリ、

英国外務卿「ラッセル」氏ヨリ日本国駐劄同国代理公使「ニール」氏ニ与ヘタル書

「リチアールドソン」氏虐殺セラレタル事件及ヒ氏ノ同伴者タリシ二紳士并一婦人襲撃事件ハ、我英政府ニ大ナル辱ヲ被ラシメタリ、

我政府ハ最初日本政府ヘ、直ニ兇徒ヲ糾問シテ相当ノ刑ニ処シ、且ツ更ニ謝罪ヲ表シ、以テ彼犯罪ノ決テ小

事ニ非ラサリシコトヲ表明スルナラントノ希望ヲ有シ居タリ、然ルニ十一月十六日〔西曆ヲ以テ云〕日本外国奉行カ一

書ニ由レハ、此希望ヲ消散セシムルニ至リタリ、

日本外国奉行ハ卑怯ニモ逃辞ヲ設ケテ曰、島津三郎ヨ

リ幕府ニ与ヘタル返答書中ニハ甚不当ナル事アリト、

又曰、外国奉行ハ該事件ニ就キ尚ホ一層精密ナル穿鑿

ヲ遂ケ、然ル後其結果ヲ貴下ニ報道スヘシト、

抑モ右ノ虐殺ヲ行ヒ、且亦同時ニ他ノ殺害ヲ行ハント

シタルコトハ疑モナク、日本閣老ノ存知スル所ナルヘ

シ、而シテ苟モ其職任ヲ知り、且之ヲ尽シ得ルノ力ヲ有スルコト政府ノ為スヘキ処置ハ、唯ニ此兇犯者ヲ捕ヘテ、之ヲ糾問伏罪セシメテ死刑ニ処スルニアルナリトノ事モ、又能ク詳知スル処ナラン、然リト雖モ是等ノ処分ハ其一部分ダモ尚ホ未着手セラレサリシモノナリ、

英国政府ハ其当サニ要求スヘキ賠償ノ確定スルニ当リ、日本国政治ノ異常ナル体裁ニ就キ思考ヲ下シ、而シテ遂ニ我英国政府ニ対シ責任ヲ有スル者モ二派アルコトヲ知レリ、乃チ其第一ハ、白昼街道ニ於テ英国ノ臣民ヲ攻撃虐殺シタル者アリ、其人判然シ居レトモ遂ニ其罪ヲ問フコトヲ為サ、ル江戸政府、第二ニハ、此恐怖スヘキ罪科ヲ犯スニ当テ、事實命令ヲ下サ、リシト為スモ、尚ホ其臣下ノ之ヲ犯スコトヲ許シテ、更ニ之ニ刑罪ヲ加ヘサル島津三郎ノ親族ナル大名薩摩公ナリ、貴下ハ賠償トシテ、左ノ条件ヲ日本政府ニ要求スルノ訓令ヲ受クルモノナリ、

第一条

条約上ニ於テ通行ヲ允可シタル道路ヲ通過スル英国

臣民ニ攻撃ヲ加ヘタルコトヲ許シタル罪科ノ為メ、十分ナル正式ノ謝罪状ヲ出サシムル事、

第二条

此罪科ノ罰金トシテ、日本政府ヨリ十萬磅ヲ領取ス

ヘキ事 我カ金ニ算シテ凡ソ五十萬兩、
一磅トハ凡ソ我金五兩ニ当ル、

次ニ貴下ハ左ノ条件ヲ大名島津公ニ要求スヘシ、

第三条

「リチアルドソン」氏ヲ虐殺シ、及ヒ其同伴者タ

リシ婦人・紳士ヲ攻撃シタル犯罪者ノ首級ヲ、英国

海軍將校一二名ノ目前ニ於テ、直ニ糾問シテ之ヲ死

刑ニ処スル事、

第四条

虐殺ニ遇フタル者ノ親戚及ヒ当時纔ニ身ヲ以テ虐殺

者ノ刃鋒ヲ免レタル者ニ与フヘキ金額ニ萬五千磅ヲ

領取スヘキ事 我カ金ニ算シテ凡ソ、
二萬五千兩ニ当ル、

若シ日本政府ニ於テ此賠償ヲ拒絶スルトキハ、貴下ハ

此事ヲ其地海鎮ノ海官若クハ先任將校ニ通報シ、之ヲ

シテ返報主義又ハ封港主義ナリ、若クハ此ニ主義ヲ執

モ將官カ此目的ヲ達スルニ最モ適切ナリト信スル処ノ

主義ヲ実施セシムヘキ筈ナリ、

之レト同時ニ、貴下ハ此訓令ノ大主意ヲ日本在留欧州諸国ノ公使及ヒ海軍司令官ニ通知シ、且此騒乱中諸外國人保護ノ事ニ就キ、貴下ハ英国海軍將校ト宜ク商議ヲ為スヘシ、

又薩摩大名ニシテ若シ直チニ此要求ニ応セサルトキハ、海軍將官ハ其旗艦軍艦一隊ノ指令官乗ル処ノ船ヲ云フ、及ヒ其他必要ノ軍艦

ヲ率ヒ薩摩公ノ領地ニ赴クカ、然ラサレハ同所二十分ノ兵勢ヲ差遣スヘシ、聞ク、薩摩公ノ領地ハ九州島ノ

極南端ニ位スル一半島ニシテ、其東南ニハ乃チ一港アリト、蓋シ此港之封鎖果シテ便利ナルカ、若クハ同公

住所ノ砲撃必ス行ハルヘキヤ、或ハ之ヲ行フヘキヤ等ノ問題ニ関シテハ、海軍將官若クハ先任將校ハ本國政府ヨリモ遙ニ能ク之ヲ断定スルヲ得ヘシ、

又聞ク処ニ拠レハ、薩摩公ハ欧州ヨリ購求セシ高価ノ汽船ヲ所有セリト、然ラハ我カ要求ノ行ハル、迄ハ是

等ノ汽船ヲ捕獲、若クハ抑留シ置クコトモ亦一策ナルヘキ歟、

日本政府若クハ薩摩公ニ対シテ是等ノ処分ヲ施ス間ハ、

海軍將官ハ務メテ我臣民及ヒ其財産ノ安全ナラサル諸港ノ防禦ニ注意セサルヘカラサルナリ、

日本政府ト右大名トノ區別ハ必ス明白ニ為シ置クヘキコト要点ナリ、

日本閣老ノ云フ処ニ拠レハ、薩摩公ハ最モ勢力アル一大名ニシテ、容易ニ日本政府ノ束縛ヲ受ル者ニ非ラサルナリト、然レトモ同公ハ勿論、其他ノ大名ト雖トモ斯ノ如キ理由ノ為ニハ犯罪ノ為メ蒙ルヘキ刑罰ハ決テ之レヲ免ルヲ得サルヘシ、

千八百六十二年十二月廿四日

外務省ニ於テ

「ラッセル」印

日本駐劄英国代理公使

陸軍中佐「ラール」（ニールカ）

貴下

此訓令ニ則リ在留公使ハ幕府ニ向テ責論シ、日時ヲ期シ回答ヲ促スコト甚切迫ナリ、此時ニ方テ幕府ハ鎖攘ノ

勅諭ヲ奉シ、其処分ニ困窘シ奈何トモスルニ術ナク、本

藩ハ曲直判然タル旨ヲ以テ、假令藩内へ廻航ストモ論
スル旨アラント敢テ畏怖セサルカ故、種々奸謀ヲ施シ
窃ニ外人ニ慫慂シ廻艦ヲ促シタリ、是レ閣老井上河内〔正徳〕

守カ発論、或ハ幕吏小栗上野介カ井上ニ献論シタリト

モ云フ、或ハ又幕府ハ小笠原〔長行〕書頭カ專断ノ名ヲ以テ

償金ヲ扨ヒ己レノ責ヲ避ケ、養育金ノ一部ヲ以テ逼ラ

シメ、本藩ノ威望ヲ挫キ内国ノ人心ヲ失ハシメ、

天朝ト阻隔ヲ生セシメントノ黠謀ナリシトモ云フ〔岩下カ報告ニモ同シク此意ヲ、記シタリ、〕

編者曰、幕威ノ衰タル亦奸謀ノ甚シキ職掌ヲ顧ミサ

ル、実ニ名スルニ由ナシト謂フヘシ、其衰運ノ因テ

起ル処種々アリト雖モ、畢竟憂国ノ人士ニ乏シト云

フヘシ、斯ノ如ク外国ノ威力ヲ仮リ己ノ窘困ヲ逃レ

ントスル懦モ甚シト謂フヘシ、○斬殺者奈良原ナル

者ハ一己ノ断ヲ以テ国家ノ大事ヲ惹起シタルカ故、

渠要求スル処ノ如ク其責ニ当ラン事ヲ冀望スル事數

回、然リト雖モ素ヨリ曲直判然タルカ故、衆悉ナ之

ヲ允サス、茲ヲ以テ争戰ノ前頃、刺客ノ策ヲ立任シ

テ為ス事アラントセリ、然リト雖モ渠察知スル処ア

リテ予防嚴ナリシ故、遂ニ事ヲ果サ、リキ、真ニ奈
良原カ胸中想像スヘキナリ、

38 ○外夷拒絶ノ大令布告セラレ、殊ニ本藩ハ生麦事件英夷

幕府ニ就テ請求スル旨アリ、仍テ閣老小笠原書頭專

断ノ名義ヲ以テ〔小笠原一己ノ断ニ非ス、同僚相議シタルハ前卷ニ記シタルカ如シ、〕贖金四拾五

萬元〔日本金ニ算シテ凡二千二万兩余〕ヲ渡シ、妻子養育金或ハ斬殺者所刑等

ノ条件ハ本藩ニ向テ要請スヘキヲ密示シタルカ故〔閣老井上河内守發論シテ本藩ニ廻航シ請求スヘキヲ密示シタリト云フ、前卷ニ記セシカ如シ、〕英夷ハ鹿兒島ニ廻艦

セントスル形勢ナルヲ達セラレタリ、依テ若シ渡来セ

ハ曲直論判シ、〔承服カ〕省服セサルニ於テハ到底干戈ヲ動カス

ニ至ルヘシ、茲ヲ以テ守備一層嚴令セラレ、尚ホ欠失

遺漏ノ有無驗査ノ為メ、御軍賦役及ヒ郡奉行・火藥局

ノ吏員巡回ヲ命セラレ、六月六日一同出發セリ、

○東目海岸則桜島ヨリ垂水・新城・大小根占・佐多・

内ノ浦・志布志迄、御軍賦役大山格之介〔綱良〕・御軍役方書

役龜山甚助及ヒ郡奉行一名・火藥局員寺師次右衛門、

西目海岸、谷山ヲ初メ指宿・山川・穎娃其外出水迄、

御軍賦役折田平八・書役田代孫九郎・郡奉行一名・火

藥局員竹山正右衛門、東目重富ヨリ牛根迄、御軍賦役坂本廉四郎・書役野村某・火藥局員国分某、又他領境大口ヨリ諸県郡ノ諸所、高岡及ヒ都城等モ坂本・野村巡廻檢視セリ、火藥局員ハ各所砲台ヲ驗査シ彈藥ノ精粗ヲ試ミ、粗劣ナルハ改蕃シタリ、御軍役方員ハ予テ規定ノ軍令条書ヲ示シ、或ハ夷船渡來スヘキ要地ニ於テハ訓練モナサシメタリ、○予テ規定ノ軍令条書ハ、文久元年ノ冬改正、同二年尚大成セラレタル者ニシテ、左ニ記載スルカ如シ、此令条書ハ、軍賦ノ人員每半年交替ノ度毎ニ拝觀セシメ、或ハ改革セシヲ告示スルノ例規ナリ、然ルニ今回ハ掃攘ノ大令アリシノミナラス、英夷渡來ノ形勢切迫ナルカ故一層嚴令セラレタリ、將々長州ニ於テハ

勅諭循奉ト称へ、既ニ去月^{五月十日}初メ亜仏等ノ通艦ヲ掃撃シ、本藩ハ殊更英夷ト一大葛藤ヲ結ヒタルニ依リ、国力ヲ尽シ掃攘シ、国名ヲ隕サ、ルニ注意スル事尤モ厚ク、昨秋來海陸ノ軍備他事ナク漸ク整理セリト雖モ、今回精査センカ為メ、此ノ如ク吏員ヲ派出セラレシ者ナリ^{巡廻ノ吏員至急巡視シテ、各十余日ニシテ終レリ、}○鹿児島各所砲台及ヒ陸軍

操練ハ毎隊隔日放發、訓練怠ルコトナク、実ニ盛ナリト謂フヘシ、○軍賦条令拜聞、御春屋郭内客屋ニ於テ每組物主・談合役・什伍長等出頭、本月朔日ヨリ六日ニ至リテ一日一組宛召喚拜聞セシメタリ、○軍賦条令左ノ如シ^{軍律條款ハ惣物主及物主・談合役ヲ限り拜見ヲ允サレタリ、這ノ軍賦及ヒ条令ハ弘化丙午三年十月 齊興公改正セラレ、嘉永五六年ノ頃 齊彬公増補シ玉ヒ、文久元年冬 太守公大成セラレ、本年春大小砲其他器械ノ精粗人情適否ヲ取捨セラレ、軍律ノ如キハ今回殊更ニ改正セラ、レタル者ナリ、}〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三〇二号とほぼ同文なり〕

38の1
○

大番頭
御小姓組番頭江
急變御手当之次第

一何方ニ而モ御人数被差出儀モ候者、御城下御先手六組之人数四百五拾人、右物主・御小姓組番頭六人、外ニ諸郷ヨリ六組之人数四百八拾人、合士以上九百三拾人、足輕以下從卒相加、凡上下千弍百人被差出賦候、右ニ付而者別冊人数賦帳之通、六組共六ヶ月交代ヲ以致出役候様兼而被仰付置候ニ付、臨時之節御城下陣觸之儀、

御小姓組番頭ヨリ無遲滯申渡、自然病氣等二而及不足候者、代リ人柄見合其届可被申出候、

但、御先手右之通被仰付置候得共、其節之依時宜、

六組之内増減又者太砲隊(大砲力)兼帶被仰付儀モ可有之候、

一右之通急速御人数被差出儀二候得共、異変之依時宜、

御家老一人右備之惣頭二而被差出儀モ可有之候、

一御城下人数被差出候節集場之儀、一番組ヨリ四番組迄

南林寺下、五番組ヨリ六番組迄吉野橋外堀涯江相集リ、

面々一身之要具(箆力)等入レ付二而、敷皮又者呉座包二而

銘々木札二名前書記付置致持参、人馬方へ可引渡候、

右二付而者貫目御法モ有之事候間、法外之荷物持越間

敷候、左候而、一宿之所二而銘々可相渡候間、無混雜

為受取候様可取計候、

一中途止宿之郷々并着陣之場所小屋割之儀、普請方役々

手配ヲ以一泊之所迄差越陣屋引渡筈候、野陣二候者小

屋掛方之儀致差引、一組限銘々可為致掛方候、且又

組々小荷駄之儀者兵糧方・人馬方ヨリ相附差越、諸事

致差引筈候間、其通可被相心得候、

但、小屋割之儀、別冊之通可成丈家陣又者布屋二而

可為相濟事二候、

一中途并止宿之郷々賄方之儀者、所計ヲ以テ賄方有之賦

候間、諸事無混雜様可有之候、

一諸勢滞在之場所二而者、最寄御蔵々最寄御蔵々トハ、御領

貢米納取貯畜ス、其箇所凡六十八ヶ所ナリ、国内各所ニ倉庫アリテ

ルアリ、或ハ出物蔵ト唱フルアリ、其唱呼ノ異ナル所以ハ、御蔵ト

唱フルハ藩庁直轄貢米納取スルヲ謂フ、出物蔵トハ御一門四家及

其以下知行高一石ヨリ九升式合ヲ醸出シテ軍用ニ充ツ、之ヲ出来ト

通唱ス、此醸米ヲ納取貯畜、ヨリ兵糧方役々出入差紙ヲ以テ

出入差紙トハ元來藩庫出納上ノ通語ニシテ、則チ出納ニ罷ル

証券ノ如キ者ナリ、一時俵出シ復納スヘキヲ出入ト通唱ス、御米相

受取、一組毎ニ焚調賄方可致候、尤モ味噌・塩之儀者

御当地御当地トハ鹿兒島ヨリ被差廻、野菜・草鞋等者所調之賦二

候、馬飼料之糠藁中途者勿論、出陣先二而モ所取替ヲ

所取替トハ則通行ノ地或ハ滞陣ノ地ヲ指シテ所ト通唱ス、以下皆同シ、以テ被相渡、格別及長陣

候歟、又者大勢相成候者別段御手当有之賦二候、

一組中之面々鉄砲并要具・玉葉等迄モ致用意、御軍役不

事欠様相勤候儀肝要之事候間、兼而組中之鉄砲等取調

可被致置候、勿論臨時之節者不持合者江者雷帽銃・要

具相添拜借可被仰付候間、其段物主江可被申出候、

但、得道具持越度願出候者ハ、業之功拙吟味之上可

被成御免候得共、惣鉄砲ト被仰出候二付而者鉄砲持

越候儀勿論之事二候、

一御紋附昇并小荷駄印其外太鼓・貝・幕・蠟燭・玉葉箱・

火繩等其外御兵具方、布屋細引・鉦・鎌等御作事方、

桐油者物奉行方、賄方諸道具等御春屋江格護相成居候

二付、出陣之臨機於集場向々ヨリ可相渡候間、其向之

役々へ引合相受取候様可被取計候、

一諸士之内拾壹人間二夫壹人宛被下候面々、甲冑持越度

者可為勝手候、其外半首・陣羽織・股引等二而可出立

候、

一右等異変之依時機被定置候通、追々御手当人数幾組モ

被差出賦候間、兼而何篇致吟味置、混雜無之様可被取

計候、

一銘々支度并一身之要具

一陣笠又者半首

一陣羽織又者野羽織

但、頭立候役職之外者着用勝手次第、

一裁付又者股引

一草鞋

一鉄砲壹挺 要具相添

越候、

但、玉目四匁・五匁・六匁・八匁・拾匁之間可持

一兵糧一日分中飯庫裡入レ付可持越候、

但、朝夕食事庫裡二而可為相濟事、

一雨具・渋紙・油紙之類

但、持越候儀勝手次第、

一着替一二枚之間

一カ、リ一ツ

一水筒一ツ

一敷皮・呉座類之間一枚

一干飯一二日分之間心得ヲ以可持越事、

一諸役者弓張挑灯可持越候、

右、一身之要具入レ付候カヅリ等江、何ノ何某、何

番組何ノ何某ト姓名書記候木札相付可差出事、

一諸士組々御手当被仰付候節々、諸役者二者諸事取計

向為心得、人数賦帳并御手当帳為致拜見可被置候、

右之通被相定候条、緩疎有之間敷者也、

文久元年西十二月

御軍役方御家老座印

39 ○巡廻御軍賦役ハ、每郷ニ於テ御条書其他人数賦等ノ規

則書ヲ示シタリ、左ノ如シ、

○諸郷備一組人数賦

物主耆騎

〔名越時敏百史〕より補
▽從卒六人△

但、私領等ニ而右從卒一手之人数召列候儀勝手次第、

一昇耆本

持郷士耆人

但、乳附、白地ニ御紋、裙紺、外城之文字、

一昇預耆人

但、小銃相携、

一談合役耆騎

從卒貳人

但、乗馬不立置向者寄馬ヨリ出之、

一貝耆口

貝役耆人

一太鼓耆挺

太鼓役耆人

一什長六人

但、銘々小銃相携、夫耆人宛、什長戦兵拾耆人相

中、

一戦兵六拾人

内、拾貳人伍長

右、取分一組被差出候節者、医師耆人被召附候、

一鉄砲六拾七挺

内、六挺 什長六人

耆挺 昇預耆人

六拾挺戦兵六拾人

外二、

一玉薬方式人

一兵粮方式人

一普請方式人

一人馬方式人

右四役場、主取夫耆人宛、

但、水汲薪取其外諸用者物主以下從卒并什長

相中夫等、惣人体ヨリ繰廻ヲ以兵粮方其外へ

可召仕事、

右外從卒不召列筋候得共、兼而武用ニ可相立見込之

者召列度輩者其訳可申出候、徒ニ手足之旁ニ代リ候

迄之者一切可為無用候、

一玉薬箱持夫六人

合上下百四人

内、士以上八拾人

主取夫四人

從卒八人

夫拾貳人（丸腕乙）

合乘馬貳匹

小屋割

一物主以下惣人数壹坪貳人宛之賦ニシテ五拾貳坪、

外二、

馬屋貳軒、玉藥・兵糧等者別段ニ可召置、且雪

隠貳拾人間壹坪二四ヶ所之賦ヲ以可取立事、

右、壹組人数一ト小屋縦横依地形可取立、木竹等

其所之在合ヲ可用事候ニ付、細引繩等普請方ニ而

見合可持越候、乍然可成丈ヶ家陣又者布屋等ニ而

可為相濟事、

右一組之人数玉藥賦

一塩硝三拾貳貫百六拾目

斤ニシテ貳百壹斤

發数ニシテ壹万三千四百發

但、八匁筒壹發貳匁四分宛、

六拾七人分、壹人ニ付貳百發宛

一七匁鉛玉壹万三千四百

貫目ニシテ九拾三貫八百目

斤ニシテ五百八拾六斤

但、六拾七人分、壹人ニ付貳百發宛、

一火繩千三百四拾曲

貫目ニシテ貳拾壹貫四百四拾目

壹曲ニ付拾六匁宛

内、

一塩硝三貫八百五拾九匁貳分

發数ニシテ千六百八發

一鉛彈拾壹貫貳百五拾六匁

發数同斷、

一火繩百三拾四曲

貫目ニシテ貳貫百四拾四目

右、六拾七人、銘々貳拾四發宛、胴乱入レ付自分

持、

一塩硝六貫四百三拾貳目

斤ニシテ四拾斤貳合

發數ニシテ式千六百八拾發

一鉛玉拾八貫七百六拾目

斤ニシテ百拾七斤貳合五勺

發數同斷、

一火繩貳百六拾八曲

貫ニシテ四貫貳百八拾八匁

右、六拾七人、壹人ニ付四拾曲宛、
〔四拾發カ〕

玉藥箱六荷入レ付、

壹荷玉藥〔箱腕カ〕四百四拾六發宛

貫目四貫九百拾六匁位箱共二六貫目位、夫壹人持、

合持夫六人

外二、

一塩硝貳拾壹貫八百六拾八匁八分

發數ニシテ九千百拾貳發分

一鉛玉六拾三貫七百八拾四匁

發數同斷、

一火繩九百三拾八曲

貫ニシテ拾五貫八百目

合百貫六百六拾目八分

右、壹人ニ付百三拾六發宛、六拾七人分、

右、馬付ケ 小荷駄五匹、

右同兵糧等之賦

一米三拾壹石八斗先

打米ニシテ貳拾五石四斗四升

但、三杯入式俵負、 小荷駄四拾八匹、

右、上下百六人、一日壹人ニ付打米八合宛、

一味噲百拾七貫八百四匁

右同斷、一日壹人ニ付三拾八匁宛、

小荷駄六匹

一薪六拾束 長廻三尺

右、壹日式束宛、

一切藥九拾六貫目

右、壹日壹匹ニ付壹貫六百目宛、

小荷駄五匹

一小糠三石

右、同斷ニ付五升宛、

一塩六升

右、同斷ニ付壹合宛、

小糠・塩共二小荷駄弐匹

右、日数三拾日分、

右同兵糧方陣丹荷類之賦

一陣丹荷弐荷

内、壹荷ニ壹斗入、口切桶弐ツ入レ付、

一鍋弐組 壹ツ米八升焚

但、弐ツ入レ子、桶入レ付、

一飯貝 中四本 小拾本

一片口サル壹組

但、弐ツ入レ子、

一細引百尋

一梅干壹斗

一塩五升

一竹柄杓拾本

右、小荷駄壹匹、

右之通大概被究置候得共、陣丹荷其外之品所在合

等ヲ以テ、一組之賄方相調丈ケ之品可持越事、

一山鉞三挺

一鍬 弐挺

一鉞 五本

一鎌 五本

一藁切・山刀等

一高張挑灯壹張

一弓張挑灯五張

内、什長并戰兵間ニ三張

兵糧方其外江弐張

一中蠟弐拾挺

高張方

一中小蠟百挺

弓張方

小荷駄壹匹

一物主壹騎

從卒六人

小荷駄壹匹

一合士七拾九人、一人ニ付壹貫目宛七拾九貫目

一合夫卒弐拾四人、一人ニ付五百目宛拾弐貫目

合九拾壹貫目

小荷駄四匹

惣合小荷駄七拾三匹

右者先年御備組被改置候処、猶又今般被相定候条、

何篇堅固ニ手当可有之者也、

内、

文久元年酉十二月

御軍役方御家老座印

大砲式挺一組ニシテ耆人宛四人
火薬惣支配人式人

〔本文書は「名越時敏史料」二六八頁「諸郷備一組人数
賦」と同文なり〕

一 覬役八人

但、伍長、

39の2
○諸郷大砲備一組人数

物主壹騎

從卒六人

但、私領持ニ而右從卒外一手之人数召列候儀勝手次

一 打役八人

第、

一口薬役八人

一 昇壹本

持郷士耆人

但、乳附、白地ニ御紋、裙紺、外城之文字、

一 守砲士四人

一 昇預耆人

但、伍長銘々小銃相携、

但、小銃相携、

一 火薬箱預八人

一 談合役壹騎

從卒式人

但、銘々小銃相携、

但、乗馬不立置向者寄馬ヨリ出之、

右、取分一組被差出候節者、医師耆人被召附候、

一 貝壹口

貝役耆人

一 大砲八挺 継夫三拾式人、壹挺ニ付四人宛

一 太鼓壹挺

太鼓役耆人

但、要具相添、

一 什長六人 夫耆人宛、什長戦兵拾耆人相中、

外二、

一 玉藥方式人

一 兵糧方式人

一 普請方式人

一人馬方式人

右四役場、主取夫壹人宛、

但、水汲薪取其外諸用者物主以下從卒并仕長相中夫等、惣人体ヨリ繰廻ヲ以テ兵糧方其外江可召仕事、

右外、從卒不召列筋候得共、兼而武用ニ可相立見込之者召列度輩者其訳可申出候、徒ニ手足之勞ニ代リ候迄之者ハ一切可為無用、

一 火藥箱持夫拾六人

合上下人数百拾四人

内、

士以上八拾人

主取夫四人

從卒八人

夫丸式拾式人

合乘馬式匹

小屋割

一 物主以下惣人数壹坪式人宛之賦ニシテ五拾七坪

外二馬屋式軒、玉藥・兵糧等者別段ニ可召置、且雪隠式拾人間壹坪ニ四ヶ所之賦ヲ以テ可取立事、

右、一組人数一ト小屋縦横地形ニ依リテ可取立、木竹等其所之在合ヲ可用事候ニ付、細引繩等普請方ニ

而見合可持越候、乍然可成丈ヶ家陣又者布屋等ニ而可為相濟事、

右一組之人数玉藥賦

一 裝藥九拾六貫目

斤ニシテ六百斤

但、

右八挺分壹發六拾目、壹挺ニ付式百發宛、合千

六百發

一 鉄実彈八百

貫ニシテ式百貫目

斤ニシテ千式百五拾斤

壹彈量式百五拾目

但、右八挺分、壹挺ニ付百發宛、

一 數玉八百

貫ニシテ貳百貫目

内、実弾八拾

斤ニシテ千貳百五拾斤

数玉八拾

壹彈量同斷

合四拾九貫六百目

但、右同斷、壹挺ニ付百發宛、

右、馬附 小荷駄三匹、

一急火管三千貳百 大砲壹挺ニ付四百發宛

右同兵糧等之賦

一急火繩百六拾本 同斷ニ付貳拾本宛

一米三拾四石貳斗先

一火繩百六拾曲 同斷ニ付貳拾曲宛

打米ニシテ貳拾七石三斗六升

一火藥箱八荷 同斷ニ付壹荷宛

但、三杯入式俵負、小荷駄五拾貳匹、

但、壹荷ニ入付左之通、

右人数上下百拾四人分、壹日壹人ニ付打米八合宛

一紙囊仕込裝藥四拾發宛 掛目貳貫四百目

一味噌百貳拾九貫九百六拾目

一鉄彈貳拾發宛 同斷五貫目

右同、一日壹人ニ付三拾八匁宛

一數玉貳拾發宛 同斷五貫目

小荷駄六匹

一急火管百宛

一薪六拾束 長廻三尺

一急火繩拾五本宛

右、一日貳束宛、

一火繩貳拾曲宛

一切藥九拾六貫目

壹荷分掛目拾貳貫四百目

右、一日壹匹ニ付壹貫六百目宛、

差引百六拾發

一小糠三石

外二玉藥百六拾

右、同斷ニ付五升宛、

小荷駄五匹

一 塩六升

右、同断ニ付壹合宛、

小糠・塩共ニ小荷駄貳匹

右、日数三拾日分、

右同兵糧方陣丹荷類之賦

一 陣丹荷貳荷

但、壹荷ニ壹斗入、口切桶貳ツ入レ付、

一 鍋貳組 壹ツ米八升焚

但、貳ツ入レ子、桶入付、

一 飯貝 中四本 小拾本

一 片口ザル壹組

但、貳ツ入レ子、

一 細引百尋

一 梅干壹斗

一 塩五升位

一 竹柄杓拾本

右、小荷駄壹組、

右之通〔大概カ〕大概被定置候得共、陣丹荷其外之品所在合ヲ以、

一 組之賄方相調丈ケ之品可持越事、

一 山鋏 三挺

一 鋏 貳挺

一 鉈 五本

一 鎌 五本

一 藁切

一 山刀等

一 高張挑灯壹張

一 弓張挑灯五張

内、

什長并戰兵間三張

兵糧方其外江貳張

一 中蠟貳拾挺 高張方

一 中小蠟百挺 弓張方

右、小荷駄壹匹、

一 物主壹騎 從卒十六人、小荷駄壹匹

一 合士七拾九人、壹人ニ付壹貫目宛七拾九貫目

一 合夫卒三拾四人、壹人ニ付五百目宛拾七貫目

右、小荷駄五匹、

惣合小荷駄七拾七匹

右者、先年御備組被改置候処、猶又今般被相定候条、

何篇堅固二手当可有之者也、

文久元年酉十二月

御軍役方御家老座印

39の3
○私領備一組

物主 一騎

一昇壺本

一昇預壺人

但、小銃相携、

一談合役壺騎

一什長六人

但、銘々小銃相携、

一戦兵六拾人

内、拾式人伍長

一貝壺口

一太鼓壺挺

一医師壺人

外二、

一玉薬方壺人

一兵粮方壺人

一普請方壺人

一人馬方壺人

右同大砲備一組八挺一組

物主壺騎

一昇壺本

一昇預壺人

但、小銃相携、

一談合役一騎

一什長六人

但、銘々小銃相携、

一靚役八人

但、伍長、

一玉竿役八人

一玉薬役八人

一打役 八人

一口薬役八人

一代玉薬役八人

一守砲士四人

但、伍長銘々小銃相携、

一火藥箱預八人

但、銘々小銃相携、

一貝沓口

一太鼓沓挺

一醫師沓人

外二、

一玉藥方沓人

一兵糧方沓人

一普請方沓人

一人馬方沓人

右之割ヲ以テ幾組ニ而モ可被差出候、御軍賦之儀

者百石式人出役ニ候間、現立不足者追而軍役可被

相掛候、

右者、先年御手当向被改置候処、猶又今般御軍賦被

相定候条、依時宜私兵ヲ以出陣可被仰付、若病氣・

幼少之砌者親族等陣代相立、何篇堅固ニ致手当置、

急変之御用無滞可被相勤者也、

文久元年西十二月

御軍役方御家老座印

〔本文書は「忠義公史料 第一卷」四八六号と同文なり〕

39の4
○惣物主備一組人数賦

惣物主一騎

從卒拾五人

但、私領持等者右從卒外ニ心分限一組之人数可被召列

候得共、若及数隊候者親族等陣代相立、別ニ可為一備

事、

一旗沓流白地ニ御紋

一持郷士沓人

一旗預沓人

從卒沓人

但、小銃相携、

一談合役沓騎

從卒式人

一使番六騎

從卒式人宛

一御目附沓騎

從卒式人

右三行、乘馬不立置向者御厩亦者寄馬等ヨリ出之、

一醫師六人

藥箱持夫沓人宛

但、依時宜郷医相加ル、

一 玉藥方支配壺人

一 兵糧方同壺人

一 普請方同壺人

一 人馬方同壺人

右御城下ヨリ、

右江相附ク諸郷一組

一 貝壺口

貝役壺人

一 太鼓壺挺

太鼓役壺人

一 什長六人 夫壺人宛、什長戦兵拾壺人相中

但、銘々小銃相携、

一 戦兵六拾人

内、拾式人伍長

一 鉄砲六拾七挺

内、六挺、什長六人

壺挺、旗預壺人

六拾挺、戦兵六拾人

外二、

一 玉藥方式人

一 兵糧方式人

〔惣物主備一組人数賦 全一より補〕
▽一普請方式人 △

一人馬方式人

右四役場、主取夫壺人宛、

但、水汲薪取其外諸用者物主以下従卒并什長相中夫等、惣人体ヨリ繰廻ヲ以テ兵糧方其外江可召仕事、

右諸郷

右外従卒不召列筋候得共、兼而武用ニ可相立見込之者召列度輩者其訳可申出候、徒ニ手足之旁二代リ候迄之者ハ一切可為無用候、

一 玉藥箱持夫六人

一 兵糧方両掛持夫式人

合上下惣人数百五拾三人

内、士以上九拾七人

従卒三拾式人

主取夫四人

夫丸式拾人

合乗馬九匹

小屋割

一 惣物主以下惣人数一坪式人宛之賦ニシテ七拾六坪

外ニ馬屋式軒、玉薬・兵粮等者別段ニ可召置、且雪
隠式拾人間一坪ニ四ヶ所之賦ヲ以テ可取立事、

右一ト組人数一ト小屋縦横依地形可取立、木竹等其
所之在合ヲ可相用事候ニ付、細引繩等普請方ニ而見
合可持越候、乍然可成丈ヶ家陣又者布屋等ニ而可為
相濟事、

右一ト組之人数玉薬賦

一塩硝三拾貳貫百六拾目

斤ニシテ貳百壹斤

發數ニシテ壹万三千四百發

但、八匁筒壹發式匁四分宛、

六拾七人分、壹人ニ付貳百發宛

一七匁鉛玉壹万三千四百

貫目ニシテ九拾三貫八百目

斤ニシテ五百八拾六斤

但、六拾七人分、壹人ニ付貳百發宛、

一火繩千三百四拾曲

貫目ニシテ貳拾壹貫四百四拾目

壹曲ニ付拾六匁宛

但、六拾七人分、壹人ニ付貳拾曲宛、
内、

一塩硝三貫八百五拾九匁式分

發數ニシテ千六百八發

一鉛玉拾壹貫貳百五拾六匁

發數同斷、

一火繩百三拾四曲

貫ニシテ貳貫百四拾四匁

壹人ニ付貳曲宛

右、六拾七人、銘々式拾貳發宛、胴乱入付自分持、

一塩硝六貫四百三拾式匁

斤ニシテ四拾斤式合

發數ニシテ貳千六百八拾發

一鉛玉拾八貫七百六拾匁

斤ニシテ百拾七斤式合五匁

發數同斷、

一火繩貳百六拾八曲

貫ニシテ四貫貳百八拾八匁

右、六拾七人分、壹人ニ付四拾發宛、

玉葉箱六荷入レ付、

壹荷玉葉四百四拾六発宛

右壹荷分、貫目四貫九百拾六匁位、箱共二六貫目位、

夫壹人持、

合持夫六人

外二、

一塩硝貳拾壹貫八百六拾八匁八分

發數ニシテ九千百拾貳發分

一鉛玉六拾三貫七百八拾四匁

發數同斷、

一火繩九百三拾八曲

貫ニシテ拾五貫五百目

合百貫六百六拾目八分

右、壹人ニ付百三拾六発宛、

六拾七人分

右、馬付 小荷駄五匹、

右同兵糧等之賦

一米四拾五石九斗先

打米ニシテ三拾六石七斗貳升

但、三杯入貳俵負、 小荷駄六拾八匹、

右一組人数上下百五拾三人

壹日壹人ニ付打米八合宛

一味噌百七拾四貫四百貳拾目 小荷駄九匹

右同、壹日壹人ニ付三拾八匁宛

一薪六拾束 長廻三尺

右、壹日貳束宛、

一切藁四百三拾貳貫目

右、一日馬壹匹ニ付壹貫六百目宛九匹分、

小荷駄貳拾貳匹

一小糠拾三石五斗

右、同斷ニ付五升宛、

一塩貳斗七升

右、同斷ニ付壹合宛、 小荷駄拾四匹、

右、日数三拾日分、

右兵糧方陣丹荷類之賦

一陣丹荷貳荷

内、壹荷ニ壹斗入、口切桶貳ツ入付、

一鍋貳組 壹ツ米八升焚

但、忒ツ入レ子、桶入付、

一 飯貝 中四本 小拾本

一片口ザル壺組

但、忒ツ入子、

一 細引百尋

一 梅干壺斗

一 塩五升位

一 竹柄酌拾本

右、小荷駄壺匹、

右之通大概被定置候得共、陣丹荷其外之品所在合等

ヲ以テ、一組之賄方相調丈ケ之品可持越候、

一 山鍬三挺

一 鍬 忒挺

一 鉈 五本

一 鎌 五本

一 藁切

一 山刀等

一 高張挑灯壺張

一 弓張挑灯五張

内、

什長并戰兵間三張

兵糧方其外へ忒張

一 中蠟忒拾挺

但、高張方、

一 中小蠟百挺

但、弓張方、

右、小荷駄壺匹、

一 惣物主一騎

從卒拾五人

小荷駄忒匹

一 談合役以下御城下士拾九人

壺人二付忒貫目宛三拾八貫目

一 郷士七拾六人

壺人二付壺貫目宛七拾六貫目

一 夫卒五拾六人

壺人二付五百目宛忒拾八貫目

合百四拾忒貫目 小荷駄七匹

惣合小荷駄百三拾壺匹

右者、先年御備組被改置候処、猶又今般被相定候条、

何篇堅固二手当可有之者也、

文久元年酉十二月

御軍役方御家老座印

兵糧奉行壹人 從卒貳人

一御茶道方御膳所方諸役人

一右同御道具負人馬

一御床机廻兵糧方并足輕主取夫

一右同賄具

一右同兵糧・味噌等負人馬

一御城下大砲隊兵糧方人数并諸具人馬

一右同銃隊五組兵糧方人数并諸具人馬

一諸郷六陣惣兵糧方人数并諸具人馬

普請奉行壹人 從卒貳人

一大工五人 夫五人

一鍛冶貳人 右同貳人

一御布屋并敷物・渋紙・幕小荷駄

一御床机廻普請方上下拾貳人

一御旗本六隊右同上下拾八人

一右同布屋并幕・敷紙等人馬

一御旗本六隊布屋・幕・渋紙・鍬・山鍬等負人馬

一右同普請方上下百八人

人馬奉行壹人 從卒貳人

39の5
○荷物組人数賦

荷物組

玉藥奉行壹人 從卒四人

一御納戸奉行壹人

一御納戸書役壹人

一鉄砲機師貳人 夫壹人

一右同台師壹人 夫壹人

一刀礮貳人 夫壹人

一御徒目附貳人

一御小人貳人

一御手廻御道具并持足輕持夫

一御旗本諸隊玉藥方并足輕主取夫

一玉藥箱并負人馬

一諸陣惣玉藥方人数并負人馬

一馬医貳人 夫貳人

一 御床机廻荷物人馬

一 右同人馬方上下九人

一 御旗本諸隊人馬方人数并荷物人馬

一 惣陣惣人馬方人数并負人馬

右、何レモ主宰員数、荷物負人馬等各隊人数賦之末

二有之、故二是二略ス、

右四役場、以下兵粮等之賦

玉藥奉行壹人

從卒四人

但、騎馬勝手次第、

一 御兵具所書役式人

一 足輕式人

一 兩掛壹荷

一 馬医式人

兵粮奉行壹人

一 物奉行所書役式人

一 足輕式人

一 兩掛壹荷

普請奉行壹人

一 御作事方書役式人

一 御作事方下目附式人

一 足輕式人

一 兩掛壹荷

一 大工五人

一 鍛冶式人

人馬奉行壹人

一 郡方書役式人

一 足輕式人

一 兩掛壹荷

合上下人数四拾壹人

内、士以上拾六人

大工五人

鍛冶式人

足輕八人

從卒拾人

一米拾式石三斗先

打米ニシテ九石八斗四升

但、三杯入式俵負、小荷駄式拾匹、

右上下四拾壹人、一日壹人二付打米八合宛

一味噲四拾六貫七百四拾目 小荷駄式匹

右同、一日壹人二付三拾八匁宛

右、日數三拾日分、

一 玉葉奉行五貫目以上壹人二付貳貫目宛、合三拾五貫

目

一 足輕以下壹人二付五百目宛、合拾貳貫五百目

小荷駄式匹

合小荷駄式拾四匹

右書前二同シ、略ス、

文久元年酉十二月

御軍役方御家老座印

○荷物組諸役者職掌大概

一 玉葉奉行

兵具奉行兼帶二而陣中兵具一切ヲ司リ、諸隊銘々

之火藥・鉛玉・馬二付主取夫壹人・土兩人宛、一

陣合而士拾貳人・夫六人、外二士壹人、一陣合而

士・足輕・夫卒迄上下百六拾人、其外御床机廻之

武器持人馬二者拾人間二足輕壹人宛、貳拾人間士

壹人宛、夫丸等ヲ行軍陣宮共ニ出入無滯取縮スル

物頭二而、小荷駄五組ニ壹人物主同前也、

一 平日自筒ニ而御軍役相勤候者之玉葉書出サセ名前

ヲモ分チ、玉目之大小ニ随テ什長・物主之名前ヲ

記ス、又大砲之玉葉取聚メ夫々荷作試置分數組合

候上ニ而相渡、混雜無之様可取計、

一 右之次第ヲ以、教戰陣中時々無混雜様相渡事ヲ支

配シ、陣中ニ而者其陣隊之夫ニ持セ、士ヲ壹人宛

宰領ニ付可差遣、

一 陣中ニ而者中央火災之無キ所ニ小荷駄小屋ヲ掛、

尚外ヨリ矢砲飛來候念遣敷候者土居ヲ築クヘシ、

一 陣中何時ニ而モ玉葉渡付次第速ニ殘分者荷作シ、

出立之用意片時モ怠間敷、

但、道中人馬之儀者、前以人馬奉行等差越、無

滯様世話可有之、

一 兵糧奉行

諸陣隊之兵糧賄具・人馬宰領夫々相円メ、御旗本

御道具御膳所役人相附、是又荷物備五組之壹人ナ

リ、大調練之節者前以ヨリ町家ニ役シテ別ニ主取

夫連越食用之都合ヲナシ、或ハ行軍者諸陣之中央ニ押行キ、各隊之足輕夫ニ庫裡之類ヲ毎隊ニ取り遣シ、汁ヲ陣丹荷ニ入レテ庫裡ニ取添送り遣スヘシ、

但、一日之調練者不及此儀、腰兵糧タルヘシ、一帰陣者何ヨリ先ツ刻限前以汲炊之道具荷作シ置、無混雜致下知、会軍場ニ而者諸隊掛之人数迄差越シ、自国行軍之内者、郷々人数ニ応シタル賄食ヲ命スヘシ、

一他国境ニ而最寄くヨリ米受取、前文通り之取締ニ而出行ス、他領之内ニ而無念遣所モ遊軍之次小荷駄陣ヨリ先ニ差越、営中汲炊之都合ヲナス、人馬統難成処者通シニシ、或ハ舟運之処ニモ遊軍先ツ陸地ニ上リ、利地ニ備ヲ立タル時上陸スヘシ、若念遣敷時者先陣・左右陣・御旗本後陣、其次ニ小荷駄陣タルヘシ、陣中者教戦之如クニシテ、何ヨリ近辺ニ桶丹荷ヲ取寄セ用水火防之用意ヲナス、帰陣之節者小荷駄備之次ニ荷物ヲ押シ、或ハ御旗本之前ニ立テ行軍ス、

一普請奉行

急成時者出軍ニ先立事一日、緩者四五日諸陣隊ヨリ割出シ之普請方夫卒迄引連レ出立、橋之堅否、舟歩渡之瀬フミヲナシ、敵地行軍之時者止宿之形勢ヲ試ミ、或ハ不用心之場ハ屋ヲ毀チ垣ヲ結ヒ、野陣者地勢ヲ見テ雜卒・陪卒ヲ役シ木竹ヲ切ラセ、仮ニ風雨ヲ防之営舎ヲ掛ル、陣中ニ而者当番夜廻リ之士卒ヲ支配シ、火消之役ヲ司ル、接戦之間者小荷駄之守衛ヲ兼、終戦之後者雜卒・郷民之使令者御目附ト俱ニ敵味方之死骸ヲ改メ、手負人ヲ雜卒ニカツカセ味方之営中ニ送り、甲冑武器ヲ取納メ、敵味方之死骸ヲ分ケ土中ニ埋メ武者塚ヲ築キ、営舎守城二者普請之奉行タルヘシ、

一人馬奉行

荷物奉行兼帶ニ而、諸陣隊ヨリ割出之荷物・人馬并宰領・士・夫、外ニ御床机下御用具・人馬、宰領・士・夫丸等支配スル物頭ニ而、荷物陣四組之壹人也、

一大調練并会軍場ニ而諸士銘々之荷物小札相付、其



隊荷物支配之士是ヲ受取候ヲ取分ケ各馬ニ付支配シ、陣中着之後者印ニ從而陣々ニ分配シ、御道具并ニ付キ之役人ト一所ニ有之、帰陣之時又々受取、荷作シテ人馬ニ負セ引返ル事ヲ司ル、

但、陣中ニ而者人馬之取締ヲ兼ル、

右者、職掌之大概ニ候間、猶銘々職分之精力ヲ尽シ、兵威ヲ増候様可心掛事、

物頭江

急變御手当之次第

一何方ニ而モ御人数被差出候儀有之候者、御城下御先手六組之人数四百五拾人、右物主・御小姓組番頭六人、外ニ諸郷ヨリ六組之人数四百八拾人、合士以上九百三拾人、足輕以下從卒相加、凡上下千式百人被差出賦候、

但、御先手右之通被究置候得共、其節之依時機拾式組之内増減モ可有之候、

一右通急速出張之御備賦ニ候得共、依時宜御家老一人前条備之惣頭ニ而被差出、御城下又者諸郷ヨリ被定

置候人数追々可被差出候、

一御城下拾式組、玉葉・兵糧・普請方・人馬方附足輕一組ニ四人宛、都合四拾八人ニ相及賦候間、其心得可有之候、

一足輕之儀、右御備組外飛脚其外召仕候儀可有之候、一鉄砲并甲冑不持合面々江者拝借可被仰付候間、其通可相心得候、

御備一組

一御紋付昇、裙紺、本府之文字一本

右、出陣之物主江可相渡候、

一小荷駄印

右、出陣之節々応匹数、

一高張挑灯一張

一玉葉箱六荷

但、大砲一組ニ付而者八荷之賦、

一鉞鎌之類

一中蠟式拾挺

右、高張方、

一中小蠟百挺

右、弓張方、

右、兵糧方等之役々ヨリ引合次第可相渡候、

一太鼓一挺

一貝一口

右、役者江可相渡候、

一白地ニ御紋御旗一流

右、一陣惣物主江可相渡候、

一御紋附昇、裙紺、外城文字一本

右、諸郷物主へ同断、

一白ニ紺、令ノ字小旗一ツ

右、一陣之使番江可相渡候、

一赤地ニ白、監之字小旗一ツ

右、一陣之御目附江同断、

一赤地ニ白、御紋下ニ令之字小旗一ツ

右、御使番江同断、

一赤地ニ白、軍之字小旗一ツ

右、御軍賦役江同断、

一御旗本

御出馬之節者、為御持御道具等之儀共別段可申

渡候、

右之通被相定候条、緩疎有之間敷者也、

文久元年酉十二月

御軍役方御家老座印

39の8
○

御船奉行江

急變御手当之次第

初ノ二ヶ条ハ、物頭江達条ト同文故略ス、

一御備組被差出候ニ付、中途賄方之儀者兵糧方役々引

請、止宿之郷々所計ヲ以致賄方、滞在之場所ニ而者

最寄御藏々ヨリ兵糧方江御米相受取、一組毎ニ焚調

有之筈候、

一船中ニ而者每船ニ致賄方事候ニ付、米・味噌・塩・

薪等兵糧・玉薬方役々ヨリ相受取、一日一人ニ付白

米八合宛、味噌又者胡摩塩等ニ而三度賄方可致候、

尤、不依誰人持合之腰桶、又者庫裡ニ而相濟賦候、

右ニ付而者、每船ニ鍋・半釜等入付無之候而者不相

成事候条、其心得可有之候、

一船頭・水主飯米并味噌・塩之儀者、別段御船手ヨリ

出入差紙出入差紙云々
前二註記スヲ以テ、最寄御藏々等ヨリ相受

取、警者甌島・長崎等へ之渡海者日数拾三日、佐多

其外東目江者日数七日丈ケ之宛行可有之候、

一 御船奉行壹人

一 御船手下目附式人

一 御船手書役壹人

一 御船手船頭壹人

右之通出船之場所迄御国旅之賦ニ而可被差越候間、

船手当等諸事可致差引候、左候而、何方ニ而モ渡海

之儀、其節之時宜次第可致差凶候、

一 御備組被差出候ニ付而者、御船并西目・東目浦々水

主・船数等別冊人数賦帳ニ基キ人数者勿論、兵糧・

玉葉・諸品積越候手続之次第相心得、臨時之節無混

雜様兼而取調可置候、

一 佐多・小根占辺江御人数被差出候節、御当地ヨリ古

江・高須辺迄船ヨリ可被遣候間、其心得ヲ以兼而船

数等取調、臨時之節無滞手当可有之候、

一 右等異変之依時宜、兼而被仰付置候御手当人数、

追々幾組モ被差出候間、船手当等之儀共何篇無混雜

様可取計事、

右之通被相定候条、緩疎有之間敷者也、

文久元年西十二月

御軍役方御家老座印

39の9
○

御馬預江

急変御手当之次第

初二ケ条者、御船奉行へ達条ト同シ故略、

一 馬六匹鞍皆具共

右、御備六組之乘馬右通相及、御領内何方ニ而モ

被差出賦候ニ付、其心得ニ而手当可有之候、尤、

馬飼料之大豆・雜葉等之儀者別段御手当有之候間、

差掛手当ニ不及候、

一 御城下小番・新番・御小姓与・御備組拾貳組之乘

馬、都合拾貳匹ニ相及候間、御借馬者勿論、諸士

高持之面々乗馬ニ而不致出役者其脱之立置候乗馬為差出、

騎馬之者小高ニ而乗馬不持合面々江可被相渡候ニ

付、兼而其取調可有之候、

一 御旗本



御出馬之節者、御側廻り其外乗馬之儀共別段可申渡候、

右之通被相定候条、緩疎有之間敷者也、

文久元年酉十二月

御軍役方御家老座印

御作事奉行

物奉行

御代官

御春屋役江

一初ノ二条、物頭・御船奉行等江達文ニ同シ故略ス、

一諸陣屋・家陣ニ候者、右敷敷之見賦ヲ以テ家主相払

一組宛引渡、野陣ニ候者陣場其外小屋割等之次第、

諸事無混雜様可致差引候、

但、陣屋之儀者別冊賦帳之通可成家陣又者布屋ニ

而可為相濟事ニ候、

一御城下人数被差出候節集場之儀、一番組ヨリ四番組

迄南林寺下、五番組ヨリ六番組迄吉野橋外堀涯江相

集り、面々一身之要具カ、リ等へ入レ付、敷皮又者

呉座包ニ而銘々木札ニ名前記付置、集場へ可致持參候間、人馬方相受取可致荷作候、右ニ而者被定置候

貫目御法モ有之事情間、法外之荷物持越間敷候、左

候而、組分ヲ以小荷駄印相付置、無混雜様人馬差立、

就中止宿之場所ニ而者銘々ヨリ可致受取方候ニ付、

引渡方行届候様可相心得候、

一御備組人数被差出候節、人馬継替之儀者今般被定置

候通ニ而、人馬寄方等郡奉行可致差引候、

一小荷駄之儀者、中途無混雜様可致取締候、勿論御領

内ニ而者何ツモ御備組ヨリ先キニ繰出シ可差越候、

尤、每一組兵糧・人馬等之者手分ヲ以、組々之小荷

駄荷物ニ相付可差越候、

一小屋割之儀者、每組ニ普請方之者手配ヲ以、一泊之

場所へ先立差越可致差引候、尤、宿之善悪無構、御

備組之順番ニ可致宿割候、左候而、每宿一組々之印

札可相立置候、

一小荷駄口引并継人足等者、着陣直ニ差返賦候、乍然

中途止宿之郷々其外中飯等遣候場所者、御備組外ニ

右人数相重候心得可有之候、

一 火葉之儀別而懸念之品柄ニ付精々入念、中途止宿之

郷者勿論、於陣屋モ其心得ヲ以テ可致小屋割候、

一 中途賄方之儀、御城下・諸郷御先手拾式組之人數上

下千式百人、忝人忝度ニ飯米式合六勺宛、惣勢ニ而

白米三石壹斗程〔式升脱カ〕ニ相及候間、止宿之場所所役々共兼

而相心得居所之者共ヨリ為差出、所横目見届之上シ

ラゲシラゲトハ精米
トナスラ云フ、方等百姓・町・浜男女ニ申付焚調、

胡摩塩等ニ而可致賄方候ニ付、兵糧奉行又者兵糧方

役々ヨリ致諸差引、右米之儀者後日返米可被成下候、

一 諸勢滞在之場所ニ而者、最寄御藏々ヨリ兵糧奉行、

又者兵糧方役々出入差紙前二註
記スヲ以テ相請取、一組毎

ニ焚調可致賄方候、味噌之儀者御当地ヨリ被差廻、

野菜・薪等之儀者所調申付候、右届夫并飯米シラゲ

方等前条同様可相心得候、

一 馬飼料之大豆・雜葉・糠・藁、中途者勿論、出陣先

ニ而モ所取替ヲ以テ相渡、以後返銀被成下賦候間、

所賄方等同様之振合ニ可相心得候、格別及長陣候歟、

又者大勢相成候者、別段御手当可有之候、

一 御備組ニ入候通シ人足之外、小荷駄口引其外継人足

之儀者、銘々自飯之賦ニ候、

一 陣屋之儀、可成家陣・布屋之賦候得共、鉞鎌鋸之類

又者繩等之品見合持越候儀共、普請奉行又者普請方

役々引請之事候間、不事欠様可持越候、

一 陣丹荷其外賄道具等、御春屋江致用意、出陣之節可

相渡候、

一 物主之儀、御家老以下御小姓組番頭等迄、夫々持高

之応多少人數召列事候ニ付、一樣ニ難究置候得共、

諸役者・戦兵等從卒召列候儀、別冊人數賦帳之通可

相心得候、昇預并什長・戦兵相中夫被相渡賦候得共、

兼而武用ニ可相立見込之者召列候儀、勝手次第申付

候間、夫丈ケ者夫數相減賦ニ候、

〔出軍御手当帳 全より補〕
▽一別冊人數賦帳二者、兵糧負之小荷駄差立候筋有之候

得共、前条通究寄御藏々ヨリ御米被相渡候節者、右

之分御当地より不差立筈候、△

一 佐多・小根占辺へ御人數被差出候節者、御当地ヨリ

古江・高須辺迄船ヨリ可被遣候ニ付、御船奉行へ人

數賦帳被渡置候、乍然順風次第第二ハ何方ヨリ上陸モ

難計候間、其心得可有之候、



一 大砲備被差出候儀者、別冊人数賦帳之通候間、都而

御備組人数同様可相心得候、尤、大砲并玉薬等之儀

者、夫々御格護之場所御格護之場所云々、御領國中各所ニ武器庫及ヒ彈薬貯畜ノ倉庫アリ、武器庫

ニハ大小砲器ヲ貯ヘ、彈薬庫ニハ大小砲ノヨリ可被相渡候間、

人馬等無混雜様可致差引候、

一 陣屋賦等御先手迄者、諸事普請方役々請持之筈候得

共、御出馬又者多ク出勢之節者普請奉行被差出事

候間、兼而其心得可有之候、尤モ右様被究置候得共、

様子次第二者御先手被差出候節ヨリ別段普請奉行并

下目附・大工等召列、陣場へ被差越儀モ可有之候間、

其通可相心得候、

一 右等異変之依時宜、被仰付置候御手当人数追々幾組

モ被差出賦候間、中途賄方等之儀共其外何篇無混雜

様可取計事、

右之通被相定候条、緩疎有之間敷者也、

文久元年酉十二月

御軍役方御家老座印

急變御手当之次第

一 第一二三ケ条ハ、御船奉行等へ達条ニ同シキカ故略

ス、第三条ノ内ニ、左候而、組分ヲ以小荷駄印相立、

郡見廻・庄屋等へ為致差引、無混雜様可差立候、

一 御備組被差出候節、人馬繼替之儀者今般被定置候通

二而、郡奉行出役可致差引候、勿論急事之儀故、浮

人数等之手当可有之候、

一 右之通御先手被究置候得共、様子次第夫々被定置候

御備組之人数、御城下又者諸郷ヨリ追々可被差出候

二付、旁無遲滯様可取計候、尤モ御城下人数被差出

候二付而者、依場所中途家陣二而一泊又者二泊二而

被差越儀モ可有之、小屋割之儀者普請方役々可致差

引候間、其通可相心得候、

一 依場所野陣モ可有之候間、小屋掛用之木竹并賄方之

薪等兵糧・玉薬方役々ヨリ可及手当候間、夫立二而

切調相渡候様可致候、

一 中途賄方之儀、御城下・諸郷御先手拾式組之人数上

〔千式百人カ〕下千式百拾、壹人一度ニ飯米式合六勺宛、惣勢二而

白米三石壹斗式升程二相及候間、止宿之場所役々共



兼而其旨相心得、所之者共ヨリ為差出、所横目云云、

每郷郷士年寄・組頭・横目其他ノ吏ヲ置シタリ、此三職ヲ以テ何郷ノ三役ト称シ一郷ノ事務ヲ掌ル、年寄役ハ一郷ノ頭吏、組頭ハ其郷内士分ノ頭役、横目ハ大目附役ノ支配下ニシテ、一郷内ノ鑑察或ハ藩庫出納ヲ檢視スル職掌ナリ、之ヲ所横目ト通唱ス、

届之上シラゲ方等百姓・町・浜男女へ申付焚調、胡摩塩等二而可致賄方候、兵糧・玉葉方役々ヨリ致諸差引、右米之儀者、後日返米前ニ註記シタル、仮出ヲ返附スル通唱ナリ、被成下賦候、以下九ヶ条、御船奉行等へ達条二同シ、略ス、

文久元年酉十二月

御軍役方御家老座印

諸郷江

急變御手当之次第

一 異變到来之節者、其処ヨリ御城下江之注進第一二而、万一モ及遲滯候而者不可然事候条、無役郷士又者家来私領へモ同一ニ達セラレタルカ故、家来ト記セリ之内式人早打ヲ以テ一先口達二而御軍賦役江届申出置、委細者追々書付ヲ以同断届可申越候、尤、早打之儀者兼而人柄見合置、至其期聊遲滯有之間敷候、

但、異国船卸碇候節モ同様可相心得候、

一 何方二而モ急變致到来、早打夜白急速致往來事候二付、通路之郷々者人馬并松明手当可致置候、

一 第三四條ハ、郡奉行江達書ニ同シ、略ス、

一 諸郷物主之儀者其郷地頭二而、一郷限り之人數被差出候節者地頭・物主受持二而、万端致指揮儀者無申迄事候得共、譬へハ当番三組之郷ヨリ一組、或ハ三組組カ之内ヨリ一手之諸郷組合二而人數被差出候節者、

御備組物主別段可被仰付事候間、兼而所之者共心得違有之間敷候、左候而、万一異變到来事實相達候上者、早速地頭差入指揮可致者勿論之事候得共、御城下往返モ有之、依時宜者地頭馳付モ間二不逢内、看々事後レニ相成儀モ難計、右休之期ニ至而者第一郷士年寄・組頭等差ハマリ、御国名ヲ不失様可取計候、

一 右通御先手被充置候得共、御領内何方二而モ万一異變到来候者、其郷限二引受候儀当然之事候得共、自然難及手時機モ候者、近郷互ニ致救心候儀者勿論二候、

一 大砲備被差出候儀者、玉葉等夫々御格護之場所前二記

第「」の一部と同文なり」

ヨリ可被相渡候、左候而、大砲備一組之賦、大砲八挺、人数上下百拾八人、中途賄方并人馬差立候儀共前条同様相心得、混雜無之様可取計候、

40 ○御軍律左ノ如シ、

賞名例

一 以下十ヶ条、郡奉行等へ達書ニ同シ、略ス、

一 領地知行目録并切米証文

一 御備組ニ入候通シ人足之外、小荷駄口引其外繼人馬

一 任職

之儀者銘々自飯之賦候、

役職昇進、不限戰功依其者器量、

一幕其外賄方諸道具類是又同断ニ候間、致手当可置候、

一 得道具

一 所中之面々鉄砲・藻玉口葉入レノ通唱・胴乱玉葉入レノ通唱・玉葉

鎗・刀・鉄砲其外之品

等迄致用意、御軍役不事不事欠儀カ欠様肝要之事情間、兼而所

一 金子

中之鉄砲数等取調置、急事之節無遲滞様可相勤候、

多少甲乙之次第

但、得道具持越度云云前文ニ同シ、略ス、

一 手種

一 以下十五条、陣笠・半首等云云前文ニ同シ、略ス、

甲冑 羽織 扇子 采配 乗馬

一 御手当方当番東西両手六ヶ月交替當置ヲ云フ、交代之節、諸役者江諸事

一 褒詞

取計向為心得、人数賦帳并御手当帳拜見為致可置候、

感状文言輕重二分ツ、

右之通被相定候条、緩疎有之間敷者也、

一 剛臆之座配

文久元年酉十二月

右、何レモ自分達之自分達之トハ御親達ナリ、又軍役奉行・物主

御軍役方御家老座印

等ヲ以達シ之分、

〔本文書は「名越時敏史料」二六五頁「急變御手当之次

甲乙

〔御備賦規模〕より補
九等之功△

一 上々功 上中功 上下功

中上功 中々功 中下功

下上功 下中功 下々功

外二、

奇功准上々功、
加一等

罰名例

一 重罪 三族死罪、或遠流、百姓召仕、

一 嚴科 三族百姓召仕、

右、賊首或叛逆人、又者依罪身分剝候後之法、

〔脱カ〕
切腹

右、死罪之内律ニ者絞斬之ニツニ而輕重為相分事

候得共、今兵律ニ而者士召剝、斬罪者士之格ニ而

檢使切服〔切服カ〕之兩様相分、切服之者跡目相立候処輕重〔テ脱カ〕

相分ル、

但、大意剛強ニ出候得者法ヲ犯候而モ士之格ニ

而切服、子孫相立、臆病ヨリ出候得者士召剝、

斬罪、子孫者百姓召仕、

一 遠島

遠近年ニ多少之差別有之各島流刑ヲ遠、
島ト通唱ス、

一 没収

三分一或差別有之原註、戸主ナレハ知行高或一身ノ資財一
切ヲ官収ス、長ニ男以下ハ一身ノ資財一

ム、
切ヲ収、

一 奪職

一 逼塞

月ニ多少之差別有之、

一 科料

右、銀百目以下半料又者三分一之差別有之、罪之

輕重ニ依テ米錢ニ多少有之、

軍賞

右、無軍賞之格臨時制宜而已、今上中下九等・奇功

之品ヲ分而其〔大略カ〕太略ヲ拳候得者、賞罪之權者形狀万緒

數紙之尽ス処ニ非サレハ、宜シク臨時吟味勸懲之道

相立、英雄之心ヲ不取失様細ニ所置有之度事ニ候、

一 戰死之將卒雖無功、子孫養育品能ク可召仕、仍而有

功之者、別ニ賞子孫、

但、敗走後疵ニ而死亡之者、此例ニ非ス、

一 間者ハ事成就之上從品奇功之格ニ而賞之、仍而致死

亡候者、準戰死加一等、

一少ヲ以衆ヲ破リ戰死少キヲ上々トシ、殺傷相当ルヲ

上中功トシ、雖勝味方死傷多キヲ上下功トス、

一衆寡相均ク戰勝而死亡少キヲ中上功トシ、殺傷相当

ルヲ中功トシ、雖勝失士卒多者、為中下功、

一我衆寡勝而失士卒少者、下上功、殺傷相当者、為下

中功、雖勝亡士卒多者、為下_{（下々カ）}之功、

右、物主者勿論、一隊不殘施恩賞、地之險易、役

之強弱精ク扱之、

一得敵將者、不拘衆寡為奇功、準上功加一等、

一前軍敗走之節、二陣ニ而踏止リ仍而為全軍之勝者、

為奇功、

一走而殿シ全軍不至大敗者、為奇功、

一不戰而誘降賊之將吏・城邑者、為奇功、

一当之敵打挫キ他之陣隊之危急ヲ救ヒ為勝_{（者脱カ）}、為奇功、

一物主戰死之後談合役以下ヲ加へ当之敵打破者、直ニ擢而為物主、

一以謀挫破不血刃為全勝者、為奇功、

一得賊之士大將以上者、与道具賞之、雖有罪除之、

一敗軍之節者賞有功之士卒、罪將吏、

一攻而降之屠而拔之、我兵死亡少者、為上功、

一雖城邑陷没士卒死亡多キ者、為下功、

一一番乘之一隊者、_{（將為上々功カ）} 転為上之功、

一請強敵圍全城砦者、為上功、

一受圍久而賊勢屈解去者、為奇功、

有追獲之功別ニ賞之、

一界目地頭令隣敵不得侵犯者、為上功、雖被侵斬獲亦多者、為中功、雖退死亡_{（賊死亡多者カ）}者、為下功、

右、衆寡均、敵險易ニ依而、九等之差別有之へシ、

一凡得勝之道存寄候者潜ニ可申出、功成之後以奇功之

格賞之、

一太刀始之功、手自与佩刀、

一銳鋒向劍ニ而傷候者、与医薬依品賞之、

▽_{（御軍律全より補）} 一捕賊之間諜者、与得道具并褒紙、

但、陣刀得鋒目錄ニ而賞之、帰陣之後与之、△

一於陣頭毛付覘打為士之上功、

但、殺賊將者、為奇功、

一後殿之強敵打挫ク者、準太刀始之功、依品為上功、

一 賊之糧米・器械致奪取候者、与手種賞之、

一 敵之旗・的居的居又ハ總、則馬標ノ類ヲ云フ、奪得者、為中功、

律目録

一 平常 一 会軍

一 行軍 一 陣中

一 接戰 一 帰陣

平常

一 雖為嫡子武用難相立者、不令家督、

一 寄合並以上之嫡子武学材識無之者、雖達技芸其家祿

不可与、末家ノ内器量相応之者可為家督、

一 詩歌諸遊技專ニ相嗜、士ニ不似合所業之者、所帶没

収、士格可召放、

一 応知行高武用ニ可相立家来、且兵器・粮食欠乏之者、

没収三分一、

一 雖為越訴諸士之上書不取次役人者言路閉塞セ、シ罪ナリ、奪職嚴

科、

一 衣食住(二付脱カ)、分限不相応不似合奢侈且私欲相構候者、没

収三分一、

一 諸役人私欲相構、或諸士江無礼之者、嚴科、

一 掛リ之役人訓練不行届者、奪職嚴科、

一 士ニ不似合私欲相構候者、嚴科、

一 法令私ニ文言ヲ致損益者、奪職、仍而大事ヲ誤者、

切服、

一 軍役人数之内長病或死去之者、同組ヨリ早速於不申

出者、逼塞十二ヶ月、

会軍

一 触之刻限ニ一時以上為相後者、将卒共切服、

但、依遠近用捨可有之因ニ記ス、触達シタル時刻ニ後レタル者ヲ処分セラレタル事アリタリ、則チ安藤十郎(今則命)訓練ノ時刻ニ後タルカ故軍律ニ照ラサ

レタリ、事故アリテ情状ヲ酌量セラレ奪職、謹慎ノ譴責ヲ被レ

リ、

一 小荷駄之荷物致欠乏候者、掛役逼塞六ヶ月、依之軍

機失者、切服、

一 着到之節歩行難成迄呑酒之者、切服、

一 着到後物主之無免許組之扣場於相迎者、切服、

一 虚病或故障申立、出軍於無之者、嚴科、

▽(御軍律全ニより補) 一 会軍ヨリ以上戰場ニ至迄窃ニ遁而家帰者、嚴科、△

一 右同逐電之者、嚴科、

行軍

一 誤旗鼓員之指揮者、切服、

一 下知致紛乱候者、同斷、

一 糧食渡方宿割等不都合之者、切服、

▽〔御備賦規模〕より補
一 越前後之列者、雖有功非全勝切腹、△

以上將吏、

一 違旗鼓員之令者、嚴科、

一 背下知者、嚴科、

一 無免許而離組勢候者、嚴科、

一 田島ヲ踏荒候者、逼塞八ヶ月、

一 致脇道候者、後日逼塞十ヶ月、仍失事機者、死罪、

以上士卒、

陣中

一 陣場割渡之節私之好悪申出誤軍機者、切服、

一 軍令之文言私ニ致増減候者、切服、

一 機事衆人ニ漏泄シ軍之情実〔情実カ〕ヲ生スル者、切服、

一 惣物主之指揮ニ不服及御下不均平者〔附紙〕本ノマ、猶ホ可礼、切服、

一 前後左右分配場私ニ致換転候者、切服、

一 賊中之機事探得候者速ニ物主ヘ可申出、於隱置者、

嚴科、或ハ物主ヘ不申出内他人ヘ洩候者、遠島十ヶ

年、仍テ失軍機者、切服、

一 物主之免許ヲ不受信ヲ敵ニ通スル者、不依何事嚴科、

但、機事相洩シ候者、重罪、

一 先陣接戦之砌下知無キ内諸陣致動揺者、嚴科、

一 降參之者有之、直ニ中軍ニ不差出、私ニ敵之情実ヲ

語ラセ候者、遠島〔七ヶ年脱カ〕、仍而衆聽ヲ惑候者、切服、

▽〔御備賦規模〕より補
一 猥ニ降者ヲ殺候者、死罪、△

一 私之意趣ヲ以無科ヲ罪シ、及ヒ愛着ヲ以軍律ヲ不行

者、其罪ヲ以罰之、

一 叛逆之者、重罪、

但、大功ヲ相立候者除之、

一 営中出火之節、定置候火消役及其小屋人数之外立騒

候者、嚴科、

一 急変相凶之節出軍遲滞之者、切服、品ニ仍而嚴科、

一 与士卒勞佚ヲ不俱者、切服、

以上將吏、

一 喧嘩・口論、双方切服、

但、一方荷担之者、同罪、

一 高声ニ呼号シテ衆ヲ致動揺者、嚴科、

一 無下知内放火乱妨之者、嚴科、

一 軍中自国之變動、賊之情実聞得候者早速物主へ可申出、若猥ニ他人ニ洩シ或於隱置者、嚴科、

一 敵中ニ親故之者有之、書状ヲ遣候節、隱置或私ニ返事於申遣者、切服、

一 病人有之節、速ニ於不申出者、同伍嚴科、

但、諸吏ニ為相滯者同斷、
〔附紙〕「本ノマ、猶本可亂」

一 得賊之矢文速ニ不呈之、私ニ於披見之者、切服、

一 訛言三軍ヲ驚惑シ、或ハ猥リニ隱陽ヲ説破、我之利害ヲ以動揺來者、嚴科、

一 凡諸士之徒僕犯軍令者、品ニ依而者不戒之罪主人ニ可及事、

一 何事ニ不依逆將吏之令者、嚴科、

一 怠職掌害味方者、嚴科、

一 陣列定而後無免札猥ニ往來者、切服、

一 探索斥候不覺賊之來者、嚴科、

一 斥候自身之働者大禁也、犯之者切服、

一 敵ニ内通之者、重罪、

一 離陣列相働候者、雖賊嚴科、
〔得賊首嚴科カ〕

但、得敵將者宥之、

一 失火之本人、切服、

一 旗鼓貝之役者恐懼失事機者、嚴科、

一 放馬之口取科料銀百目仍及失事機者、口取嚴科、主人者逼塞五ヶ月、

一 得鋒器械之格護兼而可定置処、急用之節於混乱者嚴科、

一 合図之節出立遲滯之者、嚴科、

一 役所之免札不所持者往來之節、門番不押留者、嚴科、
以上士卒、

接戰

一 受持之場所相迦敗走ニ及候者、嚴科、

一 下知致紛乱失事機者、切服、

一 誤旗鼓貝之合図者、切服、

一 先陣接戰及難儀節觀望シ不相救者、嚴科、

一 背節制拔掛等之者雖有功必誅、得敵將者宥之、

一 我等我等トハ御親時之令ニ違者、嚴科、
ヲ云フ、

一 大砲之物主機節之発砲令遲滯者、嚴科、

一 守城砦不固棄而走者、嚴科、

一 界目地頭防戦之手当越度之者、切服、
一 界目地頭奔走シ而逃者、嚴科、
以上将吏、

一 受持之場ヲ離候者、雖有功切服、得敵将宥之、
一 退避者、嚴科、

一 背旗鼓貝之令而戦者、嚴科、
一 遽呼驚走動揺衆者、切服、

一 失将不破賊者、嚴科、

但、退軍之令有之節者赦之、

一 無号令内鉄砲相放者、嚴科、

一 強敵不相打者、同伍嚴科、

一 一誤ニ依リ旗昇ヲ被奪候者、預役切服、持卒共嚴科、
〔符カ〕

一 敵前ニ而役者之外言ヲ出ス、嚴科、
〔者脱乙〕

一 火災之節為首実檢帰来者、切服、

帰陣

一 勝軍之後ナレハ敵地ニ而分配之小屋相離者、嚴科、

一 帰陣無故衆ニ先立者、没収、

一 一定置追留之場所ヨリ踏越候者、切服、

以上、

41 ○六月七日布達、先月廿六日朝於京師姉小路〔公知〕少将殿刺客

暗殺セラレタルハ、五之嫌疑ヲ受、仁礼源之丞〔藤平〕後子平介、景并
月十九日夜ナリ、
島津織衛家来田中新兵衛兩人儀、伝奏坊城宰相中納言

様ヨリ御達之旨ヲ以、所司代家中同伴ニテ右坊城様御

宅へ被召出、其儘東町奉行所江御預相成候段申来候、

就而者不容易重大之事柄ニ而 御名目ニモ相係リ、被

為対

天朝 御両殿様深御恐懼之御事候得共、昨年来尊

王之御忠誠御尽力之御偉業者一同奉承知候通候間、此末

之処一時之浮説流言如何様致沸騰候得共、尚永年

朝廷遵奉之御至誠御卓立之 思召ニ候間、諸士ニ至迄疑

惑ヲ不生、愈 御趣意奉汲受忠勤相励候様可申達旨

御沙汰被為在候、誠以難有次第之御事候条、此旨一統

奉承知候様、向々江早々可致通達候、

六月七 带刀小松
日 清廉

布達ノ如ク、姉小路殿ハ四月廿日ノ夜退朝ノ途次、有栖

川宮邸前ニ於テ賊徒ノ為メ暗殺セラレシニ依リ、

朝幕ノ搜索嚴密ナリシニ、廿六日朝、本藩士仁礼ヲ初メ

田中下町ニ居住ス、幼年ノ時森山新及ヒ仁礼カ僕淵田太市嫌疑

助カ手伝ナリタル者ナリ、

二罹リ、伝奏邸ニ召喚後町奉行へ預ケラレタリ、嫌疑ヲ受ケタルハ其場ニ本藩刀工奥和泉守忠重在銘ノ刀棄アリシニ因レリト云フ、而シテ数回札問ヲ受ケタリト雖モ、素ヨリ形跡ナキ事ナルカ故、仁札ハ松平安芸守長茂殿へ、僕ナル者ハ上杉彈正大弼齊憲殿へ預ラレタリ、田中ハ如何ンノ訳ナリシヤ町奉行所ニ於テ屠腹シタリ、夫ヨリ益同人等カ所為ナリトノ嫌疑ヲ以テ乾門警衛ヲ罷メラレ、藩士一同九門内立入ヲモ禁セラレ、同月六月十一日十一日二至リテ其冤水解シ、九門出入ノミハ允サレタリ、其時滋野井侍従公寿朝臣及ヒ四辻中納言公績御内ノ侍二人嫌疑ニ罹リ出奔シ、仁札等カ嫌疑モ少シク薄ンスルカ如シト雖モ、放免セララル、ニハ至ラス、藩士九門出入ヲ允サレタルノミナリキ、斯ノ如ク嫌疑ニ触ル、モ又姉小路殿ノ禍ニ罹ラレシモ抑モ故アリ、姉小路殿ハ三条実美卿其外十余卿ト俱ニ點藩浮浪ノ徒ニ団結シ、無謀ノ鎖攘ヲ主張シ朝議ヲ左右シ、

朝議ヲ矯シ、正義ノ人ヲ擯斥セシ等ノ巨魁ナリシ故、天見ル処人生感スル処ナキニ非ラス、天網恢々粗ニシテ漏サスト、信ナル哉、

又本藩士カ嫌疑ニ触タルハ、一二刀劍ノ銘ニ依レリ、尋テ田中屠腹セシヨリ倍々深キニ至レリ、此卿ハ十三卿ノ中ニ於テ尤モ目的トセシカ故、善悪ノ誹評ヲ受ケラレタルカ故、本藩士壯齡ノ輩、常ニ罵詈ノ甚シキ言モアリシトナン姉小路殿ハ五月十九日夜戌刻頃（本年二十五歳）退朝ノ途次朔平門前通過ノ時、三名ノ拔刀者頭レ出、直ニ二切り掛レリ、其時笏ヲ以テ支ラレシカトモ、素ヨリ不意ノ事ナリシ故、敢ナク其場ニ驚レ玉ヒタリ、従者金輪勇ハ太刀持ナリシカトモ驚怖逃去リ、吉村右京ハ少シク戦ヒ手負シ声ヲ揚ケタルニ依リ、有栖川宮ノ邸ヨリ走脱キシニ、賊ハ足早ニ立去リタリ、跡ニ一ノ刀ヲ棄タリ、是則薩州住奥カ鍛ヒシ銘アリシトシ、茲ヲ以テ本藩士ノ所為ナリト認メラレタリト云フ、異仁札、田中等カ嫌疑ニ罹レルハ其前刻同所通過シタルニ依レリト云フ、異仁札、姉小路殿ハ笏ヲ以テ賊刃ヲ受ケ流シ深手ヲ受ケラレ云云、侍吉村右京ハ賊ト戦ヒ一ノ刀ヲ奪ヒシニ、三人ノ賊ハ敵シ難クヤ思ヒケン、逃去リタリ云云、吉村ハ主人ヲ助ケ帰リ治療セシカトモ、遂ニ其魄死シ玉ヘリ云云ト記セリ、又金輪ハ主人ノ難ニ臨ンテ逃去リタルヲ以テ獄ニ下サレ、吉村ハ黄金幾千ヲ賜リ賞セラレタリ云云、其、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三五七号と同文なり〕

42 ○六月七日、隣藩肥後相良家ノ使者来覽、依頼ノ条件數項アリ、中ニモ當時ノ世態百事補助ヲ仰キ、命ニ從テ進退セント、或ハ此回彼城池修繕ノ為メ大工三十余名一時拝借懇願セラレタルニ依リ、御作事方下目附一名野村仁左衛門大工二十余名ヲ率ヒテ出張セリ、○玖摩ハ山間ノ小藩ナリト雖モ少シク義氣アリ、從來熊本ノ指麾ヲ受

ケ、久シク輕蔑セラレ、殊ニ昨年 国父公御上洛ノ後、熊本ハ幕府ノ密旨ヲ受ケ本藩ノ挙動ニ注意シ、玖摩モ本藩ニ往来否ヤノ嫌疑ヲ受ケ益々压制ヲ加ヘルニ依リ、相良家ハ不平ヲ懷キ、近頃ハ陽ニ我藩ニ依頼ノ姿ヲ顯シ往来セリ、如此形勢ナルカ故、城楼修繕ノ職工ヲモ借用スルニ及ヒタリ、哀ムヘシ、山間ノ小藩獨立スル事能ハス、適々倚頼スル処ノ熊藩ハ蔑視抑圧スルカ故、不平ヲ鳴ラシテ本藩ヘ臣トシ附從セントノ懇願ナリ、實ニ一樹ノ庇蔭ニ宿ラントスルモ已ムヲ得サルニ出タル者ナラン歟、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三五八号と同文なり〕

旧邦秘録五編癸亥之九

旧邦秘録 文久三年自卷一〇五

市来四郎編

〔扉に、表紙の文字の外に「久光公御加筆」〔紙数一四七枚〕の記載あり〕

旧邦秘録卷之十

○ 文久三年癸亥

43 ○六月十五日例歳、祇園〔祇園カ〕神社ノ大祭ニテ本年ハ殊更ニ賑

ヒタリ、姫君方御下国初メテノ祭典ナルカ故、市街ノ出シ山モ数台、女子ノ手踊囃シノ興行モ例年ヨリ盛ナリ、出シ山ハ毎歳五六個、邊仕立ノ者一二個ニ止レルモノナリシカ、本年ハ十余個ニ及ヒ、市街ノ曹経費〔厭ハスカ〕ヲ庄ハス御覧ニ供ヘント競ヒタリ、姫君方ハ角之矢倉ヨリ御覧アラセラレタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三三六〇号と同文なり〕

44 ○今回幕府新ニ鑄造シタル四文銭発行ノ令ヲ布レタリ、

文久四文銭ト通唱ス、形状・量重寛永四文銭ニ同シト雖、銅質ハ大ニ劣レリ、価ハ旧四文銭ト同等ナリ、文字ハ一橋慶喜公及ヒ川路左衛門尉カ筆跡ナリト云フ、〔聖護〕

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三九七号と同文なり〕

45 ○当時全国一般米価高直、本藩ノ如キハ金銭ノ融通滑沢

ナリト雖モ穀類匱乏、上下大ニ困メリ、是レ昨秋蝗虫・風害ニ依テナリ、五月末頃ヨリ錢百文ヲ以テ玄米式合七八勺乃至三合許ヲ買ヒ得タリ、故ニ政庁ヨリ兩肥筑其他ニ輸入ノ道ヲ謀ラレタリ、○全国拳テ売穀少

46の1

ク、其因テ起ル所以ハ昨夏秋ノ間蝗害・風災ニ出ツト雖モ、又一ツノ因由ハ攘夷ノ大令発セラレタルニ依リテ、各藩ハ軍食ニ貯畜シ浪花輸出ヲ停メ、商賈ハ適々買取リタルモ、事アルニ方リ機利ヲ得ントノ奸策ニ依リリト云フ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三九八号と同文なり〕

○六月十九日、五ヶ所及ヒ桜島砲台并水軍放發操練ヲ催サレ、沖中ニ標的ヲ浮ヘ同時ニ放發セリ、〔忠義〕太守公巳刻過、弁天台場へ御出馬アラセラレタリ、本日ノ操練ハ殊ニ盛ニシテ、夷船来侵掃撃ノ実場ニ擬シタリ、○各砲台物主其他兵士人名左ノ如シ、

一 惣物主御家老 川上式部美久

一同 川上但馬運久

一 惣物主若年寄大目附勤 川上龍衛齡久

一 祇園洲砲台物主 島津権五郎馨久

一同所談合役 新納休右衛門

右、六番組士ノ内守衛ス、

一新波戸砲台物主 川上右膳賢久

一同所談合役 〔貼紙〕名札シ記入スヘシ

右、五番組士ノ内守衛ス、

一 弁天波戸砲台物主 〔貼紙〕北郷数馬徳久

一同所談合役 〔貼紙〕名札シ記入スヘシ

右、二番組士ノ内守衛ス、

一 大門口砲台物主 〔貼紙〕相良治部長發

一同所談合役 〔貼紙〕名札シ記入スヘシ

右、三番組士ノ内守衛ス、

一 砂揚場砲台物主 〔貼紙〕島津織之介直久

一談合役 〔貼紙〕名札シ記入スヘシ

右、一番組士ノ内守衛ス、

一 水軍隊物主 仁礼舍人

一談合役 有川弥九郎

右、下町波戸内ニ備フ輕舸十二艘、各十八斤・廿

四斤砲一門ヲ装置シ追撃ノ準備トス、

一 桜島三ヶ所砲台 〔貼紙〕洗出・横山・島等ノ三ヶ所

物主 肝附兵部兼兩

一 御軍賦役 大山格之介綱良

一談合役 郡山一介

一 沖ノ小島砲台

青山愚知〔長徳〕旧名 善助

青山弓五郎愚知 長男

右、青山門人数十名ヲ以テ守衛ス、

右ノ人員衛兵ナリ、沖ノ小島ハ青山ヘ委任セラレ、門
人数十名ヲ以テ守衛ス、姓名後ニ記ス、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三六四号と同文なり〕

46の2
○諸所砲台装置砲数左ノ如シ、

一 祇園台場 八門

内、二十四斤長砲 一門

八十斤爆砲 一門

「ボムベ、カノン」ト
唱フト雖モ略書ス、

二十四斤短砲 二門

三十六斤爆砲 一門

二十九拇白砲 一門

二十拇白砲 一門

十八斤短砲 一門

十二斤短砲 一門

一 弁天波戸砲台 十三門

内、二十四斤長砲 一門

十八斤短砲 二門

二十四斤短砲 二門

十二斤短砲 二門

八十斤爆砲 一門

三十六斤同 二門

二十九拇白砲 一門

二十拇白砲 一門

六斤野戰砲 一門

一 新波戸砲台 十七門

内、二十四斤長砲 二門

十八斤短砲 二門

十二斤短砲 二門

二十四斤短砲 三門

三十六斤爆砲 二門

八十斤同 一門

二十九拇白砲 一門

二十拇白砲 二門

三十斤短砲 一門

六斤野戰砲 一門

一大門口砲台 六門

内、二十四斤短砲 一門

十八斤短砲 一門

三十六斤爆砲 一門

二十九拇白砲 一門

二十拇白砲 一門

十二斤野戰砲 一門

一砂揚場砲台 十一門

内、二十四斤短砲 二門

十八斤短砲 二門

三十六斤爆砲 二門

八十斤同 一門

二十拇白砲 二門

六斤野戰砲 二門

一桜島洗出砲台 一六門

内、十八斤短砲 一門

十二斤同 二門

十斤野戰砲 一門

六斤野戰砲 二門

一桜島横山砲台 四門

内、二十四斤短砲 一門

十八斤同 二門

十五拇忽砲 一門

一同島内島砲台 三門

内、十二斤野戰砲 二門

六斤野戰砲 一門

一沖ノ小島砲台 二ヶ所 十五門

内、三貫目砲 五門

百目砲 十門

合計八十三門 製式ハ和蘭・亜米利加等ノ式、
或ハ青山ハ天山流式ナリ、

以上十一ヶ所、各砲台装置スル処ノ砲数ナリ、沖ノ小島外十砲台ハ実弾・榴弾各九拾発ヲ砲台内ニアル彈藥庫ニ備へ、其他ハ欠乏ニ臨ンテ火藥局ヨリ運搬スルノ予備ナリ、又砲台ノ外各要衝毎ニ大小砲隊或ハ砲兵ノミ臨機備フルノ軍賦ナリ、○彈丸ハ実榴ノ二彈或ハ焼弾・葡萄彈ヲ備ヘタリ、其他火具一切寡虧アルコトナシ、○火藥局又ハ集成館ニ於テ予備ノ車架・要具・火具ノ製造日夜兼業、幾十日ノ連戦モ虧乏ヲ告サルヲ要

セラレタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三六五号と同文なり〕

但、凡百五拾五兩余、

一六斤重野戰砲三拾壹挺

但、凡式百五拾壹兩程、

一十斤重野戰砲式拾挺 哩米利加式

但、凡四百九拾兩程、

一十八斤重野戰砲四拾壹挺

但、凡五百九拾兩程、

一十三擗忽砲八挺 トイム

但、凡百三拾九兩程、

一十五擗忽砲拾八挺 トイム

但、式百四拾七兩程、

一二十九擗白砲八挺 トイム

但、五百三拾兩程、

一二十擗白砲四拾式挺 トイム

但、百三拾兩程、

一十二斤一耳砲四拾挺 軍艦乗付用ニテ候得共、此内ヨリ諸所砲台据付 又者狼煙揚用ニ 大門口其外砲台

江備付相成候、

但、百八拾三兩程、

一二十斤長砲六挺

47 ○今回海陸軍備嚴整セラルニ就テ、弘化二年乙巳夏ヨリ

以来製造セラレシ大小砲ノ数及ヒ製造費等、集成館上

申左ノ如シ、

一百五拾目野戰砲壹挺

但、製造費、車架其外要具一式壹挺ニ付凡四拾式

兩程、

一式百目野戰砲六拾四挺 此内ヨリ各郷ヘモ御備相成候、

但、製造費、車架其外要具一式壹挺ニ付凡六拾九

兩余、

一右同輕砲式拾四挺

但、壹挺ニ付凡七拾九兩余 以下、製造費、車架等ノ字、略ス、皆壹挺分ノ費ナリ、

一三百目野戰砲式挺

但、凡八拾式兩余、

一五百目野戰砲百七拾挺 此内ヨリ各郷及私領ヘモ御渡相成候、

但、凡百拾八兩程、

一七百目野戰砲五拾五挺 此内ヨリ各郷及私領等ヘモ御渡相成候、

但、千五拾兩程、

一右同短砲貳拾壹挺

但、六百四拾兩程、

一八十斤爆砲八挺

但、千貳百兩程、

一三十六斤右同拾五挺

但、四百六拾六兩程、

一百五十斤右同六挺

但、千六百貳拾兩程、

一二十拇トイム忽砲貳挺

但、三百六拾貳兩程、

一十二拇長忽砲拾九挺

但、百四拾兩程、

一船用自在砲貳拾壹挺

但、三拾六兩程、

一携白砲拾貳挺

但、拾六兩程、

一六百目山戰砲拾六挺

但、百三拾兩程、

一六斤船砲貳拾壹挺

但、貳百拾六兩程、

一十二斤右同拾六挺

但、四百三拾兩程、

一十八斤右同拾六挺

但、五百拾八兩程、

一十八斤右同一耳砲九挺

但、五百兩程、

一八斤右同四挺

但、三百四兩程、

一垂米利加式小船忽砲貳拾五挺

但、百七拾貳兩程、

一三十斤一耳砲四挺

但、三百貳拾五兩程、

一仏蘭斯式十二斤輕砲拾貳挺

但、製造費并火藥車等一式三百八拾兩程、

一右同六斤砲拾貳挺

但、貳百三拾兩程、

一試藥白砲四挺

但、貳拾兩程、

一 荻野流耆貫目砲四挺

但、三百五拾兩程、

一 右同三貫目砲三挺

但、五百八拾兩程、

一 右同百目砲拾壹挺

但、八拾兩程、

一 右同百目火箭筒三挺

但、貳拾兩程、

合計砲數七百九拾四門

合計製造費金拾九萬貳千八百貳拾三兩余

此ヲ當時現在ノ惣數ニシテ、此内ヨリ御城下諸所ノ砲

台又ハ東南西海岸砲台、或ハ江戸・大坂・京都藩邸、

或ハ江戸田町邸内砲台装置、或ハ野戰砲ハ諸郷備付、

或ハ佐土原又ハ私領へ払下ニナリタルモアリ、○小銃

ハ和蘭式ノ劍銃ナリシカ、望ノ者或ハ他藩へ払出シニ

モナリテ、荻野流式十匁銃ヲ雷管機ニ改造セシ者ヲ專

用セリ、此製造所ハ昨壬戌ノ冬ヨリ鹿兒島塩屋村ノ内

字七曲硝石製造所趾ニ設立セラレ、數百挺至急新製シ

払下等ノ法方ナリ、製造担当者村田勇右衛門經其他數

名ナリ、砲工ハ種子島・平佐其外ヨリ召集シタリ硝石製

弘化ノ末高橋某カ担当ニテ設立セシカトモ、地味適セサルカ故廢シ造所ハ

タル趾地ナリ、○當時銃砲製造盛ニシテ工人多忙、依頼ニ応シ難造所ハ

シ、故ニ日夜、○以上記スカ如ク、大小砲製造費及ヒ彈兼業セリ、

藥、或ハ諸要具、或ハ各所砲台建築、或ハ操練場設立

等、種々ノ費途凡十八九年ノ間ニ二百余万兩ノ巨額ニ

及ヘリト云フ軍艦製造費ハ、別途ナリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三六六号と同文なり〕

48 ○馬関ニ於テ長藩夷船砲撃ノ始末、在崎中原高勇猶介友人へ

報告ノ略左ノ如シ、

48の1

前文略ス、然者下関ニ於テ夷船砲撃ノ趣ハ、追々御

承知之筈トハ奉存候得共、当地ニ於テ内外之諸説御

勘考之御一端ニモ可相成候間、要用之廉々申上候、

偕 皇国ニ於テ外夷ノ為メ恥辱ヲ取り候者此節長州

カ初メニテ可有之、元來長州人ハ弁口ニ達シ驕謾ニ

有之、口ト胸トハ別々ニシテ誠ニ奸智深ク、己ハ味

ヨキヲ食ヒ人ニ苦キ物ヲ与へ、人ノ困ヲ喜フトモ申

ス国風ニ御座候間、今回ノ戦争ニ毎度大敗ヲ取り、
 国辱ヲ引キ出シタルニハ、少シク口モ利ケ申間敷ト
 ノ評判ニ御座候、然レトモ是ハ内国中互ノ嫉妬説ニ
 テ、素ヨリ憂国ノ人申スヘキ語ニアラスト奉存候、
 又海岸手当向砲台砲数等モ太粧等敷承及候処、此度
 夷人ノ説承候ニ、迎モ夷船ヲ打沈メ候程ノ備ハ無之
 候、大砲ハ十二斤短砲カ上リノ由、陸兵ハ尤モ拙キ
 由ニテ輕蔑セラレ候、御国ノ御備ハ是ヨリ八十倍行
 キ届キ候ト相考申候、爰ニ至リ唯遺憾ナルハ神瀬ノ
 事ノミニ御座候間、願クハ少ナクモ三四門ヲ備候位
 ニテモ速ク御築キ立有之候者、御在合ノ砲ニテ随分
 輕蔑ハ致サレ申間敷、馬関ハ双方ノ距離十四五丁ニ
 足ラス、其中間ニ乗込タルヲ打ニハ御国ノ砲ナレハ
 容易ノ事ニ候得共、鹿児島海者桜島等ノ距離一里ニ
 余リ候ニ付、二十四斤以上ノ長砲ナラテハ用立兼候
 半、因テ前車ノ誠ニ御座候間、諸君ノ御心得ニ申上
 候、二十四斤モ五六門ハ出来居候半、一日モ速ク台
 架御出来御備付相成度事ト奉存候、伊地知^正治^氏ヘモ
 〔大略カ〕
 太略申越候ニ付、尚御談有之度事ニ奉存候、

一長州ハ近頃勢ニ乘リ暴行甚シク候故、衆人ノ惡ヲ受
 候故、此度馬関ノ敗戦ニハ氣味能キト申ス人多ク、
 氣之毒ナル事ニ御座候、此後各国申合七数艘渡来ス
 ルハ必定ト奉存候、其時又這々ノ目ニ逢ヒ可申、夫
 ヲリシテ一体動作モ一変可致ト申事ニ御座候、当年
 中ニハ必ス参リ可申、其間ニ如何程日夜手当ヲ急キ
 候共格別ノ事ハ調ヒ申間敷、二十四斤以上ノ大砲車
 架迄五六門ハ迎モ出来申スマシクト存候、

一先日ノ戦争ヨリ国中ノ人氣大ニ挫ケ、皆逃ケ構ノミ
 致シ、然ルニ聞フル高杉ナトノ党、僅ノ人数ニテ暴
 威暴行ヲ以テ押ヘ居候由、中山卿ノ御二男下長、馬
 関ニ在テ暴行ノ由、攘夷ノ為メ内

勅ヲ以テ出張ノ旨被申、初ノ程ハ左様カト尊敬致候得
 共行状正シカラス、毎日毎夜遊所通ヒナトヨリ、土
 人モ

勅使トハ偽ナリト覺リ、近頃ハ咸飽キ果候由、

一楮御国ニモ生麦一件ニ就テ遠カラス大事ノ模様、追々
 当地ヘモ相聞得申候、何分幕府モ日本国ノ恥ナルヲ
 知ラス、外国人ヘ内密後押スル様ノ勢モナキニアラ

ス、長州モ薩州モ同シク 朝廷ノ国土ニテ、幕府ハ政事取扱ノ役人タルコトヲ弁セサル様ノ向ニテ、誠ニ存外ナル次第ニ御座候、且英船若シ鹿兒島ニ廻ル時ハ、多分当地ニ船揃致シ差向ケ候事ト存候間、其節者乗組ノ通弁ハ知人「シーポル」ト申少年ニ而、則チ有名ナル和蘭国「シーポル」ノ子ニ御座候、日本語ハ少シモ日本人ニ相替リ不申、何様入組候事柄モ弁別致候、又「サトウ」ト申者ハ仏人ニテ日本語ニ通シ、幕府陸軍ノ教師ニ庸人ノ者ニ御座候、此二名通弁ノ為メ英船ニ庸人ノ由、弥此二人其通ニ於テハ見込ノ趣談判可致ト存、〔長尾〕 蓑田氏ヘモ申談罷在候田 蓑 〔佐兵衛ト云、政庁ノ筆吏ヨリ、當時長崎附人ニ昇進在崎ス、〕 又幕役人モ果シテ乗込居可申、旁見込論談ノ心得ニ御座候、此段ハ御他言ハ決テ御無用奉願候、

一 英人モ鹿兒島海ノ地理ハ不案内ニ相違無之候間、水先案内ニハ日本人ヲ庸人候半、多分天草又ハ茂木・島原辺ノ者ニ可有之、長州ニモ日本人カ案内致候由、之レニモ見込ノ趣有之候、

一 水雷御設ノ事ハ御手相付候哉、近代西洋ニ於テ海陸

戰共備防ノ第一ト致候由、既ニ御先代様御製造ノ器械集成館ヘ御格護相成候半ト奉存候、愚考仕候ニ、神瀬近辺ヘ内外七八ヶ所モ伏セ候者、容易ニ内海ヘハ乗入間敷、又若シ伏道ニ掛リ候者、如何ナル大軍艦モ碎ケ候由ニテ、洋人ハ大ニ恐レ候由ニ御座候、此旨蓑田氏ヘ申入レ要路ノ方々ヘ被申越候由、尚亦貴公ヨリモ伊地知龍氏等ヘ御咄シ相成度奉存候、

一 御国ハ長州ナトノ御手当ヨリ十分調候趣ハ西洋人モ承及候ニ付、彼等モ其心得ニテ渡来可致ト被存候、又水地ニ雷モ製造相成候事ハ、和蘭人御先代ノ時ヨリ能ク存居候ニ付、其心得ニテ渡来可致ト存候、自然渡来ノ上ハ測量探索可致者案中ト奉存候、

一 御存ノ如ク西洋諸国砲術一変シ、大砲ハ従前ノ円彈ハ全ク用ヒ不申、惣テ長彈ニ相成リ、小銃モ悉ク尖彈ニテ当分碇泊ノ夷艦皆其通ニ御座候、就テ残念ナルハ新式ノ大小砲備ハラサルノミニ御座候、三四ヶ月モ致候者如何様ニカ致シテ一二丁、小銃モ二三百丁位ハ手ニ入り候道モ可有之ト奉存候、是以伊龍氏〔貼紙〕「正治」等ヘ御進メ被成間敷哉、厚ク御勘考奉願候、

一御国之士氣振ヒ候事ハ、恐ラク日本中比類ハ有之間敷トノ事ハ誰モ皆承知シ、外夷モ和蘭人ヨリ伝聞致居候、随分彼モ用心手抜ナクシテ参リ可申ト奉存候、然ルニ何分残多キハ、大小砲ノ器械彼ノ一千八百五十年前後ノ法ニテ、長尖彈ヲ用ル砲器未タ備ハラサルノミ欠事ト奉存候、私ニモ十匁銃ハ多年少々修練仕候ニ付、近代新法ノ銃ト打試候ニ甚タ甲乙有之、同日ノ談ニハ相成不申候、蓑田氏ト毎々各国軍艦調練見物致候処、同人ハ大ニ目ヲ開カレ申候、先達テ高島^{〔茂敷〕}「^{〔貼紙〕}旧名四郎太^{〔茂敷〕}夫^{〔喜平〕}」先生ヨリ書状来リ、幕府モ未タ新法ノ器械不相備、嘆息ノ趣ニ御座候、先生ハ当春將軍家御供ニテ上京被致候、^{〔英選〕}江川^{〔貼紙〕}「^{〔大郎左〕}衛門^{〔大郎左〕}」先生モ同ク御供ニ候由、此モ先日書状被遣候、軍備ノ事又ハ京都ノ事情モ粗申来候、何分長州人ト浪人共ノ事ハ大ニ心配ノ趣ニテ、迎モ無事ニハ治ル間敷クト有之、又近頃公卿様方ノ下手御奮發ニハ幕府モ困リノ由ニ相聞得、攘夷ハ何シテモナイモノ、様思召サレ候趣ニ有之候、序ニ御国生麦事件ハ必定モノニナルヘシトモ被申越、此事ハ直話致度事モ有之候間、蓑田氏

ヘ其書状入一覽候処、御国許ヘ申上見可申トノ事ニ候間、若シ御免共有之候者走登リ可申ト存候処、將軍家モ御暇ニ相成候間定テ御供ニテ候半、就テ者江戸ノ様上リ不申候テハ不相成カト存候得共、未タ何分モ相分リ不申、若シ御免相成候者走上リ可申、又京坂又ハ下関辺長州人ノ事情モ随分相分リ可申ト奉存候、彼国風ハ中々魂多ク口ハ達者ニ有之、探索事ニハ手抜無之、御国人ノ様正直一篇ニハ無御座油断相成不申、能々御用心有之度ハ此事ニ御座候、然レトモ当分国中人氣一致不致、無暗ノ攘夷ニハ拙策ト申ス人氣ニ相成候由、余リ利口ニマカセ、傍二人ナキ様ニ立廻リ候ヨリノ事ト奉存候、^{〔貼紙〕}一二ノ丸^{〔國父〕}「^{〔公光〕}様御上京ノ御催促頻リニ候トノ趣、追々伝聞仕候、誠ニ難有次第ニ御座候、兎角早ク御上京、今一ト涯御尽力不被遊候而者、又カ公卿畑水練ノ攘夷論家ヲ押ヘ付候人ハ外ニ無之ト、当地ニテモ心アル者共歎息仕居候、生麦事件処ニ無御座、日本国治乱ニ相拘候時節ニ御座候、今日ノ姿ニテハ忠仁ノ乱世ノ如ク相成ルモ難計、京都ハ戰場トナリ、

恐ナカラ吉野へ御幸ノ様ナ事モ無之トハ不被申、事
 破候上ハ其時ト違ヒ外夷ノ憂有之候ニ付、(楠木)正成何人
 出ルトモ詮ナキ様ニ可有之モ難計ト奉存候、江川・
 高島ヨリモ御上洛一日モ速ク不被在候テハ、益不治
 ノ病重リ候トノ趣被申遣、幕役中有志ノ人モ段々有
 之、建言モ致候得共行ハレサル事勝ニテ、嘆息被罷
 居候趣ニ御座候云云、以下略ス、

六月十五日

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三六一号と同文なり〕

49 ○六月廿日日州細島報信ニ、本藩汽船青鷹丸去十五日大
 坂発航、帰国セント瀬戸内ヨリ鶴崎沖、日州沖ヲ航シ
 細島へ碇泊、同十九日同港ヲ発シ鹿兒島ニ向ケ航海中、
 延岡嶺地名詳ナラス、ノ台場ヨリ砲発セリ内藤右近、不意ノ事ニ
 テ大ニ怪ミ、沖ニ向テ航路ヲ転シ緩航セシニ、程ナク
 砲発ヲ止メタリ、幸ニハ砲弾船ニ達セス皆中間ニ落タ
 リ、殊ニ当日ハ風波強ク晴雨計モ狂ヒタルカ故、細島
 ニ引返し内藤家へ砲発ノ事由質問ニ及ヒタリシニ、重
 役ノ者出頭シ誤認ヲ謝シ、朝暮へ届出等ハ宥赦セラ

レンコトヲ厚ク依頼ニ依リ、砲台訓練ニ見做シ宥赦シ
 タリトツ、同夜大風ナリシカトモ同港碇泊中異状ナシ、
 同廿六日夜着魔セリ、○攘夷布令以来各藩共ニ異形ノ
 船ト見ルトキハ、一往ノ応接標旗ノ認定モナク放発ス
 ルノ形勢ナリ、延岡ノ如キ小藩殊ニ要衝ニモアラサル
 ニ斯クノ如キ挙動アリ、攘夷ノ

勅命幕府奉行ノ御受アリシト雖モ、未タ掃撃ノ期ハ令セ
 ラレス、現今横浜ニ於テ鎖港談判中ニアリテ結局奈何
 ントモ確定セサルニ、長州ヲ初メ斯ノ如ク妄リニ放撃
 スルハ暴行ト謂ハサルヲ得ス、其曲我ニ帰スルヤ論ナ
 シ、彼レ我ニ対シテ無礼ヲナスニ於テハ所断スヘキハ
 無論ナリ、実ニ曲ヲ求ムルノ妄行ニシテ辱ヲ来スノ
 大事ナリ、本藩ニ於テハ生麦事件ニ就テ来港ヲ待ツノ
 時ナリト雖モ、輕拳妄動ヲ嚴誡セラレ命令ヲ待ツヘシ
 トノ令ヲ下サル、コト数回ナリ、敢テ妄リニ戦端ヲ開
 カス、若シ渡来セハ曲直審論シ、然ル後渠戦端ヲ開カ
 ハ我モ亦応セサルヘカラサルハ論ナキナリ、茲ヲ以テ
 海陸攻守ノ準備頗ル嚴整、来港ヲ待タリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三七〇号と同文なり〕

50の1

○六月廿三日京都・江戸ノ飛信着覽、曰ク、本月 日
〔貼紙〕「日糺スヘシ」江戸西丸出火、霞ヶ関辺或ハ町家ニ延
 焼シ、日本橋辺ヨリ芝金杉辺迄一円焼亡、近代稀有ノ
 大火、死亡モ多カリシト云フ、○当時江戸ニモ浮浪士
 多ク集リ種々暴行ヲナセリ、西丸焼亡モ浪士ノ所為ナ
 リト云フ、○京都モ去ル 日〔貼紙〕「日糺スヘシ」寺町辺ヨ
 リ出火、北ハ三条、南ハ五条辺迄一円焼亡セリ、是モ
 又浮浪ノ所為ナリト云フ、当時ノ巷説ニ、浮浪輩カ所
 論洛中ヲ焦土ニ変シ、人心ヲ一定シ大和ノ旧都ニ皇居
 ヲ遷シ奉ルノ策謀ナリト実トシヤカニ喋々、人心恟々
 生業ヲ安ンスルコト能ハス、又外国人兵庫・大坂両所
 ノ開港ヲ迫リ、不日大坂海ニ各国軍艦渡来ノ形勢ナル
 カ故、幕府困難ニ迫リ鎖港ノ談判ニハ関係セス、却テ
 新ニ開港ノ形況ナリ、茲ヲ以テ大坂辺ノ人心甚タ穩ナ
 ラス、加之浪士ハ各所ニ立廻リ豪商・富家ニ押入り強
 奪、或ハ脅迫シテ金銀ヲ貪リ、或ハ攘夷軍用ト唱ヘ否
 ム者ハ斬殺シ、其他此機ニ乘シ流賊・奸民諸所ニ起リ、
 山間ノ僻村ニ至ルマテ立入り劫奪等ノ所為多シ、然ル
 ニ幕府ハ制抑ノ力ナク恐怖極リタリ、洛中洛外モ稍同

50の2

シキ形勢ナリト雖モ、守護職ノ手當時ヲ以テ漸ク維持
 セリト云フ、○五月廿日ノ夜、四条寺町ニ於テ家里新
 太郎産地詳ナラスト云ヘル者暗殺セラレ、首ヲ四条橋ニ梟シ
 タリ、此者開港説ヲ唱へ、無謀ノ攘夷主張ノ輩ハ彼我
 ノ形勢ヲ知ラス因テ誤ルノ基ナリトノ激説ヲ立タリト、
 浪士等聞ヒテ、人心ヲシテ疑惑ヲ生セシムルノ奸賊ナ
 リ、開港説ヲ立ルノ輩ハ以来悉ク斯ノ如クナルヘシト
 ノ趣ヲ揭示シタリトソ、
 〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三七六号と同文なり〕

○同報ニ、本藩ニ罹ル生麦事件ニ就テ、英国軍艦数艘横
 浜ニ渡来、請求ノ条件甚タ猖獗ナルカ故幕府困却、加
 之鎖港ノ談判中ナルカ故、該事ハ我レノ曲タルニ依リ、
 渠カ求メニ応シ償金ヲ渡シ、而シテ鎖港ノ談ヲ全フセ
 ント閣老小笠原〔長行〕書頭二三ノ同僚ト議定シ、朝議ヲ經
 ス專断シテ金十五万兩ヲ渡シ、而シテ家族養育料ハ本
 藩ニ向テ求ムヘシトノ談判ニ及ヒタリト云云〔此事実ハ後業二詳出〕、然ルニ長藩及浮浪ノ徒種々黠策ヲ施シ大和行幸ヲ
 促シ奉リ、或ハ 將軍家帰府ノ願アリト雖モ允シ玉ハ

ス、鎖攘ノ実行急促セラル、ニ依リ、江戸ニ於テハ内外ノ重件大ニ逼リ百万議スル旨アリテ、閣老小笠原圖書頭專断ノ名ヲ以テ 將軍家東下暴促ノ処分ニ決シ、

五大隊ノ兵、軍艦五艘ヲ以テ大坂海ニ突出シタリ、其時 將軍家ハ鎖港談判切迫ノ旨ヲ以テ頻請シ、東婦ノ

允命ヲ蒙リ發程ノ後ナリシトソ、故ニ小笠原力專断敢

進モ水泡ニ帰シタリ 將軍家御暇退京ハ六月三日ナリ、小笠原力着坂ハ六月七日ニシテ五日ノ差アリタリ、

而シテ小笠原許多ノ兵ヲ引ヒテ上坂ノ挙動ハ上ヲ輕ンスルノ罪アリト 朝議鼎沸、剩ヘ同人ハ恚ニ償金ヲ渡

シタル罪ヲ鳴ラシ官位剥脱、大坂城代ヘ預ケラレ謹慎ノ譴責ヲ被レリ、斯クノ如ク紊擾ナルカ故、洛ノ中外

ハ素ヨリ伏坂ノ形勢甚穩ナラス、長州ハ倍々暴威ヲ逞フシ、從テ浮浪輩ノ跋扈一層セリ云云ノ趣ナリ、○又

一説ニ、 將軍家東下、小笠原勇進上坂シタルハ幕府ノ勇断ニ出タリ、是ヨリシテ大ニ為ス処アラント一般

冀望シ、鎖港談判ハ姑ク措テ長藩ヲ処分シ、暴公卿ヲ黜ケ浮浪ヲ芟除シ、薩州老公國父召サレ要路ニ置き、会

薩兩藩ニ守護ノ任ヲ与ヘ、中川宮ヲシテ

主上ノ輔弼タラシメ内政ヲ整治スルニ非ラサレハ、遂ニ

〔宋書〕弘・建武ノ微ヲ踏ムニ至ラント心アル者類ニ冀望セリ、然ルニ長州ハ倍々暴慢ニ募リ、剩ヘ下ノ関ニ於テ攘夷先魁ヲカメタリトテ厚キ褒

勅ヲ下サレ、加之攘夷監察使トシテ正親町少將〔公董カ〕

御親兵三百余人ヲ引卒シ、長州下向ヲ命セラレタリ 〔引率カ〕

十六日、此時長藩士在京ノ者百余人、浮浪士百余人、正

親町殿家来ノ名ヲ以テ附從セリ、○下ノ関ニ於テ夷船

砲撃ノ報京師ニ達シタルヤ、国事掛參政非常附ノ公卿方或ハ浮浪ノ徒、時ヲ得タリト誇唱シ、夷船擊沈セリ

トノ巷説モナシタリト、此レヨリ嚮キ長州所轄内ニ於テハ、從來幕府掲ケル所ノ制札ヲ廢棄シ攘夷

勅詔ヲ掲ケ、全ク幕令ヲ奉セサル旨ヲ布令シ、萩城ヲ去

リ山口周防國ニノ旧城ヲ修築シ、隣近諸藩ニ応援ヲ促シ

タリ、然レトモ小倉・福岡・久留米・柳川・秋月、或ハ中国ニハ広島ヲ初メ浜田其他モ兵ヲ出ス者ナク、大

二怪ミヲ入レタリトソ、此時長藩攘夷ノ先魁タリシ旨

奏

聞ニ及ヒ、

叡感アラント思ヒノ外指シテ

感賞シ玉ハス、却テ

宸襟ヲ悩マサレタルニハ長藩党与ノ公卿方ニハ意外ナリ

シト云フ、是ノ説當時正義ノ堂上方ニ於テ私語キ玉ヒ

シ事ナリトソ、○監察使正親町殿ハ六月十六日、長州

ニ向テ出發セラレタリ、数百人ノ兵附從ノ御親兵ハ熊本・高知・久留米・秋田ノ

四藩ナ（率シカ）ヲ卒シ威風凜然トシテ發程セラレタリ、當時ノ説

ニ、攘夷応援ノ為ナリト附從ノ徒路次跋扈甚シク、從

前幕吏ノ通行ニ倍從シ宿駅大ニ困却シタリト云フ、着

長ノ前頃大膳（大夫カ）毛利敬親父子ハ、門葉ノ輩・国老其他吏員

ヲ從ヘ奉迎最モ鄭重ナリ、是ヨリ曩六月キ（二脱カ）九日金万両ヲ獻

呈セラレタリ、獻呈ノ前頃國中ノ豪商・富戸ニ庄課シ

数十万金ニ及ヒタリ、其時諭告スルニ、

朝廷ノ御用途匱乏御困迫、幕府傍觀シ顧ミサルノ趣ヲ鳴

ラシタルカ故、國中當時ノ暴政ニ恐怖シ異議スルコト

能ハス課出シタリ、故ニ国民ハ課出ノ金悉ク獻呈セリ

ト思ヒシニ、僅一萬金ナリシヲ後日伝聞シ、大ニ不平

ヲ鳴シタリトソ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三七五号と同文なり〕

51 ○將軍家ハ四月廿日石清水ニ參拜セラレ、而シテ同所ヨ

リ川舟ニテ下坂、大坂城ニ入り、同二十二日西ノ宮・

尼ヶ崎・兵庫等ノ沿海巡覽ノ為メ難波橋ヨリ乗舟、川

口ニ於テ軍艦ニ搭シ巡覽セラレタリ、這ノ日姉小路公

知卿ハ摂海巡覽、

（殿紙朱書）ハノ卷ニ、四月廿日ノ夜、姉小路ハ暗殺セラルト記セ

リ、然ルニ爰ニハ廿二日同人摂海巡覽ノ事ヲ記ス、如

何一

勅使トシテ下坂、津村ノ本願寺ヲ以テ旅館トセラレタリ、

長土肥三藩ノ御親兵百名余ヲ以テ警衛トス、同二十四

日大坂城ニ於テ將軍ト対顔、同廿五日

勅使ハ天保山ヨリ堺等ノ沿海巡覽、同廿七日帰京セラレ

タリ、將軍家ハ同廿八日川口ヨリ軍艦ニ搭シ郷里和

歌山ヘ至リ（菓參ノ為ナ、リト云フ、）一泊シテ廿九日帰坂セラレ五月

十日迄滞城、同十一日帰京セラレタリトソ、○関東ニ

於テハ一橋殿鎖港ノ談判開カレタリト雖、外夷傲慢ニ

シテ調談ノ勢ニ非ラス、加之英夷ハ生麦事件ノ論請猶

獾ヲ極タルニ依リ、其事実或ハ一橋殿鎖港ノ談判結局

難キニアルヲ以テ、將軍家東帰頻請セラル、コト数

回二及ヒ、六月三日ニ至リテ懇請ヲ允サレ、同七日參
内

天拜、同八日下坂、十三日川口ヨリ汽船ニ搭シ、同十六

日江戸海ニ着艦、帰城セラレタリ云云、二月十三日江戸発程
東海道通行、三月四

日着京、六月八日ニ至ル迄滯京、同十六日江戸着、
凡ソ百余日ノ在京、往來殆ント四ヶ月ニ及ヘリ、○將軍家ハ

凡ソ百余日ノ間在京、其間種々ノ困難或ハ進退ニ就テ

朝議屢々變換シ、衰世ノ習ナリト雖モ、百事朝令暮換歎

息ニ余マレリ、

朝議ノ転輾ハ専ラ長藩或ハ浮浪ノ鄙議ニ起リ、幕議ノ異

動ハ狐疑ト優柔不断ノ二ニ因レリト謂フモ不当ニ非ラ

ス、○將軍家ハ歸府ニ就テ參

内セラレシニ、歸府時日ヲ過サス鎖港ノ談判速ニ着手、

実行ヲ揚クヘキ旨厚キ

朝命ヲ蒙ラレシ故、歸府ノ次日、六月十日
七日在府大小藩ヲ城中ニ

会シ鎖攘ノ策諮詢セラレタリ、然ルニ良策ヲ獻スル者

絶テナク、唯命之レ従ハントノ外ナキカ如シ、中ニモ

水戸藩ハ積年鎖攘ヲ主張セリト雖モ、事茲ニ迫リテハ

別ニ意見ナク、

朝命奉行ノ外ナキノ論ニ止マリタリト謂フ、一橋・水戸

ノ両公モ唯々憂困ニ止リ、又大小旗下ノ士ニ於テハ、
鎖攘尤拙策ナリト

朝命ヲ誹議スル者多シト雖モ、進ンテ否論スル者ナシ、

当時一般ノ形況、開港說ヲ唱ヘ或ハ洋說ヲ主張スル者

ハ禍ニ罹リ、商賈ノ如キモ洋品ノ売販ニ従事スル者ハ

必ス害セラル者多シ、如此ノ形勢ナルカ故、吏員ニ於

テモ唯命之レ従ヒ、敢テ死ヲ侵シテ意見ヲ述ル者ナシ

ト云フ、○其頃長藩及ヒ浮浪ノ輩ハ四方ニ探偵ヲ配リ、

耳目ヲ注キタルカ故些事モ直ニ聞知シ、或暗殺・暴辱

等ノ事多ク、横浜居住ノ重兵衛ト云ヘル舟人ハ、亜国

船水先案内ノ為メ常ニ彼ノ国人ニ庸役セラレシモノナ

リシ故、五月十日同国船長崎廻航ノ際、下ノ関ニ於テ

砲撃セラレシ時モ乗込居タリトテ殺害シ、首ヲ同所小

安村ニ梟シ水先案内セシヲ罪トシ揭示セリ、如此ノ事

情ナルカ故、外人ニ庸役セラレ或ハ往來スル者モナキ

ニ至レリ、外国人ハ庸役ノ奴僕ニモ差罔へ、其他日用

ノ弁ヲ失ヒ、倍々忿懣猖獗ノ挙動ニ及ヒ、同盟諸国結

合シ戦ヲ開キ、日本政府ヲ困難ニ陥ラシメントスルニ

外ナシ、殊ニ生麦事件ハ目前彼レ我レヲ曲ト認メ、之

ヲ端緒トシテ逼迫セントノ計画ニ帰シタリ云云、

○編者曰、幕府ハ如此進退困頓ノ際、元來欲スル所開港主義ナリト雖モ、薩ハ生麦ノ事件アリ、長ハ亜英仏蘭ノ通船ヲ暴撃シタルハ窃ニ幕吏ノ喜フ処ニシテ、密ニ四夷ヲ慫慂教唆スルノ奸謀ヲ施シタリ、即チ鹿兒島灣ニ廻艦ヲ促シタルハ閣老井上河内守カ所為ニ出タリト云フ、果シテ然ラン、這説ハ長崎ニ於テ戦争ノ後、英商「ガラバ」ナル者ノ談中ニアリシト云フ、如此姦謀詐術ヲ用ヒ、外国ノ兵力ヲ仮リ内治ヲ完フセントスルハ、職權ヲ顧ミサルノ太甚シキ者ト謂フヘシ、

52の1
○六月二十三日達、

松平修理太夫

神奈河港碇泊之英国軍艦、其領海へ相廻リ可申モ難計段為心得申達置候処、昨二十二日大軍艦七艘分海之方へ向ケ致出帆候旨、神奈河奉行ヨリ申越候間、若領海へ致渡来候トモ即今拒絶、談判中ニテ未タ手切レ相成候儀ニ無之候間、穩ニ取扱候様可被致候事、

六月廿二日

此書面、或ハ閣老井上河内守ヨリ重役出頭スヘキ差紙ニ依リ、岩下佐次右衛門国老喜入撰津代理ニテ出頭セシニ、書面ノ趣ヲ以テ、現今拒絶談判中ナルカ故穩便ノ取計專要ノ旨懇達セラレタリ、

○編者曰、此達書ハ前之浜戦争後十余日ニシテ達シ、又ハ国老喜入撰津幕命ニ依リ汽船ヨリ下麿シ携帯セリト雖モ、今其事ノ順序ニ関スルカ故、到達ノ時日ニ拘ハラズ茲ニ記載ス、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三七三号と同文なり〕

52の2

○同日国老喜入撰津一橋殿ヨリ召喚セラレ親達ノ趣、今般生麦事件ニ就テ英国軍艦数艘横浜へ渡来、種々難訴ノ次第ハ過日来達置タルカ如シ、然ルニ右船々鹿兒島へ向テ出帆セリ、果シテ申立ノ通ナルヘシ、現今鎖港談判中未タ成否判然セサルカ故、平穩ノ処置アルヘキ旨修理太夫・三郎ノ両所へ厚ク伝達スヘシ、御上^{將軍家}ヲ云フ、ニモ大ニ御痛心、呉々平穩ヲ望セラル、カ故、万一手切ニモ及ヒナハ談判ノ差間ナルニ依リ、其刃厚ク注意

シ至急帰国スヘシ、就テハ汽船態々差向ラレシ故乗組
 ヘシト懇達セラレ、同日閣老井上河内守宅ヘモ召換セ
 ラレ、閣老名詳ナラスト喜入カ筆記ニ記セリ、列座達シノ趣旨一橋殿ト異ナ
 ルコトナシ、然シテ同廿四日講武所ヘ出頭、汽船ニ乗
 組、同日申刻頃乗付諸所碇泊、七月十四日日州細島港
 へ着シ是ヨリ上陸、昼夜兼行、同十七日着薨セリ、右
 ノ如ク示達ノ趣或江戸・横浜等ノ事情ハ、即日陸地飛
 報ヲ出シ、己ハ筆生一名ヲ随ヘ汽船ニ搭シタリ云云以上喜入撰筆記ニ拠ル、此ノ達書或ハ報告ハ喜入帰着ノ場ニ記スヲ至当トス、然リト雖モ編統ニ罹ルカ故茲ニ記載ス、

〔本文書は「忠義公史料 第二巻」三七四号と同文なり〕

53 ○六月廿三日、例年ノ如ク 大中公貴久 御正辰ナルカ故、

献灯六月灯トト通唱ス、或ハ参拜ノ貴賤夥ク大ニ賑ヒタリ、 姫君
 方ニモ御参拜、境内ニ棧敷ヲ構ヘ、参拜ノ人衆御見物
 アラセラレタリ、参拜ノ人ハ 姫君方ヲ拜セントシ、
 故ニ例年ヨリ殊ニ参詣多ク、献灯モ数多カリキ、○献
 灯ハ従来土庶共ニ大小種々ノ灯籠ヲ製造シ、殿内或ハ
 庭前ニ掲ケ、中ニモ廻リ灯籠ノ製ハ、其結構様々ノ造
 花或人形ノ類、火力ニ依テ回旋スルハ尤モ奇観タリ、

或ハ太鼓灯籠トテ大小太鼓ニ擬造シ種々画彩シ、或ハ
 下町中戸毎ニ一二個乃至四五個モ軒端ニ点シ、恰モ白
 昼ノ如シ、其外生花ノ類争テ観ヲ尽セリ、是日ヲ以テ
 六月中各神社仏閣六月灯ノ尤盛ナル者トス、従来如此
 壯觀ナリシカ廢藩ノ後ハ稍其央ニ減シタリ、○貴久公
 ノ徳望〔貼紙〕〔編〕ハ警フルニ者ナク、貴賤老幼トナ
額ヲ掲ケ 大中公ト尊崇シ、毎月廿三日ハ参拜ノ者多ク、中
 ニモ六月二十三日ハ正辰日ナルヲ以テ、皆正服シテ参
 拜スルノ習慣ナリ、実ニ 公ハ艱難ヲ経、苦酸ヲ嘗メ
 玉ヒ、三州ノ擾乱ヲ鎮メ玉ヒシ中興ノ明君ナル衆ノ知
 ルカ如シ、

54 ○六月二十四日京師雜報ノ中ニ、当時守護職松平〔容保〕肥後守

殿職務上励精ヲ賞セラレ、絹地ノ直垂〔直垂〕及ヒ黄金百
 枚ヲ賜ヒ、尚ホ抽精アルヘシトノ趣ナリシトソ、在京
 藤井良節ヨリ小松帶刀〔清應〕・中山中左衛門〔実善〕・大久保一藏〔利通〕ヘ
 贈書左ノ如シ、

前文略ス、偕只今洛中ノ形勢ハ追々本田ヨリ〔親雄〕 衛門〔弥右〕申
 上候事ニハ御座候得共、私承得候条々左ニ申上候、

馬関攘夷之事早打ノ御届有之、堂上方ノ処ハ何レモ快トシ盛ト唱へ、奏

聞ニ及ヒシ節ハ何ノ御沙汰モ不為在、恐多クモ

御心配ノ御様子ニ被伺シカトモ、既ニ

勅諭ニ出タル事候ニ付、褒

勅ハ下サレスシテ不相済訳ニテ、夫々其御運ニ相成

候由ニ御座候、何分上ノ 思召ハ諸藩一致ニ無之、

中ニモ薩長ノ間不和ナルニ、未タ和睦ノ場ニモ至ラ

サル処ニ、外ヲ破リテハ大害目ノ当リニ可生トノ

観念ニ被為在候由、ケ様ノ時宜ニ候間、宮ニモ甚タ御

心配被為在、段々内々ヨリ被 仰上候趣モ有之候処、

兎ニモ角ニモ

国父公ヲ云フ

ヲ召サセラレ万事御尽力

御依頼、且ハ長州ト和睦シ同意ニテ攘夷ノ功ヲ遂ラ

レ、又政事モ老公ニ御委ネ幕府ヲ補佐セラレ候様、

御直ニモ御依頼被遊度トノ

観意、殊ニ島津ハ寛急ヲ弁ハ堪忍ニ勝レタルカ故、長

ト和睦ハ受付ヘク候得共、長州ノ処ハ内ト後ニ口多

ク、口々ニ謂立ツル訳アリトノ御事ニ候由、ケ様ノ

事ニテ宮并陽明殿別而御苦心被遊候、遠カラス又御

上洛御依頼〔可被為在カ〕可為被在御模様ト被伺候、右通り御差道

リノ御様子承ルニモ涙ニ御座候間、一日モ早ク御張

出シニ相成、

観意被安候コソ專一ト奉折候、然シナカラ伝聞仕候処

ニ而者、夷船御国へ渡来之儀差迫リ候趣、江戸表ノ

註進モ有之、御国ニ而者御待構へ御他事無之由ニ御

座候得者、其事決着無之候而者御發途ノ運ニモ參問

敷乎トモ奉恐察候、承ル処ニ而者、遅クモ来月中ニ

ハ渡来可仕向ニ爰元評判ニ御座候間、滞船モ七日カ

十日許リニテ引取り可申、素ヨリ夫々御見込モ十分

御立相成候儀ニテ、長州ノ様ナル事ニハ相成申間敷、

此方ヨリ御手出シハ被為在間敷ト奉存候、其御一条

ハ恐ナカラ一国限りノ御訳、当地ノ形勢ハ日本重大

ノ訳ト奉存候、今ノ姿ニ而者大混雜ハ遠カル間敷、

其時ハ外夷処ニ無之、元弘・建武ノ如ク相成リ可申

ト相考申候、就テ恐ナカラ外夷ヲ攘ハンニモ内治リ

不申候而者、如何程腕ヲサスリ候トモ詮ナキ事ニ可

有御座候間、〔天振カ〕太低ニ被召置早々為引取ニ相成リ、一

日モ速ニ御上洛、内ヲ治メラレ候コソ外夷御取押ノ

根本ト奉存候、宮并陽明殿モ其思召ノ様奉伺候、幕府ノ処モ何分口々ノ議論ニテ誰モ決断者無之、一事ノ評議七日モ十日モ致シ、漸ク落着相成位ノ次第衰へ果候趣ニ相聞得、一橋ニモ人望無之、決断ハ丸デ出来不申候由、非常ノ人物更ニ無之、誠ニ残多キ形勢ニ成立申候、会津ハ守護職丈ケハ立派ニ御座候得共、政事ハ丸デ不得手ノ評判ニ御座候、長ノ処ハ不相替様ヲ替へ品ヲ替へ奸謀ヲナシ、丸吞〔貼紙〕丸吞トハ大権掌握ヲ云フ「ミノ手段只管ニ御座候、内ノ夷狄ニ相違無之、内ノ夷狄膝元ニアリテハ、本途ノ外夷ヲ掃フ処ニ無御座候、今ノ姿ニ而者大和カ吉野ニ 幸行ト相成リ、其時何程牙ヲ嚙候トモ詮ナク、其節者乍恐西ノ幕府ト申ス様ニ而、国内ニ縮マルヨリ外有之間敷ト大ニ懸念仕、同志中ノ談ニモ飲食モ喉ニ落不申、宮・陽明殿其外正議ノ方々ハ御同憂ニ御座候、幾重ニモ早ク御上洛御取鎮メノ道專一ト奉存候、御上洛相成候分ニ而人氣治リ、又ハ奸賊手ヲ出スニ術少ナク相成リ可申、此度御上洛ニハ御人数モ相応ニ被召列度ト同志中申合候事ニ御座候、右外細マ〜ノ事ハ本田

等ヨリ申上越候儀ト奉存候、唯此一件只今肝要ニテ

何モ差置申上候、以下略ス、

六月十三日

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三七七号と同文なり〕

55 ○五月十二日ヲ以テ中川宮并近衛公御父子及ヒ二条右大

〔朝彦親王〕

臣齊敬公へ重テ密

勅ヲ下サレ、当時洛中ノ形況或ハ長州又ハ浮浪ノ徒暴行

太甚シク、人民困頓乱兆目前ニアルカ故、大ニ

宸襟ヲ悩サレ、 国父公速ニ御上洛鎮静ノ方策望マセラ

ル、事切ナリ、此時宮及ヒ三公モ、素ヨリ当時紊擾ヲ

鎮静シ

叡慮ヲ安ンシ奉ルハ 国父公ノ外天下ニ人ナシト思定セ

ラレシカ故、

勅命ヲ下サレ速ニ上洛ヲ促サレタリ、或ハ大和 幸行御

親征ノ云云ハ素ヨリ真ノ

叡慮ニ出タルニ非ラス、長藩又ハ浮浪士カ所謂十三卿ト

謀リ

勅諭ヲ促シ奉リタル者ナリ〔紹述編ニ曰、御親征ノ御事ハタシカニ聖意ニハマシマサス、筑後国ヨ

リ浪人セシ真木和泉守ト云フ者、先キヨリ長門ニ方人シテ此事ヲ企テ起ス、三条以下ノ人々はヲ信シ用ヒ公卿方ライサナイ立、又中川宮吾等父子ハ其方（近衛家）様ノ人々ヨリフカク悪ミ嫌ミ処ナレト、左アラヌ体ニモテナシテ其心サシラ遂ントス云ト記シタリ、其時浪士等ノ中真木和泉守カ名ヲ以テ建言セシ趣左ノ如シ、

一二曰、執攘夷之権設不測之辞、惧怖敵心、下

勅諭諸侯異本 諭ノ字ナシ、又諸侯ハ諸大名ト記セリ、悉皆可伝之、二二曰、建御

親征異本ニ制ノ字之部署、数在京之人員製錦旗異本 錦之旗及革、仮

替服色可為戎衣、三三曰、置攘夷使諫官、扱公卿三人

諸侯異本 諸大名三人、為司馬之官高貴其陪階、選挙天下有志

之十三四名、為其次官一新耳目、四二曰、収土地人民

之権、応機下

勅、仮減税則二等重戸部之選、五二曰、姑留

鸞 輿于大坂、嚴備撰津兵、其他扱要害之地十ヶ所建新

関、多作大砲軍艦云、是此策略雖不可遂我等、配慮尤

衆諸君子疾来破碎其奸謀矣、

此ノ建論ノ写ヲモ取添ラレ速ニ御上洛、

叡慮ヲ安セラレン事ヲ促サレ、殊ニ密

勅之御書ヲモ取伝ラレタリ紹述編ニ、五月十二日ニ密 勅ノ御写并前条 主上ヘノ御答ノ書マテモ遺ハサレ、公ノ御心ノ程ヲ問、ハセ玉フ云ト記セリ、左ノ如シ、

御書翰記載仕度、

這ノ建言ハ真木一人ノ名ヲ以テセリト雖モ、当時ノ説

ニ、専ラ長州ノ来島政久又兵衛・高杉晋作・桂春風「小」五郎・

久坂宋書「元」端等カ議シテ記シタル者ニシテ、真木カ一

名ナルハ深キ意アリト云云、上呈ノ後学習院ノ議ヲ経

テ後

朝議ニ涉リ、而シテ奏

聞ノ順序ナルカ故、長藩ニ於テ賛成シ、他ヲシテ異議ヲ

起サシムル事勿ラシメ、或ハ長藩之ヲ可トセシヲ奏

聞シ、中川宮其他薩論主張ノ堂上方、否議スル事能ハサ

ラシメントノ謀策ニ出タリ云云藤井良節カ報告ノ書牘ニ記ス、

○編者曰、甚ヒ哉、長藩ノ奸謀国家ノ大計ヲ建議スル

ニ私意ヲ以「ス」ル、其底心恐ルヘシ、

56 ○長州ハ夷船砲撃ノ始末逐次御届ニ及ヒシカハ、当時威

権甚シキ国事掛・参政等ノ人々或ハ浮浪輩ハ、攘夷ノ先魁殊ニ毎戦捷利ヲ得〔采書〕、事始メ良シト大ニ賞讃シ〔率ヒテカ〕褒

勅ヲ下シ玉ヒ、然シテ正親町少将公董朝臣ヲ攘夷鑑察使トシ長州下向ヲ命セラレ、御親兵三百余人ヲ卒ヒテ六月十六日一書二十五日出発セリ、其行粧威揚々トシテ傍二人ナキノ形勢ナリ、○此時紅白御旗ヲ賜ヒ益奨励スヘキノ令ヲ布カレタリ、然ルニ国中人心一定セス、党派分立錯乱甚シト雖モ、暴論党ノ勢力強ク已ム事ヲ得ス左袒シ、或ハ脅迫セラレ該党ニ加ルモアリ、或ハ末藩長府・清末ノ如キハ恐嚇セラレ指麾ニ従ヒ、或ハ吉川ハ大ニ憂患シ、毛利ノ家脈断絶ニ近シト諫諍數回ニ及ヒタリシニ、稍譴責セラレシ故口ヲ噤メリト、或ハ農工商人輩ニ至テハ課役ニ困ミ、豪商・富家ノ者ニハ献金ヲ嚴責シ或ハ許多ノ課金ヲ命シ、甚シキニ至リテハ人頭課金ヲ諭命シ、加之馬関市街ハ夷船ニ砲撃セラレ剩へ商業廢絶、細商・庸夫ハ生計途ナク、或農兵ヲ募リ一戸一名ハ必ス軍役ヲ令シ、日々教戦ニ従事シ家業廢棄セリ云云、現今藩庫漸ク匱乏ナルニ因リ、紙幣ヲ擅

製シ用途ヲ足スニ至レリ、或ハ紙幣ヲ以テ正貨ニ交換セント豪農商ニ圧賦シタルニハ頗ル困却、貯畜セシ者ハ函底ヲ払ヒ或ハ督責セラレ、小倉又ハ芸備二州ニ奔走シ貸借ヲ乞フト雖モ、十中ノ一モ目途ヲ達スル者ナク、困頓逼迫進退窮感、一家ヲ破ルモアリ、実ニ筆舌ニ尽シ得サルノ形況ナリ、斯ノ如クナルカ故人心ノ紊乱ハ言ヲ俟タサルナリ、茲ヲ以テ浅夫野人ノ習、遂ニ朝廷ニ怒嗟ノ語ヲ及スニ至レリ、是ヨリシテ藩庁モ大ニ憂へ、真宗僧徒ニ令シ宗意ヲ以テ説示教諭スルノ術ヲモ施シタリ、元來長防二州ハ真宗門徒ノ巢窟ナルカ故、信者ハ二念ナク攘掃ニ固結セリトソ、斯ノ如ク種々ノ術ヲ尽シ様々ノ策ヲ施シテ人心ヲ團結セントスト雖モ、一時ノ飾言ニ外ナク、内ニハ不平ヲ私語キ怒ヲ懷キタリ、中ニモ吉川カ領分ハ主人ヲ初メ不服ナルカ故、賦課ノ圧令ヲ厭ヒ芸備或ハ四国・九州ニ流離遁逃スル者寡カラス、領主モ強テ制止セス黙々ニ看過シタルカ如シ云云以上、芸州人某カ、報告書ニ拠ル、

57の1 ○六月廿四日在京某姓名ヲ記セス、書牘ノ略ニ曰ク、過日概略報

告セシ如ク、六月三日 將軍家関東帰府ノ

勅命下リシニ因リ、同四日御暇御礼ノ為メ参内セラレシ

ニ、

勅諭之趣関白殿ヨリ御達シニ、東帰ノ上ハ速ニ鎖攘ノ実

効ヲ揚ケ奏

聞スヘキノ旨嚴命セラレタリ、而シテ同六日出発、大坂

城へ入り、同十三日

異本ニ
十二日

汽船ニ搭シ、同十六日江戸品

川海ニ着セラレ帰城セラレタリ、同十七日在府大小名

及ヒ吏員ヲ会シ、奉

勅ノ始末ヲ示シ鎖攘ノ策諮詢セラレタリ、○將軍上洛ノ

際ハ滯京十日ニシテ帰府、直チニ鎖攘ノ談ニ着手スヘ

シトノ

朝命ヲ下サレタルニ、幕府ハ滯京シテ処スル旨アラント

百方懇願シ滯京ヲ望ミタリシニ、

朝議変シテ長ク滯京セシメ、鎖港ノ談判ハ一橋殿ニ命

セラレ、攘掃ノ大義ハ水戸殿ニ分命セラレタリ、依テ

二公ハ命ニ従テ東下セラレ、一橋殿ハ横浜鎖港ノ談判

ヲ開カレタリト雖モ外夷傲然承服セス、却テ我ヲ恐嚇

シ、或ハ英夷ハ生麦事件ノ論談猖獗ニシテ、数艘ノ軍

艦ヲ以テ其罪ヲ問ハント其言論頗ル切迫ナルカ故、狼

狽困窘為ス処ヲ知ラス、異議喧囂歸着ノ途ナク数日ノ

問群議ニ経過シ、

勅令期限モ空シク消耗セルカ故、一橋殿ハ困窘ノ余リ遂

ニ後見職辭セラル、ニ至レリ、然シテ

朝議又變シテ 將軍家帰府、速ニ実効ヲ揚クヘシトノ

嚴命ヲ下サレタリ、僅々数十日ノ間ニ斯ノ如クノ轉換

アリ、元來幕府ニ於テ鎖攘ハ尤モ好マサル処ナリト雖

モ、輕易ニ循奉シタルハ例ノ詐術ニシテ事ヲ左右ニ託

シ遷延シ、其間ニ威望恢復ノ計畫ニ出タル者ナリ云云、

○編者曰、一橋殿ハ幕府旗下中人望ニ疎キハ成人知ル

カ如シ、其因テ起ル所以ハ詳ナラスト雖モ、綽名シ

テ豚一殿ト蔑唱セリ、一説ニ、豚肉ヲ好ミ且夕食饌

ニ欠クコトナキニ出タリトモ云ヒ、或ハ豚ヲ愛飼セ

ラレシ故ナリトモ云フ、後見職ニ拜セラレシヨリ旗

下中益々輕蔑シ、怒嗟罵詈甚シキニ至レリ、斯ク衆

望ナキハ、安政五戊午年 家定將軍薨セラレ、嗣ナ

キニ依リ慶喜公ヲ入レテ嗣タラシメント冀望シタル

ハ各藩及ヒ有志人ニアリ、家茂公ヲ入レント望ミ

タルハ旗下一般ニアリ、然ルニ大老井伊直弼断然

家茂公ヲ入レテ嗣タラシメ、自ラ政ヲ握リ大ニ威權ヲ懲ニシタリ、家茂公ハ其時僅十二歳ノ幼冲ナル

カ故、井伊大小專擅施政セリ、公ハ若齡ナリト雖

モ、旗下中ニ於テハ頗ル人望アリ、元治二年大坂城

中ニ於テ病危篤ノ際ヨリ薨逝ニ方リテハ、老幼拳テ

歎惜、食ヲ忘レ、徳川ノ運機迫マレリ、嗣ハ必ス一

橋殿ナラント大ニ憂患セリト云フ、或ハ嘉永ノ頃水

戸公齊昭一橋公ヲシテ嗣タラシメ、自ラ政務ヲ左右

セントノ意アリト喋々シ、或ハ家定公ハ水戸公ノ

姦謀ニ依リテ病ヲ發シタリトノ説モアリタリ、斯ク

悪説ニ罹リ、或ハ各藩ノ所望アリシヲモ顧ミス、井

伊氏ハ家茂公ヲ入レテ嗣タラシメタルニ依リ、井

伊氏ハ遂ニ天下有志者ノ惡ム処トナリ、剩ハ驕謾暴

戻ノ所為アルカ故、遂ニ桜田街上ニ頭足所ヲ異ニス

ルニ到レリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三七八号と同文なり〕

○同報ニ、関東ニ於テハ 將軍家帰府ノ事屢々歎願セシ

ト雖モ、

朝廷堅ク取テ許シ玉ハス、上洛以来殆ント百余日ニ垂々

タリ、始メハ滞京三十日、往来五十余日ノ予定ナリシ

ニ、意外ノ滞京ナルニハ頗ル困却ヲ極メタリ、依テ閣

老其他種々ノ議ニ亘リ、中ニモ閣老小笠原図書頭・井

上河内守其他大小吏數十名大ニ奮起シ、歩砲ノ二兵數

隊ヲ率ヒ京師ニ突出シ、

勅允ノ有無ニ関セス強テ帰府ヲ謀ラント汽船ヲ備ヘ海陸

出發、六月七日大坂ニ着艦、即日伏見迄押登リケルニ、

其時 將軍家ハ過ル三日賜暇、東帰ノ後ナルカ故、大

ニ失望シタリト雖モ、穩ニ下向アリシニハ喜ヒタリト

ナン、斯ク兵隊ヲ率ヒ突出シタルヲ、若シ浮浪ノ徒或

長土藩等カ遮ル事モアラハ、掃撃セントノ予備ナリシ

トソ、斯ク堂々トシテ兵ヲ率ヒ突出スルトキハ、

朝廷モ恐懼シテ必ス暇賜ノ

命下ルヤ疑ナシトノ議ナリシト云フ、然ルニ京伏坂ノ

説ニ、閣老大兵ヲ率ヒ上洛、長藩及ヒ浮浪掃斥ノ為メ

ナリト喋々恟々タリ、然ルニ長藩及ヒ浮浪ノ輩ハ、曩

キニ小笠原カ專斷ノ名ヲ以テ生麦事件ノ償金ヲ渡シ、

或ハ今回 將軍東帰脅迫ノ挙動ヲ惡ミ、入京ヲ停メ玉
ヒ、剩ヘ

朝命ヲ待ス贖金ヲ渡シタルヲ罪条トシ、〔官カ〕宦位ヲ奪ヒ大坂

城代松平伊豆守〔舊古〕ニ預ケ禁錮セラレタリ、○當時ノ説ニ、

小笠原ハ宦位剝奪、禁錮ノ譴責ヲ蒙リタリト雖モ、

將軍家穩ニ帰府セラレ一諍論ニ及ハサリシハ幸ナリト

喜ヒ、大坂城中ニ在テ閑日ヲ樂ムノ名アリト雖モ、内

ニハ依然政事ニ預リ敢テ屈色ナシト云云、

58 ○江戸在邸岩下佐次右衛門カ書牘ノ略ニ曰、神奈河居住

ノ船人重兵衛外一人、五月廿二日ノ夜浪人体ノ者宿所

ニ押入り殺害シ、首ヲ同所小安村ニ梟シタリ、此者過

日亜国船下関通航ノ時、水先案内二雇ハレタル者ナリ

トテ、其罪ヲ匡スノ趣ヲ揭示シ、以来外国人二雇ハレ

水先案内等ヲ為セシ者ハ悉ク同様ノ刑ニ処シ、其罪三

族ニ及フヘシト記シタル由、是ヨリシテ外国人ノ雇ヲ

恐レ、外夷ハ頗ル困難ナル趣ナリ云云、○生麦事件ハ

英夷剛情三ヶ条ヲ以テ切迫シ、幕府困難ヲ極メタリ、

然リト雖モ幕府ハ此ノ一事ヲ以テ姑息ノ安ヲ得タリ、

長州ハ馬関ニ敗戦シ、薩州モ不日ニ同様ナルヘシ、京
師モ薩長口ヲ噤ミ手ヲ引クニ至ラハ、

朝廷ハ腕臂ヲ失ヒ鎖攘ノ説ヲ止ムルニ至ルヤ見ルカ如

シ、大小名ニ於テハ素ヨリ主張スル者ナシ、其時ニ至

リテ浮浪ヲ芟除シ暴公卿ヲ黜ケ、幕府一手ヲ以テ京都

ヲ警備シ、各藩士及ヒ浮浪輩ノ入京ヲ禁シ而外夷ノ定

約ヲ堅フスルトキハ、万世不動ナルヘシトノ定議ナリ

ト云云、或ハ一橋殿ハ人望ニ乏シク旗下中ノ惡ミ甚シ

ク、到底在職ハ長久ナラサルヘシ、水戸殿ハ父君〔齊昭公〕

ノ如キ材識モナク凡庸ノ人ナリ、閣老ニモ知略材器少

シクアルハ小笠原一人ニテ、〔勝靜〕板倉ハ尋常ノ大名ヨリ少

シク宜シキトモ謂フヘシ、井上ハ小吏ノ材アリテ大人

ノ材ナシ、其他小吏・勘定奉行・鑑察辺ニ少々人物ア

ルカ如シ云云、此書牘月日詳ナラス、蓋五月末六月初頃ナラン、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三九九号と同文なり〕

59 ○六月初日五、中川宮ハ長藩又ハ浮浪輩ノ為メ惡マレ玉フ

コト少々ナラス、其因テ起ル処ハ、薩州ト心ヲ合セ近

衛殿御父子及ヒ閔白殿ト謀リ、幕府ヲ佐ケ攘夷ヲ好マ

レス、或ハ薩州ヲシテ將軍補佐ノ地居ニ置キ、大政ヲ執ラシメントノ策ヲ用ヒラレタリト云フ、茲ヲ以テ宮モ頗ル憂慮セラレシ余リニヤ、攘夷ノ先鋒請願セラレタリト雖トモ、

勅允ナク益憂鬱ニ迫リ引籠ラレタリ、請願書左ノ如シ、

謹而申上候、短才不徳之尊融国事御扶助且婦俗之蒙命、寸切モ無之恐懼之至ニ候、頃日之形勢攘夷之期限モ相過候得共、未掃攘之形不相見得、因循送日、叡慮奉洞察苦心仕候、依之不肖之身不顧恐候得共、攘夷先鋒之儀蒙

仰度懇願ニ候、自然

勅許之上者、普ク天下之有志ニ布告シ其助力ヲ乞ヒ、

共ニ戦死ヲ遂、国恩ヲ報之一端ニモ仕度、速ニ

勅諭謹而奉待候、誠懼謹言、

(六月カ)
七月五日 尊融

議奏中

伝奏中

〔本文書は「旧記雜録追録八」四二三号と同文なり〕

請願

勅許ナキハ深キ

叡慮アリテ百事補弼・諮詢ノ地位ニ置カル、ニアリト、然リト雖、長藩或ハ浮浪輩カ譏誣ニ依リテ、

叡旨ヲ發セラルニ至ラサリシト云フ、

60

○長州ハ夷船ヲ砲撃スルコト数回ナリト雖モ、其実捷戰ト誇ルヘキノ事ニ至ラス、剩ヘ本月^六朔日^月重国軍艦ノ

為メ大敗ヲ取り、汽船壬戌丸沈没シ兵氣振ハサルカ故、

種々策ヲ施シ、密ニ鑑察使下向ヲ請願シ、或ハ隣藩小

倉ト挾撃応接ノ談ニ及ヒタリシニ、小倉藩ハ攘夷ノ

勅命下レリト雖モ幕府未タ指麾スル処ナシ、因テ差向応

シ難キ旨報答セリ、長藩ハ小倉ヲ以テ違

勅トシ、問罪ノ帥^(帥カ)ヲ出スヘキノ

詔命下ランコトヲ請フニ至レリ、茲ヲ以テ

朝廷ハ長藩及ヒ彼ノ隣藩ニ爾來隣近応接、速ニ掃攘ノ功

ヲ奏セヨ、若シ傍觀スル者ハ違

勅ノ罪ヲ匡サルヘシトノ令ヲ下サレタリ、

61 ○五月廿日ニハ京師ニ於テ閣老水野和泉守・板倉周防守、
守護職松平肥後守ノ三名參

内シテ鎖攘談判遲寛、加之小笠原図書頭專断贖金ヲ渡シ
タル始末、將軍家ニ於テ恐縮ノ旨ヲ謝ス、依テ其罪
ヲ糺シ、或ハ鎖攘ノ談判速ニ举行セントノ趣ヲ以テ、
將軍家東下ヲ懇請セリ、然リト雖モ現今紊擾ノ時ニ方
リテ、闕下ヲ去リテハ各藩ノ方向ヲ乱シ、
窺意貫徹セサルノ旨ヲ以テ允サレサリシ故、幕府ハ一層
困頓ニ迫マレリト云云、

62 ○幕府ハ一橋殿東帰ノ後鎖港談判ノ議ヲ開キ、幕吏中間
鎖是非ノ論交々ニシテ、遂ニ横浜・長崎ノ兩所ニ於テ
開談ニ決シタリト雖モ、先ツ横浜〔貼紙〕所鎖港ノ命
下レリ、後ニ記ス」ニ
於テ試ニ緒ヲ開カレシニ、各国公使等ハ条約ニ則リ固
ク取テ承服セス、本国政府ニ談スヘシト云テ更ニ肯セ
サルノミナラス、暴慢ニシテ已ニ干戈ヲ動スノ形勢ナ
ルノミナラス、無礼ノ挙動ニ及ハントス、此時外國奉
行浅野伊賀守・井上信濃守等大ニ驚怖シ、一橋殿及ヒ
閣老ニ向テ彼我ノ形勢ヲ解クコト數回、其時閣老小笠

原図書頭ハ素ヨリ鎖攘ノ不可ナル我国当時ノ情況ヲ以
テ、同僚松平豊前守信義、龜山・牧野備前守忠恭、長岡・水野和
泉守忠精、浜松ト相謀リ、水戸殿ニ迫論シ、身ヲ犠牲ニ置テ
專断セント、遂ニ生麦事件ノ為メ贖金ヲ渡シタリ、故
ニ該件ニ於テ幕府ハ一時姑息ノ安ニ至レリ、然リト雖
モ鎖攘ノ本義ニ於テ

朝命益激烈ヲ加ヘ玉ヒ、外人ハ益猖獗ヲ極メ、幕府中間
ニ在テ百方術計ナク、困窘茲ニ逼リタリ、其時水戸ノ
国老大場一心〔一真齋カ景瀧〕・武田伊賀ノ二名ハ贖金ヲ渡シタルノ
不休裁〔休裁カ〕、国名ヲ穢殞シタルヲ小笠原等ニ向テ責論頗ル
猛烈ナリト雖、既往如何シントモスルニ道ナク、切齒シ
テ止ミタリトナン、茲ニ於テ一橋殿モ進退窮迫、遂ニ
辭職ノ表ヲ呈セラレタリ、此等ノ趣京師ニ聞ヘ、鎖攘
主張ノ公卿ハ素ヨリ浮浪士・各藩士ニ至テ幕府ノ怯懦
ナルヲ罵詈喋々、齒牙ニモ掛ケサルノ形況ナリ云云、
○関東ニ於テハ新徴組ノ長鵜殿鳩邊・高橋伊勢・中条金之助
等ヲ初メ無頼ノ徒數十名攘夷ノ義挙ト称シタルニ、不
日ニシテ來集スル者凡三千余人、此輩攘夷軍用ト唱ヘ
市街ノ豪商或富家ニ闖入シ、金銀米穀ヲ剛奪シ暴行甚

シ、之レニ依リテ幕府ハ阿部伊勢守福山、〔貳魁〕実名札スヘ

シ」・酒井左衛門尉忠篤・大久保加賀守忠礼・相馬大

膳大夫充胤・松平右京亮輝照・五藩ニ抑制ヲ命シタリ

ト雖モ、新徴組ノ勢力容易ニ鎮ムルコト能ハス、数日

ノ後総房ノ方ニ立退タルヲ幸トシタリ、此時江戸ノ市

街ハ頗ル困難ニ迫リ、家財ヲ棄テ遁逃シタル者少カラ

ス、中ニモ洋品商法ニ従事セシ者ハ暗殺セラレ、或ハ

品物ヲ掠奪セラレ、辛フシテ命ヲ全フシタル者多ク、

実ニ制度頹廢維持ノ道地ヲ掃ヘリ云云、

63 ○六月廿五日、五ヶ所砲台及ヒ水軍隊操練ヲ催サレ 太

守公御出馬、御覧アラセラレタリ、又両御旗本及ヒ

先後二軍其他御城下警衛等ノ諸隊ハ、砂揚場ニ於テ操

練ス、惣物主川上久美式部出張セリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三七九号と同文なり〕

64 ○馬関ニ於テ数回夷船砲撃ノ説逐日伝播シ、元來鎖攘主

張ノ士握腕シテ、攘夷ノ先魁長州ニアリ、我藩魁タラ

サルヲ遺憾トシ、若シ英艦渡来セハ直ニ砲発粉碎セン、

命令ヲ待ハ後レタリトスルノ形況ナリ、茲ヲ以テ藩庁

大ニ憂慮シ、命令ニ違ヒ輕忽ノ所為アル事勿レ、若違

背スル者ハ同伍什同罪タルヘキ旨、操練終テ物主ヨリ

嚴令ヲ下シタリ、斯ノ如ク士氣ノ奮興ハ喜フヘシト雖

モ、又大ニ憂フル処ナリ、殊ニ生麦事件英夷無礼ノ言

ヲ以テスルノ説ヲ聞キ憤懣シ、或ハ長州外夷ノ為メ國

辱ヲ取レリ、其恥辱ハ本藩ニ於テ雪キ、而シテ長藩再

ヒ口ヲ開クコトヲ得サラシメント競ヒタリ、実ニ盛ナ

リト謂フヘシ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三四六号と同文なり〕

旧邦秘録五編癸亥之十

旧邦秘録卷之十一

○

文久三年癸亥

65の1

○六月廿七日、東微風快晴、申刻過ル頃、各所ノ烽火ヲ揚タリ烽火ハ山川・指宿・喜入・今和泉・谷山・佐多・大小根占等ノ數十ヶ所常ニ設ケアリ、、続ヒテ沖

ノ小島・桜島・大門口等ノ遠見番狼煙ヲ揚ケ遠見番所ハ各砲台ニ設ケタリ、狼煙ハ遠見番人掌レリ、、或ハ号砲ヲ鳴シタリ、其時夷船大小七艘一列ニ、知輪島沖、小根占ノ地方内海ニ向テ緩航進

入セリ、申ノ中刻頃喜入地方ヲ航シ、其中小蒸気船二艘ハ沖ノ小島近ク徐航シタリ、是レ蓋シ浅深測量スル

ナラン、而シテ七艘共ニ谷山郷平川村七ツ島沖ヨリ、喜入郷ノ方ニ並列シテ海浜ヨリ凡八九町十町計リノ処ナリ、投錨シ、暫時ニ

シテ脚舟三艘ヲ以テ、平川村・和田村或ハ麓町ノ海浜、又ハ喜入瀬々申海岸近ク乗廻レリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三八七号と同文なり〕

65の2

○投錨スルヤ郷吏乗艦、渡来ノ仔細ヲ問フ、英吏曰、国書ヲ護送セリ、明日鹿兒島ニ廻航シ捧クベシト云フ、

○此日、穎娃・山川・指宿・喜入等ノ諸郷ハ、予テ布令ノ如ク夷船ノ帆影ヲ見テ烽火ヲ立、或ハ早馬ヲ飛シテ

注進セリ、谷山郷ヨリハ夷船ノ標旗英国ナルヲ報シタリ、○斯ノ如ク相図ノ烽火狼煙ヲ見テ、一般待チ設ケ

タル事ナルカ故、男女老幼海岸ニ出、遥望スル者夥シ、

砲台守備ノ士ハ戎装シテ股引・半天或ハ立揚袴、或ハ半首・陣笠或ハ籠手・腰当・陣羽織等種々ナリ、

各持場ニ走セ着キ、或ハ両御旗本・御城下警衛等ノ諸兵モ悉ク出張セリ、予テ攘夷ノ布令或ハ生麦事件モアルカ故、直チニ開戦ト心得タルモアリテ、我レ先ニト

走セ着キタリ、或ハ市街ノ輩上町・下町居住ノ者ハ、老ヲ扶ケ幼ヲ携ヘ山手ノ方ニ避ケ行クモアリテ、暫時ハ甚タ雑沓

セリ、○烽火狼煙ハ夷船渡来ヲ示スモノニシテ、非常出軍ハ早鐘ノ相図ニヨリテ持場へ参着スヘキ令ナリト

雖モ、攘夷ノ布令或生麦事件アルカ故、相図ヲモ俟ス出軍セシハ、士氣奮興ノ一端ヲ知ルニ足レリ、実ニ盛

ナリト謂フヘキナリ、○本日異状ナシ、夜入過頃ヨリ各艦奏樂シ、亥ノ刻ニ至リテ停メタリト云フ、○砲台

其他ノ諸隊ハ、各持場ヲ固メ開戦ノ令下ルヲ待チタリ、

○当夜国老小松帯刀ヨリ各陣ニ演達曰ク軍賦役又ハ軍役方、筆者ヲ以ナリ、

開戦否ヤハ自ラ命令セラルヘシ、敢テ動揺輕忽ノ所為アルコト勿レ、或ハ彈藥準備ニ注意スヘシトノ嚴令ヲ

下セリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三八〇号と同文なり〕

○英艦渡来ノ相図ヲ聞テ、国老初メ大小ノ吏員、兵隊ニ関セサル輩ハ直チニ登城、当夜下町下会所ニ集会ス、御軍役方モ同所ニ出張セリ、而シテ国老等予テ持場ノ定メアルカ故、各兵ヲ引ヒテ市街ノ要所、或ハ両城下ノ警衛ヲナシタリ 廿八九日ニ至リ諸郷兵モ御城下へ着到セシ者ハ市街ノ要所ヲ固メタリ、又内海ノ諸郷モ予定ノ如ク各持場へ、出陣シタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三八一号と同文なり〕

○英艦ノ帆影ヲ見テ、予メ定ラレタル如ク各砲台其他ノ衛隊、直チニ持場へ馳出タルニ依リ、兵糧方・彈藥方等モ予定ノ如ク準備セリ、兵糧方ハ大乘院・福昌寺・草牟田村隆盛院・大徳寺・南泉院支坊、人馬寄所ハ草牟田村市街ト定メラレタリ 人馬寄所吏員出張所ハ松井十夜ヨリシテ、各營所ニ運致シタリ、廿八九日ニ至リテハ、各郷ノ兵、隊来集シ其人員夥キカ故、大乘院・福昌寺ノ支坊ニ分業シタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三八三号と同文なり〕

○英船来港ノ報告ハ予定ノ如ク各郷隣近互ニ相通シタルカ故、何レモ迅速ニ出兵シ、城下へ馳セ続クモアリ、或ハ沿海ノ要衝ニ出張シタルモアリ、重富ヨリ内海佐

多迄ニハ、菱刈・諸県ニ郡各外城ノ兵出張シ、谷山ヨリ山川迄ニハ、西目諸郷ノ兵警衛セリ、物主・談合役ハ皆城下ノ人ナリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三八四号と同文なり〕

○桜島ニ在ル兵ハ、同島ノ士ハ勿論、国分・清水・牛根・贈野郡五ヶ郷ノ人員ナリ、物主ハ加藤権兵衛、談合役 「ママ」 「貼紙」 「談合役名追記スヘシ」、物物主ニハ肝附兵部 兼 両、談合役郡山一介等ナリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三八五号と同文なり〕

○当時藩内米穀匱乏ナリト雖モ、藩庁ハ予メ貯畜數千石アリ、或ハ米倉ハ両所共 米倉・出物倉ヲ云フ、 海岸近キカ故、春末ノ頃永吉村ニ在ル島津右門 カ 知覧郷領主 別荘地内ニ倉庫ヲ建築シ貯畜シ、幾十日ノ連戦モ欠乏ノ患ナシ、此倉庫ノ地ハ海岸ヲ去リ城山ノ後ニアリテ、敵ノ掠奪焼亡ノ憂會テアルコトナシ、又嘉永ノ頃ヨリ連年製造貯畜セラレタル糶ハ、御台所ノ倉庫ニ貯アリシモ、尾畔邸内ニ貯蔵セラレタリ 糶製造ハ嘉永二三年頃、照国公ノ命ヲ以テ製造シ、以来綿々増製或ハ新古貯へ替トナリタ

り、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三八六号と同文なり〕

66の1

○六月廿八日晴微 東風、夷艦ハ卯ノ前刻頃ヨリ蒸氣ヲ立テ、辰

下刻頃抜錨ノ形況ナリト告ク、間モナク前ノ浜ヘ廻航

シ、弁天・新波戸両砲台ノ前面七八町許リノ所ニ投錨

ス、○七艘ノ中大軍艦一艘、所謂旗艦「ブレカット」

船ト見ヘタリ凡五六十間ト見ユ、砲門ハ左右二段ニ二十、四艘

ハ三十余間、長短各差アリ、砲門左右五六至乃四五門

ヲ開キタリ、二艘ハ所謂砲艦 ナラン小形ニシテ二十間内外、砲

門ハ左右二門ヲ開キタリ間ク処ニ依レハ、一艦隊ハ大小八艘

ハ廿三日発航セリトソ、報告或、ハ運搬ノ為メナリシト云フ、○七艦共投錨シ、暫時ニシテ

脚舟四艘ヲ以テ上下町海岸近ク乗廻リ、浅深測量ヲナ

セリ波戸内ニハ、投錨スルヤ来意ヲ問ハンカ為メ、折田

平八御軍役 乘入ラス、伊地知正治御軍 賦役・今藤新左衛門造士館 助教・重野

厚之丞御庭方○今藤・重野ニ四名、彼ノ「ゾンニール」

カ乗ル処ノ「ユラユース」所謂旗艦、以下 皆旗艦ト記ス、艦ニ到ル、「ゾ

ンニール」其他ノ将校、或ハ通弁官等数名面接ス、先

ツ彼ノ国書ヲ伝ヘ、而シテ回答ハ即刻ヨリ二十四時間

ヲ限り、若経過セハ書面ニ記シタル処分ニ及ハントノ

趣、如何ニモ傲謾ノ語ヲ述タリ、此時折田・伊地知曰、

現今我君公霧島ニアリ、二十余里ヲ隔ル道程ナルカ故、

急速ノ回答ニ能ハスト謂テ、其書ヲ領掌シ帰陸シタリ、

国書左ノ如シ、

薩摩公松平修理太夫殿下江、又留守中ナラハ其撰政

又ハ薩摩・日向・大隅・琉球諸島ノ政府ヲ綜理スル

上官江、

一千八百六十三年第八月十三日

在日本不列顛公使館カ公子館ニ於テ

去年第九月十四日我文久二年 八月廿二日東海道金奈川近辺ニ於テ、

殿下ノ親父タル島津三郎ノ行列中ニ在リテ、其乘輿

脇ニ列シタル者、兵器ヲ帯ヒサル且ツ無罪ノ英吉利

一商人編者曰、異本ニ士官ト記セリ、然レトヲ殺シタル事ハ、

殿下ノ既ニ能ク知ル処ナリ、又同時ニ右家臣、右商

人ノ同伴人ナル英国紳士二名及ヒ婦人一名ヲ襲撃シ、

紳士二名ハ大傷ヲ蒙リ、婦人ハ漸ク逃レ得タル事モ

又殿下ノ能ク知ル処ナルベシ、

死 「チャールス、レノクス、リッチヤルドソン」

重傷「ウイリリアム、クラーク」

同 「ウイリリアム、マーシヤル」

「ポーラデール」夫人

此事變ハ大ニ英吉利政府及ヒ其國民ニ辱ヲ被ラシメ、文明諸國ノ同感ヲ起シ、且ツ愁傷ノ感覺ヲ生セシメタリ、大君^{將軍家ヲ云フ}ハ、我英吉利女王ト平和懇親ノ條約ヲ結ヒタリ、故ニ予ハ篤ト熟考ノ上、大君政府ニ島津三郎ノ從者中ニ在ル其罪人ヲ速ニ拘獲シ、且ツ又之ヲ死刑ニ処スル事ヲ讓メタリ、

予カ如斯寛典ハ我政府ニ於テ承諾シ、且ツ大君政府ニ於テ之レヲ受謝シタリ、

若シ此殺害騒動之時ニ当リテ、此ノ堪忍ノ所置ヲ行ハスンハ、島津三郎ヲ生捕ニシ、且ツ直接ノ応報ニ由リ之ヲ殺害スルニ至ルナラン^{編者曰、傲慢ノ言語臣トシ、テ誰カ奮懣セサランヤ、}

此ノ不慮ノ變動ヨリ既二十個月ヲ經過シタリ、因テ余ハ已ニ本国政府ニ詳細之ヲ報告シタリ、又大君政府ハ時常大君之要求ニ從ヒ、殿下ヨリ右罪人ヲ拘獲シ、糺問処刑ノ為メ之ヲ江戸江送り來ルヘキ事ヲ余ニ通知セリ、

然レトモ殿下ノ領國ニ於テ直接ニ大政府ノ^{幕府ヲ威云}

權ヲ被ラス、且大名ノ受ル一二ノ特權モアレハ、殿下ハ江戸政府ヨリ罪人ヲ江戸ヘ送り出スヘキ命アレ

トモ、之ヲ輕ンシ之レヲ拘獲スルコトナキヲ以テ、

大君政府ハ止ムコトヲ得ス英人殺害ノ償ヲ為ス能ハサル事ヲ本国政府ニ報告セリ、

其後余ハ本国政府ヨリ、此事件ニ関スル所置ノ訓令ヲ受ケタリ、

大君政府ハ貴國ノ法ニ準シ、殊ニ国歩ノ艱難ニ臨ミ諸藩臣ノ為セル罪過ニ関シ、大名ヲシテ其冀望スル所ニ從カハシムルコト能ハス、

然レトモ英吉利人ヲ殺シタル事ニ関シテ、大君政府ヨリ日本國ハ一獨立國ナレハ、其大政府ヲ經由シテ償金ヲ出シ、其臣民中誰人ヲ論セス、為セシ罪過ヲ謝セサルヘカラス、

余ハ本国政府ノ訓令ニ從ヒ、條約上ニ於テ外國人通行ヲ許シタル道路ニテ、殿下ノ臣下ヲシテ英吉利人ヲ殺害セシニ抛リ、大君政府江償金ヲ出シ、且ツ其謝罪狀ヲ余ニ贈ルヘキ事ヲ要求セリ、

大君政府ハ直ニ承諾セリ、然レトモ又大英政府ハ、
殿下此罪人ト認ムヘキ大罪ヲ犯シタル者ニ、相当ナ
ル刑罰ハ決テ免レシムルノ理ナシト断決ス、故ニ余
ハ政府ヨリ殿下ニ左ノ事件ヲ要求スヘキノ訓令ヲ受
ケタリ、

第一条

「リチャードソン」ヲ虐殺シ、及ヒ其同伴者タリシ
婦人・紳士ヲ攻撃シタル犯罪者ノ首級ヲ、英国海軍
将校一二名ノ目前ニ於テ、直チニ糾問シテ之ヲ死刑
ニ処スル事、

第二条

虐殺ニ遇ヒタル者ノ親戚、及ヒ当時纔カニ身ヲ以テ
虐殺ノ刃鋒ヲ免レタル者二分与スヘキ金額、二万五
千磅ヲ領掌スヘキ事、

以上英吉利政府ノ要求セル此ノ二条ハ、余殿下ニ告知
スルヤ否ヤ、直チニ殿下ノ承諾スヘキ処タリ、若シ又
殿下ニ於テ之レヲ承諾スルコトヲ肯ンセス、又ハ之レ
ヲ怠リ、又ハ之レヲ避クルニ於テハ、日本海ニ在ル英
吉利海軍一艦隊ノ将官ハ、兵力ヲ以テ其要求ニ従ハシ

ムヘキ充分厳酷ナル方法ヲ採用セントス
編者曰、癸丑開港
以來、幕府ハ外夷
ノ勢焰ニ畏怖怯懦ナルカ故暨蔑甚ク、則チ斯ノ如キ暴
慢倨傲ノ言ヲ以恐嚇ス、奮邁セザルヲ得サルナリ、 英吉利軍艦

ノ艦長ハ、此書簡ヲ渡スノ任ヲ受ケタレハ、余ヨリ殿
下ニ照会セル要求ノ簡条ヲ詳細了知セリ、故ニ殿下若
シ承諾スレハ、時日ヲ定メ艦長ヲシテ其実行ヲ監守シ、

之ヲ拒マハ、其他軍艦ノ着到
編者案スルニ、他ノ軍艦ノ着到
云云、虚言モ亦甚シ、其証ハ戰
争後数日ノ後、一双モ横浜又
ハ鹿児島ニ来リシコトナシ、 ヲ待チテ、直チニ戦端ヲ開クヘ

シ、故ニ殿下此書翰ヲ領手セハ、之レニ載セタル事件
ヲ能ク熟考シテ所置ヲ行フヘシ、予ハ此書簡ノ主義ヲ
改正論議スル権力ヲ有セス、恐惶謹言、

在日本英吉利代理公使

「イ、シントシヨン、（ニールカ）
テル」

此書簡ニ対シテ、我カ藩庁ヨリ左ノ書簡ヲ送レリ、

一来翰ノ趣相達ス、生麦一条ニ付申立ラレ候事件、往

復ニテハ、往復云云、書翰
ノ往復ヲ云フ、弁知致シ難キ義有之候間、 明廿

九日午刻他国人応接公使館
御春屋内容屋ニ於テ応
接ノ予備アリタリ、 二於テ、

事理明白之応接ニ及ヒ度候ニ付、水師提督其れ重役

ノ面々上陸アランコトヲ乞フ、

一 貴国各船江番船ニ双宛附添置候間、薪水其れ余有合之

品希望ニ任セ指シ送ルヘシ、是レ我法ニテ其方江便スル礼節ナリ、

一前条不便ナラサル用ニ備ヘ候間、端舟等ヨリ上陸アルニ於テハ、我人騒忙如何ナル失礼ニ及ハンモ難計ニ付、前広案内致シ置ク処也、

六月廿八日 薩州政府

斯ノ如ク上陸ヲ促シタルモ他ニアラス、要求スル処ノ条件一トシテ允容スヘキニアラサルカ故、渠モ亦必ス暴動ノ挙動ニ及フハ疑ヒナシ、加之鎖攘ノ大令ヲ発セラレ、既ニ長州ニ於テハ事ヲ開キタルカ故、本藩ニ於テモ到底措クヘカラサルニ臨メルニ因リ、長官ノ輩ヲ上陸セシメ、悉ク刺殺セントノ策ヲ設ケ、論談ノ名ヲ以テ上陸ヲ促シタリト雖モ、黠智ノ輩承諾セサリキ御眷屋客屋ニ於テ応接セント其設ヲナシタリ、伊地知杜之丞専ラ此、事ニ預レリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三八八号と同文なり〕

66の2 ○国老川上但馬久運、本月月番ナリ、ヨリ英国代理公使江回答書左ノ如シ、

一殺害セシ者ヲ擲取り、死罪ニ処スヘキ義者尤之事ニ

テ、人命ヨリ貴キハナシ、故ニ直ニ拘獲シ相当ノ罪ニ処スベシ、然レトモ足下ノ知ル通、日本国中近来ハ諸侯ノ意互ニ齟齬シ、或ハ是レヲ秘シ置者アリ、其証拠ニハ、昨年ヨリ頻リニ探索スレトモ、今二捕獲セス、且人数モ一人ニ非ラスシテ、種々遁避ノ術ヲ尽スト見ヘタリ、固ヨリ江戸ト京都ト親睦ノ為ニ

スル者ニテ、私意毛頭ナケレハ、主人ヨリ命シタルニ非ラサルハ疑ナカルヘシ編者曰、生麦ニ於テ殺害スヘキ命令ヲ下サレタルニ非ラス、扈從者カ専断ナルヲ明、示シタルノ語ナリ、殊ニ国法ヲ犯シ亡命セル者ハ死刑

之罪ナルカ故、若シ探索吟味之上死ニ処スヘキ時ハ、長崎・横浜等江滞在ノ軍艦ニ此事ヲ達シ、夫々見分ヲ受クヘシ、若シクハ此事ニ就テ、昨今ノ猶予ナケレハ、不止得以前ヨリ罪アル者ヲ編者曰、他ノ罪人ニテ斬殺者ヲ云フ、偽リ、足下ノ眼ノ前ニテ刎頸セバ、足下等其△面貌見知りナキカ故、実ノ罪人トモ思フヘケレトモ、斯ノ如ク足下等ヲ欺クハ、固ヨリ祖先ノ志ニアラサルナリ、〔貼紙〕「祖先」二字前後誤脱アラシ、可畏

一日本政府ノ事ハ専ラ江戸政府ニ從フヘキ事、固ヨリ足下等ノ知ル処ニシテ、諸侯ハ其指揮ニ進退ヲ受ル

者ナリ、然ルニ多年来条約ヲ交ヘシ事モアル由ナレトモ、其条約中ニ、諸侯往来ノ節ハ、假令幾數里往還ノミ免許アリト雖モ、其来往ヲ妨ケテモ宜シト云フ事ハアルマシキ事ナリ、假令ヒ若クハ足下ノ国ニテモアレ、我国ノ如ク數多ノ従者ヲ従ヘテ往来スル時ハ、普ク制禁アルニモ係ラス、是レヲ犯サハ衝キ倒スカ又ハ打殺スカセサレハ、其国主ノ往来モ成リ難カルヘシ、勿論前ニ云フ通り、人ヲ殺スノ罪ハ大ナルカ故、之レヲ殺スヘキコトハ足下モ同意ナル故ニ、此事ハ承引ナルベシ、偕諸侯ヲ指揮セル江戸ノ政府ニテ、従来重キ国法ノ事ヲ条約ニ載セスシテ、猥リニ諸侯ノ過トスルハ、政府ノ不行届ナルヘシ、政府ノ罪カ又太守ノ罪カ如何ン、判断アルヘシ、

一 此事ニ就テハ重大ノ事件ニ候間、江戸政府ノ重職ト我国ノ重役ト立合之上、足下ニ論判セサレハ、此所ニテ片論スヘカラス、

一 妻子養料ノ事ハ、其後ニ論定スベシ、
〔船脱カ〕
 一幕府ヨリ貴国軍艦渡来ノ義、已ニ蒸氣ヲ以我レニ令セシト云フ
編者曰、喜入撰津ヲ汽船ヨリ下覽セシメタルヲ云、フナラン、戦争後十日余日ニシテ着覽シタリ、

是ハ曾テナキ事ナリ、右様ノ虚言恐ラクハ我ヲ瞞カス所以ト思ハル、若シ其言ヲ証セントナラハ、閣老ノ書翰アルヘシ、見セ玉ヘ、此等ノ事ニテ大ナル反覆ノ事多シト思ハレタリ、何トモ不審ニ存スル事ナリ、足下ニ於テハ決シテ不審アル事ナキヤ、

一 我政府ニテハ、江戸政府ノ命ニ従フ事大切ナレハ、何事モ江戸政府ノ命ニ從ヒ処置スベシ、

右来翰之趣ニ基キ、事實ヲ以テ誠実ノ意ヲ示ス、

文久三年六月廿九日 川上〔久通〕但馬

花押

大英国「ジヤルゼ、ダフユール兼「コンシユル、ゼネラール」

「イシントジョン、ニール」

足下ニ報ス、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三九〇号と同文なり〕

66の3

○斯ノ如ク彼暴慢無礼ノ挙動ニシテ、到底平穩ニ歸スヘカラサル形勢ナルヲ以テ、各砲台ハ素ヨリ、要衝ノ地ニハ兵ヲ配リ、或ハ応援ノ兵ヲ備ヘタリ、而シテ 姫

君方ハ玉里邸ニ遷座セラレ、砲声ヲ聞ヒテ花尾山へ避座セラレ、ノ準備ナリ、太守公 国父公ハ各陣所ヲ巡視セラレ、而シテ御本営ヲ上ノ平ナル島津^{〔久宝、土岐四郎〕}彈正カ宅ニ据ラレタリ^{此時 照国公御神牌、}○御巡覽筋 太守公ニモ前以二ノ丸^{〔貳紙〕}一へ入ラセラレ、 国父公ト御同様二ノ丸御本門ヨリ^{〔行カ〕}御出馬 国父公及ヒ公子方ハ二ノ丸御本門ヨリ御出御、城下ヨリ島津^{〔久宝〕}又八郎^{〔加治木〕}邸前ヨリ枅形筋、其他各所巡覽セラレタリ、○扈從ニハ小松帶刀・御側役島津^{〔久護〕}主殿・山口直記・中山中左衛門・大久保一藏其他御近習大小吏、或ハ本田弥右衛門・木場^{〔清生〕}伝内等ハ御使番役ニテ、令字ノ差物ヲ携、歩騎數百騎列伍嚴肅タリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三九一号と同文なり〕

○上下町市街ハ海岸近接ナルカ故、老幼婦女ハ避去スヘシトノ論達ニ仍リ、各山手ノ方ニ家財ヲ運搬シ、老幼ヲ携へ避ケ行キタリ、二十八日ヨリ本日論達アルマテニ各避去シ、家ヲ守ルハ男子ノミナリ^{士分ハ多クハ依然老、幼ノミ避ケタリ}市街ノ輩モ少シク義氣アル者ハ進シテ軍事ノ仕役ヲ乞

フ者多シ、中ニモ海岸居住ノ輩ハ水軍ノ役卒或ハ両波戸砲台ニ舟橋架設ニ從役シ、頗ル尽力シタリ^{〔弁天波戸、新波戸共ニ舟橋ヲ架シタリ、弁天波戸ハ現今ノ如ク架橋ハ戦争後築造セリ、斯ノ如ク開戦ニ三日前ヨリ決戦ノ準備ヲナシタルカ故、放声ヲ聞テモ驚駭スル事、ナシ〕}

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三九四号と同文なり〕

○前記ノ如ク彼要求ノ条件、理非曲直ヲ論判セント上陸ヲ促シタリト雖モ、肯セサリシ故、伊地知^{〔貞繁〕}壯之丞・伊地知正治等ハ旗艦ニ到リ、曩キニ論セシ旨ヲ以、且ツ論シ且論セリト雖モ、更ニ承服ノ体ナク、倍々暴慢ノ形況ナルヲ言上ス、茲ヲ以テ到底開戦ニ外ナキニ決定セラレタリ、○斯クノ如ク事茲ニ到リタルハ、前卷ニ記載セシカ如ク曲直分明ナルカ故、論判數回ニ及ヒタリト雖モ、傲慢敢テ反省セス、却テ暴慢ノ挙動ニ及ハントスル形況判然顯レ、剩へ無礼ノ書ヲ出シ、我レヲ枉屈シ我意ヲ達セントスルカ故、素ヨリ耐忍シ得ヘキニ非ラス、殊ニ臣子トシテ忍フベカラサルノ書意ナルヲヤ、

66の6

○同日達、下町六日町通り上手ノ一筋上手トハ両城ノ方ヲ云フ、海岸石
 灯籠通左右ノ町家等毀解スヘキ旨、中山中左衛門ヨリ
 国老川上但馬及ヒ川上龍衛久範ヘ伝命セリ、国老等ハ御趣
 法掛用人中村新助兼馨ヘ速ニ着手スヘキ旨演達ス、仍テ中
 村ハ御作事奉行ヘ達シ、直チニ毀壞ニ着手シ開戦迄ニ
 過半毀チタリ、斯ノ如ク毀解スルハ、敵ノ為メ放火セ
 ラルトキハ両城ニ延焼ヲ防シカ為メ、且ツ敵ヲ上陸セ
 シメ、短兵ヲ以テ討撃センニハ、此辺ヲ以テ戰場トセン
 ノ意ニ出タリト云フ 後日聞ク処ニ依レハ、解毀ヲ命シタルハ君
 命ニ出タルニ非ラス、中山ガ一意ヲ以テナ
 リト云フ、果シテ然ラン、此事モ后日中山、
 カ専斷ヲ喋々セシ条件、数日ノ内ニアリ、

66の7

○在館琉球人ハ開戦計ヒ難キニ仍リ避去スヘキ旨諭達セ
 ラレタリ、依テ伊敷村不動院へ避居シタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三九二号と同文なり〕

66の8

○英艦ハ薪水・魚・卵及ヒ果物ヲ買ハンコトヲ乞ヘリ、
 因テ其乞フ所ニ就テ一策ヲ施シタリ、先キニ旗艦ノ長
 官其他ノ艦長ヲ誘ヒ上陸セシメ鑿殺セントハ、我カ壯
 士輩ノ望冀スル処、中ニモ奈良原喜左衛門等切望シ清
 麦生

ニ於テ英人ヲ斬殺シタルハ奈良原ナ、要路ニ就テ頻願スルコト数
 リ、故ニ頻請シテ慰マサルナリ、

回ナリ、其策タルヤ誘フテ揚陸セシメ、通衝又ハ応接
 所ニ於テ悉ク刺殺セントノ計策ナリシカ、渠上陸ヲ肯
 ンセサルヲ遺憾トシ、又策ヲ転シ彼乞フ所ノ果物・肉
 類ヲ携へ、各艦ニ搭入シ、而シテ為ス事アラント頻請
 セシニ、其冀望ニ任セラレシカハ、壯士等ハ雀躍欣喜
 進ンテ其策ニ預ランコトヲ請フ者又多シ、実ニ壯ナリ
 ト云フベシ、其計画ノ如キハ武技カ武杖得達、勇敢ノ壯士ヲ
 撰ヒ、一艦七八名乃至十余名、各短劍ヲ携へ果物或ハ
 肉類ヲ売与セン姿ニ變レ、先ツ旗艦ニハ奈良原・海江
 田等乗入り、艦將及ヒ公使ヲ刺スヘシ、然ル時ハ艦中
 動揺スルヤ論ナシ、其時各艦ニ乗リ入りタル壯士モ一
 同起テ、將校ヲ撰テ刺スベシ、敢テ輕輩ニ目ヲ注クコ
 ト勿レ、或ハ波戸内ニ伏セタル輕舸数艘ハ、各艦ノ駭
 騒ヲ見テ直チニ乗リ出シ砲發スベシトノ計画ナリ、

○編者曰、当時ノ説ニ、此策タルヤ甚タ拙劣ニシテ、
 彼レヲ知ラサルノ甚シト、或ハ一艦將及ヒ公使ノ数
 名ヲ斬殺シ得ルモ、他日ノ大患アル際涯ナキハ論ナ
 シ、或ハ西洋各国海陸二軍ノ法規嚴ナルヲ知ラサル

二出タル蒙昧ノ太甚シキ者ナリ云云、是ノ論タルヤ、當時ノ情実ヲ知ラサルノ論ニシテ、時勢人情ノ弁識ナシト謂フヘシ、壯士等カ身命ヲ擲棄シ、此ノ策ヲ用ン事ヲ頼願シ止マサルハ、彼暴謾無礼ノ書意或拳動、一トシテ忍ヒ難キニ非ラサランヤ、策ノ巧拙ハ姑ク置テ、其忠誠勇奮ナル真ニ愛スヘキニアラスヤ、當時一般外国ノ事情ニ疎ク、加之上

朝廷ヨリ下匹夫ニ至ル迄、鎖攘ヲ以テ愉快トシ、加之大令ヲ下サレシ際、士庶共ニ競フノ時ナリ、斯クノ如クナルカ故、巧拙ノ論ハ今ニシテ下スヘク、當時ニ於テ下スヘカラサルナリ、若シ之レヲ刺シ得ル時ハ、必シモ勇敢猛策ト称セラルヤ必セリ、和漢洋古今斯ノ如キ計策ヲ以ヒテ事ヲナシタルモ少カラス、然ルヲ況ンヤ倨傲無礼ノ拳動、到底戦ハサルヲ得サルニ臨メリ、茲ヲ以テ計策ノアラン限リハ、巧拙ニ関セス施サ、ルヲ得サルノ際ナルヲヤ、

此時七十余名ノ壯士等ハ、二ノ丸内ノ演武場ニ集會シ、為サントスル処ノ議ヲ開キタリ、各決死ノ輩ナルカ故、其論甚タ熾ニシテ沸クカ如ク、譬フルニ者ナシ、実ニ数

百年來綿々愛養ヲ受ケ、国家ノ為メ殊死ナス事アラントスル形況、傍聞スルモノ涙ヲ流サ、ルハナシ、議終リテ一同勇威凜々トシテ海岸指シテ出発シ、小舟數艘ニ乗入り、果肉ノ類ヲ積ミ、夷艦ニ向テ漕キ出セリ、水軍隊ハ計画ノ如ク装置ノ砲ニ裝藥シ、夷艦内ノ動揺ヲ見テ砲發セント櫓楫ヲ取テ相待チタリ、○夷艦ニ向ヒシ七十七名ノ人員左ノ如シ、

奈良原喜左衛門	海江田武次 <small>信義</small>
毛利喜平太	土橋休五郎
淵部群平	川上助八郎
山本矢次郎	四本十左衛門
永山喜之介	嶺崎半左衛門
飯牟礼喜之介	石原直左衛門
最上才二	折田 <small>〔船載〕</small> カ名糺シ追記スヘシ
使節町田六郎左衛門	内山伊右衛門
平山龍助	湯池休左衛門
川北新九郎	大野四郎助
上村善之丞	岩元勇助
有馬熊次郎	春山越右衛門

房村猪之次

大山弥助〔盛弘〕

帖佐彦七

井上直次郎

和田八之進

古川直次郎

西郷新吾〔從道〕

篠原冬一郎〔幹國〕

平田平六

鈴木源五左衛門

鈴木壮七

久留助四郎

川上十郎太

園田与藤次〔成章〕

志岐藤九郎

山口仲吾〔清基〕

八木新七

吉田清右衛門〔清基〕

基太村万之介

江夏喜藏

木藤市介〔貼紙〕「矢ハ弥カ、可匡」

門松喜兵衛

林矢之介

久留矢之介

鎌田五左衛門

大田八郎

赤塚源六〔真成〕

仁礼平輔〔景〕

是枝辰二

柴山籠五郎〔景〕

池上四郎左衛門

松元直八

中島矢次郎

河野四郎左衛門

法元英介〔法元九〕

甲斐宗之進

永山休清

貴島卯太郎

重久直哉

永山弥一郎〔盛弘〕

中山吉太郎

大橋八郎右衛門

坂元彦右衛門

床次正藏

山口鉄之介

和田五郎

新納源四郎

大山彦助

黒江喜右衛門

平山喜八郎〔清寧〕

大迫喜右衛門〔清〕

上村〔貼紙〕「上村カ名糺シ追記スヘシ」

総人員七十七名、十一名ヲ以テ一組トシ、内一名ヲ仕長

ニ定メ七組二分チ、足軽六十名ヲ七分シ、之レヲ附属ト

シテ夷船一雙毎ニ乗リ入ルノ計画ナリ、

此ノ人員、二ノ丸ニ於テ 太守公 国父公拜謁ヲ允サ

レ、而シテ酒杯ヲ 御前ニ賜ヒ、懇遇最モ厚シ、各感

激シテ退キタリ、而シテ二ノ丸演武館ニ於テ、木場伝

内左ノ書ヲ朗読シ示シタリ 〔英國軍艦ヨリ横浜ニ於テ、外国奉
行ヘ申立タル書翰ノ大意ナリト云
フ、〕

生麦事件ニ付テ、島津三郎ヲ初メ、一類之者不殘英

人立会之上、首ヲ刎候様致度、又政府之威勢ヲシテ

其事難相成候者、十万「ポントステルリンク」ヲ政

府ヨリ差出可有之、及其他薩州ヨリハ、生麦ニ於テ

横死シタル英人ノ妻子養育料三万「ドルラル」ヲ受
取ルヘク、若シ之モ相拒ムニ於テハ、即時ニ戦争ニ
可及ニ付、政府ヨリ重役一人是非ニ英国軍艦ニ乗組
有之度、此段御頼存候也、

二月十九日

右書面今十九日差出シ、二十四時間ニ返答可致ト之
申立ニ候得共、「アトミラール」厚意ヲ以テ指伸候
趣ニ候、御挨拶被下度、此刻限相過候者、出入船ヲ
止メ「ホンハルデメント」^{〔船艦〕}「此語ノ意義糺シ記スヘ
シ」ヲ以テ、江戸市街ヲ焼払可申、此儀旗章ヘ対シ
条約ニ対シ、無拠此期ニ相及可申候事<sup>編者曰、這ノ書翰
ニ二月十九日横</sup>
浜ニ於テ、幕吏ニ渡シタル者ナリト云フ、又聞ク処ニ依レハ、鹿兒
島ニ於テ同文意ノ書ヲ呈出シタルヲ、松木安右衛門翻訳シタルヲ
云フ、何レカ真ナリヤ、臣子トシテ忍ビサル^{〔等原宗徳〕}ノ文言アルカ故、其末
ヲ知ル者曾テアルコトナシ、茲ニ記シタル者ハ、江戸在邸岩下カ坊
ニ送致シタル者ナリト云フ、考ルニ此書ヲ刺客人員ハ朗誦シ示シタ
ル者ニシテ、別ニ鹿兒島ニ於テ出シタルニ非ラザルヘシト信ス、前
ニ記シタル妻子養育金、或ハ斬殺者ヲ刑セヨ云云等ノ文ハ、^{〔士}
鹿兒島ニ於テ出シタルヲ、松木カ翻^{〔腕腕九〕}シタル者ナラン、
等此書意ノ無礼ナル大ニ憤懣^{〔腕腕九〕}握腕シ、臆テ果肉ノ類
ヲ小舟ニ搭シ、賈人ニ扮シ七艦ノ側ニ至リ果肉ヲ示
シ、搭シテ売ラン事ヲ手示ス、猾夷其機ヲ察シ敢テ

搭艦ヲ許サス、每艦悉ナ梯ヲ引キタリ、只旗艦ノミ
許シタルニ依リ、奈良原・海江田其他五六名搭入シ
編者曰、旗艦ノミ乗艦セシメタルハ、返翰ヲ携ヘタルカ故ナリ、防
護ノ嚴ナリシハ、返翰授与ノ際モ、抜劍ノ夷人四五名、短銃ヲ携タ
ル者五六名、左右前後、他ハ拒ンテ允サ、ルノミナラス、
ニアリタリト云フ、

適々搭シタルモ艦中一室ニ置キ防護甚タ嚴、且ツ目
的トスル提督及ヒ公使、其外上官ノ者ハ出逢ハサリ
シ故、微官ノ輩ニ手ヲ下スハ素ヨリ無益ナルヲ以テ、
奈何ントモスルニ術ナク空シク帰陸セリ、自余ノ六
艘ニ向ヒシ輩ハ、旗艦内ノ異状ヲ見テ、直チニ発ス
ルノ計画ナリシカ、旗艦ニ向ヒタル輩帰陸ヲ見テ各
引キ揚ケタリ、六艘ノ刺客舟ハ各艦ノ側ニ至レハ、
舵ヲ転シ近付モ得サリシトゾ、

○旗艦ハ刺客搭シタル後、黄色ノ標旗ヲ揚ケタリ、各艦
モ悉ナ応揚セリ、是蓋シ警誠ノ信号ナラン、○初メ七
十名ヲ撰ヒタリシニ、伝聞頼願スル者アリテ合計七十
七名ニ及ヒタリ、此人員ハ皆劍法得達、勇敢必死ノ輩
ナリ、中ニ就テ昨年四月、伏見寺田屋ニ於テ、暴徒左
祖ノ人員前非ヲ悔ヒ、国事ニ報シ汚名ヲ雪ント事アル
ヲ待タリシカ、茲ニ於テ競フテ懇請シタル者ナリ、斯

ノ如ク勇敢必死ノ人員ナルカ故、若シ策就ラハ、各艦
長官ノ輩ハ悉ク刺殺セラレシヤ疑ナカリシナラン、惜
ヒ哉、

此時我カ砲台ハ各艦ノ異動ニ注目シ、毎砲装薬シ点火
機ヲ放ツノミノ準備ヲナシ待チタリト雖モ、頃刻ニシ
テ旗艦ニ乗込タル輩空シク引揚ケタルニ仍リ、其他六
艘モ悉ク引キ取リタリ、是レヨリシテ味方ハ策ヲ転ン
シ、彼戦端ヲ開クヲ待テ砲撃粉塵セント、益々兵備ヲ
嚴整セリ、○英艦ハ此日未ノ下刻頃、七艘共ニ拔錨シ、
重富海ニ向テ航シ、申ノ中刻頃鹿兒島各所砲台ノ前面
ヲ緩航シ而、旗艦一艘弁天砲台ノ前面十余丁ノ所ニ碇
泊ス、其他六艘ハ桜島横山・小池両村ノ沖ニ投錨シタ
リ此ヲ第三碇、泊場トス、○日没ノ頃ヨリ天候隱曇、雲色常ナラス、
各艦上桅ヲ下シタリ、必ス大風雨ノ兆ナラント云ヘリ、
夜中雨リ東北風漸ク強シ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」三九三号と同文なり〕

旧邦秘録五編癸亥之十一

旧邦秘録卷之十二

文久三年癸亥

○

67の1 ○十ヶ所砲台装置ノ砲数左ノ如シ前記ニモ記スト雖モ、其後増置或ハ転換シタルモアリ、因テ重ネテ、記ス、
砂揚場砲台大小十一門

- 八十斤短砲 一門
- 三十六斤短砲 二門
- 三十斤短砲 二門
- 二十四斤短砲 二門
- 二十拇忽砲 一門
- 十五拇忽砲 一門
- 十八斤砲 一門
- 六斤砲 一門

物主四番組々頭

島津織之介直

〔貼紙〕談合役・旗預名札シ記入、以下皆同〕
談合役

〔444〕

旗預

〔444〕

大門口砲台大小八門

三十六斤短砲 一門

二十四斤長砲 一門

十八斤砲 一門

十二斤砲 二門

二十拇忽砲 二門

二十九拇白砲 一門

物主三番組々頭

関山金生 糺

談合役

〔444〕

旗預

〔444〕

屋久島波戸砲台此砲台ハ増設

二十拇白砲 三門

六斤砲 二門

物主

町田少輔長久

談合役

旗ナシ

弁天波戸砲台大小十三門

八十斤短砲 一門

三十六斤短砲 二門

二十四斤長砲 一門

二十四斤短砲 二門

十八斤砲 二門

十二斤砲 二門

六斤野戰砲 一門

二十拇白砲 一門

二十九拇白砲 一門

物主一番組々頭

北郷數馬 徳久

談合役

〔444〕

旗預

〔44〕

新波戸砲台大小十七門

二十四斤長砲 二門

同短砲 三門

三十六斤砲 二門

八十斤砲 一門

十八斤砲 二門

十二斤砲 二門

三十斤砲 一門

六斤野戰砲 二門

二十拇白砲 一門

二十九拇白砲 一門

物主五番組々頭

川上右膳賢久

談合役

郷田源八

旗預

園田新助

什長

井上源五左衛門

平岡八郎太夫

森喜藤太

伊地知德四郎〔季〕

新納十郎

猪俣休右衛門

祇園砲台大小十門

八十斤砲 一門

三十六斤砲 一門

八十斤砲 一門

三十斤砲 一門

二十四斤長砲 一門

二十四斤短砲 一門

十八斤砲 一門

十二斤砲 一門

二十九拇白砲 一門

二十拇白砲 一門

物主六番組々頭

島津権五郎馨久

〔貼紙〕「談合役・旗預名追記スヘシ、以下皆同シ」

談合役

〔肥後平九郎方〕

旗預

〔中島助十郎方〕

桜島横山袴腰砲台大小四門

十八斤砲 二門

十五拇忽砲 一門

十二斤砲 一門

小銃一隊

同島赤水村一名洗出シ大小六門

十八斤砲 一門

十二斤砲 二門

十斤砲 一門

六斤野戰砲 二門

小銃一隊

野戰砲半隊七百目砲五百目砲

同島烏島砲台大小三門

十二斤野戰砲 二門

六斤同 一門

惣物主

肝附左門兼両

御軍賦役

大山格之介綱良

談合役

郡山一介

旗預

〔A A〕

沖ノ小島大小十五門

三貫目砲 五門

百目車砲 十門天山流式周発車砲ノ二種

青山愚知「実名匡シ記スヘシ」

水軍隊輕舸七艘十八斤砲各一門ヲ備フ

物主

仁礼舍人仲信

合大小九十八門

此十ヶ所砲台ハ、一門毎ニ彈藥九十発ヲ用意シ、尚ホ火薬局ヨリ多数運搬ノ予備ヲナセリ戦争後ノ調査ニ、一門毎ニ放発ノ数四十発ニ上ラス、火薬ノ惣計ハ三千斤許ヲ費シタリトソ、

此外ニ佐多・大小根占・垂水・山川・指宿等ノ各郷、砲台毎ニ五六門乃至四五門ヲ備ヘタリ、又御城下衛兵ハ左ノ如シ、

御本丸守衛一陣 軍賦令ノ如ク小銃及ヒ砲隊ナリ、

〔貼紙〕「物主・談合役・旗預等ノ名追記スヘシ、以下皆同シ」

物主

〔マ〕

談合役

〔マ〕

旗預

〔マ〕

貝役

〔マ〕

〔太鼓カ〕
大鼓役

〔以下八行空白〕

太守公御旗本一陣 御本陣ニ在リ、

〔貼紙〕「物主・談合役・旗預其外名追記スヘシ」

物主

〔マ〕

談合役

〔マ〕

旗預

〔マ〕

貝役

〔マ〕

大鼓役

〔以下十行空白〕

二ノ丸守衛一陣 同上

〔貼紙〕「物主・談合役・旗預其外名追記スヘシ」

物主

〔マ〕

談合役

〔マ〕

旗預

〔マ〕

貝役

〔マ〕

大鼓役

〔以下十行空白〕

国父公御旗本隊

物主

一番組々頭

村橋昇久成

談合役

伊集院直次

旗預

園田与藤次成

貝役

高島新蔵

太鼓役

大脇弥五右衛門

仕長

永山直次郎

千田伝一郎

村尾源左衛門

能勢龍右衛門

有川十右衛門

長崎早太

兵糧方

森田仲右衛門

西郷助右衛門

玉薬方

園田四郎助

宿割方

谷元六右衛門

一番組ヨリ六番組ニ至ルマテ、各一陣左ノ如シ、

一番組物主

島津壬生久清
〔以下十一行空白〕

二番組物主

談合役

川上源十郎久達

旗預

貝役

〔444〕

〔444〕

〔444〕

大鼓役

〔以下十行空白〕

三番組物主

島津良馬久
義

談合役

〔以下十行空白〕

旗預

〔以下十行空白〕

貝役

〔以下十行空白〕

大鼓役

〔以下十行空白〕

四番組物主

川上直衛久
延

談合役

〔以下十行空白〕

旗預

〔以下十行空白〕

貝役

〔以下十行空白〕

大鼓役

五番組物主

島津頼母久
度

談合役

〔以下十行空白〕

旗預

〔以下十行空白〕

貝役

〔以下十行空白〕

大鼓役

〔以下十行空白〕

六番組物主

高橋縫殿種
徳

談合役

〔以下十行空白〕

旗預

〔以下十行空白〕

貝役

〔以下十行空白〕

大鼓役

〔以下九行空白〕

合兵員二千三百拾八人

此人員五十歳以下二十歳迄之壯健兵ニシテ、大小銃砲隊
ニ偏制ス、軍賦令条書ノ如ク、府内各砲台又ハ両御旗本
両城警衛等ニ配賦シ、其他ハ府内ノ要衝、或ハ砲台応援
ニ備ヘタリ、

一遊軍

〔貼紙〕「物主・談合役・旗預其外名追記スヘシ」

物主

〔A44〕

談合役

〔A44〕

旗預

〔A44〕

貝役

〔A44〕

大鼓役

〔以下六行空白〕

又諸郷兵応援ニ来レルハ左ノ如シ、

出水

阿久根

野田

高尾野

山野

大口

羽月

本城

馬越

曾木

高城郡高城

水引

串木野

高江

中郷

東郷

鶴田

山崎

薩摩郡山田

百次

伊集院

大村

樋脇

市来

鹿児島郡吉田

始羅郡山田

郡山

伊作

田布施

阿多

川辺

川辺郡山田

加世田

久志秋目

谷山

高岡

綾

穆佐

小林

野尻

須木

飯野

加久藤 吉松

高崎 高原

栗野 倉岡

馬関田 諸県郡吉田

蒲生

以上五十一ヶ郷、朔日ノ夜迄ニ来集セリ、其人員凡八千五六百人ニ余レリ、仍テ府下諸所ノ要衝ニ配賦セリ、○

又私領モ応援、且ツ領主護衛ノ為メ、一二隊乃至三四隊、

其分ニ応シ出兵シタリ 御城下六組及ヒ諸郷・私領或ハ足輕諸家々来等ニ至ルマテ、其人員二万五六千人ニ下

ラサリシ、○諸郷・私領沿海ノ地ハ、其所ノ兵員ニテ警衛

シ、或ハ予テ令条ノ如ク応援ニ出軍セリ、○諸郷兵員左

ノ如シ、

出水千七百七十人

物主

島津又六郎久明 〔貼紙〕「談合役・旗預其名追記スヘシ、以下僉同シ」

談合役 〔444〕

旗預 〔444〕

大砲隊物主

田尻務

談合役 〔444〕

旗預 〔444〕

阿久根三百八十二人

物主

高崎喜兵衛

談合役 〔444〕

旗預 〔444〕

高尾野四百九人

物主

宮之原小膳通哲

談合役 〔444〕

旗預

野田百十二人

物主

〔444〕

談合役

〔444〕

旗預

〔444〕

大口三百八十人

物主

新納波門久
謹

談合役

検見崎四郎

旗預

〔444〕

隈之城三百五十二人

物主

島津隼人久
芳

談合役

旗預

〔444〕

大砲隊物主

〔444〕

談合役

〔444〕

旗預

〔444〕

山野九十六人

物主

〔444〕

談合役

〔444〕

旗預

〔444〕

羽月百十三人

物主

田中仲次郎

馬越八十七人

旗預
〔一〇一〕

談合役
〔一〇一〕

鎌田要人
正政

物主

本城百八人

旗預
〔一〇一〕

談合役
〔一〇一〕

島津主税
久武

物主

湯之尾
〔一〇一〕

旗預
〔一〇一〕

談合役
〔一〇一〕

旗預

談合役
〔一〇一〕

物主
〔一〇一〕

高城郡高城三百七十三人

旗預
〔一〇一〕

談合役
〔一〇一〕

物主
〔一〇一〕

曾木九十二人

旗預
〔一〇一〕

談合役
〔一〇一〕

物主
種子島加次右衛門

[444]

大砲隊物主

細瀧権八

談合役

[444]

旗預

[444]

水引三百四十八人

物主

高田尚五郎

談合役

[444]

旗預

[444]

串木野二百四十五人

物主

[444]

談合役

[444]

旗預

[444]

高江二百十五人

物主

島津内蔵厚久

談合役

[444]

旗預

[444]

東郷百七十九人

物主

猪飼史尚
香
朱書

談合役

[444]

旗預

[444]

鶴田九十三人

物主

向井新兵衛

談合役

〔 〆 〆 〕

旗預

〔 〆 〆 〕

山崎九十二人

物主

〔 〆 〆 〕

談合役

〔 〆 〆 〕

旗預

〔 〆 〆 〕

薩摩郡山田百四十七人

物主

渋谷喜三左衛門
峰 貫

談合役

〔 〆 〆 〕

旗預

〔 〆 〆 〕

百次八十八人

物主

伊勢平四郎
支 貞

談合役

〔 〆 〆 〕

旗預

〔 〆 〆 〕

大村二百十七人

物主

〔 〆 〆 〕

談合役

川上郷兵衛

旗預

〔 〆 〆 〕

樋脇二百七十九人

物主

市田隼人
賢 義

談合役

〔 〆 〆 〕

旗預

伊集院三百八十九人

物主

菱刈李之助
隆微

談合役

[444]

旗預

[444]

市来六百五十五人

物主

豎山武兵衛
利武

談合役

[444]

旗預

[444]

大砲隊物主

豎山八郎
器利

談合役

[444]

旗預

[444]

鹿児島郡吉田二百七十九人

物主

福崎助七
季運

談合役

[444]

旗預

[444]

郡山三百三十八人

物主

北条織衛
利時
〔朱書〕部職一

談合役

[444]

旗預

[444]

伊作七百二十九人

物主

伊集院中二

談合役

〔444〕

旗預

〔444〕

田布施五百七十四人

物主

有馬舍人

談合役

〔444〕

旗預

〔444〕

大砲隊物主

二階堂
薨権行

談合役

〔444〕

旗預

〔444〕

阿多三百十五人

物主

平田直之進

談合役

〔444〕

旗預

〔444〕

大砲隊物主

義岡相馬
道久

談合役

〔444〕

旗預

〔444〕

川辺二百四十三人

物主

〔444〕

談合役

〔444〕

旗預

〔444〕

川辺郡山田五十八人

物主

島津藏人命久

談合役

〔444〕

旗預

〔444〕

加世田千五百五十九人

物主

〔朱書〕東敷
川上藤馬璋久

談合役

白尾登五左衛門

旗預

〔444〕

〔貼紙〕
「砲隊脱ツカ可札」

久志秋目百七十八人

物主

伊集院静馬照久

談合役

〔444〕

旗預

〔444〕

坊泊百十人

物主

山本孫兵衛

談合役

〔444〕

旗預

〔444〕

穎娃三百二十人

物主

島津敷負倫久

談合役

〔444〕

旗預

〔444〕

指宿百六十人

物主

伊集院平治徹久

談合役

〔44〕

旗預

〔44〕

谷山五百八十人

物主

川上龍衛
久齡

談合役

〔44〕

旗預

〔44〕

〔貼紙〕
「砲隊脱ツカ可札」

山川八十二人

物主

町田内膳
久憲

談合役

〔44〕

旗預

〔44〕

長島六百七人

物主

西郷八郎次

談合役

〔44〕

旗預

〔44〕

上甕島三百八十八人

下甕島四百八十八人

物主

国分十右衛門

談合役

〔44〕

旗預

〔44〕

〔貼紙〕
「砲隊脱ツカ可札」

高岡六百七十三人

物主

〔44〕

談合役

〔444〕

旗預

〔444〕

大砲隊物主

上村直兵衛

談合役

〔444〕

旗預

〔444〕

綾百四十九人

物主

〔444〕

談合役

〔444〕

旗預

〔444〕

穆佐百四十四人

物主

伊集院伊膳久成

談合役

〔444〕

旗預

〔444〕

小林三百九十九人

物主

郷原
転久
寛

談合役

〔444〕

旗預

〔444〕

大砲隊物主

新納伊十郎

談合役

〔444〕

旗預

〔444〕

野尻百六十二人

物主

川上正十郎

談合役

〔 〆 〆 〕

旗預

〔 〆 〆 〕

須木二百十九人

物主

江田五郎左衛門

談合役

〔 〆 〆 〕

旗預

〔 〆 〆 〕

飯野二百二人

物主

大野多宮久甫

談合役

〔 〆 〆 〕

旗預

加久藤百二十二人

物主

猿渡嘉左衛門

談合役

〔 〆 〆 〕

旗預

〔 〆 〆 〕

吉松百二十五人

物主

伊集院周右衛門

談合役

〔 〆 〆 〕

旗預

〔 〆 〆 〕

福山二百五十三人

物主

比志島静馬〔範雅力〕
惟〔範雅力〕

談合役

〔444〕

旗預

〔444〕

末吉二百八十六人

物主

〔444〕

談合役

〔444〕

旗預

〔444〕

松山百五十四人

物主

北郷浪江久政

談合役

〔444〕

旗預

〔444〕

勝岡八十六人

物主

〔444〕

談合役

〔444〕

旗預

〔444〕

財部百八十五人

物主

倉山民五郎昌久

談合役

〔444〕

旗預

〔444〕

高崎百三十一人

物主

坂元権之丞

談合役

〔444〕

旗預

〔444〕

高原百五十人

物主

島津矢柄久敬

談合役

〔44〕

旗預

〔44〕

志布志五百十九人

物主

末川久馬久長

談合役

〔44〕

旗預

〔44〕

〔貼紙〕
「砲隊脱ツカ可札」

串良二百四十人

物主

〔44〕

談合役

旗預

〔44〕

大砲隊物主

〔44〕

談合役

〔44〕

旗預

〔44〕

大崎三百九十人

物主

〔44〕

談合役

〔44〕

旗預

〔44〕

高山三百四十八人

物主

〔44〕

談合役

[444]

旗預

[444]

大砲隊物主

[444]

談合役

相良喜三太

旗預

[444]

内之浦百四十三人

物主

名越左源太
貞盛

談合役

[444]

旗預

[444]

始良八十九人

物主

談合役

[444]

旗預

[444]

桜島五百九十一人

惣物主

肝附左門
兼
両

談合役

郡山一介

旗預

[444]

物主

加藤権兵衛

談合役

[444]

旗預

[444]

敷根二百二十六人

物主

堀四郎左衛門起敬

談合役

〔 〆 〆 〕

旗預

〔 〆 〆 〕

田代八十四人

物主

川上左太夫親賢

談合役

〔 〆 〆 〕

旗預

〔 〆 〆 〕

大根占八十七人

物主

〔 〆 〆 〕

談合役

〔 〆 〆 〕

旗預

小根占百三十八人

物主

〔 〆 〆 〕

伊集院金之進温久

談合役

田原陶吉

旗預

〔 〆 〆 〕

百引八十一人

物主

〔 〆 〆 〕

談合役

〔 〆 〆 〕

旗預

〔 〆 〆 〕

高隈五十人

物主

〔 〆 〆 〕

談合役

恒吉八十三人

物主

平田鞆負智

談合役

[444]

旗預

[444]

大始良八十一人

物主

[444]

談合役

[444]

旗預

[444]

鹿屋百三十五人

物主

旗預

[444]

[444]

牛根百七十五人

物主

蒲生郷右衛門

談合役

諏訪八郎次

旗預

[444]

国分八百四十八人

物主

梶山相馬
要久

談合役

[444]

旗預

[444]

談合役

[444]

[444]

大砲隊物主

谷川次郎左衛門純久

談合役

〔44〕

旗預

〔44〕

物主

〔朱書〕「掃部敷」
島津右近久

談合役

〔44〕

旗預

〔44〕

物主

〔朱書〕「三
物主」
〔貼紙〕
「物主二人誤力可糺」
岩下新太夫

談合役

〔44〕

旗預

〔44〕

曾於郡四百十七人

物主

町田孫太夫

談合役

〔44〕

旗預

〔44〕

大砲隊物主

伊東正兵衛

談合役

〔44〕

旗預

〔44〕

清水五百十九人

物主

〔44〕

談合役

〔44〕

旗預

〔44〕

大砲隊物主

郷原 巨久
東

談合役

〔444〕

旗預

〔444〕

栗野百二十人

物主

〔444〕

談合役

〔444〕

旗預

〔444〕

横川百八十人

物主

鎌田愛太夫
治政

談合役

〔444〕

旗預

踊二百十六人

物主

鎌田十五
正政

談合役

〔444〕

旗預

〔444〕

溝辺百三十四人

物主

土岐平太夫

談合役

〔444〕

旗預

〔444〕

始良郡山田

〔444〕

物主

四本休左衛門

談合役

〔444〕

伊東仙太夫
旗預
〔一〕

日当山百八十三人

物主

吉井源七郎

談合役

〔一〕

旗預

〔一〕

倉岡八十九人

物主

〔一〕

談合役

〔一〕

旗預

〔一〕

馬関田五十九人

物主

本田休兵衛

談合役

〔一〕

旗預

〔一〕

諸県郡吉田七十二人

物主

上村直兵衛

談合役

〔一〕

旗預

〔一〕

佐多八十四人

物主

島津相馬
平久

談合役

〔一〕

旗預

〔一〕

帖佐四百五十九人

物主

〔444〕

談合役

〔444〕

旗預

〔444〕

蒲生七百六十人

物主

〔444〕

談合役

〔444〕

旗預

〔444〕

大砲隊物主

〔444〕

談合役

〔444〕

旗預

合二万五千八百四十六人

右、諸郷九十二外城五十歳以下二十歳以上ノ壯健兵ナリ、此九十二外城ノ内、沿海ノ分ハ其地ノ要衝ニ備ヘ、或ハ近隣応援ニ出軍セリ、○私領兵左ノ如シ、

加治木六百八十六人

島津岩松殿宝久

垂水四百四十五人

島津讚岐殿貴敦

今和泉二百二人

島津安芸殿忠敬

重富二百七十一人

島津周防殿忠鑑

入来百七十人

入来院恰〔朱書〕
公一
寛

都之城二千五十七人

島津元丸久寛

宮之城四百四人

島津図書殿久治

〔444〕

蘭牟田百六十人

榎山相馬久要

鹿籠百八十七人

喜入撰津久高

平佐二百十二人

北郷作左衛門久視
〔朱書〕信敷

日置百四人

島津又六郎久明

吉利百十人

小松帶刀清廉

黒木五十一人

島津隼人久芳

花岡百三十人

島津信濃久敬

永吉九十八人

島津主殿久籙

市成百五十七人

島津弾正久之

喜入三百三十四人

佐志百四十二人

肝付左門兼両

島津壬生久清

新城五十人

島津主計久治

知覧百七十二人

島津右門久徴

末吉岩川百四十九人

伊勢隼之介貞周

伊集院石谷二百十二人

町田少輔久長

大始良南村百六十一人

鎌田仙千代政雄

合人数六千六百六十九人

外二種子島兵員千五百余人ノ壮健兵アリ、海上遠

隔故出軍セス、

以上私領二十ヶ所各出兵シ、沿海ハ其地ニ備ヘタリ、

無海ノ地ハ近隣応援ニ出軍シ、或ハ分隊シテ主人警衛

ノ為メ出府シタルモアリタリ、

合計三万四千八百三十三人

此外五十歳以上二十歳以下十六歳迄之兵許多出軍ス、
之レヲ合計スレハ凡ソ三万六千余人ニ及ヘリ、又此
外ニ足輕或ハ諸座付士、或ハ寄合・小番・新番等ノ
家来従軍セシ者多数アリ、之ヲ合計スレハ殆ント五
万余人ニ及ヘリト云フ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四〇五号と同文なり〕

旧邦秘録五編癸亥之十二

68の1

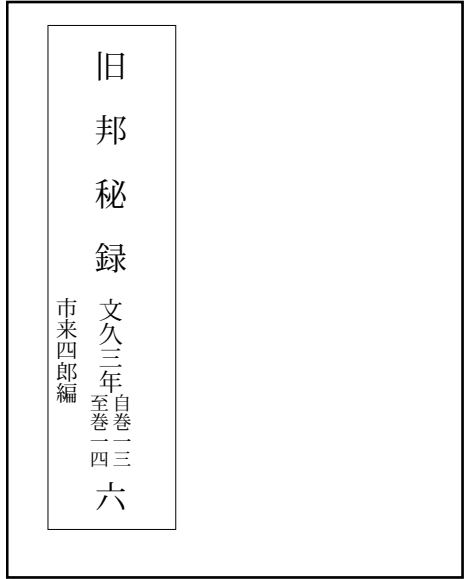
○七月朔日、夷艦ノ情態異状ヲ顕シタルカ故、若シ暴慢

文久三年癸亥

○

旧邦秘録卷之十三

〔扉に、表紙の文字の外に「久光公御」加筆〕〔紙数二二八枚〕の記載あり



〔表紙〕

68の2

○申ノ上刻ヨリ

〔忠義〕 太守公

〔久光〕 国父公ハ御本営ヲ千眼寺ニ遷

サレタリ、這ノ郭内ニアル遠望台ハ常盤山ノ半服ニシ

〔半服カ〕

テ湾内一望、交戦ノ場ハ悉ク眼下ニアリテ御本営適當

ノ地形ナリ

〔公子・図書殿・備後殿・安芸殿ハ、尾畔御飯屋ニ在陣セラレタリ、

○新上橋・西

田橋ノ二橋ニハ予備隊又ハ門葉ノ人自兵ヲ備ヘ

〔新上橋 詰ニハ

り〕

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四〇六ノ一号と同文な

直ス、城中二宿、

該所ニ在テ軍議ヲナセリ

〔二十七日夜ヨリ朔日昼時迄国老三名（両川上・島津大蔵）及筆吏四五名

又ハ大目附座等枢要ノ局々ハ、予テ火防ノ為メ床下ニ

窖ヲ設ケアリ、依テ帳簿類悉ク此ニ収メタリ、而シテ

シテ、焼亡無論ナルカ故ナリ、両御家老座

〔表・御勝手方ト両所アリ、

カ為テ、斯クノ如クナルモ、城郭海岸ニ近ク彼ノ好的ニ

由緒アルヲ以テ略写ヲ命セラレタリ

〔設令ヒ焼燹スルモ、他日再建ノ参考ニ供セン

供シ、御対面所其他殿内壁襖等ノ押絵ハ、名家ノ筆跡

ハサルヲ得サルナリ、故ニ配兵ハ勿論、城中ハ焼具ニ

無礼ノ挙動ヲナスニ於テハ、已ムヲ得ス至当ノ事ニ及

島津主殿長男又七郎自兵百余名ヲ以テ陣ヲ据ヘ(十二歳ノ、少年ナリ)、西田橋詰ニハ島津又六郎同シク固メタリ、

○千眼寺ヨリ西田町ニハ両御旗本隊在陣セリ、○城内ニ在ル宝器・文書ノ類モ悉ク火防ヲナシタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四〇六ノ二号と同文なり〕

68の3 ○本日開戦ニ決定セラレシ故、上下両町内居住ノ婦女老幼ハ避乱スヘキ旨諭達セラレ、依テ各山手ノ方ニ避ケ行クモアリ、思々ニ立退キタリ、其時浄光明寺ノ霊牌・肖像ハ同寺ノ末寺下田村(ママ)寺ニ、南林寺ノ尊像ハ草牟田村隆盛院ニ、福昌寺ノ各尊牌・肖像ハ伊敷村(妙谷寺カ)妙国寺ニ、不断光院ノ尊牌及ヒ護国権現社ハ真証院ニアル末寺(ママ)「寺名糺スヘシ」ニ遷座セラレタリ各其

寺院主カ遷座、又諏訪社祭ニ付テ、頭殿・居殿ハ例年ノシ奉レリ、如ク戸柱ノ仮屋ニアリシカ、社司本田カ手ヲ以テ吉野村雀ケ宮ニ避ケラレタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四〇六ノ三号と同文なり〕

68の4 ○午刻頃、御旗本物主島津右門久傲、知各砲台ヲ巡リ演達、曰ク、過刻再度ノ応接アリシニ、彼傲然兵端ヲ開カン覽領主トスルノ形勢ナリ、因テ其準備ヲナシ命令ヲ待ツヘシ、敢テ妄動スル勿レトナリ、茲ヲ以テ各砲台ハ命令ノ下ルヲ今ヤ遅シト相待チタリ、此時每砲各九十発ヲ準備シ、猶彈藥・器械ハ集成館火藥局ヨリ運搬ノ手順最モ整備セリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四〇六ノ四号と同文なり〕

68の5 ○隊外ノ人ハ遊軍トシ、各所砲台或ハ両城警衛其他要衝ノ地ニ備ヘタリ、十五歳内外五十歳以上ノ者ハ兵員ニ加ヘサル軍制ナリト雖モ、懇願シテ隊員ニ加リタルモ寡ラス、○遊軍隊ハ大門口塩浜及ヒ砂揚場ヘ出張シ、上陸ニ備ヘ或ハ市街巡邏ヲナセリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四〇六ノ五号と同文なり〕

68の6 ○巳ノ上刻頃、各砲台ヘ御軍賦役田代宗次郎ヲ以テ達曰ク、本

69の1

○七月二日、例年ノ如ク諏訪社神事太鼓踊興行セリ、然ルニ英船ハ桜島海へ碇泊シ、殊ニ掃攘ニ決定セラレシ故、各砲台或ハ諸所衛兵へ達、神事踊例歳ノ如ク頭屋

68の7

○此夜中桜島赤水村沖・神瀬ノ間ニ水雷三個ヲ沈メタリ、
〔技術者〕
枝術者ハ、宇宿彦右衛門・大山彦助・川上六郎三名ナリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二巻」四〇六ノ七号と同文なり〕

日応接ノ形況ニ依テ開戦否ヤノ分ル、処ナリ、平穩ノ談判ニ至ラハ夷艦ニ白旗ヲ揚クヘシ、若シ否ラサルニ於テハ開戦ト心得ヘシ、然リト雖モ、命令ヲ待タス安リニ砲発スヘカラスト嚴達シ、各陣ヘモ同シク達シタリ、○砲台其他各衛兵ハ、去ル廿七日ヨリ持場ノニ在リテ守備怠ラス、暑熱蒸焼ニ等シ、慰勞ノ為メ日々葛水ヲ賜ヒタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二巻」四〇六ノ六号と同文なり〕

69の2

其外ニ於テ興行スルニ就テ、開戦命令ノ太鼓ト過ルコト勿レ、敢テ輕卒ノ挙動アルヘカラスト嚴達セリ、神事踊ハ例年ノ如ク頭屋へ興行、終リタル頃砲声ヲ聞き、御城下其他寺院巡行ハ停メタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二巻」四〇八ノ一号と同文なり〕

○二日暁、英艦五艘ハ、我汽船天祐・白鳳・青鷹ノ三艘重富脇元浦ニ碇泊セシヲ質取セント、
〔廿九日論判不調ナルカ故、開戦ニ決定セラレ、汽船三艘ハ脇元海ニ廻ラシ放発ノ障礙ナキヲ要シタリ、松木安右衛門ハ中山中左衛門ニ向テ曰ク、船ヲ廻ラスニ於テ重富沖ハ彼ノ艦ヨリ一望ニアリ、寧ロ彼カ目視セサル地ニ廻スヘシ、思フニ今夜東方国分海ニ入り、而シテ桜島瀬戸ヲ乗り抜キ、川岬ヲ出、坊泊等辺迄廻ラスヘシト謂フ、中山駕テ曰ク、脇元浦ニ廻ラスモ遺憾トス、然ルニ速ク坊泊迄進ラントスルハ怯慮ノ名ヲ負フヘシ、汝等身ノ安樂ヲ謀ルノ言ナリ云云、松木モ返スノ語ナク退キ、重富海迄廻ラシタリト云フ（後日寺島親話）、○英艦碇泊場ニ進航セルハ我砲台衛士等知ル者ナシ、夜中加之晦暗ナルカ故ナリ、我三艘ノ乗員モ近接シタル時初メテ知り驚愕セリトソ、而シテ直チニ我カ汽船ニ密接スルヤ否ヤ、夷人ハ熊手様ノ器ヲ以テ己レノ汽船ニ緊着シ、数十名同時ニ乘リ入タルカ故、天祐丸土官本田彦十郎ハ拔刀拒ントセシニ、短銃ヲ以テ射ラレタリ
〔シテ脱カ〕
屍ハ海ニ投シ、其他機関者・水夫等抵抗セントス

ル者ハ悉ク縛シタリ、〔寺島宗則〔友厚〕松木・五代ノ説ハ後ニ記ス。〕松木・五代カ拳動喋々ハ

哀ヲ乞フテ縛ヲ受ケ彼カ艦ニ遷シタリ、三艦乗員ノ中

ニモ海中ニ飛ヒ入り、重富脇元浦ニ揚陸シタルモアリ、

然シテ夷艦ハ我カ汽船ニ繫着シ桜島ノ碇泊場ニ引致シ

タリ、此レニ日卯刻頃ノ事ナリキ。我カ汽船天祐丸「ゲンゲラ

元、青鷹丸「シルチヨルチギリ」価金四万元、「コンデスト」白鳳丸

価金八万五千元、○松木・五代ハ戦闘中我カ砲台ニ装置ノ砲数及ヒ口

徑其他兵衛ノ数ヲ問ヒシニ、二十九寸臼砲ノ装置アルヲ告ク、艦將ハ

各艦ニ信号ヲ以テ通シ、攻撃ノ航線ヲ変シ砲台ニ接近スヘキヲ令シタ

リトシ、臼砲ノ彈道ハ高度ニ放チ、甲版ニ墜撃スルヲ以テ要トス、故

ニ口徑ニ応シ距離ノ定度アリ、砲台ニ近接スルトキハ彈着適度内ヲ航

線トスレ、

ハナリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四〇八ノ二号と同文な

り〕

〕

〕

〕

〕

艘ヲ挽テ航シタリ、我カ各砲台或ハ諸衛兵ハ是ヲ見テ

忿懣切齒、直チニ砲発セントスルヲ物主ハ厳シク制止

シ、命令ノ下ルヲ待チタリ、重富ヨリハ早馬ヲ以テ注

進ス、此由聞 召サレ、事茲ニ至ルヘキハ予メ期セラ

レタルカ故、速ニ掃攘ノ令ヲ下サレタリ、依テ御側役

島津主殿ハ祇園台場ニ、中山中左衛門ハ弁天・新波戸

ノ両台場ニ、大久保一藏〔利通〕ハ砂揚場ニ、御軍役奉行新納

次郎〔中三〕四郎ハ大門口台場ニ、御軍賦役等ハ各所ノ衛隊ニ

伝令ス、此ノ時各砲台ニハ二三日前ヨリ司ル処ノ砲ニ

装薬シ、点火スルノミニ準備シ待チタルニ、目前我カ

汽船挽キ去ラル、ヲ見テ握腕憤踏シテ、命令ノ下ルヲ

今ヤ遲シト待タリシ故、聞クヤ否ヤ直チニ点火シタリ、

于時七月二日午上刻頃ナリ。砂揚場砲台初二放発セリ、

六斤砲鎌田市兵衛等掌ル、続ヒ

テ五ヶ所ノ砲台我先ニト放発ス、桜島横山・烏島モ同

シク発砲ス、其音実ニ百雷ノ轟クカ如ク山海ヲ震動シ、

砲煙四方ニ蔽ヒ、咫尺ノ間モ弁スルコト能ハス、各砲

台ハ悉ナ旗艦初ハ皆旗艦ニ向テ砲発シタリ、二向テ放発シタリ、初メハ距

離遠キカ故、多クハ艦ニ達セス、中間ニ落チ、或ハ高

度ニ放チタルハ艦ノ上辺ヲ通過セシカ如ク二見ヘタリ、

此時旗艦ヲ初メ、各英艦ハ直チニ応放セス、稍暫時ク凡五六ニシテ旗艦空砲四五發シテ運動ヲ初メタリ、小池十分間

村沖ニ碇泊セル六艘ノ英艦モ又姑クアリテ運動シタリ
旗艦運動ヲ初メシヨ、
 リ凡三十分間ノ後

茲ニ於テ掠奪シタル我カ汽船三艘ニ
煙ヲ揚ケタリ、
 燒滅ノ令旗ヲ見テ火、
 ヲ指シタルナラン、 旗艦ハ拔錨シ、北方国

府郷ノ方ニ向テ進航、御船明神岬ノ前辺ニテ旋回シ南方ニ向テ航シ、磯山神沖辺ヨリ斜ニ祇園台場ヲ砲撃ス、

台場ヨリハ益々連発ス、而シテ旗艦ハ順次両波戸・大

門口・砂揚場ノ各所ヲ攻撃シ、荒田村沖辺ヨリ復タ北

ニ回シ、砂揚場・大門口・弁天・新波塘戸カ・祇園台場ニ

放チ、初ノ如ク明神岬辺ヨリ回艦シテ、又各所砲台ヲ

打ツコト初メノ如シ、小池村沖ニ碇泊セル六艘ハ、旗

艦ノ運動ヲ初メタルヨリ後、旗艦ニ同シク北方ニ向テ

運動シ、花倉邸ノ前辺ヨリ方向ヲ南ニ転シ、磯灘近ク

航シ祇園台場ヲ攻撃シ、而シテ各所台場ヲ打ツコト旗

艦ト同シク砂揚場沖ニテ回艦シ、桜島横山又ハ烏島砲

台ヲ攻撃シ、而シテ花倉沖ヨリ回艦砲発スルコトモ旗

艦ニ同シク、其間ニ二艘ハ桜島砲台ノ前面ヲ緩航放発

セリ此日沖ノ小島、
 ニハ向ハス、斯ノ如ク七艘共ニ南北一線ニ施航シ

各砲台ヲ攻撃セリ、砲台モ間断ナク砲撃シ、敵味方ノ

砲声天地ヲ震動シ、千百ノ大雷一時ニ墜落スト云フモ

斯クコソト思ハレ、凄マシキ形況ナリ、砲煙ハ海陸ヲ

蔽ヒ砲発ノ照覘モ定メ難ク、殊ニ東風烈シク、敵砲ノ

煙ハ我カ砲台ニ吹靡キ、標準ヲ付ルニ苦メリ、此日午

ノ刻頃ヨリ東方ノ大颶トナリ、加之雨ハ車軸ヲ流スカ

如ク面ヲ衝キ、颶ハ足ヲ止ムルコト能ハス、然リト雖

モ我カ兵ハ風雨ヲ厭ハスカ圧ハス、煙霧ノ中ニ在テ砲発スルコ

ト甚タ猛烈、時シモ盛夏ノ候、炎熱燒クカ如ク、故ニ

大肌拔ニナリ砲台ノ堤上ニ顯レ出装薬シ、敢テ敵彈ヲ

恐レサルハ真ニ鬼神ノ荒レタルカ如シトモ云ヘク、敵

艦モ大颶ヲ恐レス回航シ、攻撃スルコト少隙ナシ、殊

ニ祇園砲台ノ北方側面ハ疊壁ノ設ナカリシ故、斜側面

ヨリ砲台内ヲ攻撃セラルハ頗ル困難ナリ北側面ニ疊壁ノ設
 ナキハ、築造家ノ

欠失ト云、斯ク側面ヨリ攻撃セラレタルニ依リ、該砲台

ノ砲架或ハ砲体ヲ壊毀セラレタリ、初メハ敵ノ砲彈モ

照準ヲ誤レルニヤ、或ハ暴風雨ノ為メ船動揺ノ故ナリ

ヤ、彈丸皆高く飛ンテ砲台ニ達セス、祇園砲台ハ多賀

山ノ半服ニ打込タリ、後ニハ彼モ注意セシニヤ、台場

ノ土堤ニ達シタリ、其時ニ至リ同砲台ハ土砂・石片飛
ンテ雨ノ如ク、風ハ益々烈シク砂ヲ卷キ、雨ハ弥劇シ
ク糞ヲ突クカ如ク、此ノ如ク我カ砲台ハ桜島ト挟撃ス
ルコト午ノ刻ヨリ申ノ中刻頃ニ至マテ、瞬間モ措カス
戦ヒタリ、然ル処ニ申ノ刻過ル頃、敵ノ一艦後ニ聞ケル
二擧レハ、

(「デースホール
ス」号ナリシト) 東風烈シキカ故カ、将タ浅瀬ナルヲ弃知
セサリシニヤ、祇園川尻ノ浅洲ニ乘リ揚ケ、艦体斜ニ

傾キ危殆ニ迫マレリ、遙ニ見ル艦中大ニ困難ナル形況
ナリキ、此時ハ我砲台モ稍崩壞、砲身車架モ毀損シ、
放發心ノ如クナラサルモアリタリ 此時敵艦浅洲ニ乗揚ケタリ
トハ認メス、上陸セン為メ

近接シタリト思ヒ、短兵ヲ以、敵艦ハ傾覆ヲ保ント百方力ヲ
盡シ、桅上ノ檀上ヨリ小銃ヲ放ツコト雨霰ニ等シ 小銃ノ
彈ハ皆

長尖形ナリ、此時小銃ノ、而シテ「アルキュース」艦走セ来
尖彈ハ初メテ見タリ、索綱ヲ懸ケ援ケ去レリ、実ニ危殆ニ逼リタルヲ認
メタリ 浅洲ニ傾撃セル、凡一時間余
ニシテ辛フシテ挽キ去レリ、 是ヨリシテ敵艦ハ七艘

共ニ戦ヲ熄メ、小池村沖ノ碇泊場ニ退去セリ、此時漸
ク酉ノ刻過キナリキ、是ヲ當日ノ戦況トス、○初メ砲
發ヲ令セラレシヨリ、御軍役奉行・御側役等ハ各砲台
ヲ走セ巡リ命令ヲ伝へ、或ハ君側ノ吏ハ戦況ヲ巡視シ

上言スルコト尤モカメタリ、 太守公 国父公ハ御本
當物見台上ニ御将机ヲ居ラレ、戦況親覽セラレタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四〇八ノ三号と同文な
り〕

69の4

○斯ノ如ク酉ノ刻頃、各艦小池村ノ沖ニ退去シタルカ故、
味方モ砲發ヲ熄メ初テ休憩シタリ 味方砲發ヲ熄メタルハ、敵艦
退去シ距離遠キカ故ナリ、

其間ハ各砲台ノ兵朝食ヲ喫ヒタル迄ニシテ鬪戦シタリ、
実ニ壮猛ト謂フヘキナリ、○祇園砲台ニ於テハ、潮音

院岬ノ前面ヨリ斜撃セラレタルニハ頗ル困メリ、其時
二十四斤砲ノ規役 伍 篤 長 稅所清太 風ハ照準ヲ付ルノ処ニ、

斜撃ノ彈我カ砲ニ命中シ車架壞裂、其場ニ即死セリ 左
腋下ヲ打
レタリ、 元來稅所ハ三十六斤砲ノ規役ナリシカ、傍ニ

装置ノ二十四斤砲彈力勝レタルカ故、自ラ乞テ規ヲ付
ケタルナリ、年齢三十歳ニ近ク、実ニ勇猛ナル人ナリ

キ、同彈ノ為メ砲兵脇岡猪之助・落合四郎右衛門・家
村幸之丞ハ重創ヲ被リ、平田甚五郎・門松源之丞・平
田九十郎ノ三名ハ輕傷ナリ、此時味方ハ夷船打居タリ (宗高)
ト見テ益々奮ヒタリ、又彼「デースポールス」艦カ浅

洲ニ乗り揚ケタルヲ見テ、上陸スルナラント陸兵ヲ繰
出シタルモアリタリ、斯ク誤見スルモ非常ノ暴風雨ニ
シテ咫尺ノ間モ弁セサルカ故ナリ、○水軍兵ハ輕舸ヲ

死ス、六番組御小姓与ナリ、
山下賢之丞

備へ、波戸内ヨリ乗リ出サント百方力ヲ尽シタリト雖
モ、大颶波濤天ニ漲リ、港内ニ在ルモ動揺蹴ルカ如ナ
リシ故、遂ニ乗リ出スコト能ハサリキ、兵士ハ牙ヲ嚙
ムト雖モ、素ヨリ人力ノ成シ得ヘキニ非ラサレハナリ、

遊軍兵ニテ磯邸及ヒ集成館・鑄錢局等守衛中、同
所龍洞院管内ニ在テ、七月三日敵艦退去ノ時、濫
発セシ砲彈ノ為メ即死ス、始良郡山田郷ノ士ナリ、
隊長四本休左衛門、談合役伊東仙太夫、

弁天・新波戸・大門口・砂揚場其外桜島各所ノ台場モ
同シク放撃シ、中ニモ弁天台場ニ装置シタル廿九寸臼
砲ヲ以テ「ユリアラス」号ヲ撃チ、敵ノ將校二名、兵

即死
前田平右衛門
帖佐金次郎

士数名ヲ一弾ニ斃シタルハ天晴ノ功ナリ成田彦十郎照準
ヲ付ケタリ、成
田ハ元來洋式砲術師範ナルカ故、其術ニ達シタル知ルヘキナリ、○
「ユウイユース」艦ヲ撃チタルハ大「ボンベン」弾ナリシト、後日
松木カ説ナリ、海軍雜誌ニ、砲門ヨリ撃込タリ云云ハ誤レリ、甲版
上四五尺許リノ所ニテ破裂セリト云フ、味方ヨリ見ル所ハ甲版ニ落
チタリト見ル、其他各砲皆多少敵艦ヲ打チタリ、砲台又
ハ諸所ニ於テ死傷ノ人名左ノ如シ、

即死

遊軍ニテ下町ニ於テ七月二日烈戰中、敵ノ破裂彈
ノ為メ即死ス、阿多郷ノ士ナリ、隊長「マ・マ・マ」、
談合役「マ・マ」ナリ、
即死
染川五郎左衛門家來

税所清太篤
風

川添喜右衛門

祇園砲台警衛島津登隊伍長役、七月二日烈戰中照
準ヲ定ルノ際、敵ノ破裂彈片左ノ腋下ヲ打抜キ即

七月二日烈戰中、祇園砲台郭外祇園社後永安橋詰久壽
ニアリシカ、敵彈社ノ石ノ玉垣ニ來リ、川上龍衛
負傷、同彈ノ為メ首ヲ打抜キ即死ス、兵員ニ非ラ

ス、主人ニ從テ同所ニアリ、

重傷三四日、後死ス、

島津新八郎家来

西休兵衛

七月二日烈戰中、上町琉球館内ニ於テ死ス、戰場

ニ臨タル者ニ非ラス、

重傷

川上龍衛久齡

七月二日、祇園砲台応援ノ為メ谷山郷ノ兵ヲ率テ

多賀山下ニ備ヘ、砲台烈戰中敵艦砲台ニ近接セシ

故、上陸スルナラント永安橋詰祇園社近傍マテ斥

候ニ出タル際、敵彈社ノ石ノ玉垣ニ来リ、石片左

眼ヲ打チタリ、此ノ彈ヲ以テ染川五郎左衛門家来

川添喜右衛門即死セリ川上龍衛自、記ニ拠ル、

重傷

家村孝之丞

七月二日、祇園砲台税所清太ト偕ニ負傷ス、代リ

玉葉役ナリ、「ママ」「何番組士カ礼シ記入スヘシ」〔貼紙〕

組御小姓組ナリ、

重傷

脇岡猪之助

落合四郎左衛門

七月二日、祇園砲台ニ於テ税所清太ト偕ニ負傷ス、

六番組御小姓与ナリ、

重傷

井上直八

七月三日、沖小島ニ於テ負傷ス、敵彈ノ為メニ非

ラス、我カ砲車壞損ノ為メナリ、

重傷

〔源舜庵カ〕
元舜庵僧某

七月二日、寺内ニ在テ流彈ノ為メ負傷、後日死ス、

輕傷

平田甚五郎

重久甚太郎

平田九十郎

門松源之丞

七月二日、祇園砲台烈戰中負傷ス、十余日ニシテ

瘳ユ、

軽傷

大原新左衛門

七月二日、小銃隊兵士ニテ上町守衛中、敵弾破裂

片ノ為メ負傷ス、十日許ニシテ瘻ユ、

軽傷

蘆谷藏右衛門

松崎仲四郎

有川善兵衛

藤崎新左衛門

七月二日、下町守衛兵ニテ軽傷、十日余ニシテ平

癒ス、

軽傷

諏訪八郎左衛門

七月三日、沖小島ニ於テ軽傷、一七日余ニシテ平

癒ス、

軽傷

下町商賈

猪之谷利右衛門

七月二日、下町自宅ニ於テ流弾ノ為負傷ス、戰場

二臨タルニ非ラス、

合即死五人

此内戰場ニ臨タル者四人、

合重傷七人

此内一名後日死ス、戦ニ臨ミタル者五人、

合軽傷十一人

此内戰場ニ臨タル者十人、

合計即死・重軽傷者二十三人

此内戰場ニ臨タル者十九人、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四〇八ノ八号と同文な

り〕

69の5

○琉球船大二艘 小一艘ハ、六月初メ例年ノ如ク入港シ、下町波戸

内ニ碇泊シケルカ、朔日開戦ノ内決アリシニ依リ、同

日昼頃三艘共ニ磯天神社沖ニ廻航碇泊ス、同時ニ和船

二艘十七八反帆二艘、共 二日州赤江船ナリ、モ同所ニ碇泊セシニ、砲声轟クニ

至リ乗込ノ輩ハ吉野村ノ方ニ避ケ行キタリ、申ノ下刻

頃、敵味方ノ砲声熄ミ、英艦ハ咸桜島地方ニ退キ、暫

時アリテ小汽船二艘所謂 砲艦来リ、琉船・和船ニ向テ砲発

スルコト十余弾、而シテ脚舟二艘ヲ以テ乘入り焼キ立
タリ、英船ハ二三丁許ノ処ニアリテ、集成館及ヒ鑄錢
局或ハ御邸ニ向テ放發スルコト數十、子ノ上刻頃ニ至
テ桜島ノ方ニ退キタリ、琉和船ハ俵子^(俵カ)燃上リ、鑄錢局
ノ海浜ニ流レ来リ、恰モ焼キ船トモ云フヘキ形状ナリ、
然ルニ海浜ニハ鑄錢局建築用ノ材木困ヒ木屋數十間建
テ列ネタルニ流レ寄り、直チニ燃ヘ移リ^{苦木屋ナルカ故、直ニ燃移レリ、}
鑄錢局ニ延焼シ、或ハ英船ヨリ火箭又ハ焼彈ノ類多ク
打懸ケ、數所ニ燃上リタリ、集成館ニハ數十ノ火箭・
焼彈或ハ種々ノ大小彈ヲ打込ミ、同シク焼キ立タリ、
二局共ニ稍同時ニ燃上リ、東風ハ烈シク敵艦ハ絶ヘス
放發シ、暫時ノ間ニ灰土トナレリ、御邸^(テ脱カ)ニシテ^(船紙)仙巖邸^{ヲ云フ}ハ幸
名警衛シ上陸ニ備ヘタリ^{這兵物主四本休左衛門・談合役伊東仙太夫}、集成館ニ
ハ掛員竹下清右衛門・岩下新之丞等ヲ初四五名、職工
數十名、人足百余名アリテ、七百日ノ野戰砲二門ヲ以、
上陸ニ備ヘタリ、同館ハ各砲台ノ器械・要具ノ修繕或
ハ彈丸製造等ニ昼夜兼業シタリ、鑄錢局ハ廿八日ヨリ
製造ヲ止メシ故、職工僅ニ三名、人足三四名、掛員ニ

ハ市来正右衛門^{今四郎下}・礮永喜之介^弘・中原太郎三名

ニテ、五百目ノ野戰砲一門及ヒ「ゲハール」銃二三丁

ヲ以テ上陸ニ備ヘタリ、而シテ夜半頃迄ニ兩局共悉ク

燒燼シ、集成館ハ鎔鉄・鎔鋁ニ炉ノ煙筒ニ基ヲ殘スノ

ミ^(尺カ)煙筒ハ煉瓦ナリ、○此ノ二局ヲ彼新聞紙等ニ記スカ如ク、

製造所及ヒ倉庫ト認メタリヤ、砲放スルコト各砲台ニ

同シ、後日兩局内ニ止マリシ彈丸ノ數大小三十余個、

其他破裂シタル者モ數十個アリタリ^{止リタル彈丸ハ美彈・破裂彈ノ二種ナリ、破}

裂彈不發ノモノ半バ以上アリタリ、諸彈皆長尖彈ナリ、○、

此時鑄錢局ニ於テハ琉球通宝凡三千七八百兩ヲ燒滅ス、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四〇八ノ七号と同文な

り〕

69の6

○前ニ記シタルカ如ク、申ノ下刻頃ニ及シテ夷船モ砲發

ヲ熄メ桜島小池村ノ沖ニ退キ^{今朝マテ、碇泊ノ所}

又ハ愛宕山ヲ越シテ放チタリ、昼過頃上町向築地薬師

某カ土藏ニ止リタル火箭ヨリ燃上リ、行屋橋ヲ越シ堅^{(堅}

馬場^{馬場カ}ニ延焼シ、浄光明寺ニモ燃カ、リ、火光天ヲ焦シ

悽マシキ形況ナリ、東風烈シク消防ノ人ナク、風ニ從

テ焼立テ曉ニ至レリ、此時各砲台ノ守兵ハ上陸ニ備ヘ、

殊ニ祇園砲台ハ苦戦一方ナラス勞レタルカ故、応援兵
阿多郷ノ一隊ヲ物主伊集院仲二率ヒ来リテ交代シ、砲
台兵ハ清水馬場ナル寺尾庄兵衛カ宅ニ引揚ケ憩ハシメ
タリ寺尾モ同シク、
砲台兵ナリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四一〇ノ三号と同文な
り〕

69の7

○斯ノ如ク敵艦砲發ヲ熄メ退去シタルカ故、味方ノ兵モ
休憩シ再闘ノ準備ヲナシタリ、此時ノ軍議ニ、今宵或
ハ明日ハ必ス彼上陸シ交戦ヲ開クハ必定リトテ、要衝
〔子脱丸〕
毎二兵ヲ伏セ深ク引キ入レ、前後夾撃ノ備ヲナシタリ、
然ルニ颯ハ倍々猛烈ヲ加ヘ、雨ハ倍々強ク面ヲ向クヘ
キ様ナシ、英艦ハ退ヒテ桜島地ニ碇泊シ、再ヒ侵襲ノ
形況ナシ、是レ本日戦争ノ顛末ニシテ別ニ異状ナシ、
市街ノ火災ハ夜半過迄風ニ任セテ各所ニ延焼シ、浄光
明寺モ悉皆烏有ニ帰シタリ、殊ニ数十ノ焼弾・火箭ノ
類ヲ飛シタルニ依リ遂ニ焼キ立チタリ、御肖像ハ開戦
ノ前頃別所ニ遷シ奉リタルカ故、唯々仏像殿閣焼燼セ
シノミナリ同寺ハ高所ニアルノミナラス、殿閣壯麗ニシテ海上ニ望
ノ地、殊ニ敵艦ノ航線ヨリ好適ノ距離ナルカ故、城郭ト

認メタリヤ、火箭ノ、
類許多放撃シタリ、

69の8

○本日ハ風雨非常ニ暴烈ナルノミナラス、巳ノ刻頃ヨリ
丑下刻頃迄ニ稍ヤ和ハラキタリ、港内波戸場等ニ撃泊
ノ大小船モ陸ニ吹揚ケ壞損シタル者少カラス、或ハ新
波戸内ニ碇泊シタル洋風ノ風帆船〔ママ〕〔船名〕
スヘシ」モ新橋筋ノ堀内ニ吹キ入レ傾キタリ〔船名〕
新橋筋ハ現
今檻獄署ノ
アル地、或ハ波戸場其他各所海岸ノ石牆崩壞シ、或ハ損
壞ノ家屋モ寡カラス、昼間未下刻頃ヨリ酉ノ刻頃殊ニ
猛烈ニシテ、英艦モ運動ノ形状甚タ困難ナル形況ナリ、

69の9

○酉ノ刻頃夷人上陸セリト新納次郎四郎〔親艦〕
御軍役・本田弥右
奉行
衛門〔京都留守居、
一時帰郷中〕兩人ヨリ届出タルカ故、応援ノ為メ川
上源十郎・高橋要人カ二隊〔御城下守衛ノ
二隊ナリ、〕出張シ、是レ全
ク斥候ノ誤認ニ出タリ、或ハ同日弁天波戸内へ夷船乘
込タリト一時騒然タリ、之レ政庁筆吏五代伝左衛門カ
誤見ナリキ〔後日三名ハ誤認ノ罪ヲ以テ、本田ハ船奉行ニ貶セラレ、
新納ハ辞職シ、五代ハ蔵方目附ニ転セラレタリ〕
〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四〇八ノ六号と同文な
り〕

○此時ヨリシテ小銃ノ火繩機風雨ノ為メ用ニ供スルコト能ハス、雷管機ナラサレハ軍用ニ供シ難ク、或ハ大砲モ洋式ノ長尖弾ニアラサレハ、大艦ヲ撃壊シ得ヘカラスルヲ覺リタリ大小砲器ノ製此ヨリ、シテ一変シタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四〇八ノ五号と同文なり〕

○祇園砲台ハ殊ニ敵彈ヲ受ケタルコト多ク、土堤其他砲器・車架等損壞セリ、斯ク損壞セルハ台場ノ北隅塁壁ノ設ナク、故ニ敵艦潮音院岬ノ方ヨリ斜面ニ放撃シタルニ因テナリ、元來此砲台ハ東南両面ニ向テ塁壁ヲ築キ、新波戸・弁天波戸及ヒ大門口・砂揚場ノ四所ト挾撃ノ設ナリシ故、敵ハ北隅ヨリ斜線ノ虚隙ヲ探知シタル者ナリ、彼力戰爭ニ練熟セル知ルヘキナリ英艦ハ廿八日ヨリ朔日ニ至ルマテ脚舟ヲ以テ各所ヲ測量シ、或ハ小蒸氣船ヲ以テ國分・福山辺マテモ回航シタリ、此時砲撃ノ要所ヲ規定シタルモノナルヘシ、斯クノ如ク烈シク砲撃ヲ受ケタルニ依リ、大小數門ノ内八十斤砲一門、五十斤白砲ノミ依然タリ、其他六門ハ砲孔ヲ打ラレ、或ハ車架毀壞敵彈ニ打テ毀タレタルノミニ非ラス、數十発シテ毀損シタルモア、砲手ハ小銃ヲ取り上陸ヲ俟ツノ外ナカリキ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四〇八ノ四号と同文なり〕

○城下居住ノ士ハ開戦ノ形況ヲ見テ、老若隊外者拳テ戎器ヲ携ヘ出軍シタルカ故、遊兵ニ加ヘラレタリ、或ハ昨年来譴責セラレシ輩、則チ諏訪數馬電六・三原藤五郎・吉川源右衛門・重久佐次右衛門等ノ輩モ国難ニ方リテ何ソノ譴責ニ関センヤ、寧ロ後日罪セラルトモ敢テ辞セスト出軍シ、国老ニ就テ意ヲ述ヘタリシニ、遊軍ニ加ルヘキ命ヲ受、各奮戦セント競ヒタリ後日褒賞セラレ譴責、赦宥セラレタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四〇八ノ九号と同文なり〕

○市街其他焼亡セシハ、上町向築地海岸ナル薬師甚左衛門ト云ヘル商賈ノ土蔵ニ起レリ、此者硫黄商業ヲナシ數千俵ヲ土蔵ニ納メタリシカ、夷艦ノ破裂彈土蔵ヲ穿チ硫黄ニ転火セリ、素ヨリ其家人男女拳テ遁遁シ、空屋ナルカ故消防スル者ナク、隣近モ皆空家ナレハ暴風ノ為メ倏チ各所ニ延焼セリ、○延焼セシハ薬師カ家ヲ

初メ隣近一円、向へ町行屋橋ヲ越シ上町堅馬場通、北ハ小坂通千地藏ノ辺、上ノ馬場ヨリ内ノ丸坂下ニ止リ、西ハ滑川島山主計邸ヲ限リ、或ハ滑川上流ニ向ヒ不斷光院・浄光明寺・興国寺・冷水通ノ中間ニ止リ、其戸数大小五百余戸ニ及へリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四〇八ノ一三号と同文なり〕

69の16

○彈藥運搬ヲ掌レル人員左ノ如シ火藥局、掛リ員

郡奉行御勝手方御家老座書役勤

火藥局一往掛

吉村才之丞

御徒目附火藥局員

磯永孫四郎周徳

69の14

○晩景ヨリ祇園砲台及ヒ新波戸・弁天波戸ノ三所ハ、烙丸ヲ以テ悉ク焼キ沈メント準備セリ明日ノ来侵ニ備シ、ト徹夜準備セリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四〇八ノ一二号と同文なり〕

69の15

○桜島ノ衛兵ハ英艦再ヒ小池村ノ沖僅五六丁許ノ処ニ碇泊シタルカ故、袴腰ノ頂上ヨリ砲撃スルトキハ眼下適宜ノ距離ナルカ故、同夜大山格之介担当シテ洗出砲台〔綱目〕

ニ在ル二十四斤忽砲一門ヲ運致シ、頂上ニ引キ上ントスルニ道路嶮峻ナルカ故、三日午ノ刻頃ニ至リ漸ク半路ニ引キ上ケタリ、然ルニ英艦ハ拔錨シ谷山海第一碇

泊場ニ退航シタルカ故水泡ニ帰シタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四〇八ノ一二号と同文なり〕

伊集院四郎

木脇休五郎

寺師次右衛門宗道

門司為兵衛

税所四郎左衛門

奈良原喜格

田実善之助

柏原孫右衛門

谷村武右衛門純中

矢野平八郎

西田源左衛門

沖直次郎

西保清八

町田甚助

竹山正右衛門盛隆

伊勢仲左衛門

須田平次郎 藤崎新左衛門

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四〇八ノ一〇号と同文なり〕

69の17

○彈丸及ヒ器械運搬ヲ掌ル人員ニハ集成館、掛り員

竹下清右衛門規 岩下新之丞

田尻善左衛門 平田李右衛門

榎本十郎 小倉喜次郎

竹内十郎左衛門 堀嘉左衛門

此二局ハ軍事根軸ノ職ナルカ故、昨年来今ニ至ル迄、
砲器・彈藥或ハ火具ノ類昼夜兼業製造シ、許多ノ貯蓄(貯蓄カ)
アリ、幾十日ノ連戦ニモ欠乏ノ憂アルコトナシト雖モ、
此時ニ方リテハ運搬ノ便否ニ依テ勝敗利鈍ノ機ニ関ス
ルカ故、右ノ人員各砲台ハ勿論、各隊ノ間ニ奔走尤モ
力メタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四〇八ノ一四号と同文なり〕

70の1

○七月三日、祇園砲台ノ衛兵島津登カ隊兵ハ、寺尾カ宅庄兵衛宅ハ清水馬場ニ

ア、ニ於テ黎明ニ喫食シ、多賀山下浜田某・野村某カ
邸ニ屯シ、斥候ヲ出シ上陸否ヤノ形況ヲ候ハセケルニ、
巳ノ下刻頃夷艦ハ悉ナ蒸氣ヲ立テタル注進ニ依リテ、
砲台ニ進隊シ戦備ヲナシタリ、各砲台モ同シク準備ヲ
ナシ、本日ハ果シテ上陸スルナラント專ラ陸戦ノ用意
ヲナセリ、然ルニ七艘共ニ午ノ中刻頃南ニ向テ出航シ、
初メ磯邸又ハ集成館・鑄錢局等ニ向テ放發シ、続ヒテ
上下町又ハ城中又ハ桜島各所ノ砲台ニ向テ放發シ、殊
ニ洗出砲台ニ數十發シテ火藥庫燃發セリ、而シテ航道
ヲ變シ沖小島ニ向テ航シタリ、此時同島ヨリ放發ヲ初
メシカハ、各夷艦モ放發スルコト數十ニシテ通航シ、
谷山沖ニ向テ通過セリ、此時夷艦ハ航行シ放發スルカ
故、暫時ニシテ距離遠ク互ニ放發ヲ罷メタリ、而シテ
夷艦ハ谷山沖ニ退航セリ、此時大門口・砂揚場ノ兩砲
台又ハ桜島・横山・洗出・鳥島ノ四砲台ハ特ニ烈シク
放發シタリ、夷艦ハ谷山沖ニ退キ、再ヒ旋航セスシテ
投錨セリ、味方ハ果シテ回航來侵スルナラント、各砲
台ハ準備ヲナシテ待チタリト雖モ、碇泊シテ動カサリ
キ、或ハ谷山町辺ニ上陸來スル事モヤアラント、要

衝ニ兵ヲ配リ陸戰短兵ヲ以テ鏖シニセント備ヘタリシ
 ニ、夷艦ハ遙ノ沖七ツ島沖汀ヨリ凡
七八丁ノ所ナリニ碇泊シ、船ノ修繕ニ
 着手セリト見ヘタリ沖ノ小島ハ青山愚知父子及ヒ門人数十名ニ
テ守衛シ、頻リニ放發シ夷艦モ損傷ヲ受ケ
タリト云フ、此時砲兵井上直八ハ重、
傷、諏訪八郎左衛門ハ輕傷ナリ
 〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四一〇ノ一号と同文な
 り〕

○却説、英艦ハ昨日晚景桜島小池村ノ沖ニ退キ碇泊シ、
 本日朝ヨリ蒸煙頻リニ立チタルカ故、我カ各所砲台或
 ハ各衛隊ハ、今ヤ拔錨來擊スルヤ必セリ、昨日ハ暴風
 雨ニ会シ、加之彼放發ヲ止メ退キタルハ、祇園砲台ノ
 前面ニ於テ我カ各砲台ノ烈發ニ依リ狼狽シ、航線ヲ誤
 リ淺洲ニ乘懸ケ、放擊スルコト能ハサルノミナラス、
 艦ハ左舷ノ方ニ傾キ遠望スルニ傾度稍三
十度ニ近カランタルカ故、施スニ
 術ナキニ至リシヲ援助ノ艦來リ挽キ退キタリ、我カ新
 波戸・弁天・大門口・砂揚場等ノ砲台モ距離遠ク放發
 ストモ無益ナルカ故、同シク砲發ヲ停メタリ、茲ヲ以
 テ重テ來侵、昨日ノ恥ヲ雪クヤ必セリ、殊ニ波濤ノ為
 メ照準ヲ定メ得サリシ故命中少ク、夫ニ反シテ今日ハ

晴穩ナルカ故、彼モ幸トシ我モ又幸トス、殊ニ水軍隊
 ハ波濤ノ為メ乗出スコト能ハス、一彈モ發セス空シク
 握腕シタルカ故、彼來侵セハ直チニ乘リ出シ砲擊セン
 ト準備セリ、此時各砲台又ハ諸衛隊ハ必死ノ攻戰ヲ試
 ント競ヒ、昨日ハ已ニ撃チ沈メントセシ時、彼ヲシテ
 早く引キ退カシメタルハ甚タ遺憾トスル処ナリ、本日
 ハ海陸ノ戰ヲ開キ捷聲ヲ挙ンニハ、彼ヲシテ深く引キ
 入レ夾擊スルニアリト、諸所ニ兵ヲ配リ來擊ヲ待チタ
 リ、然ルニ豈図ラン、英艦ハ未ノ刻頃拔錨シ、北方内
 海御船明神岬沖辺ヨ
リ旋航シタリ向テ航シ、直チニ南方ニ転シ桜島地
 方ヲ航シ、同所砲台ニ向テ放發セリ、我砲台モ後レス
 發射シタリ、而シテ英艦ハ礮邸或ハ集成館・鑄錢局等
 ニ向テ放發シ、或ハ上下町或ハ城中ニ放擊シ、或ハ南
 林寺・武ノ橋等ノ諸所ニ濫發シ、南方沖小島ト神瀬ノ
 中間ヲ航シ谷山沖ニ向テ
航通シタリタリ、此時沖小島砲台ハ近ツク
 ヲ見テ放發ス、英艦モ各處發シ谷山沖ニ向テ通過シタ
 リ、英艦ハ旗艦先導シ、一列順次ニ線航ヲ定メタルカ
 如シ、拔錨ノ前頃ヨリ天氣晴朗、浪波一点ヲ見サルカ
 故、各砲台トノ交戰遠望尤妙ナリ、沖小島砲台ハ、昨

日ノ戦ニハ距離遠クシテ一弾モ発セサリシ故大ニ遺憾トシ、本日ハ待チ設ケタルカ故充分ニ砲発シタリ、我砲台ノ彈丸モ許多各艦ニ命中シタリト雖モ、惜ラクハ砲身短ク、加之鉛彈ナルカ故、適々命中シタルモ艦体ヲ穿ツノ彈力ナカリシト云フ、故ニ英艦ハ恙ナク通過シ、谷山沖第一ノ碇泊場ニ投錨シタリ七ツ島沖ヨリ瀬々串村ノ沖マテ一線ニ繫泊シタ、○後日英人ノ言ニ、孤島ノ砲台ハ高地ニアリ、或ハ砲短小或ハ彈丸鉛錫ノ類ナリシ故、害ヲ被ムラサリキ、若シ鉄彈(鉄彈ニシテカ)ノシテ砲身長大且ツ砲台水平ナルトキハ、頗ル損害ヲ被ルヘキニ幸ナリシト云云、實ニ然ルヤ疑ナシ、元來天山カ砲術ハ実場ニ試ミタルニ非ラス、加之夷艦ニ向ヒタルコトナキ座上論究ノ流派ナルカ故、然ルモ又理ナシトセス、殊ニ鉛彈ハ鉄艦ニ命中シ壞穿ノ彈力ナキハ論ナキナリ、○此時我カ砲台又ハ衛隊ハ、彼拔錨ノ形況ヲ遠望シ來擊遲シト待タリシカ、南方ニ航線ヲ転シタルニハ頗ル遺憾トシタリ、然リト雖モ谷山沖ニ碇泊セシヲ見テ、必ス彼地ニ上陸シ同時ニ各艦來侵スルナラント海陸交戦ノ用意ヲナシ、谷山ニハ沿海ノ衛兵設アリト雖モ、尚ホ応援ノ隊ヲ出シ或ハ埋伏

ノ兵ヲ備ヘ、同夜ヨリ次日四日退航ノ後マテ準備最モ

嚴ナリキ桜島洗出砲台ニ在ル彈藥庫、敵彈ノ為メニ燃發、火藥三百余斤ヲ燒キタリ、或ハ桜島ヨリモ後日敵彈數十個ヲ出シタリ、破裂彈不發ノモノ或ハ実彈ノ二種ナリ、破裂ノ破片モ又多シ、此戰爭ニ火藥庫ヲ燒カレタルハ此レノミナリ、○英艦退帆ノ時

放發シタルハ、砂揚場・大門口及ヒ桜島袴腰・洗出・島島・沖ノ小島六ヶ所ヨリ放發シタリ、新波戸・弁天波戸・祇園洲ノ三ヶ所ハ上陸ヲ待テ放發セサリキ、○下町海岸ノ土堤ニ敵彈來ルコト許多ナリト雖モ、皆飛揚シタリ、大ニ市街ノ防禦ニ益アリタリ、此土堤半バ

ハ毀チ、新波戸・弁天波戸砲台修復ニ用ヒタリ、此時ニ方リテ皆人殘慨セリ、此土堤ハ嘉永四五年ノ頃、照国公築造セラレタル者ナリ、

詳ニ御事蹟録、二記載ス、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四一〇ノ四号と同文なり〕

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四一〇ノ四号と同文なり〕

70の3 ○斯クノ如ク夷艦ハ再侵セス、勝敗ノ局ヲ結ハス退去シタルハ、必定長崎ヘ引キ退キ艦ノ修復ヲナシ、再ヒ大

挙來侵スナラント、視察ノ為メ同夜江夏彦左衛門及ヒ足輕一名ヲ長崎ニ出サレタリ、同十八日帰覽ス、同所

ヘハ英艦一隻モ立寄ラサリシトソ、○當時在港英国商船三艘碇泊セシカトモ、江夏着崎ノ時迄ハ戰爭ノ事実

全ク聞知セサリシト云フ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四一〇ノ二号と同文なり〕

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四一〇ノ二号と同文なり〕

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四一〇ノ二号と同文なり〕

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四一〇ノ二号と同文なり〕

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四一〇ノ二号と同文なり〕

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四一〇ノ二号と同文なり〕

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四一〇ノ二号と同文なり〕

71 ○七月四日、我カ砲台又ハ各衛兵ハ天氣穩ナルカ故、必

ス来撃スルナラント準備ヲ嚴ニシ待チ設ケタリ、夷艦

ハ昨日谷山沖ニ退キタル後ハ、每艦皆修復ノ形況ナル

カ故、本日ハ必定再侵スルナラント視察怠ラサリシニ、

投錨ノ後各艦互ニ来往シ、而シテ艦中鍛冶或ハ斧鉞ヲ

打ツノ音終夜、本日ニ至テモ尚同シト云フ、果シテ昨

日ノ戦ニ撃壞セラレタルヲ修繕スルナラン 後日聞ク処ニ
擿レハ、果シ

テ修繕ナリ、然ルニ未ノ刻頃ヨリ七艘共ニ蒸氣ヲ立タル

カ故、再ヒ侵撃スルナラント各砲台又ハ陸兵ハ戦備ヲ

令シ待チタリシニ、豈ニ凶ラン、未ノ下刻頃抜錨シ南

方ニ向テ出航セリ、喜入沖辺ヨリ果シテ回旋来撃スル

ナラント待設ケタリシニ、七艘ナカラ申ノ刻過ル頃ニ

ハ帆影モ見ヘス退去セリ 此時七艦咸寛航ス、或ハ挽綱ヲ附シ
挽キタルモアリ、蓋シ機関ヲ撃壞セ

ラレタル故、茲ヲ以テ各砲台ハ勿論、諸隊皆大ニ失望シ

タリ、而シテ当日夕刻指宿・山川等ノ早馬來テ、夷艦

七艘ノ内一艘小根占海ニ碇泊シ、外六艘ハ悉ク佐多岬

ヲ旋リ出帆シタリト註進ス、此註進ニ依テ一艘ハ小根

占海ニアリト雖モ、素ヨリ恐ルニ足スト新兵 新兵トハ二
日ノ戦後各 郷ヨリ来レル 数隊ヲ海岸其他要衝ノ地ニ備ヘ、各砲台又

ハ城下兵ノ諸隊ハ、本日晩景帰家休憩スヘキ旨令セラ

レタリ、因テ各持場ノニ於テ勝吐氣ノ式執行シ帰家

シタリ、城下警衛隊・両御旗本其他遊軍隊ハ城下ニ集

リ勝声ヲ揚ケタリ、実ニ勇々敷形況ナリキ 賜暇ノ令ハ各
物主ヲ本營ニ

召喚シ、国老小松帶刀伝令且襄詞ヲ演達セリ、○小根占沖ニ碇泊ノ

英船、四日ノ夜小根占麓ヘ大砲二發、火箭三個、榴彈二個打掛ケ、

五日ヨリ毎日訓練或ハ樂ヲ奏シ、

或ハ船ノ修復ヲナスノ形況ナリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四一〇ノ五号と同文な

り〕

72の1 ○七月五日、戦争ノ事由飛檄ヲ以テ京都及ヒ幕府へ届出

ラレタリ、幕府へ届書左ノ如シ、

去月廿八日英船七艘城下海江渡来、生麦一条ニ付公辺

江御届申上、且案内船迄モ被遣下之趣申出候間、是非

曲直為分解未応接不首尾中、去ル二日手船蒸氣船三艘

引出、既ニ出帆之形ニ見請候ニ付無拗砲発為致、翌三

日迄及掃攘、則日城下許出帆、十里許ノ処江七艘之内

一艘碇泊致、外六艘者致出帆候、全体攘夷之期限モ相 編者曰、攘夷期限ハ五月十日ト
過令セラレタリ、本文ノ如シ、 候得共、弥御決議未致承知 編者曰、幕府鎖港談判中ナル
候カ故、開鎖決定ナキヲ云フ、 二付、此節者心接之曲直ヲ正

シ差返賦之処、彼非法之働致候ニ付、無拠前条之形行
ニ相成候、委曲長崎奉行江相達候編者曰、長崎奉行へ達書大、同小異ナリ、故ニ略ス
此段及御届候、以上、

七月五日
〔修理大夫カ、忠義〕
松平修理大夫

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四二二ノ二号と同文なり〕

72の2

○本日夷人ノ死骸二個漂流シタリ、一個ハ谷山和田村海
浜ニ漂着ス、其結構帆布ノ囊ニ納メタリ、右ノ腋下ニ
弾痕一ヶ所、左足半バヲ打切りタリ、又桜島小池村ノ
海浜ニモ一個漂着シタリ、同シク布袋ニ納メ大砲彈二
個結着シアリタリ、此者ハ太卜服ヲ打破リタリ、○此
〔太卜股カ〕
而シテ後谷山境ヶ瀬戸ノ刑場内ニ埋メタリ戦死者ヲ水葬スルニ、将校ハ戸ヲ毛布ニ包ミ布袋ニ納メ彈丸三四個ヲ結着シ、而シテ水中ニ沈ム、兵卒ハ布袋ニ納メ彈丸ヲ結着スルコトハ同シクシテ水中ニ投スト云フ、彈丸ハ海底ニ沈メ流漂セサルヲ要スルカ為メナリトソ、紹述編ニ戸体服部ヲ穿チ鉄彈ヲ填メタリト記セリト雖モ、然ルニ非ラス、○同日晩景、谷山和田村ノ海浜ニ夷服一個流レ寄レリ、
羅紗地ニ金色ノ肩総付キタリ、將校ノ服ト見ヘタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四二二ノ一号と同文なり〕

り〕

72の3
○本日本堂千眼寺ニ在リ、へ各隊召喚セラレ、太守公 国父公
御坐候ニ於テ拜謁ヲ允サレ、而シテ其場ニ於テ捷軍ノ
祝酒ヲ賜ヒタリ、物主ヲ初メ談合役・旗預・什伍長及
ヒ兵士・諸役者順ヲ逐フテ拜戴セリ、○兵士ハ一番組

ヨリシテ二三四五六番、水軍隊等順次拜戴セリ物主ハ公合役以下ハ御小姓、
役酒瓶ヲ取レリ、○斯ク篤邁ヲ蒙リ一層奮起、感情益厚シ、
〔篤邁カ〕
子友談

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四二二ノ六号と同文なり〕

72の4
○各隊拜謁之後、太守公ハ各所砲台へ御出馬、修造又
ハ築増或ハ装置砲種ノ事トモ指揮セラレタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四二二ノ五号と同文なり〕

72の5
○同日国老川上式部久美ヨリ演達曰ク、

今度各隊死力ヲ尽シ数艘ノ夷艦攘斥之段、御両殿様不
浅御感 思召候、尚此後再襲必定之事情ニ付、益可抽

忠奮御頼 思召候、且予而出軍相図、二番早鐘又ハ太

鼓ヲ聞キ固場へ出張可致旨被定置候得共、以来一番相

図ニテ直ニ固メノ場へ出張可致被 仰出候間其心得タ

ルヘキ旨、或ハ近日佐賀・福岡等御使者蒸気船ヲ以、

来港ノ模様ナリ、其節夷艦ニ不見誤様可相心得、或ハ

此際訛言流説ニ不惑様、一同可相心得トノ趣懇達セリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四一二ノ四号と同文な

り〕

72の6 ○同日達、

島津図書殿 久治、宮城領主

右者、異国船来港之節御名代被 仰付候間、相図次

第島津彈正宅〔久宝、土岐四郎〕へ御出張、万端御指揮被成候様被 仰

付候、此旨表方へ致通達、奥掛・御勝手方へモ可申

渡候、

七月五日 小松清廉

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四一二ノ三号と同文な

り〕

72の7 ○同日達、

集成館ハ焼亡セリト雖モ當時枢要ノ局ナルカ故、職工

場等直チニ仮造シ大小砲ノ製造昼夜兼業シ、中ニ就テ

三十斤及ヒ二十四斤長砲鑄造シ砲台毎ニ増置シ、其他

器械ノ製造等至急着手スヘキ旨モ令セラレタリ、○此

時至急製造スヘク令セラレタルハ三十斤及二十四斤・

十八斤三種ノ長砲各十門ナリ、是レ各所砲台増置、又

ハ新築ノ台場装備ノ用ナリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四一三ノ一号と同文な

り〕

72の8

○火薬局ハ夷艦再襲ノ予備ニ諸火具・火管或ハ大小砲彈

ノ製造等忙シ、○火薬ノ貯畜ハ百余万斤アリ、更ニ欠

乏ノ患ナシ 〔弘化ノ初ヨリ今ニ至リ、連綿製造貯畜シタリ、〕

り〕

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四一二ノ七号と同文な

72の9

○鑄錢局ハ當時殊更枢要ナルカ故、焼亡ノ地ニ再築スル
ハ時日ヲ耗スルカ故、局員上言スル旨アリテ、仮場ヲ

新上橋詰旧植物苗場趾当時耕作地ナリ、仮設、速ニ鑄造シ用途ノ困難ナカラシメント、七月六日ヲ以テ仮造ニ着手シタ

リ、然ルニ島津主殿当時 国父公卿 側役職ヲ奉ス、己カ邸宅献呈シ、鑄錢

局ニ充ラレンコトヲ懇願シ懇願カ允容セラレタルカ故、仮造

ヲ停メ同所ニ於テ速ニ製造着手スヘキ旨令セラレ、七

月十九日ヲ以テ鑄製ヲ初メタリ這所ハ西田村ノ内ニアリ、邸地凡壹丁六反余、家宅モ美麗

廣大、凡坪數四百、余坪ニ余レリ

73 ○七月六日、国分郷遷城布令左ノ如シ、

73の1 此節御家老方・若年寄・大目附其外再三奉願趣有之、

無御抛一往国分へ

御住居被 仰出候条、神速埒明候様被 仰出候、此旨

向々へ致通達、御手当相掛候儀者於向々早々取調申出

候様可申渡候、

七月六日 带刀小松 清廉

73の2 ○同日達、国分徙城被令候ニ付、御本丸御住居取毀引移

(サル、カ)サ、ルニ付、本日ヨリ大奥解毀ニ着手、諸局城内ニア

ルハ、政庁ヲ初メ悉ク南泉院ニ仮設スヘキ旨令セラレ
タリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四一三ノ二号と同文なり〕

74の1 ○七月七日、本日ハ佳節拜賀ノ式モ戦争後雑沓、加之城

中ハ稍々焼具ニ供ヒラレタルカ故、佳式受ケサセラル

ノ場ニ至ラス、剩へ 御西殿未夕御在宮ナルヲ以テ、

御式停止ノ旨布達セラレタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四一八号と同文なり〕

74の2 ○同日布達、今回兵火焼亡ノ戸々家屋造建ノ費用惠与、

或ハ材木低価払下アルヘキ旨布達セラレ、而シテ来ル

十五日迄ニ上申スヘシト令セラレタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四一九号と同文なり〕

74の3 ○本日 太守公各所ノ砲台御巡覽ノ上、実地ニ当リタル

物主・談合役・什伍長等カ上言ノ趣 聞召シ、旧台場

修造ハ勿論、増築或ハ多賀山風月亭或ハ鶴江崎等ニ新

74の4

築令セラレタリ、或ハ弁天砲台ハ下町海岸ヨリ僅百間許リ舟渡ナリシカ故、開戦前遽ニ舟橋ヲ架シタレトモ、暴風ノ為メ損壊シ不弁ナリシカ故、両方ヨリ埋築シ歩渡ニ便ナラシムヘキ旨モ令セラレタリ、而シテ同所砲台及ヒ新波戸・屋久島波戸等修造シ、南北ノ両側ハ横撃防遮ノ罫ヲ築キ、或ハ火薬貯畜ノ土庫、或ハ彈丸裝用ノ土庫室、或ハ兵士屯所ノ家屋等建築スヘキ旨ヲモ命セラレタリ、○大門口砲台ハ背後ノ小銃射擲場五ヶ所從來設アリシ小銃射擲場ナリ、小筒射場又ハ新射場トモ唱ヘタリ、ヲ毀チ、其土罫内ニ火薬貯畜ノ土庫其他兵士屯所等、弁天砲台ニ同シク建築令セラレタリ、○砂揚場砲台モ同シク増築或ハ祇園洲・桜島等モ悉ナ同シ、而シテ同島ニハ燃崎野尻村ト湯ノ村ノ間ニアル岬ナリ、又ハ横山袴腰ノ両所ニハ新ニ築造、或ハ同所海岸ニアル旧砲台ヲ増築シ、或ハ横山ノ海浜ニ新築スヘキ旨命セラレ、同月八日ヨリ着手シ昼夜兼業セリ土石ノ業ハ郡奉行、木鉄ノ業ハ御作事奉行担当ス、建築ノ形状等ハ其ケ所ノ物主、談合役・什伍長ニ於テ指揮スヘキ旨モ令セラレタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四二〇号と同文なり〕

○小根占海ニ碇泊シタル夷艦ハ、六日ノ晩影挽船一艘來

リ同夜退帆シタル趣、山川・指宿又ハ大小根占・佐多郷等ヨリ注進セリ、○這艦ハ去ル四日各艦ト共ニ谷山七ツ島沖ヲ出航シ、小根占海ニ至リテ六艘ハ出去リ、一艘碇泊シタルハ如何ンノ事情ナリヤト我ニ於テハ大ニ怪タリシニ、六日ノ夜一艘ノ汽船來リ索繩ヲ附テ挽キ去レリ、是ヲ以テ我カ彈撃ノ為メ壞損シ、航スルコト能ハス碇泊シタル者ナリシヲ知レリ、去ル四日ヨリ六日ノ夜ニ至ルマテ夜中折節空砲ヲ發シ、火箭或ハ煙火ヲ揚ケタルハ虚勢ヲ張り、白昼ハ依然何事モナク、或ハ脚舟モ卸サ、リシト云フ、○斯ク一艘碇泊シタルニハ我ニハ大ニ疑ヲ起シ、但シハ損壊シテ航スル能ハサルナラント云ヘリ、此時我カ壯士輩ハ進撃シ撃チ沈メ、或分捕セント議シ上言シタリト雖モ、僅一艦ヲ得ントスルハ策ノ得タル者ニアラス、再襲ヲ待チ一挙ニ數艦ヲ碎クヘシト説諭セラレタリ、此時壯士輩若シ窃ニ事ヲ為サンヲ慮リ、市來六左衛門政庁筆吏ナル者指宿郷ニ出張シテ戒視セリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四二二号と同文なり〕

○英艦ヨリ放チタル砲彈ヲ大砲製造所ニ進メタリ、其數大小二百余个ニ及ヒタリ、種類ハ実彈・破裂彈ノ二品ナリ破裂彈ハ皆発セザルモノ、ミナリ、悉ナ長実二彈ニシテ、円彈ハ一個モナシ、○両日ノ間彼ヨリ放チタル彈丸、悉ク破裂シタルニ非ス、破裂シ或ハ各所ノ土堤・石牆等ニ打込ミタルハ拾ヒ得サルモ又多シ、或ハ碎片又多シ、是等ヲ以テ兩日ノ間彼カ放発ノ大小彈數百個ニ及ヘルヲ知ル海軍雜誌ニ大小彈四百八十一個、空放百八十七記セリ、又二日ノ昼後ヨリ各艦火箭ヲ飛セルモ少カラサリキ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四二二号と同文なり〕

○七月八日達、多賀神社ノ近傍及ヒ同所接続ノ地風月亭ノ二ヶ所へ砲台新築令セラレタリ、○多賀神社ノ傍地ハ同所居住鷹頭才之丞カ所有、風月亭ハ末川久馬久長ナル者ノ別業邸ナリ、何レモ買上ニナリタリ、此地ハ祇園砲台背後ノ山上ニアリ、這所ニ砲台アラハ英艦モ遁レ去ルコトヲ得サルヘシト、衛兵等実験上ノ旨言上セシニ仍リ、直チニ築造命令セラレタリ、○祇園砲台ノ困難ナリシハ、北方潮音院岬ノ沖ヨリ斜線ニ放撃シ、砲

台稍横面ニ攻撃ヲ受ケタルカ故、此ノ所ニ翼墨築造アランコトヲモ上言シ、是モ同日允可セラレタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四二七号と同文なり〕

○七月八日島津淡路守忠佐土寛殿原侯来着セラレタリ、同君ハ英艦渡来ノ旨ヲ聞キ、二百余名ノ兵ヲ率ヒ七日晚景福山ニ着セラレシニ、夷艦退去ノ事ヲ聞キ、兵隊ハ同所ニ残シ數十名ヲ從テ参向セラレ、応分ノ事ニ預ラン事ヲ願ハレタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四二六号と同文なり〕

○同日達、急変之節、御軍役方役々柿本寺平ノ馬場町ニ在リタリ江早速出役致候様被 仰付候条、向々ハ早々可申渡候、

七月八日 式部川上久美

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四二五ノ二号と同文なり〕

○同日達、

高橋縫殿種徳、御小姓与番頭職

右者、当御役ニ而御軍役奉行心添被 仰付、御軍役方江致出席御用承候様被 仰付候、此旨表方江致通達、奥掛・御勝手方江モ可相達候、

七月八日 帶刀小松清廉

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四二五ノ一号と同文なり〕

76 ○七月九日、江戸飛報着ス、曰ク、英艦鹿兎島ニ向テ出航セリ云云、同報同日晚景ニモ達ス、○斯ク同報アルハ非常重大ノ事件ナレハナリ六月三日出發、セリト云フ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四三〇号と同文なり〕

77の1 ○七月十日、言路洞開ノ令ヲ布レタリ、左ノ如シ、

今般英夷来舶書翰差出候処、無礼不義之文言等有之、其儘難差置事候得共、可成丈是非曲直ヲ正シ分解為致、未応接結局ニ不至中此方之蒸氣船奪取候ニ付、終ニ致掃攘候様申渡候処、一統粉骨碎身致防戦候段、別而頼母敷令感賞候、然処近頃ニ至リ浮説流言申立候族有之

哉ニ相聞得候、言路致壅閉候儀ニ無之候処、右次第如何之至ニ候、就而者上書箱為出置候ニ付、諸士以上者勿論、郷士以下タリ共不依何事存慮十分申出候様、早々可申渡事、

七月

御別紙之通御筆ヲ以被 仰出、難有 御趣意之御事候条、一統謹而可奉承知候、右ニ付而者無名之上書致間敷ト之趣者、御先代様〔貼紙〕御先代様トハ照園公 ヨリ追々分而被

仰出置候ニ付、以来銘々姓名相記奉差上候様可致候、上書箱之儀新上〔橋脱カ〕口江被差出置候、

七月十日 大藏島津久廉 帶刀小松清廉 但馬川上久運 式部川上久美

斯ノ如ク御親書ヲ以テ令セラレ、当日ヨリ新上橋詰ニ被木屋建設、上書箱ヲ置レ御徒目附兩人監視セリ、当時非常ノ際ナルカ故、意見上言スル者寡カラス、毎朝御本陣ニ於テ開カレシ由ナレトモ、誰某カ如何ナル事ヲ上言セシヤ更ニ知ル者ナシ御掃城当日ヨリ御樓、門ニ出サレタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四三二号と同文なり〕

○同日布達、草牟田村稲留カ邸宅買上、国父公仮リノ御棲居アルヘキ旨布達セラレタリ、左ノ如シ、
草牟田御屋敷

右者、稲留八郎左衛門^広宅御用地相成候ニ付、以来右之通相唱候様被 仰付候条、向々へ可致通達候、

七月十日 帶刀^{小松清廉}

斯クノ如ク 国父公仮リノ御棲居アリシ所以ハ、両丸共ニ海岸接近ノ構造ニテ、海上ヨリ彈擊ニハ好距離ナルカ故、便宜ノ地則チ稲留カ邸宅ハ一ツノ城山ヲ隔テ^(背腹カ)背服ノ如キ地ナルヲ以テナリ、這ノ邸宅ハ故調所笑左衛門^{久津}広郷国老在職中建築シタル別業ニテ、没後本邸ハ島津石見^{久津}ニ売却シ^{石見カ孫彈正ト唱フ}、別業ニ移住セリ、其構造仮棲セララル、モ不便アルコトナシ、仍テ本日 国父公ハ七ツ時御供揃ニテ、千眼寺御本陣ヨリ草牟田御屋敷江引移ラレタリ、去ル廿九日ヨリ千眼寺ナル御本陣ニ御父子御一同御在營ナリシカ、夷船退去シ追日平穩ニ帰シタルカ故、 国父公ニハ御陣扨、 太守公ニハ未タ諸外城兵在陣セシ故、依然在營セラレタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四三二六号と同文なり〕

○島津淡路^(忠寛)守殿ハ去ル八日来麿、大乘院支坊へ止宿セラレシニ、同所ハ諸郷兵當所トセシ故、本日武村長倉家宅へ転宿セラレタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四三七号と同文なり〕

○本日達、夷船退去穩靜ニ帰シタルカ故、諸郷兵隊モ解營凱陣スヘキ旨令セラレタリ、其中隈之城・水引・高城郡高城・曾木・本城・馬越・湯之尾・山野等ノ八ヶ郷ハ本月中警衛當直ヲ命セラレタリ、宿陣ハ大乘院・福昌寺・南林寺ノ三支坊ナリ、此外湾内沿海ノ諸郷ハ其隣郷ヨリ警衛シ、重富・帖佐・加治木・国分又ハ桜島ヨリ佐多迄ノ沿海ニハ、肝属各郷或ハ諸県諸郡無海ノ郷々ヨリ出衛セリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四三五号と同文なり〕

○姫君方ハ花尾ヨリ帰麿セラレ、玉里邸及ヒ妙国寺へ仮棲セラレタリ、去ル廿九日開戦決定ノ時、 姫君方ハ玉里邸、 公子方ハ^{幼若ノ公子方}ノミナリ、草牟田村稲富八郎左衛門宅へ避座セラレ、開戦ノ後花尾へ転座セラレタリ、

77の6

○各砲台警衛兵各持場へ出会スヘキヲ令シ、国老其他吏員出張御軍役奉行^{折田平八}演達曰ク、

今後夷艦渡来、英国ノ標旗ヲ確認セハ、直チニ砲発掃攘スヘシ、其他ノ夷艦ハ命令ヲ待チ、敢テ妄動スルコト勿レト厳達シ、而シテ各国標旗圖ヲ砲台毎ニ揭示シタリ、○斯ク厳令ヲ下サ、ル所以ハ、^{（下サル、カ）}過日已ニ打沈メントセシニ、暴風劇雨ノ為メ放発心ノ如クナラサリシヲ甚遺憾トシ、何レノ国モ論セス夷艦ト認ムルトキハ直チニ放発シ撃沈セント奮起セシ故、斯クノ如ク區別シ厳令セラレタル者ナリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二巻」四三四号と同文なり〕

77の7

○鹿児島中各所^{砲台及ヒ上下町ヲ除クノ外}敵彈来レルケ所左ノ如シ、

一 御城山内へハ其数幾千ナリヤヲ知ラス、多数打込ミタリ、

一 御本丸・大奥ニ一個来リ、破裂ス、

一 同桜之間・御中門脇へ一個来ル、破裂セス、

一 御楼門ニ二個来ル、破裂ス、

一 二ノ丸庭ニ一個来ル、破裂セス、

一 二ノ丸浩然亭へ一個来ル、破裂セス、

一 御台所庭へ一個来ル、破裂セス、

一 御城外護摩所内へ一個来ル、破裂セス、

一 祇園砲台土堤ニ実弾及ヒ不破裂ノ彈等、大小二十

二個ハ拾ヒ取り、其他土堤又ハ石垣ニ打込タル者

ト破裂セシ者ハ幾千カ知ルヘカラス、

一新波戸・弁天波戸・大門口・砂揚場・桜島三ヶ所

ノ砲台ニモ実弾又ハ破裂セサルモノ数十個アリ、

一 集成館・鑄錢局其他天神社辺又ハ田之浦通り、山

神辺ニ濫發セシ実弾・破裂彈等数个、其内破裂セ

サル者四五個、鑄錢局内ニ破裂セサル者三個、集

成館内ニ五個アリタリ、

一 又上下町市街中ニ破裂セサル者十余個アリタリ、

編者曰、海軍雜誌ニ、彼ヨリ放ツ処ノ彈丸一個モ爆

發セサルハナシト記セリ、是レ誣言ノ尤モ甚シキ者

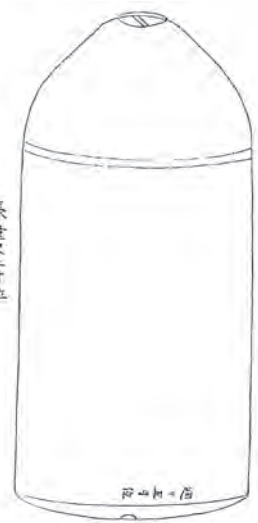
ナリ、以上記スカ如ク、不爆ノ彈許多アリタルハ衆

ノ知ル処、加之後過リ爆發シタルモアリ、實際各所

ヨリ拾ヒ得テ集成館ニアリシ者、大小凡ソ七八十個

ニ下ラス、衆人モ縦覽シタリ、又城内ニ落ちタル不

爆弾ノ図左ノ如シ、



長さ二十位

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四三三号と同文なり〕

旧邦秘録五編癸亥之十三

旧邦秘録卷之十四

文久三年癸亥

78の1 ○七月十一日、国分郷名左ノ文字ニ改ラレタリ、

国分

右者、以来国府之文字ニ被召替候旨被仰出候条、

此旨不洩様可申渡候、

七月十一日 式部川上久美

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四四一号と同文なり〕

78の2 ○国分江ニ応御住居之儀被 仰出置候得共、誠ニ不容易

重大之事柄ニ而 尊慮難被決、此上者被任神慮候 御

趣意ニ而 大中公御鬪御頂被成候処、御託宣有之候ニ

付、弥被仰出置候通御決定被為 在候、尤、諸士一統

モ被召移、征夷之御手当嚴重被相備度 思召ニ候段被

仰出候条、此旨一統江不洩様可申渡候、

七月十一日 式部川上久美

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四四〇ノ一号と同文なり〕

78の3 国分郷ハ〔朱書〕古大隅国府ノ地ニシテ 鹿兒島ヲ去ルコト

〔貼紙「以下御書入の如く本稿ニハ除クベシ」〕 良位八里余、大隅国嘯唳郡ニ在リ 海陸同、〔貼紙朱書〕

二似タリ 〔朱書〕下ニツ、クヘシ 里程 以下、不用

郡卜唱ヘタリ、続日本紀ニ、人皇四十三代元明帝和銅

六年癸丑四月乙未、日向国〔肝环カ〕肝环・贈於・大隅・始羅四

郡ヲ割テ大隅国ヲ置云云、肝环今肝属、贈於今贈噺ニ作、四十

六代孝謙帝天平勝宝七年五月丁丑、大隅菱刈村ヲ以テ

一郡トシ、亦桑原郡ヲ置ク云云、五十三代淳和帝天長

元年九月、熊毛・馭謨二郡ヲ加ハ八郡ト為ス云云、

○同郷府中村ハ上古大隅国ノ府ヲ置カレシ故、今ニ其

遺称ナリト云フ、又云、府中村今ハ曾小川村ノ枝村ト

ナレリ、故ニ国府ト書キタリ云云、同村ニ気色ノ森ア

リ、和歌名所集ニ載セテ古歌多シ、其他名所多シ、奈

気木ノ森・風ノ森今清水郷姫木村ニアリ、古ハ国分郷ノ内ナリ、・久我ノ杜・小

鳥ノ杜・夕暮ノ関今松永村ノ内ニアリ、○国分郷ノ古名ハ曾小川ト

云ヒシハ古書ニ所見アリ、川上梟師ハ曾小川ノ川上ニ

住シタルカ故其邑ヲ以テ称ヘタリ、曾小ハ則チ曾於ノ

転訛ナリ、○隼人城今新城ト唱フ、ト云ヘルハ隼人ノ住居セシ

ノミナラス、後ニハ所謂贈於君ノ州ノ廨ニテ、今ノ府

中村ハ大隅守ノ都府ナリ、贈於君トハ古ノ国造ノ如ク

世祿ノ郡宰ナリ、其レノ守、其レノ掾トハ郡県ノ国司

ニテ、時トシテ京師ヨリ拜任シ其国ニ行クモノト見ヘ

タリ、続日本紀ニ、天平十二年十月、降伏隼人贈於君

タリシサ、逆賊広繼謀云云、従三道往、即広繼自率大

多理者佐、〔多理志佐カ〕薩摩・筑前・豊後等国軍合五千人許従豊後国云云、

神護慶雲三年、外正六位上曾於公足磨〔外脱カ〕授従五位下云云、

贈於君ハ専ラ贈於郡ノ知、乎佐則チ県主・直等ノ官属

アリテ、守ト共ニ国政ヲ与聞シタルモノナリ、蓋シ

神武帝ノ御時ヨリ咸ナ封県ノ制度ナリシヲ、天智帝

ノ御時ニ至リ唐土ノ制ニ倣ハレ郡県ノ制ニ変ヘ玉ヒ、

遂ニ天下分崩離折ニ及ヒタリ、此ノ隼人城モ火闌降命

ノ子孫代々ノ守リニテ住址ナリシヲ、大隅守ニ命セレ

シ頃、其改制ニ信従セス屢々辺要ヲ乱リ王化ニ順ハサ

リシ云云、

新城古昔隼人城ト唱フ、ハ鶴丸ケ城トモ云フ、国分郷ノ内上小川

村ニアリ、薩藩名勝志ニ、地頭飯屋卯ノ方凡七丁余、

旧名隼人ノ城ト云フ、往古大隅ノ隼人カ居城ナリシト

云ヒ伝フ、又鶴丸城トモ云フ、四方岩壁ニシテ要害ノ

地ナリ、〔義久〕貫明公慶長九年富隈ヲ去テ此城ノ山下ニ屋

敷ヲ構ヘ移リ給フ、其時名ヲ新城ト改メ給ヘリ、御屋

地跡今ニアリ今回遷城ハ則チ此地ナリ、照、城中五社大明

神ヲ安鎮ス、祭神五座止上権現・大己貴神社、天文四年

宮之浦神社・剣大明神二之宮大明神脱カ〕

月日詳ナ、本田紀伊守董親勸請ス、隼人ノ靈ヲ鎮メンカ
ラス、
為ナリト云フ、旧庭ノ藤ハ新城ノ麓御宅地ノ跡ニアリ、
貫明公京都建仁寺ノ藤ヲ移シ栽給ヒシト云ヒ伝フ、三
抱余リノ古松ニマトヒテ蔓延セリ、里俗御屋地ノ藤ト
モ唱フ、御詠、

〔義久〕
龍伯

植そへし松にかゝれる藤かつら

花も千年のかけやみるへき

色かへぬ松のみとりもかくるゐて

そらに波立つ藤の華かな

又村民ノ伝ニ、古景行天皇ノ御宇大人ノ隼人ト云ヘル
者アリ、其容貌鬼神ノ如ク、大逆無道ニシテ、一族數
千人ヲ集メ、今ノ新城ト上井城ニ拠リテ 王命ニ随ハ
ス、 天皇親征、御子日本武尊ヲ副將トシ屢々攻メ給
ヘトモ、官軍戰フ毎ニ利ヲ失ヒシカハ、 天皇之レヲ
患ヒ給ヒ、諸神ニ祈リ柏子川〔柏子川カ〕上小川村ニアリ、水源ハ新城ノ
ノ湊村ニ出、
海ニ入ル、ニテ神樂ヲ奏シ給フ、其拍子ノ面白キニ乘
シ隼人居城ヲ出来リシヲ、日本武尊之ヲ討チ給フ、此
ノ故事ニヨリテ拍子川ト名付ケ、橋ノ名ヲ拍子橋ト云

ト云ヘリ、其靈魂崇ヲナスコト甚シク、種々ノ祭ヲ以
テ靈氣ヲ宥メラル、毎歳八月十五日、正八幡宮ニ於テ
放生会ノ祭ヲナスハソレヨリナリ、拍子橋ハ今石橋ニ
テ庚申橋トモ呼ヘリ〔中略〕、新城ハ庚申橋ノ寅卯ノ方十
丁許ニアリ、彼ノ城跡ノ岩根ニ洞穴アリ、隼人穴ト云
フ、其洞穴高七八尺、隼人カ住ヒシ所ト云ヒ伝フ、洞
中ニ水アリ、上井城ハ新城ノ山統ニテ十丁許ニアリ云
云、案スルニ日本紀ニ、十二代景行帝〔景行帝十二年カ〕十一年秋七月熊
襲反之朝貢セス、八月筑紫ニ行幸シ給ヒ、十一月日向
国ニ到リ行宮ヲ立テヲハシマス、是ヲ高屋宮ト云フ、
十二月熊襲ヲ討チ給フ事ヲ議セラレ、熊襲ノ梟帥厚鹿
文〔延カ〕・迤鹿文ノ二人ヲ殺シ給ヒ、十三年夏五月襲国ヲ平
ケ給ヒ高屋ノ宮ニ六年ヲ送り給ヒ、十九年九月日向国
ヨリ還幸シ給フ〔襲国ハ日向ノ旧名ナリ、高屋ハ肝属郡内之浦ニアリ、〕同二十七年秋八
月熊襲亦反シ边境ヲ侵スコト止マス、冬十月日本武尊
ヲ遣シテ撃タシメントス、時ニ尊十六、十二月熊襲ノ
国ニ至リ給ヒテ童女ノ姿トナリ、飲宴ノ時ヲ伺ヒ川上
梟帥ニ酒ヲス、メテ殺シ給フ、又統日本記四十四代元
正帝養老四年二月、隼人反大隅国〔国守カ〕主陽侯史麻呂ヲ殺、

三月丙辰中納言正四位下大伴宿禰旅人ヲ以テ隼人ヲ征ス持節大將軍トシ、授刀助從五位下笠朝臣御室等ヲ副將軍トナス云云、又同六年四月大隅・薩摩隼人等征討ノ將軍以下ニ勲位ヲ授ケラレ、又同七年四月日向・大隅・薩摩三国ノ士隼人ノ賊ヲ征討シ、頻リニ軍役ニ遭ヒ年穀登ラス、飢寒ニ迫ル云云、又八幡宮放生会ノ權輿ヲ尋ヌルニ、養老四年九月征夷ノ事アリテ、大隅・日向ノ兩國大ニ逆乱ス、故ニ内裏ヨリ筑紫ノ宇佐八幡宮ニ御祈誓アリテ、其宮ノ禰宜辛島勝波豆米神軍ヲ引（引率カ）卒シテ彼国ヲ征シ事故ナク亡シケリ、其後八幡ノ託宣ニ、此度ノ合戦ニ多クノ殺生ヲナシタル故、放生会ナスヘシト神勅云云、此時ヨリ放生会ノ初メナリ云云扶桑略記、サレハ村民ノ口碑ニ伝フル事所謂ナキニアラス、此ノ拍子川原ニ於テ隼人ヲ殺シ玉ヒシト云フハ、日本武尊川上梟帥ヲ殺シ玉ヒシ事ナルヘシ、又諸国ニ放生会ノ始リシハ養老四年ナリ、隼人三度反シテ逆乱セシヲ一度トシタルハ謬レリ云云、

（日本書紀カ）
日本書記卷七

景行帝二十七年秋八月、熊襲亦反之、侵辺境不止、冬

十月丁酉朔己酉、遣日本武尊令擊熊襲、時年十六、於是日本武尊曰、吾得善射者欲与行、其何処有善射者焉、或者啓之曰、美濃國有善射者、曰弟彥公、於是日本武尊遣葛城人宮戸彦喚弟彥公、便率石占橫立及尾張田子之稻置、乳近之稻置而來、則從日本武尊而行之、十二月到於熊襲國、因以伺其消息及地形之險易、時熊襲有魁帥者、名取石鹿文亦曰川上梟帥（梟帥カ）、悉集親族而欲宴、於是日本武尊解髮作童女姿、以密伺川上梟帥之宴時、仍劍佩裊裏、入於川上梟帥之宴、居女人之中、川上梟帥感其童女容姿、則携手同席、拳抔令飲而戲弄、于時也更深入闌、川上梟帥且被酒、於是日本武尊抽裊中之劍、刺川上梟帥之胸（未及之死カ）未死之死、川上梟帥叩頭曰、且待之吾所言、時日本武尊留劍待之、川上梟帥啓之曰、汝尊誰人也、對曰、吾是大足彥天皇之子也、名日本童号也、川上梟帥亦啓之曰、吾是國中強力者也、是以當時諸人不勝我之威力而無不從者、吾多遇武力矣、未有若皇子者、是以賤陋口以奉尊号、若聽乎、曰聽之、即啓曰、自今以後号皇子、必称日本武皇子、言訖乃通胸而殺之、故至今称曰日本武尊、是其緣也、然後遣弟彥等、

悉斬其党類無余唯一、既而從海路還倭、到吉備以渡穴海、其処有惡神、則殺之、亦至難波殺之亦至難波殺之相濟之惡神、二十八年春二月乙丑朔、日本武尊奏平熊襲之状曰、臣賴天皇之神靈、以兵一挙、頓誅熊襲之魁帥者、悉平其国、是以西洲既讞、百姓無事、

富隈（浜ノ市村ニアリ）、文祿四乙未年 貫明公鹿兒島ヨリ爰ニ

徙居シ玉ヒ、同五年七月十日近衛信輔公京ニ還リ給ハ

ントテ、鹿兒島ヨリ船ニ乘リテ此ノ浦（浜ノ市村）ニ着キ、相

良某カ家ニ次セラレ、翌十一日富隈城ニ於テ和歌ノ會ヲ催サレタリ、

信輔公

立帰る名残こそあれ松かけハ

（涼しきカ） 深しき秋の宿とおもへは

此時富隈城門ハ茅葺ニテアリケルヲ、或人言上シケルハ、今軍国ノ砌、城ハ敵ヲ防キ民ヲ守ル所ナリ、其上他国ノ使者ナトモ毎々来ル程ニアレハ、城門許リハ瓦葺ニモナサルヘシト申上ケレハ、貫明公聞シ召シテ、數百歳附從ノ臣下多ケレハ、吾一家ノ門廡高キヲ以テ国ヲ固フシ衆ヲ威スヘキヤ、又今ノ時他国ヨリ使者ニ

遣スホトノ者ハ必智アルモノナルヘシ、吾邦内ノ士庶富強ナルヲ見テコソ貴ク思フヘケレ、城門ノ茅葺ナルハ吾恥トナ思ヒソト宣ヒシトカヤ云云、慶長九年甲辰十二月、貫明公富隈ヲ去リテ同所隼人城ニ徙ラセ玉ヒ云云、

大平山国分寺ハ、隼人城ノ西南八丁許リノ地ニアリ、

統日本紀廢帝天平宝字四年、東大寺及天下之國分寺者

本聖武太后（マ）光明皇后（マ）之所勸請也云云、此地大隅國ノ都府ナルカ故國分寺ヲ置云云、國分寺ハ諸國ニ多シ、咸

聖武帝ノ勅額アリト云フ、又云、天平九年十二月、（皇太夫人カ）皇太夫人藤原氏就皇后（宮見脱カ）僧正玄昉法師、天皇又幸皇后宮、

皇太夫人為沈幽憂久廢人事、自誕天皇未曾相見、法師

一看、惠然開悟、至是適与天皇相見云云、聖武帝素信

仏淫僧、至于自称三宝奴、其懦弱奈之何、此其禍端蓋

肇萌于茲、亦信用牝鷄私愛、後世遂馴、（無カ）孝謙重祚、廢

淡路、而元寵道鏡穢德彰聞之大患矣、豈得曰、非聖武

惑溺所以致邪、而諸國々分寺豐太閤ノ毀壞セラレシニ

繫テ、今存スルモノ觀音ノ木像一ツニ過キス、此ヨリ

先キ後奈良良帝（行カ）四辻參議中將季遠ヲ勅使トシテ、金泥

字ノ心経ヲ国分寺ニ納メ玉フ、天文十一年壬寅六月下旬、日州山東ニ着ス、然ルニ日隅二州大乱ニ因テ通路ナク、伊東義祐ニ属シテ国分寺ニ納メシム、義祐大隅ノ守護代本田紀伊守董親ニ転致ス、董親同年十一月四日奉納ス云云、

新城ノ近地上井村ニ韓国宇豆峰ノ神社在リ、此神社ハ上古ノ建立ナリト云フ、延喜式神名式曰、大隅国噲噲郡一座小韓国宇豆峰神社云云、按ニ、韓国ハ亦僑之空国ノ義歟云云、此地古ハ城置（城置カ）ノ趾ニテ、韓神ニ由アリト聞ユ、所謂隼人城ヨリ東南半里許ニ在リ云云、宇佐

記曰、欽明天皇三十二年二月癸卯、豊前国宇佐郡菱形池上小倉山辺有神、託三歳児、告異人大神比疑（大神比義カ）曰、辛国城八流幡降、我此日本人王十六代誉田天皇広幡磨（八幡磨カ）也云云、然レハ応仁（応神天皇カ）天皇靈ヲ躡シ玉フヤ、韓国ニハ八流ノ幡ヲ降サレシヲ以テ八幡ト称シ奉リシ由ニテ、此地初メテ神靈ヲ見ハシ玉ヘル最初根源ト見ヘタリ、鹿兒

島神社ニモ八幡ノ廟号ヲ附ケラレシ事モ此時ナルヘシ云云、又書記通証ニ曰、宇豆峰神社者高麗国蔚山之転、蔚山郡今属慶尚道云云、筑前風土記曰、高麗国意吕山

自天降来日杵云云、是韓国為高麗、宇豆峰擬蔚山之説也云云、因今細ニ其由緒ヲ繹ルニ、当社所祀則五十猛（五十猛命カ）今・韓神・曾富理神等也云云、地志略謂、韓国宇豆峰神社祭神三座云云、此神在筑紫、式掌種樹式渡韓地式（或掌カ）為韓郷防禦使、而曾富理添之義、謂曾於郡添之峰、此

等由、其所適所掌所居以名崇云云、奥名草曰、韓神、次曾富神云云、又三韓国ヲ神功皇后征伐シ玉ヒシ後、応仁ノ御宇尽ク臣從朝貢スルヲ以テ、後世天皇ヲ以テ異域征服ノ軍神ト称ス、而シテ天皇ノ神靈始メテ此ノ韓国城ニ見ハレ玉ヒ、其地固ヨリ韓神・曾富理神等ヲ祀ラル、ハ就テ縁故アル事ナルヘシ、今廟所ニ此ノ石神アリ、并ニ甲冑ヲ撰シ軍装ナリ、是亦其来ル処アルニ似タリ云云、又曰、此地左右回僻山ニ靠リ川ニ臨ミ、外患ニ備ヘキノ要害藩内第一ト称スト云云、○此ノ新城ノ地ハ海ヲ距ルコト凡一里、平坦ナリト雖モ外寇ニ対スルニ宜シ云云、

（朱書）上ヨリツ、ク
東ハ敷根・福山ニ連続シ、数里ヲ隔テ都城ニ連リ、北背ハ高千穂ノ大山連亘シ、其後ニハ日向諸県郡小林・

飯野等ノ地アリ、西ハ加治木・溝辺・横川等ニ接シ、或ハ北方数里ノ外ニ菱刈諸外城アリ、東北ノ間ハ日州去川ノ嶮ヲ拘へ、三面ノ陸路悉ク天嶮ノ地ナリ、南面ノ一方海ニ望ミ、則チ神瀬又ハ砂揚場・桜島洗出シ等ノ諸所ニ砲台ヲ築キ、或ハ龍ヶ水・三船明神岬又ハ桜島藤野・武両村ノ対岸ニ七数十門ヲ備へ、而シテ帖佐・加治木ノ要地或ハ桜島瀬戸・垂水ノ両岸ヲ扼スルトキハ頗ル要害ノ地ナリ、茲ヲ以テ （齊彬） 照国公公安政戊午ノ年ヨリ遷城ノ尊慮アラセラレタル者ナリ、斯ノ如ク速ク見ル処アリテ、神瀬試築ハ戊午ノ夏ニアリ、茲ヲ以テ今回国老等モ 照国公ノ先見卓識現ニ感スル処アリテ徙遷セラレンコトヲ頻請シタルニ依リ、上ニハ又先公手ヲ下サレタルヲ親クセラレ、加之英夷再侵遠キニ非サルハ愚夫愚婦モ予メ知ル所ナルカ故、頻請ニ応シ玉ヒシ者ナリ、此地ニ城池ヲ徙シ各所ニ砲台ヲ築キ新式ノ大小煩ヲ備へ、或ハ軍艦ヲ置キ海軍ヲ練リ追撃ニ備へ、海陸狭撃スルトキハ幾十艦隊ヲ以テ侵来ストモ、敢テ恐ルニ足ラサルナリ、○今回国分ヲ国府ト唱フヘキトノ令ハ、茲ニ記ス処ノ古蹟ニ依ラレタル者ナ

リ、○是ノ布令ニ依リテ城中ニ在ル家屋ヲ毀チ転築セラルノ準備ナルカ故、即日ヨリ御家老座其他諸局モ南泉院内ニ仮設シ、南泉院ハ小野村ニ在ル末寺へ引移シ、而シテ城内大奥等ハ当日ヨリ解毀ニ着手シ、御二階等ハ二三日ニシテ毀チタリ、○斯ク城地徙転セラル、ハ、海岸ニ接近シ海上一望ノ中ニアリテ砲撃ニハ其距離適宜ナルカ故、英艦ノ彈丸ヲ受タルコト許多ニシテ、焼燹セサルハ僥倖ト云フヘシ、然ルニ彼潰走シタリト雖モ、遠カラス再侵疑ナク、若シ彼力為メニ焼燹セラレ、而シテ後遷徙スルハ汚名ヲ残スノ遺憾アリ、今回ハ我ニ捷アルヲ以テ、此機ニ遷転スルヲ良トス、 照国公ハ安政戊午ノ春予メ手ヲ下サレ、或ハ和蘭軍官「（ハン トウエーシカ）」来覽ノ際海防ノ一班諮問セラレ、内海測量ヲモナサシメ玉ヒシニ、当城池ハ海岸一砦堡ニ類シ、国主在住セラルヘキ構造ニ非ス、其他治乱ニ就テ上言セシ条アリ （御言行録ニ、詳記ス、 或ハ今回鬪戰実験ノ事實ヲ拳テ、遷城アランコトヲ建言スル者アリ、然リト雖モ容易ノ事ニアラサルノミナラス、諸士モ遷転セサルヲ得ス、從テ經費莫大ナルハ無論、陸海ノ軍備モ迅速修造セサ

ルヲ得ス、加之市街焼亡或ハ汽船燹滅セラレ、此時二方リテ遽然城池転遷セハ、恐ラクハ怯臆ノ名ヲ負ハンモ亦知ルヘカラスト、何レモ断決ニ困ミ玉ヒシカトモ、遷徙論者ハ頻リニ建論頻願シ熄マサリシ故、已ム事ヲ得玉ハス、遷否如何ハ神明ノ断ヲ仰カレント公子島津周防忠鑑殿ニ命セラレ、大中公ノ宣託ヲ仰ラレシニ、徙遷ヲ可トスルニ出タルカ故、斯ノ如ク布令セラレタル者ナリ、然リ而シテ又非論者アリ、曰ク、此際城池遷転ハ再侵ヲ恐レタル（二脱カ）似タリ、或ハ近ク長州ハ馬関ノ戦争ニ敗潰シ、砲台ヲ奪ハレ器械ヲ掠取セラレ、剩ヘ衛兵遁走大ニ国名ヲ隕シ、加之萩城（萩城カ）ヲ棄テ山口ニ遷転シタル怯臆ノ名、天下ノ嘲談ニ懼レリ、我カ藩人モ茶談トセシハ、今尚舌乾カス、本藩ハ一般勇奮教艦ヲ擊掃シ、猖獗倨傲ノ英夷モ再戦ノ力ナク倉皇遁走シタリ、実ニ数百年來培養ノ士氣茲ニ於テ顯ハレタリ、然ルニ彼ノ怯懦ナル長藩ノ轍ヲ踐ムハ、君臣俱ニ何ノ顔アツテ他邦人ニ対スルヲ得ンヤ、今ニシテ先ンシ忽ニスヘカラサルハ、海岸ノ守備或ハ士氣養成ノ二ツニ止ル、海岸守備ハ 照国公ノ計画ニ出タルハ衆ノ知ルカ如ク、

神瀬ヲ修築シ數十門ノ大煩ヲ備ヘ、或ハ桜島洗出ニ砦ヲ設ケ、其他軍艦ヲ製造シ、而シテ海陸夾撃或ハ追撃ノ備ヲ急務トス、是モ亦 照国公既ニ手ヲ下サレタルハ、遷城目論見ノ前ニアリシハ衆ノ知ル処ナリ、遷城素ヨリ不可ナルニアラスト雖モ、先末寛急ノ別ナクンハアルヘカラス、此時ニ方リテ寛急ノ別ナキ時ハ敵目前ニ有ルニ同シ、再襲必ス近キニアラン、加之長藩不名ヲ取レル覆轍アリ、鑑ミサルヘケンヤ、慮ラサルヘカラサルナリト頻論スル者亦甚タ多シ、故ニ尚可否論者ノ多寡ヲ以テ裁断セラレント汎ク諮詢ノ令ヲ下サレ、上書函ヲ出サレ上下ノ意見ヲ求メ玉ヘリ、而シテ遷城尤モ可ナリト雖モ之ヲ寛ニシ、神瀬修築ヲ速ニシ再侵ノ急ニ備ラレントヲ要スルノ冀望者多数ナルカ故、同月十七日ヲ以テ国府遷城ハ重大ノ事業ナルカ故寛ニシ、神瀬及ヒ桜島燃砲台築造或ハ軍艦製造、海軍設立等迅速着手スヘシトノ令ヲ布レタリ、○斯ノ如ク令セラレ、即日神瀬築造方吏員数名ニ命セラレタリ、

左ノ如シ、

〔貼紙「各其名此スヘシ」〕

御勝手方掛御用人 中村新助

同上 伊地知壯之丞貞馨

御軍役奉行 折田平八

同上 伊地知正治

御軍賦役 大山格之介綱良

同上 坂元廉四郎

郡奉行 猿渡彦左衛門

同上 山口市二

同上 山口九十郎

御徒目附 有川弥九郎

地方検者 樋口休右衛門

同上 野崎半兵衛

同上 石原直左衛門

同上 日置十兵衛

同上 野崎清吉

同上 西郷猪左衛門

同上 草道覚右衛門

石工頭 小野村之

権太郎

又修築方法ハ石川〔正竜〕権太郎及ヒ折田〔年秀〕要臧ナル者特命ヲ蒙

レリ〔折田カ履歴ハ後ニ、記ルスカ如シ、〕而シテ修築ノ土石ハ磯天神社背後

ノ山字桜谷〔磯邸ヨリ一望ノ地ニシテ桜樹多ク、初春ハ満山皆花、豊府第一ノ勝地ナリ、〕ヨリ山神ノ辺

潮音院岬迄ヲ崩シ、充ヘキヲモ令セラレタリ、斯ク令

セラレタルハ英断ニ出タル者ニシテ、当時一般感賞セ

シ事ナリキ、○此地ハ本府第一ノ勝景ニシテ、春候ニ

ハ貴賤観花ヲ允サレ海陸俱ニ繁賑、雅俗必ス杖ヲ曳キ

瓢ヲ携ルノ地ニシテ、君公モ必ス仙巖ノ邸ニ輿ヲ停

ラレ、一門其他ノ人ヲ集メ玉ヒ観花ノ宴ヲ開カレ、貴

賤男女花ニ酔フノ様ヲモ御覧セラレ、実ニ借楽ノ地ナ

リ、桜樹ハ吉貴公仙巖邸ニ隠棲セラレシ際栽培セラ

レ、其後逐次栽次シ保護怠ラサルカ故、大ナルハ一圃

以上ニ及ヒタルモアリ、斯ク由縁ノ勝致ヲ毀チ修築ノ

用ニ充テラル、ハ、国家枢要ノ事ナレハナリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四四〇ノ二号と同文な

り〕

〔頭注朱書〕名勝志二日ヨリ下ノ登月船寺ノ詩ニテ削除スヘシ

○名勝志二日、大磯ハ吉野村ノ海辺ヲ云フ、風景絶勝ニ

シテ鹿兒島八景ノ其一也、邦君〔光久〕寛陽公万治年中別館ヲ作り屢光臨シ給ヒ、山水ノ風色ニ随ヒ、或ハ詩ヲ賦

シ或ハ釣魚ノ事ヲナシ給フ、陪従ノモノモマタ偕ニ娯
楽ヲ同シクストイヘリ、寛文十二癸丑ノ歲正月九日未

ノ刻、双鶴空ニ横ハリ下リテ館庭ノ塀ニ集ル、日巳ニ
西スルニ及ヒ〔朱書〕然トシテ去ル、コ、ニ於テ亭ヲ僊巖

ト〔朱書〕喜鶴ト名ツケ、侍臣大原林斎ニ命シテ記ヲ作ラシ
ム、〔吉書〕淨国公致仕シ給ヒシ後コノ館ニ〔朱書〕オハシマスコ

ト二十有余年、多ク桜樹ヲ栽給ヒテ四季ノ眺望多シ、
中ニモ春ハ瓊筵ヲ花ニ開キ、秋〔朱書〕ハ羽觴ヲ月ニ飛シテ

其余年ヲ楽ミ給フ、又十二景ヲ題セラル、喜鶴亭、池
中社、稻荷楓、奥院瀑、補陀鐘、吹上牧、山崎宮、天

神梅、洲崎煙、南浦船、桜島月、茅落鹿、今其詩伝ハ
ラス、寛政中、〔重書〕今公〔朱書〕マタ十六景ト題シ、〔以下説点〕図画ヲ

著シ唐山ノ人ヲシテ詩ヲ作ラシム、其題ニ曰、海門山
騰蛟石、鳴雨泉、赤松林、飛鳥道、香楓巖、匹練洲、

天平山、桜花溪、修竹径、朝夕池、香蕉邱、菅神廟、
荻蒿叢、龍洞院、葡萄架、

観水舎〔朱書〕「ハ」寛政中経営、巖壁ニ銘ヲ鐫ム、銘文左ノ
如シ、

〔以下説点四十六ヶ所は全て朱書、但し「部」は除く〕
捫蘿攬葛、陞道上天、側多奇石、如鬼如仙、

屠維之歲、協洽之年、創建亭榭、于此山顛、

名曰観水、对彼飛泉、作銘是記、琢石是鐫、

銘辞不朽、亭子不騫、当与山石、万古永伝、

仙巖懷古

〔山田有楚
山君豹〕

中天樓閣鬱嵯峨、六曲朱欄弘絳河、日落江湖千嶂小、

水廻島嶼五雲多、旧時花木迎冠蓋、到处園林老薜蘿、

借問飛來双白鶴、仙巖珠樹近如何、

桜花塢

〔朱書〕
源「天」錫
〔島津久微〕

白「雪」似桜花、桜花如白雪、寧弁雪兼花、只今春意

切、

仙巖園

喜鶴亭記

喜鶴亭在 本府城北一里、其地錦峰繡嶺、前臨大江、

且多奇石、詭觀異状、不一而足、名之曰仙巖洞、蓋

比於龍虎山之仙巖云、〔覽瀆名勝考〕より補天明丁未之歲、

老太守中 将公至△自東都、暇日遊於喜鶴亭者屢矣、因據其登

臨遊觀之状、尤可喜者、為十六景、命画師各図其状、

合為一卷、既又別写其図、託長崎人林梅卿、求詩及

序為一帖、又命臣山本正誼為之記、〔以下略
ス、〕

十六景序略

鳴雨泉

〔朱書〕「シクレノタキ」

山脈通源日夜流

戊申仲夏外史曹謙光

烹來石鼎供茶話

淋々似雨響園秋

赤松林

七椀邀炉一味味

虬枝低垂翠成堆

雲南学路吳俊

薄暮擁濤風影動

未受秦封次第裁

騰蛟石

疑擲月到薩摩來

雲根拔地幾何年

翰林庶常出知福寧刺史江琅

千古青蒼冠名勝

形肖蛟騰却宛然

香楓巖

每逢風雨似昇天

〔朱書〕吹春風明醉早楓丹

夾岸香來到曲欄

此景〔朱書〕「独余」海外有

神櫻応羨是奇觀

修〔朱書〕「竹」徑

吏部石侍郎順天学政金士松

琅玕千万立成林

細路通人幽境深

傍午不知過赤日

清涼慣透愛吟心

番蕉邸

翰林院修撰汪如洋

〔朱書〕牆場成翠碧帶山腰

葉々迎風鳳尾搖

也抱歲寒心似鉄

不驚飛雪響蕭々

〔朱書〕「荻」蒿叢

翰林院編修范來宗

歷乱秋風影不齊

含煙和露隔花溪

莫嫌〔朱書〕「寂寞蓬蒿逕」

慣遺高人遠托栖

葡萄架

翰林院編修〔朱書〕「加」一級敝福

漢使〔朱書〕「西」帚味共探

移栽嘉種遍東南

結陰成架初添竹

珠〔朱書〕「帳」草龍護碧嵐

以上、仙巖園中八景也、

菅神廟

御史李燦

巍然神宇白雲辺

靈爽憑依別有天

洗浄塵縁留好景

楓香蕉色寺門前

桜花溪

〔豐澤名勝考〕より補
太守王文治△

張家紅粉擅風流

凶画天然到練洲

好賺漁郎成問訊

一溪春滿海東頭

龍洞院

承宣布政司王昶

天平遙対院門青

四月寒生古樹林

嘘氣成雲迷洞府

蒼苔冥漠鎖層陰

飛鳥道

大学士嵇璜

灰〔朱書〕「逕垂」空界碧山

人依飛鳥試躋攀

紅塵不到芒屨底

徐度松雲幾重関

朝夕池〔朱書〕マノウミ

主事〔朱書〕宗泰

群峰環抱一泓秋

水落水高早暮流

正合僊園人佇立

早然身〔朱書〕已到〔朱書〕瀛洲

匹練洲〔朱書〕スサキ

侍郎蔣元益

雲羅霧縠影相將

疊雪輕勻帶水鄉

倚倩白魚拋玉尺

量来応有幾多長

天平山〔朱書〕サクラシマ

翰林院編修梁同

高峰儼与碧霄齊

矗立当空万象低

絶頂徘徊天関近

何須更上步雲梯

海門山

侍読学士彭紹観

海門兀峙鎮洪濤

能〔朱書〕抗〔朱書〕前津風怒号

万里乘潮客出入

玉鯨隠々与金龍

以上、仙巖園外八景也、

大磯 雪の讚 西洞院時名朝臣

月も今入江の波に雲はれて

雪ふりしらむ磯きはの里

慈雲山安寧寺龍洞院

大磯ニアリ、天台宗隅州国分〔弥〕

勸院〔カ〕ノ末、中興開山憲英法印、初メ日州高原常教院〔神〕

院末 荒廃セシヲ、 浄国公ノ命ニヨリテ享保十年爰ニ

再建ス、梵鐘ハ隅州吉松般若寺ノ古鐘也、

龍洞偶成

〔朱書〕吉蘭阜〔吉田清純〕

〔以下説点四ヶ所は全て朱書〕
雨歇寺門大海清、

逍遙偏不世中情、雲迷龍洞龍何在、

花樹春風鶯一声、

天満宮

龍洞院ノ西南ニアリ、祭神一座菅丞相道真、例祭八月二十五日

貞享三年 寛陽公創建シ給フ、本社筑前国博多綱輪天神

神

長崎紗鹿

梅青葉唯ニ拍手ノ匂ヒ哉

大磯山月船寺

大磯ニアリ、城州宇治黄檗山万福寺ノ

末ニシテ、開山木庵禪師万福寺、二世、本尊釈迦如来像、元祿

十四年六月愚門和尚開基、初メ隅州始良曹洞宗含粒寺

ノ末ニシテ廢頽ニ及シヲ愚門重興ス、

登月船寺

錦水源天錫

〔以下説点八ヶ所は全て朱書〕
匡廬勝地試攀登、

春色蒼然万象澄、日落孤峰浮積水、

巖廻虚室静伝灯、呦々脚草林間鹿、寂々看花石上僧、

相揖不須通姓字、焚香猶在白雪層、〔貼紙〕是迄除クヘシ

79 ○神瀬及ヒ桜島燃崎兩所砲台修築、及ヒ国府遷城ハ後ニ

スヘキ布達左ノ如シ此布達ハ本月十六日發布セラレタリト雖、モ、茲ニ蒐載スルハ便閱ヲ要シテナリ、

国府江御住居ニ而追々諸士一統モ被召移、防禦之御手
当向嚴重御手ヲ可被為付段被仰出置候得共、何分急速
之運相付兼候ニ付、御熟慮之上神瀬并桜島燃崎ヘ台
場神速ニ御造築、守備十全之術ヲ被尽 思召ニ候、就
而者国府御住居之儀 御延引被遊 御帰城、諸事御指
揮可被為 在旨被 仰出候、此旨表方ヘ致通達、奥
掛・御勝手方掛ヘモ相達、向々ヘモ早々可申渡候、

七月十六日 帯刀小松清廉

斯ノ如ク布令セラレ、七月十八日ヨリ起工セリ、当日
ハ国老其他軍役方等ノ吏員出張、築造ノ形状確定シタ
リ、而シテ昼夜兼業百日間ニ概功ヲ揚クヘキ旨厳令セ
ラレタリ、又土石場磯桜谷モ同日ヨリ数百ノ工夫ヲ集
メ着手セリ、実ニ盛ナリト謂フヘシ、○神瀬及ヒ桜島
燃崎砲台築造ノ事ハ 照国公ノ尊旨ニ出タルカ故、
太守公 国父公繼紹シ玉ヒ、修築ノ予定ハ文久二年十
一月十六日 御親書ヲ以テ令セラレ、而シテ同十七日
御父子御一同汽船ニ召サレ御巡覽アラセラレタリ、然
ルニ英艦侵来ノ形勢切迫ナルカ故、急遽ニ応セント仮

リニ沖ノ小島ニ築カレ神瀬ニ換ラレタル者ナリ、斯ノ
如ク既ニ数閱月前ニ予定セラレシ事ナルニ、今回衆望

モ茲ニ帰シタルカ故、盛大ノ業ナルモ直チニ可決セラ
レタル者ナリ、○前ニ記シタル折田要蔵ナル者ハ、嘉

永ノ初江戸ニ遊学シ兵学ヲ講シ、佐久間象山啓呼フ、等ノ

人ニ交リ外夷事件ニ就テ幕府ノ嫌疑ニ触レタルニ依リ、
亡命ノ届ヲ為シ下魔セシメ入牢セシニ、在檻砲声ヲ聞

ヒテ慨嘆シ種々海防ノ策ヲ建言セリ、其説宜キヲ得タ
ルヲ以特赦出檻、修築関係ヲ命セラレタリ、○修築図

ハ 照国公和蘭人「フワハントウエーン」ナル者、鹿
児島湾内守防ノ図ヲ製シ捧呈セル者ニ則レリ、則チ左

図ノ如シ此時洋学者石川確太郎、
専ラ製図ニ関シタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四五一号と同文なり〕

80 ○造士館員其他建言セシ者募カラサリシト雖モ、一二ヲ

左ニ記ス、

此節御三役方国老・若年寄・大目
附ヲ御三役ト唱フ、其外ヨリ再三願之趣有之、

無御扱一往国分御住居被仰出候条、神速ニ埒明候様被
仰出之趣謹而奉承知候、右ニ付、近頃恐多奉存候得共、



一往国分御住居之儀者被為 思召止候様有御座度、謹而奉願候、靜謐之時ニ候得者、何方江被為成御座候、而モ御差障リ相成廉者有御座間敷、此節之儀者又候英船不參ト者難申形勢御座候ニ付、若 上様御当地御迦シ相成候而者士風挫ケ候様可相成ト奉察候、数代御養育之諸士ニ御座候得者、為一人必死ニ志者ハ無之賦御座候得者、士中モ強弱之差別有之、兼而有志ト申程之者治乱相替不申候得共、優劣一樣ニ者無之候ニ付、御当地モ多人數之儀ニ御座候得者、御床机被召居 御下知時々不被為在候而者、柔弱之者ハ頼少キ心持ニ罷成リ、受持之場所粉骨ヲ尽シ候儀不相成、強剛之者ハ国之為ニ死シ、左候得者職分相立候ト憤激之氣分差起リ死ヲ急キ可申、凡下女更ニ者特ニ多ク可罷成、一同氣先禿入候而者不可然形勢到来不致候トモ難申上、私共ニモ甚タ心痛仕候、左候而、御住居之儀者、草牟田ヨリ北之方上伊敷村迄之間ニ宜シキ場所御吟味被為在候者、随分御屋形可被召建所有之哉ニ奉存候、旁御不如意之御訊等モ可被為在候得共、已ニ戰場ニ臨ミ候時節ニ御座候間、御不如意等者被為 召忍、何卒御憤發

被為在度、此節就戰爭者、台場受持之者ハ実々粉骨碎身、死ニハマリ候由承り候儀ニ御座候間、申上ル迄モ無之儀ニ御座候得共、早ク御慰勞御恩賞被召加度、左候者一涯士氣相振ヒ可申、兎角士氣相振ヒ不申候、而者夷船再度渡来之節全勝之程無覚束奉存候、台場并大砲御取繕、集成館御修甫等之儀、最早御手モ付候筈ト奉存候得共、當時緊要急々之要所御座候間、余事者被召置、此方ニ混ト被 仰付度儀ト奉存候、甚危キヲ申上候様御座候得共、自古平安ニ安シ候得者決而及大破、常ニ危懼ヲ抱キ諸辺ニ心氣貫キ、上下一体ニ相成候、明代ト同様到来致候而モ必ス太平ニ帰シ候例御座候間、此節国分 御住居者世上之風分、御国体ニモ相障候儀ニ御座候、何卒被為 思召止候儀、誠ニ奉懇願候、実ニ落涙仕候、此後爭戰之節台場其外御備立之処ニ者御一門方并御三役御名代ニ而御出張相成、進退掛引等御指揮有之度、左候者人氣モ自ラ相振ヒ、紀律モ相立候訊ニ可有御座候、已ニ先日台場発砲之折者、人数掛引等者唯物主一人ニ而被致候処モ為有之由ニ御座候間、此段モ奉申上候、誠惶誠恐、頓首、

七月七日

山田十介有裕、教授職

〔貼紙〕「各実名記入スヘシ」

山之内作次郎助教職

〔貼紙〕「児玉・窪田職名札シ記入スヘシ」

児玉源之丞〔助教カ〕

窪田新次郎〔助教格助教寄カ〕

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四二三号・「旧記雜録

追録八」四二九号と同文なり〕

81 ○神瀬修築ノ建言左ノ如シ、

安政戊午之年、〔齊彬〕順聖院様深遠之尊慮ヲ以テ神瀬江〔堡柴カ〕

柴ニ類シ候砲台御造築之筈ニ而、既ニ少シハ御手モ付

居候処、御大變ニ相成、其後早々御取毀御座候、其

時分之巷説ニ、神瀬ハ宇治瀬宮ノ領地ニ而、夫ニ砲台

御築造相成候ニ付、其妖怨ヲ恐多クモ及ボシ奉リ、且

ハ祇園洲台場上之巖ヲ崩シ、砲台用之石ヲ取方被 仰

付候ニ付、是以神地故神仏激怒シ、御大變ニモ被為

及候抔ト神職・僧侶之輩種々之妖言申触シ、凡俗ヲ惑

シ候ノミナラス、神瀬ハ跡形モ不得見様御取崩ニ相成

候、神ハ元来聡明正直ニシテ仁慈ヲ專トシ、国家之為

メ妙心靈顯有之者古今其例不少、国家動乱万民苦候時

ハイカニモ力ヲ尽シ、禍事ヲ除キ正直ノ道ヲ補ハレ候

モノニ可有之、然ルニ其領地ニ国家鎮衛ノ為砲台ヲ被

為築候ニ、何ソ可怨可讐訊可有御座哉、タトヒ其領地

ヲ崩シテ滄海トナシ、川沢ヲ埋メテ平地トナシ候トモ、

国家万民之益ニ相成事ハ分而可被歎事ニ可有御座、殊

ニ無用之暗礁ヲ築建シ有用鎮護之地トナシ候ニハ、怨

仇可有之事ハ勿論有之間敷訊ニ候処、全ク妖僧等凡俗

ヲ迷シ候言語ニ御座候、順聖院様ニモ御国家之御為

御心力ヲ被為尽候御事ハ勿論、御入費ヲモ不被為厭、

御手ヲ被召付候処、神職・僧侶之輩猥ニ妖言ヲ唱候ハ、

實ニ可惡之至ニ御座候、神瀬ニ砲台御築相成候得者、

御城下者別而要害之地ニ罷成、夷狄猥ニ參港難致候間、

早々御手ヲ被為付度、左様御座候者乍恐 御孝道ニ取

テモ不輕諷柄ト奉存候、既ニ先度異船猥ニ乗入候儀モ

有之、亦候禍心ヲ懷候船渡来仕候者、当分之御備ニ而

者於何方相支ヘ可申哉、山川者 御城下之咽喉ニ而関

門同然之場ニ御座候得共、根占海岸トノ隔四五里程モ

有之、如何ナル大砲ニ而モ難遮、其内外海者猶更手広

ニ有之、御城下海岸迄一走シテ乗入、万々一如何様

之禍心ヲ懷キ居候半モ難測、妄リニ放砲ニ及ビ候者、陸地之戰ハ元來御国士之長所ニ而、夷狄ヲ粉碎鑿滅仕候者必定無疑事ニ御座候得共、渠ハ沖中ヨリ砲撃イタシ進退出没ヲ不定時ハ上下町者扱置、不祥之言ニ御座候得共、御大郭〔貼紙〕
御大郭トハ
御城ヲ云「モ僅七八町、拾町ニ過キ不申、能キ矢頃ニ御座候得者、焼打等之懸念モ不少、就中啖咭喇者一度參港イタシ、地形モ粗者遠見為仕筈候ニ付、暴慢ナル夷人共此方之御予備ヲ蔑視致シ候者、如何様之不法無礼可致モ難量、此方之武備充分行届、渠等之來ルヲ待ツテ試申度程之手当整候得者、人心モ動揺不仕、何程猖獗倨傲之夷艦幾十艘來撃仕候共、聊憂フルニ足ラス、タトヒ渡來仕候共、不法無礼者勿論得不致、恐敬シテ薪水等ヲ乞ヒ可申、其時此方ニモ礼義ヲ正フシ相当ニ与へ候者、其御威徳感戴敬慕シテ退港仕、繁々渡來モ仕間敷、是則神武不殺之策ト申モノニ可有御座哉、兎角御手当向之御本意者、無恃其不來、恃吾有以待之、無恃其不攻、恃吾有所不可攻ト申儀、確当之要語ト奉存候、如此之御意味合ニ而御手当相成候者、強チニ無礼難仕道理ト奉存候、四五年前松前候

御城築有之、海岸近ク立派ニ有之候処、通帆之異船「ボンペンヲ」打掛走去リ候由、是者近ク嘉永之度ニ御座候由、畢竟城築ノミニ而、砲台之設無之処ヨリ蔑視致シ候、蛮夷者右通禍心有之者共ニ而、一彈撃之為ニ格別之儀者無之候共、御国威ニ相響不輕事ニ可有御座、殊ニ御国者御手当向頗被為整候御聞へモ可有御座候間、方今ニ相成候而者猶更御嚴整被為在度、神瀬江砲台御築造之儀者順聖院様和蘭人江吟味被相下、地理其他大砲之員數等ヲモ申上候趣モ為有之由、左候得者遠ク海外ニモ相響候、御創業ニ而此等之儀ヲ以テモ御英名相耀、御国力之強大ナル事、西洋各国者素ヨリ世界一般ニモ相響候ニハ無疑、是則神武不殺之御大策御明慮之程何トモ無比肩、難有次第ニ御座候、因而片時モ早ク御再興被為在度御事ト奉存候、乍併前件ニモ奉申上候通、當時内外御公私之御入費御繁多之折柄ニ御座候得者、愚味賤陋之私式スラ其職ニアラスト雖モ、別而苦心仕罷在砌ニ御座候間、兎角經濟之道御充分被召付、其御余潤ヲ以、右ニ申上候種々之御用途ニ被宛行候様無御座候而者、今形御畜財〔審財力〕ヲ御費シ御座候

而者非常之時ニ当テ甚御差支可相成、尤、古人之語ノ如ク、富国強兵之四字実ニ方今ノ御要務ニ可有御座候間、何卒広ク言路被為開、御生財之筋人々江建白モ被仰付、非常之御処置断然 御果決被為在度御事ト奉存候、將又山川港内其他近辺之海岸砲台之儀モ太切（大切カ）之場所柄ニ御座候間、今形被召置候而者難相濟、是以和蘭人江吟味モ被仰付候由ニ茂御座候、此所者御城下之咽喉ニ御座候間、神瀬ヨリ先ニシテ御手ヲ被為付度、其他下町海岸之土堤モ、石灯炉通ヨリ砂糖藏之方者未御出来無御座候付、御築添相成、沖中ヨリ市中之人家不見透様、且ハ万一非常之節者敵之彈擊ヲ凌キ候ニ者別而益可有御座、平常者火防之為ニモ可罷成、亦大門口砲台者沖中ト下町波戸之前涯迄ヲ打候射線之設ニ而、脚舟ヨリ波戸台場ニ迫リ候防キ全無御座候間、大門口御番所辺江輕砲三四門被備置度、是者横打之設ニ御座候、亦弁天波戸・新波戸之両台場ニ脚舟ヨリ迫リ候ヲ横合ヨリ打払候ニ者、右両砲台毎ニ北之方一方ニ袖ヲ築添、三四門程ツ、相備申度、又鶴江崎辺江三方玉利之堤壇台御出来、上下町并ニ祇園洲台場江脚舟ヨリ迫

リ候ヲ打払候様有御座度、此等之趣者和蘭人モ建議為仕由、又上町新築地御作事方下海岸江茂下町同様土堤御築被成、堤上ニ樹木ヲ植付、御城郭不見透様被仰付度御事ト奉存候、

神瀬江砲台御築造之上者、装置之大砲者八拾斤・六拾斤之長砲百門程、少クトモ七拾門者是非御備相成度旨和蘭人モ申上候由、山川江者六拾門程、桜島洗出・島・横山等江茂式拾門程ツ、相備、沖之小島者相除、其土石ヲ神瀬ニ移シ、亦神瀬ト甲突川尻調練場ト之間者淺瀬ニ築切り、大船通帆不相叶様ニイタシ、後々者築切り候ト之趣共茂為申上由、右者中々不容易御功業ニ可有御座、就而者大砲之員數茂彼是式百門ニ過可申、右ヲ御鑄造之御入費忝挺凡五百兩ト見賦、都合拾万兩ニ相及候、五百兩ニ而者逆モ出来者無覺束、忝丁ニ付廳而千兩程ニモ可相及哉、是ニ而サハ不容易御入用、加之砲台御築造之御用途旁一方ナラサル訳者必定ニ御座候ヘハ、乍恐当分之御趣法ニ而者拾年之後トイヘトモ可難被調哉ト奉存候、依之何分一日茂早ク御手ヲ被召付度儀者、別段御軍備一般之方ニ御生財之道被仰付

度御事ニ奉存候、

一梵鐘御取揚之儀者、重キ

勅諭之御趣被為在、普ク天下之御触ニ相成候ニ付、去ル午年御領国中寺院之梵鐘御取揚相成、集成館・鑄製方等江被相渡置候処、御大變後前件妖僧等之妖言ニ依而之訳ニモ有御座間敷候得共、夫々本々江御返シニ相成、剩へ御取上之節者寺役ニ而差出候処、御返付之御者御物計之持夫ニ而御座候由、右之御処置振ヲ乍恐窃ニ勘考仕候ニ、重キ 勅諭ニ被為對、後世之評論如何可有御座哉、後世他邦之論評ニ罹リ候時者、實ニ無勿体次第可罷成者必然、当今之処ニ而者皆人其時勢之情態貫通仕居候ニ付、氣付不申程ニ御座候得共、後世其時之事情取失ヒ、事蹟ヲノミ存シ候場ニ相成候者、別而重大遺恨之論說ニ罹リ可申、梵鐘ヲ以大砲ヲ鑄造仕者聊之事ニ御座候得共、後世之論評者至重至大之事柄ニ御座候処ヲ、乍恐 御遠慮被為遊、以前之如ク御取上有御座度奉存候、尤、妖僧等時勢之弁識モ無之、仏陀之妙靈奇特ヲ唱、種々可奉阻モ難計御座候得共、時態篤ト御論解ニ相成、其上奉否輩モ御座候者嚴重之

御処置被為在候而、少シモ御差支者被為在間敷哉ト奉存候、恐惶頓首、

文久三年亥七月七日 市来正右衛門四郎 旧名

上

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四二四号と同文なり〕

82 ○七月十一日諏訪社神事〔太鼓カ〕大鼓踊、例年ノ如ク本日ヨリ興行ヲ允サレ、頭屋ノミニ興行シ、各寺院巡踊ハ戰爭後

ノ事故停メラレタリ、○二日開戦ノ當日、頭屋ハ興行セシカトモ、砲声ヲ聞テ中止セリ、例歳二日ヨリ十一日ニ至迄各村又ハ桜島等興行セリ、然ルニ戦争ニ依リ中止シ、本日第二番踊ノ興行ナリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四四二号と同文なり〕

83の1 ○七月十一日、近衛殿御父子及ヒ二条右大臣齊敬公御書翰ヲ以テ、国父公速ニ御上洛アラン事ヲ頻請セラレ

タリ、御書翰左ノ如シ、
残暑難凌候、弥御勇猛珍重尚承度候、抑本田弥右衛門下国後未何等之左右モ不承、甚安心不成候、如何之御

模様哉、御登京之儀、此頃ニ至リテハ是非ノ待入候事ニ候、誠ニ切迫実ニ不容易形勢ニ而痛心候、此別紙之通、久留米水天宮神主〔真木カ保臣〕牧和泉守トカカ申者建白致、議奏・參政辺専心、唯今モ建白之ケ条欲被行場合ニ至リ、実以一大事之事ニ候、

主上ニ者御承引不被遊御様子故、弥強情ニ相成、

叡慮ヲ押ヘテ忽被行様之計略ニ而扱々心配之至ニ候、

三条并參政之人々毎度ノ二条右府公・徳大寺内府〔公純〕

公・下官等へ責付ケ、イツレニ被行候様岐度取計ヒ候

様ト、日々入来ニ而責付ケニ候、忠熙・中川宮等ニハ

薩へ洩シ候トテ大ニ忌ミ候様子、併ハブキ候而ハ却而

悪敷ト申工合ニ而、全ハブキニモ不相成候事ニ候、

実々〔カ〕親征ナトハ存不寄大變ト存候、夫モ列国一和シテ

主上御親征被遊候事ナレハ兎モ角モ、方今之形勢ニ而

ハ

天子自親征被遊候而成功無之、実ニ不容易大變眼然ニ

招候事ト右府公・忠熙・中川宮・内府公・下官等ニハ

存上候事ニ候、夫故彼是ト申居候事ニ候、併中々三条

ヲ初、參政之人々不採用之事故、何レ押付ケ親征之場

合ニ不相運哉、実々痛心無涯候、先初ハ石清水迄、夫ヨリ浪華城へ還幸ト申事ニ候、扱々大變至極之事ニ候、実以天下之安危此時ニ差迫リ候、依之其許御上京之儀、分而ノ待入事ニ候、未彼是議論最中ニ而候、為皇国深々御賢考在之度、偏ニノ存候事、

七月

〔久光〕

忠熙

島津三郎殿

忠房

尚以此書中早々投丙可給候也、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四四四号・「玉里島津

家史料」二六一一ノ一号と同文なり〕

83の2

六月九日已後之世界

一攬攘夷之權事、

宜以深遠不可測之言、〔掃彼カ〕掃彼

遣 勅使于赤馬関、

以攘斥之命、布告未及之藩国、

一標 親征部署事、

下 命、算在京之兵卒、

造錦旗・革車、

仮更服色、用戎衣、

一置攘夷使・諫官事、

選公卿三人・侯伯三人、以正司馬之名、各進爵位、

選天下聞人三四人、以為式、

一新天下耳目、

一収土地人民之權事、

投機遽下 詔、々辞最用意

仮減稅則二等、

重戸部之選、

一移 蹕浪華事、

嚴兩灘兵備、

置関于扼塞十所、

造無數舟舶・無數砲礮、

〔本文書は「玉里島津家史料」二六一一ノ二号と同文なり〕

島津三郎儀、兼々蒙厚

勅命、当春上京有之候処、於自国海岸武備之急務指加

り候趣ニ而、俄ニ帰国有之候後、今以再心上京無之、

方今時勢段々不容易切迫之折柄ニ候得者、自国武備之

義者修理大夫江相任置、三郎儀者速ニ上京候而、輦下

誠忠之諸藩申合、可奉安

宸襟之旨御沙汰被為在候様奉願度存候、但、近頃薩藩

御不審之事項有之候処、前条願候儀者深恐入存候得

共、方今切迫之時勢ニ候へハ、何分三郎儀者急速上京

於輦下勵勤之候様御沙汰之程伏而奉願度、只々恐入存

候得共、前件之儀偏ニ願存候事、

七月

忠房

本文ニハ当春上京之続ヲ以、三郎卜認置候得共、修

理大夫・三郎兩人之内被召寄候様奉願候事、三郎被

召候ハ、尚更卜奉存候、以上、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四七〇ノ二号・「同第三卷」六四号・「玉里島津家史料」二六一〇号と同文なり〕

残暑難陵候、弥以御勇健候哉、尚承度存候、然ハ時勢

追々切迫不容易次第二候間、最早此場ニ而ハ岐度く

其許御上京ナラデハ不相済ト決心仕、別紙之通建白仕候、何レ再三再四アク迄申立候心組ニ候、呉々押通シ申立候覚悟ニ候、弥被 召候上ハ、何卒く自国防禦之辺ハ修理大夫江御委任ニ而急速く御上京ニ相成候様、呉々此場ニ至リ候而ハ、岐度御登京在之候様深々希入存候、何分御上京ナクテハ、於当家モ俗ニ申心細ク存候、実ニ昨年来格別く勤王之御事、何レニ致セ早々今度ハ御登京之様偏ニ存候事、

七月九日

忠熙

島津三郎トノへ

忠房

尚以本文之次第呉々分而申入候間、岐度御承知可在之存候事、

三白、自然修理大夫殿被召候節ハ、御申合セニ而御上京之様存候、可相成ハ其許御上京尚更ト存候事、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四三二一・同 第三卷〕六五号・「玉里島津家史料二」六一一ノ四号と同文なり〕

島津三郎

夷賊之義者雖為小醜、一般之人心ニ關係候ニ付、此節御親征之儀御用茂被為在候、就而者去春已来忠誠ヲ尽候儀、御依頼被遊候儀ニ候間、急々上京候様 御沙汰候事、

七月

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四七〇ノ一号・同 第三卷〕七一号・「玉里島津家史料二」六一一ノ五号と同文なり〕

残暑之砌愈御多祥令对寿候、尚又承度候、抑今般其許上京之儀表向被 仰出候ニ付而者、早々御登京ニ而何卒御尽力御頼申入候、尤、連署之銘々ヨリ建白候処、朝議符合ニ相成、表向被為召候次第ニ候、何卒く此機会不失、早々御上京之義、分而く御頼申入候、且表向之御書取ニ者御親征御用ト有之候得共、決而御治定之訳ニ無之、尚其辺御上京之上巨細ニ御話可申入候（符カ）存候、尤、連署之銘々モ不承知之事ニ候、其上内実者上ニ茂親征御好不被為在候、御時宜同居候間、何分其許急々御上京ニテ御判断分而御頼申入度候、何茂委細

之次第ハ御家来江中含差下候間、篤ト御聞取可給

候、実ニ格別之 思食ニ而被召候儀ニ付、不失此

期是非ニ早速御登京ニ相成候様存候、尚又厚御

依頼被遊度儀モ伺候、旁早々御上京之儀呉々御頼申入

候、扱如何敷事ナカラ、御不審一件ハ追々消散之事打

明申入候、何分早々御上京之様ト存候、真実 思召之

処ハ一刻モ不遅滞様御待被遊候事伺候間、弥以急速ニ

御上京之様偏ニ御頼申入候事、

七月十一日

忠房

忠熙

島津三郎殿

齐敬

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四四三号・「玉里島津家史料」六一一ノ六号と同文なり〕

84 ○二条城門ニ落書

徳川家茂

右者、先達而上洛之後

天朝ヨリ被 仰下之儀廉々有之候処、表ニハ

勅命尊奉ノ姿ニ而、始終詐謀ヲ以事ヲ左右ニ寄セ万端

因循ニ打過キ、外夷拒絶談判之期限ニ至ル迄

叡慮ヲ欺キ延引ニ及ヒ、押而帰府之儀願出、殊ニ男山

行幸之節、供奉之命ヲ蒙リナカラ俄ニ虚病ヲ以奉断、

且一橋中納言儀、八幡神前ニ於テ御用筋有之場合ニ至

リ、病氣申立其場ヲ逃シ、布而上ヲ奉軽蔑如期ノ次第、

其余板倉周防守・岡部駿河守等ヲ初メ、奸吏共数多有

之、井伊掃部頭・安藤对馬守等逆意ヲ継キ、賄賂ヲ以

窃ニ奸謀ヲ行ヒ、言語同断不埒之至ニ候、此故一々可

加天誅之処、 大樹ニ於テハ未若年故、諸事奸吏之胸

中ヨリ出候趣ニ相聞得、格別寛大之沙汰ヲ以姑ク令宥

免候、速ニ姦徒之罪状ヲ糺シ嚴科ニ可行、若於令違背

者可加天誅者也、

七月七日

85の1

○七月十二日、各砲台談合役・旗預・什伍長等御本宮へ
改服出頭スヘキ旨達セラレ、而シテ各通ヲ以テ左ノ如

ク褒賞ヲ賜ヒタリ、

金幾兩十兩・八兩・五兩・貳兩、職
掌又ハ戦功ニ依テ差アリ、

〔名糺シ記入スヘシ〕

右者今度英夷侵入之砌、何ツ方台場各持場何々ト相記サレタリ

固メ、必死相働キ、為戦勞右之通拝領被仰付候条、

猶又可抽忠勤候、

右、御格之通可申渡候、

七月十二日小松清廉 帶刀

斯ノ如ク什伍長ノ総人員へ下賜セラレタリ、○兵士ハ同十三日物主宅へ召喚シ、右同文ヲ以テ賞セラレタリ、

○什伍長ハ各金貳両、兵士ハ各壹両、兵糧・玉葉等ノ

諸役者ハ兵士同文同金員ナリ、

○賞賜ハ各砲台水軍隊什伍長・兵士ニ止リ、其他兩御旗

本・御城下警衛隊等ハ賞詞ノミ下サレタリ、

〔貼紙〕「名札シ記入スヘシ」

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四四五ノ二号と同文なり〕

り

85の2

○祇園洲砲台ニ於テ戦死税所清太、恩賞左ノ如シ、

一金三拾兩

一御切米八石

祇園洲台場

二十四斤砲什長

税所清太篤風

右者〔忠義公史料より補〕今度英夷侵入之砌、祇園洲台場相堅、請持之

大砲ニテ致打方候処、請砲丸相損不用立処、代之大

砲相手江致加勢、髻ヲ付候砌、逢手疵致即死候段被

聞召上、拔群之働 御満足之至〔被脱力〕 思召、為軍賞右之

通拝領被 仰付候、右御格之通可申渡候、△

七月十二日小松清廉 帶刀

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四四五ノ三号と同文なり〕

り

85の3

○島津権五郎久馨後登下改メ、薩藩後、九良賀野ト改称ス、 祇園砲台ニ於テ戦功

衆ニ抽タルカ故、左ノ褒賞ヲ賜ヒタリ、

島津登久馨

一御鉄砲 一挺

一御陣羽織 一

右者今度英夷侵入之砌、為御先手物主祇園洲台場相

堅、夷艦數艘引受、砲台相壞迄苦戦致、終ニ一艘打

居候段 御満足之至思召候、為御褒美右之通拝領被

仰付候条、愈可抽忠勤旨被 仰出候、

七月^{十二}
日 帶刀^{小松}
清廉

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四四五ノ一号・「旧記
雜録追録八」四三五号の一部と同文なり〕

85の4
一 御陣羽織 一

砂揚場台場

御先手物主

島津織之介^{久直}

右者今度英夷侵入之砌、為物主出軍、砂揚場台場相
堅、尽粉骨致指揮候段被 聞召上、御満足之至

思召候、仍而為軍賞右之通拜領被 仰付候条、愈可

抽忠勤旨被仰出候、

七月十四日 式部^{川上}
久美

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四四八ノ一号と同文な
り〕

85の5
一 御陣羽織 一

新波戸台場

御先手物主

川上右膳^{久賢}

弁天波戸台場

物主

相良治部^長
發

大門口同

関山^金
生

水軍隊

物主

仁礼舍人^仲
信

右同文各通同品、

七月十四日 式部^{川上}
久美

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四四八ノ二号と同文な
り〕

85の6
○

祇園洲台場戦兵

金八両宛

右前文ニ同シク金員モ同数各通、

砂揚場台場戦兵

大門口台場戦兵

弁天波戸台場戦兵

新波戸台場戦兵

水軍隊戦兵

右同文、金員モ同数各通、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四四八ノ三号と同文な

り〕

85の7 ○七月十四日達、

一金拾五兩

一御切米四石

一十匁鉄砲一挺

沖ノ小島台場受持

青山思知〔長憲〕

右者今度英夷侵入ニ付、沖小島砲台相固、夷艦数艘

引請拔群相働候段被 聞召上、御満足之至被 思

召候、仍為軍賞右之通拝領被 仰付候条、愈可抽忠

勤候、

右御格之通可申渡候、

七月十二日 带刀小松清廉

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四四五ノ五号と同文な

り〕

85の8 一金拾兩各自拾兩、褒賞書モ各通同文ナリ、

青山弓太郎知長男 愚 中江八左衛門

諏訪八郎左衛門 福崎伊三次

野津七左衛門〔貼紙〕「各実名記入スベシ」 鎮 雄 津留八之進

竹山喜藤太 宮原清右衛門

右者今度英夷侵入ニ付、沖小島砲台相固、夷艦数艘

引受拔群相働候段被 聞召上、御満足之至被 思

召候、為軍賞右之通拝領被 仰付候条、愈可抽忠勤

候、

右御格之通可申渡候、

七月十二日 带刀小松清廉

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四四五ノ四号と同文な

り〕

85の9 一金八兩各自八兩、褒賞書各通同文ナリ、

谷山勇右衛門

東条正之進

指宿正右衛門

尾上伊之助

川南新八

山山正兵衛(直光)

〔貼紙〕「実名記入スヘシ」

野間金左衛門

岩城喜八郎

土持十之助

竹下伸之丞

湯池次右衛門

田中金兵衛

山田市十郎

江島喜左衛門

伊地知市左衛門

東条玄伯医師ナリ

〔以下七行空白〕

〔貼紙〕「名札シ記入スヘシ十四人不知」

合計三十人

右者今度英夷侵入云云、前同文各通、

七月十四日

帯刀小松清康

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四四八ノ四・五号文書

と同文なり〕

85の10
○七月十五日達、

一金八両

桜島横山台場什伍長

同所烏島台場什伍長

同所赤水台場什伍長

一金貳両

右三ヶ所戦兵

右前文二同シ、

右之如ク褒賞ヲ賜ヒ、其人員総計五百人ニ余レリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四四八ノ六号と同文な

り〕

86
○七月十二日、江戸邸南部矢八郎(弥八郎カ)御城坊主木村宗三ヨリ

洩聞ノ趣左ノ如シ南部ハ留守居、附屬吏也。

今朝五ツ半時頃、薩摩ヨリ英国軍艦不残当港へ横帰リ

来リ、早速尋問トシテ幕役右船へ罷越、一先戦争ノ次

第承候処、日本六月廿八日鹿兒島へ着、早速書翰差出

候処、此儀者政府へ可申立事故、一応評議之上償金等

モ差出シ、罪人モ可相渡編者曰、罪人トハ斬殺者ヲ云フナラン、旨薩摩ヨリ申

通り、評議一決之上ハ長崎港へ可差越、右湊ニ於テ返

翰相待候様申聞候ニ付、直様薩摩ノ蒸気船三艘ヲ取り

占メ、乗組ノ人数ハ陸へ上ケ積入ノ品ヲ奪ヒ取り、右

三艘ノ蒸気船ハ可焼捨命ヲ下シ既ニ焼ントスル処ニ、薩摩ノ台場ヨリ致砲發候処、早速其船ヲ焼立候ニ付、薩摩ノ方ヨリ強ク致砲發、右火ニテ鹿児島府中へ火起編者曰、右火ニテ鹿児島、市中火起云々謬レリ、台場モ大ニ損所出来、尤モ台場モ損所有之、台場ハ十ヶ所所有之候由、其内六ヶ所之台場強ク致放發、外四ヶ所ハ損所モ無之由、英船ノ方即死傷人共ニ六十一人編者曰、死傷共六十一人ハ六十四人ノ誤ナリ有之、「アドミラル」船帆柱ノ中央ヲ打レ、船ノ損所数ヶ所、甲板等モ諸所損シ、甲板ニテ破裂彈發シ、其時一時ニ「コンマダンド」甲比 丹即死シ、驚愕シテ指揮達セス、「アドミラル」モ薩ヨリ蒸気船三艘ヲ奪ヒシハ英ヨリ差出シタル書翰ノ通、薩摩ヨリ所置有之候様ニト威シノ謀計之由ニ候、「アドミラル」カ所置悪シキト兵卒ナトコボツキ甚シキ由、薩摩ノ軍配ハ意外ニ行キ届キ、初メノ聞込トハ甚タ相違致シ、夫故英船士官・兵卒等再度ノ軍ハ難波ニ申居候由、又鹿児島ノ市中燒候事終夜ニテ候由、薩摩ノ方大砲之備方ハ、大砲ヲ置キ其間ニ小砲ヲ置キ編者案スルニ、其間ニ小砲ヲ置クトハ野戰砲ヲ云乎、配列ノ組方宜シト申居候由戰爭ハ二日之間之由、

「アドミラル」船ニ当リタル彈丸、未タ三ツハ貫キ居候由、其外船將部屋へ彈丸當リ損所甚シキ由、士官・兵卒等「アドミラル」ヲ誹ル事甚シク、「アドミラル」モ今度ノ軍ハ大拙策故、威權モナキ程ノ事ニ候由、

此度ノ戰爭ハ英ヨリ手出シ致シ、薩摩ノ方ヨリ初メサル事ナカラ、談判中ニ蒸気船ヲ奪ヒ候ニ付、薩摩ハ戦ハ不好モ止ムコトヲ得ス放發致候由、英ノ兵卒二人ヲ薩摩ノ方ニ生捕候由、横浜ニテ評判致候由編者曰、生捕誤聞ナ、ハ一名モナシ、

英船一艘ハ薩摩ノ砲台ヨリ打チ沈候由評判致候、其訊ニハ、初メ当地横 濱ヨリ薩摩ニ向キ候時ハ大小七艘ニテ、此度ハ六艘歸り來候、尤モ薩摩ヨリ直チニ当地ニ歸り來り候由、決テ一艘ハ打沈ラレ候半トノ評判ニ候由編者曰、打沈タルニアラス、七艘ノ内六艘歸り來ルトハ、一艘我カ彈ノ為メ破損シ、小根占海ニ残シ後日引キ去リタル故、六艘横浜ニ帰港シタルヲ云、フナラン、英船六艘ノ内三艘、大船ノ分ハ皆大破損ニテ、水平ヨリ上ノ方彈丸ノ通り候痕諸所ニ有之、帆柱・繩梯子・綱具ノ損所數十ヶ所相見得、修甫モ可也ニ致シ候様子

ニテ当地へ着、翌日ヨリ大修甫ニ取掛候由、

今度ノ戦争ハ不手涯ト相見得、当地へ着致シ候兵卒ノ
上陸休息モ兩日ハ差止候由、

右通ノ事ニテ幕役共ニモ、薩摩ノ勝軍ニ相違無之ト申
居候、薩摩ハ砲台其外手当行届候ト申ハ年久シキ事候
処、強国ト申ス英国人モ、早々引キ取り候ニハ威光モ
落候トノ評判ニテ候由、

幕役人共「アドミラル」ニ相尋ネ候ニ、定テ英国ノ
武威ヲ薩摩ニ残シ勝軍ナラント申候処、「アドミラー
ル」ハニガ笑シテ、此後ノ戦ハ見事ニ打破リ御覽ニ入
レント申シ、勝敗ノ咄ハ取り合不申、以後ノ戦ニハ陸
兵・海軍ニツナカラ備、一時ニ打破ルト申シ居候由、
此ノ咄ヲ以テ不手涯ノ証拠トノ評判ニ候由、

士官・兵卒ノ咄ニハ、負軍ニテ能キ甲比丹モ死シ、船
ハ打破ラレ早々引取り候ト申居候由、幕役共長州ト弱
強ヲ尋候処、長州ヨリハ十倍強ク手当モ十倍相調候ト
申候由、

幕役人共モ、薩摩カ手当アリトモ英国七艘ノ武備ニハ
困マルヘシ、二十降伏スヘシト存シ居候処、此節ノ

評判ト英船ノ損所ヲ見テ驚キ候由、

以上、

此書面、七月末鹿兒島ニ達シ流布セリ、誤謬多シト雖
モ當時横浜等ノ形勢ヲ知ルノ一端ニ供ス、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四四六号と同文なり〕

87 ○七月十三日、本日ヨリ平常ノ如ク諸局開席ス、国老其

他モ城内旧局ニ開席セリ、然テ此際諸局俱ニ国老退出
迄ハ、局長筆吏四五名居残ルヘキ旨令セラレタリ、○
元来諸局ハ四ツ時出頭、八ツ時退出、当番ノ者一二名
国老退城迄在局ノ例規ナリシカトモ、此際急遽ノ用ア
ルモ難量トテ右ノ如ク令セラレタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四四七号と同文なり〕

88 ○七月十三日、例歳孟蘭盆祭ニテ本日ヨリ催ス、旧慣ナ

リト雖モ、上下町市街人民ハ近村各所ニ避乱シ、未タ
帰家セサ^ルモ半ハ以上ナルカ故、例年ノ如ク賑ハサルナ
リ、土街ハ避乱セシ者多カラサリシ故、形ノ如ク祭式
セリ、然レトモ兵火ノ害ヲ被リタルハ八月ニ延期セリ

ト云フ、

89 ○七月十五日令、

海岸防禦之御手当向精々御手相付タル事候得共、現時十分之御備トモ難申候ニ付、（神瀬方）上瀬并桜島燃崎へ台場造立被 仰付候ニ付而者、大砲製造地金致不足候ニ付、諸寺院者勿論、（大身方）太身之面々ヨリ諸士末々郷々ニ迄迄、所持之銅器類早々差上候様被 仰付候、当時節 御両殿様深被遊 御配慮、不容易御用途相備候儀ニ候間、御趣意克々奉汲受、日用之品タリトモ差上候様被 仰出候条、此旨表方へ致通達、奥掛・御勝手方へモ相達、諸郷・私領へモ不洩様可申渡候、

七月十五日
帯刀小松清廉

此ノ如ク令セラレ、御所藏ノ銅器・花瓶・燭台・釜・鍋ノ類ヲモ出サレタルニ依リ、一般時勢必要ノ品ナルカ故、釜鍋其他銅製器物ヲ献呈スルモノ夥シク、数万ノ斤数ニ及ヒタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四五〇号と同文なり〕

90の1

○御本陣兵糧方へ達左ノ如シ、

是迄話人数江御台所仕出ニ而御賄被成下候得共、御殿同様之事候ニ付、来十八日迄者被成下、十九日ヨリ御引取被仰付候条、此段申達候、以上、

七月十五日

山口直記御側役

去ル廿九日御本陣ヲ千眼寺ニ居ラレシヨリ、以来御旗本隊兵糧方ニテ給セシト雖モ、逐日平穩ニ帰シタルカ故、如此達シタルモノナリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四四九ノ一号と同文なり〕

90の2

○御将机廻兵糧方人名左ノ如シ、

橋口次郎太物奉行職ニテ兵糧奉行

三原藤五郎同

三原次郎左衛門経世、御軍役掛御台所頭職

坂元喜右衛門筆者

富田伝之丞同

佐土原郷左衛門同

山本半之丞同

大山新兵衛同

牧仲之助同

足軽玉利甚左衛門

野崎伝次

池端助太郎

岩下吉十郎

松本嘉右衛門

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四四九ノ二号と同文なり〕

91 ○七月十五日、盆祭ニ付 太守公福昌寺・恵灯院・浄光

明寺御参詣アラセラレタリ、

92 ○都城安山五郎兵衛等近他領ノ情実探訪届書左ノ如シ、

近他領ハ事情聞合方ノ者差出申候処、大口又ハ日州諸

所御関所へ諸国浪人多分入来ラント致候趣ハ、全クノ

虚説ニ御座候、伊東家〔^{貼紙}伊東家云フ〕ニハ前之浜戦争ノ時

援兵差出サル賦ニテ手当致シ居、形勢伺ノ使者罷帰り

次第二繰出サントノ事候処、異船引キ取候ニ付取止メ

候由、油津ナトへ小台場築造中ニテ、大砲モ二挺出来

候トテ士中ハ大喜ノ由、小藩ノ次第笑フヘキ事ニ御座

候、彼地ノ人ノ咄ニ、異国船参候者大形油ノ津前へ参

り、夫ヨリ東ヘモ西ヘモ参り候由、六月廿六日ノ暁夷

船七艘編者考ルニ、此夷船鹿兒島へ来リタル者ナラン、相見へ、直ニ西へ向ケ走候

由、又高鍋モ援兵ヲ遣スノ手当ニテ候由、是レモ一左

右次第繰り出シトノ賦ニテ候由、是モ当分台場取立中

ノ由、又延岡ニテハ此方ヲ殊ノ外惡ミ編者考ルニ、井伊家ノ縁類ナルヲ以

ン、居、是レハ全ク桜田ニ於テ上巳ノ事件ヨリト相聞

得申候、此節援兵ノ手当等全ク無之候由、先日延岡ヨ

リ使者参り候、此人ハ元来彦根ノモノニテ能役者ナリ

シ由、専ラ薩摩ノ事情探索ノ為メ、彦根ヨリ延岡へ昨

年ヨリ遣シニナリタル者ノ由、又長州人モ宮崎辺ニ入

り来り、鹿兒島ノ事実探索致候由、幕府ヨリハ日州ノ

諸所ニ入り込候由、以下文略、

亥八月十五日

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」五二七号と同文なり〕

93 ○七月十五日、中川宮朝彦親王ハ、世ノ形勢日ハ日ニ土

崩瓦解、乱兆目下ニ迫リタルヲ憂慮シ玉ヒ、参 内セ

ラレ

天意窺ヒ玉ヒシニ、素ヨリ真ノ

天意ハ大和

幸行御親征等ノ事トモ一トシテ、長州或ハ浮浪輩カ国事

掛・参与等ノ堂上方ヲ強迫シ、而シテ堂上方カ促シ奉

リタルモノナルハ明カニ窺ヒ玉ヒシカトモ、当時要路

ノ公卿方ハ悉ク暴論左袒ノ人々ニシテ、恐クモ
叡意ヲ枉ケ玉ヒシ事ノミナリシト、然ルニ真ノ

叡意ヲ輔ケ奉リ挽回ノ道甚タ難ク、宮モ力ナク退朝セラ
レ、尚モ肺肝ヲ碎キ玉ヒ、如何ニモシテ真ノ

叡慮ヲ顯シ奉リ、暴徒ヲ掃尽シ、正義ヲ以テ世ヲ鎮メン

ト千思万慮心ヲ碎カレタリ、然ルニ奈良原幸五郎繁・

高崎佐太郎正風等ハ窃ニ此由ヲ伝承シ、宮及ヒ近衛・二

条ノ両公ニ拜謁シ陳弁尤モ力メタリシニ、宮其他両公

モ大ニ力ヲ得玉ヒ、実ニ魚ノ水ヲ得タルカ如ク措置ノ

細目ニ至ルマテ議定セラレ、参 内奏

聞セラレシ旨アリシトナン、

94 ○七月十六日、 国父公福昌寺・（惠灯院カ）慧灯院・浄光明寺御参

詣アラセラレタリ、

95 ○戦争後十余日ノ間、一般困却セルハ米穀ナリ、本年春

ノ頃ヨリ匱乏、加之高価、近国ノ輸入ヲ仰キ飢餓ヲ凌

キタリシニ、各郷ヨリ数万ノ兵員屯集シ消耗夥多、剩

ヘ市街ノ人民ハ諸方ニ避遁シ売米ナク困却一層セリ、

依テ藩庫ノ貯畜ヲ開キ賑救セラレタリ、○金銭ノ通融
ハ頗ル滑沢ニシテ困頓ノ形況ナシ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四七三号と同文なり〕

96 ○七月十七日達、中山中左衛門御側当職ヲ罷メラレタリ、

元来性質粗暴、我意ニ募リ僻説ヲ以テシタル事寡カラ

ス、職務上有功、殊ニ志ニ於テハ実着ナル者ナリト雖

モ、衆説ヲ容ル、度量ニ乏シキ故人望ナク、遂ニ黜斥

セラレタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四五四号と同文なり〕

97 ○八月十八日ノ夜、中川宮及ヒ近衛殿御父子、二条斎敬

公ハ奈良原・高崎等カ建言ノ旨ヲ含ンテ参

内セラレ、挽回ノ策略奏

聞ニ及ハレシニ、

叡感斜ナラス、直チニ

御親征御猶予及ヒ暴徒左袒ノ公卿参

内停止、或ハ長藩堺町御門警衛ヲ罷メラル、ノ条々発

令セラレタリ、此時我カ藩邸ニハ曉頃ニ

勅旨之趣ヲ達セラレ〔会津侯カ〕守護職会津侯ヨリ、其他正義ノ諸侯ヘモ
伝達アリタリ、

九門嚴戒ノ令ヲ布カレタリ、仍テ許多ノ諸侯各兵備ヲ
ナシ、我レ先キニト九門内ニ走セ入ケルカ故、洛中候
チニ伝播シ咸人驚愕、其騒動一方ナラス、本藩ハ大小
砲隊ヲ押出シ、近衛殿邸裏門ヨリ入り表門ニ出、九門
内ニ繰込ミ堺町御門ヘ到リ、長藩ニ向テ交替ノ命ヲ伝
ヘシカハ、長藩モ意外ニ出タル事ナレハ直チニ曳渡シ
ノ答弁ナク、事ヲ左右ニ託シ遷延刻ヲ過シタリ、其内
數回問答ニ及ヒ、到底砲声ヲ轟スニ至ラントスル形勢
ナリ、我兵隊ハ此時大小砲放發ノ準備ヲナシ、砲孔ヲ
向ケ槍刀ヲ閃シタリ、長人モ慮ル旨ヤアリケン、日没
前頃ニ至リテ鷹司殿〔閔白〕輔照ノ館ニ引キ行キタリ、茲ヲ以
テ直チニ淀藩及ヒ本藩入レ替リタリ、実ニ危殆ノ時機
ナリシトソ、此ノ如ク數刻ノ間互ニ賑ミ合ヒ、大小砲
ニ装藥シ放發ノ号令ヲ待タリキ、此時長藩ト俱ニ鷹司
殿ニ集会ノ公卿方左ノ如シ、

三条中納言実美卿

西三条中納言季知卿

東久世少将通禧朝臣

四条少将隆調朝臣

錦小路右馬頭頼徳朝臣

〔朱書〕「確摺アルカ」

沢主水正宣嘉

壬生修理権太夫基修

以上七卿、本日参 内ヲ停メラレシ人々ニシテ、如何ノ
思想ナリシヤ、直ニ鷹司殿ニ会集シ長藩士等ト議セラレ
タル旨アリシトソ、夜入過頃ニ長州御親兵七百余人ト俱
ニ方広寺一名大仏ヘ曳キ退キ、翌十九日伏見ヨリ川舟ニ乘リ
大坂長州藩邸ニ入り一泊シ、翌廿日七卿ト共ニ長州指シ
テ落チ行キタリトナン 此ノ拳ノ事実ハ、
後卷ニ詳載ス、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」五三〇号と同文なり〕

98 ○七月十七日、 太守公四ツ時御供揃、五本御道具ニテ

南林寺御参詣アラセラレタリ、

99 ○七月十八日、 太守公四ツ半時御供揃、五本御道具ニ

テ草牟田村宇治瀬へ御社参、今般神瀬ニ砲台御建設ニ
付テ告祭式行ハレタリ、祭司本田三位親徳ニ命セラレ

祝詞ハ後醍院彦次郎、祝詞左ノ如シ、
撰ミタリト云フ、

コトトナレリ、前代未聞ノ事ナリ、銅錢高直ニ騰リシハ、外国貿易開ケタルニ由レリト云フ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四七四号と同文なり〕

102 ○七月 日〔貼紙〕「日糺スヘシ」、十万石以上ノ諸侯へ攘夷

軍用金ヲ募ラル、旨布達セラレタリ、左ノ如シ、

〔貼紙〕
「布達書得テ記入スヘシ」

103 ○七月十九日、大風雨本日ハ諺ニ云フニ、
百十日ニ当ル、鹿兒島其他損害多

シ、穀作ニハ害ナシ、清水・日当山・国分・敷根等ノ各郷ハ洪水、田畠ノ損害多シ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四五六ノ二号と同文なり〕

104 ○七月廿日、照国公御逝日ニ而、太守公四ツ時御供

揃、御参拜アラセラレタリ安政五戊午七月逝セラレ、
本年ニ至テ六年ニ允ツ、

105 ○七月廿日達、郡元村ニ在ル伊集院平カ別荘地ヲ買上ケ、

火具製造所火巧製造所
ト称ス、建設ノ旨達セラレタリ、従来火具

製造ハ火薬製造所稲荷川字瀧ノ
上ニ在リ、ニ設ケアリシニ、戦争ノ際近隣ニ敵ノ火箭或ハ彈丸落チタリシ故、以来同局ニ

於テハ製造ノミヲナシ、火薬及彈丸其他ノ火具ハ、坂元村及ヒ草牟田村龍泉院ノ境内ニ倉庫創建シ貯畜スヘキ旨モ令セラレタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四五八号と同文なり〕

106 ○開戦ノ前頃二十九日頃ヨリ、
三四日頃ニ至迄、種々ノ怪説アリタリ、素ヨリ

愚夫愚婦ノ輩カ一時狼狽ヨリシテ、何者カ唱ヘ出シタル者ナルヘシト雖モ、当時ノ形況ヲ知ルノ一端ナルカ故、茲ニ概記スルコト左ノ如シ、

106の1

争戦中敵彈南林寺客殿ニ墜チタリ、為メニ同寺屯集ノ兵即死シ、其死骸ヲ三日夷艦退帆ノ後マテ客殿ノ床下ニ置キタリ、然ル故ニヤ、二日ノ夜ハ客殿鳴動シ何トナク騒々タリ、夜ノ明ケ方庭前ニ火塊飛廻リタリト、或ハ六日ノ夜中、隆盛院ノ庭ニ火塊飛ヒ廻リ大灯笼ノ如
キモノナリト、暫時ニシテ集合シ消滅シタリト、同寺ハ勝久公靈牌寺ナルニ、大中公貴久
公トハ故アル御間ナルヲ

一緒ニ避乱セラレタル故ナラント云々、或ハ諏訪神社
 ハ開戦ノ前夜大ニ鳴動シ、或ハ下町某カ宅ハ福山及ヒ
 水引両郷ノ宿営ナリシカ、二日ノ夜、牛ノ如キ者飛ヒ
 入リタリト皆人騒キタリ、或ハ二日砲声轟クノ際、七
 八歳トモ覚シキ小僧カ黒衣ニ襷ヲ懸ケテ、茲彼所ニ火
 防ヲ誡メ走廻リタリシカ、後チ其行ク処ヲ知ラス、因
 テ婦女子ハ、是レ必ス 大中公ノ御使ナラント云云、
 或ハ城中兵具所安置ノ稻荷神ハ、草牟田村久富貴宮ニ
 遷座シ玉ヒ、四日ノ夜焔殿アリ、其時角ノ矢倉下池辺
 ノ芝原ニ白狐座シ居タルヲ、御兵具方肝煎職兎玉源五
 左衛門其外足軽等数名一同見タリト、従来城中ニハ古
 ヲリ白狐棲居セリト唱へ、吉凶毎ニ必ス姿ヲ顕ハスト
 唱ヘタルカ故、同人等拝敬シ通過セリト云云、或ハ稻
 荷社精木川
鎮座内陣ノ扉開ケ居タリ、或ハ多賀神社ノ松樹ニ
 白旗懸レリ、或ハ霧島神社ヨリ白旗ノ如キ者鹿兒島ノ
 方ニ飛出タリ、斯ノ如ク種々様々ノ怪説頻リニ起リ、
 夷艦僅一日ノ戦ニ潰走、剩へ折リシモ大風雨ナリシハ
 全ク神明ノ加護、弘安ノ元寇ニ同シカリシト喋々セリ、
 素ヨリ愚夫愚婦或ハ巫姫巫覡カ等カ唱へ出セシ者ナルヘシト

雖モ、当時ノ情况ヲ察スルノ一端ニ記載ス、

107 ○七月廿五日、太守公千眼寺御解陣、御帰城アラセラ

レタリ、 国父公ハ草牟田村御茶屋へ去ル六日御仮棲
 ナリシカ、本日二ノ丸へ御帰城アラセラレタリ、 姫
 君方ハ城内大奥解毀セシ故、依然玉里邸へ棲セラレタ
 リ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四六三号と同文なり〕

108 ○七月廿八日、御一門四家・大身分其他諸士・諸組与力

等登城、各席々ニ於テ左ノ褒
 勅書拜聞ノ式執行セラレタリ、

松平修理太夫

去二日英艦渡来之處、及砲発血戦候趣達

叡聞候、布告之奉

御趣意無二念攘斥候段、

叡感不斜候、弥勉勵有之、

皇国之武威海外ニ可輝様

御沙汰候事、

七月

此ノ

勅書ニ対セラレ、左ノ如ク達セラレタリ、

今般英夷掃攘之趣達

天聴、不容易蒙褒

勅、不肖之身只々奉恐入次第二候、全体掃攘ニ付而者

指揮不行届之事候処、一統粉骨碎身決戦有之候故ヲ

以不至敗走、是以右様

御賞美之

勅命致承知候儀、一統尽力之訳ト不堪感賞候、若此末

襲来之節者折角心ヲ用ヒ可致指揮候条、一心同力

皇国之御為御武威不致失墜様、忠戦有之度頼存候、

七月廿八日

右拝聞ノ後、太守公 国父公江恭慶ノ式執行、而シテ

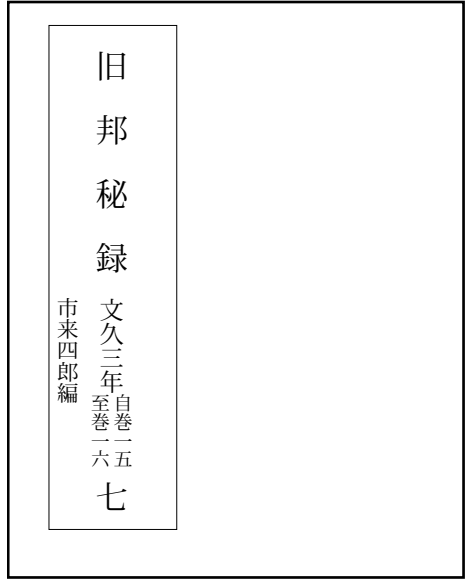
尚ホ布告セラレタリ、○諸郷・私領ヘハ地頭・領主ニ於

テ拝聞ノ式ヲ行ヒ、或町・浜・寺門前ヘハ各其頭役ヨリ

拝聞セシメタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四六四号と同文なり〕

〔表紙〕



〔扉に、表紙の文字の外に「久光公御加筆」「紙数九八枚」の記載あり〕

旧邦秘録卷之十五

○

文久三年癸亥

〔貼紙朱書〕
一十四・十五ノ両冊新聞紙等ヲ其儘ニ登録セル、不用ナ

ルカ如シ、誤謬ノ文ノミヲ論正セハ可ナラン歟」

109

○戦争後数日ニシテ、長崎其他各所ヨリ贈致スル処ノ新聞紙、或ハ聞見ヲ録シタル者数種アリ、多クハ英国人、或ハ支那人ノ記ニ罹レリ、其説毎紙異同アリ、殊ニ彼我死傷者ノ数又ハ砲数、或ハ時刻等ノ如キハ特ニ差違多シ、然ルニ近頃出版セル海軍雜誌ニ記載スル処ハ、英国人カ汎ク搜索シテ其実況ヲ拾録シタル者ナリト謂フト雖モ、誣誤甚タ多シ、中ニ就テ製砲家「アームストロン」ニ報告書中、彼レ放発ノ彈丸一ツ不発ノモノナシト記セリ、是レ甚タ過リノ太甚シキ者ナリ、如何ントナレハ戦争後三四日ニシテ、各砲台其他ヨリ聚メタル実彈破裂彈片所謂爆裂大小数百個アリ、其中ニ不爆ノ大小彈殆ント百個ニ近シ、現ニ田原〔陶箭カ、明登〕陶章カ見タル者三十余个、又編者カ見タルモ二十余个アリタリ、是ヲ以テモ新聞紙ニ記スル処悉ク信ヲ措クヘカラサル証左トス、故ニ戦況ノ一般信シ難キ知ルヘキナリ、茲ヲ以テ各紙ヲ掲載シテ参考ニ供ス、宜シク後ニ記スル処ト比較シテ、其実況勝敗何レニアルヤヲ弁識スヘシ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四九六ノ一号と同文なり〕

○第一号 此番号ハ数種アルカ故、便覽ヲ要シテ附記ス、以下皆同シ。 英国人戦争ノ事實報告等左ノ如シ、

英国船鹿兒島ニ到リシハ日本六月廿七日ニテ、戦争ニ及ヒタル前三日程同港ニ碇泊シタリ、薩州ノ藩士モ参リ、事穩ニ済スヘキ談判モ有之、然ル処二日ノ昼時薩州ヨリ不意ニ打懸タル由、英国軍艦ハ明日日七月三日鹿兒島ヲ退テ横浜ヘ帰港ノ由、此ノ新聞報告ハ上海ヨリ薩州沖ヲ通行ノ英船ヨリ申来レリ、又上海新聞紙ニ左ノ如ク記シタリ、

「コロネル、ニール」認メ遣シタリ 英軍艦ニ乗込タル公使ナリ、 鹿兒島ヘ到リシ「コロネルニール」内密ノ書翰ニ、鹿兒島一件ノ模様ヲ左ニ記セリ、医師「レンニー」懇切ニ我等ニ告知ニ及ヘリ、

海軍隊伍ノ鹿兒島ヘ乗り入りシ時、数多ノ小舟ニ大小刀ヲ帯ヒタル士官乗組相越シタリ、其時当方ニ於テハ、貌利太尼亞政府ニ於テ決議ニ及ヒタル希望ノ書ヲ送り、

二十四時日本十二時ヲ過キスシテ返輪ヲ受取ランコトヲ欲ス、然ルニ太守忠義ハ里数六十里日本三十里、異本二十里下記ス、隔タリシ場所ヘ相越シ居レハ、右時間ノ内ニ返答ヲ得難シ、其時

水師提督今六時間日本三時ヲ加ヘタリ、返輪ハ水師提督及ヒ官吏上陸シテ 編者曰、客屋ニ於テ談判セシト使シタルヲ云フナラン、 受取ルヘシト云ヘリ、然レトモ我等ハ決シテ船中ヲ離ル、コトヲ許サスト答ヘタリ、

薩摩政府ヨリ長サ十五「フキート」日本曲尺一尺五寸ノ返輪到来セリ、披見スルニ肝要ナル箇条ハ唯纒ニシテ、余ハ無益ナル事ノミヲ記シタリ、我カ希望達セサルカ故即時ニ敵勢ヲ頭ハシ、薩摩ノ蒸汽船則チ「チヨーチキリニー」船・「エンケラント」船・「コンデスト」船 蔵伏シアル所ノ海隅ヨリ「ウキツト」船・「レースポール」船・「アルキユス」船 三船ヲ以テ挽キ出シタリ、最初ハ

平穩ナリト雖モ、凡ソ三時半日本一時半ヲ経テ「ユライス」船ニ向テ厳シク大砲ヲ以テ攻メ打チシニ依テ、船々碇ヲ卷キ、右挽キ出シタル船々ヲ放火スヘキ様ニ命令ヲ下シ、軍艦隊ハ一線ニ並ビ接戦シ「ユライリス」此艦ニ水師提督乗組先立セシニ、僅二十分時間ニ実空彈ノ落ルコト

霰ノ降ルニ彷彿タリ、其弾ノ為メニ船將「チヨスレイ

ン」人名及ヒ指揮役「ウキルモット」人名即死セリ、空弾ノ

船ノ甲版上ニ於テ破裂シ、其為メニ死亡・手負ノ水夫

都合二十五人ヲ算フ、幸ニシテ「コロネニール」及ヒ

同伴セシ者ハ危難ヲ免レタリ、

味方ニ於テハ鹿児島市中ヲ放火シ製造場ヲ焼キ崩シ、

三艘ノ蒸気船ハ焼捨テ、鹿児島港ニ碇泊シタル小軍艦

編者案スルニ、小軍艦トハ琉球船等ヲ云フ乎、ハ悉ク破裂シタリ、

士官及ヒ水夫ノ手負・死亡五十三人ニ及ヒタリ、敵方

ノ八十備編者考フルニ、八十備トハ十ノ砲台ニ向テ接戦ノ後、

元ノ碇泊場編者考フルニ、元ノ碇泊場トハ桜島沖ヲ云フナラン、ニ赴ント欲セシニ、暴

風雨烈シク其儀叶ハス、然リト雖モ船々ハ損セス、

豊後沖ニ於テ八月十八日付ヲ以テ「ユライリユス」

船ヨリ此書翰ヲ送り、海軍隊一同凡ソ七日前ニ横浜へ

再来セリ、

此書横文ナリシヲ、長崎ニ於テ翻訳シタル者ナリト云フ、

戦争後十余日許ニシテ鹿児島ニ流布シタリ、又続ヒテ左

ノ新聞紙長崎ヨリ送致セリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二巻」四九六ノ二号と同文な

り）

109の2

○第二号、紀元一千八百六十三年第八月二十一日横浜増

新聞、七月八日七月四日鹿児島退帆後ニ、英国軍艦「コロ

モラント」官書状ヲ以テ当港横浜ヲニ只今着シタリ、右

船々鹿児島へアリシ英国軍艦ニ逢ヒ、次ノ日左ノ新聞

紙ヲ持来レリ、去ル土曜日七月第十二時昼時、軍艦鹿

児島ノ湊ニ碇泊シアリテ大風吹キタリ、其時日本人ヨ

リ不意ニ発砲セリ、不幸ニシテ次ニ記ス人々射殺サレ

タリ、

「カヒタン船ヲシヨスリング」

士將「ウキルモット」

右ノ兩人一ノ弾丸ニテ打殺サレタリ、此外ニ手負・死

人六十人、船モ多少損傷ス、英船当港へ横帰来ルハ近

日ニアリ、

書中文ヲ巨細ニ記スコトヲ得ス、其太略ヲ載ス、当十

五日七月第十二時台場ヨリ不意ニ打ち出セリ、水師提

督直ニ合図ヲ為シテ日本船三艘ヲ編者曰、汽船天祐・白

焼捨タリ、船号「エンゲランド」・「シルシオルシイレ

イ、又「コンデスト」、横浜又ハ長崎ニ於テ買入レタル薩州ノ蒸気船ナリ、

右三艘ノ蒸気船、其朝ニナリテ軍艦ノ傍ニ碇泊セリ

〔貼紙〕「重富海ヨリ引出、彼カ碇泊
場小池村沖ヲ云フナラン」

台場ヨリ打掛ケタルヲ以テ軍艦ハ碇ヲ上ケ、台場ヨリ五百「ヤールド」

一「ヤールド」ハ日本曲尺三尺三寸六百「ヤールド」余ヲ離レ、一列ニ連ネテ台場ヨ

リ射ルコト甚タ強ク、殊ニ大筒ニシテ其内六十斤・七十斤ニ至ル、又八十「インチ」

目ノ破裂丸又三十二封度ヨリ二十四封度ニ至ルノ実丸ナリ、「ガヒタン」并

ニ「コンマンドル」ハ午後第二時五分五秒ノ頃、甲板

ノ楼上甲板上ノ高所ニテ弾丸ノ為メニ死ス、又一千「インチ」

編者曰、一千「インチ」トハ誤ナラン、糺スベシ、ノ破裂丸甲板ノ中央ニテ破裂シ、

水夫七人即死シ手負ノ者水夫五人、「ロイデナンドナ

ヨール」一人ナリ、

手負・死人目録

「ユリアラス」船名、即チ提督船ナリ、号

死人十人

手負二十一人、内一人死ス、

「ビヤール」同上号

死人七人、内士官一人

「パース」号

手負三人

「コケット」号

死人一人

手負六人、内一人「ロイデナンド」

「アークス」号

死人一人

手負二人、内一人死ス、

「リースボース」号

手負二人

手負・死人ナシ

合死人二十一人

合手負三十三人

合計死傷五十四人

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四九六ノ三号と同文なり〕

○第三号、新聞紙左ノ如シ、同シク長崎ヨリ送致、

薩州鹿児島接戦ノ新聞一千八百六十三年第八月廿二

日日本文久三年 日本神奈河出版横字新聞紙翻訳
亥七月九日

一「ブリタニヤ」飛檣船「コルモレンド」号第六月廿六日

日本六月廿一日 付ケノ本国英ヨリノ檣書ヲ齎シ、本月十三日日

六月二 上海ヨリ当港横濱ヘ航海セシニ、沖中ニ於テ同月二

十九日日本七 鹿児島港ヲ退キタル軍艦ト接遇シ、其詳説
月五日

ヲ得テ諸人ヘ聞知ニ及ヘリ、

一接戦ヲナシタル「アルキユース」船名号「ウ、ラック」

同上号ノ両艦ハ、今朝当港横濱ヘ入津シ、猶船将ノ入港ヲ

待チテ勝敗ノ始終ヲ了解セント欲セシニ、詳説ノ事実

頗ル信スルニ足レル説ナルカ故茲ニ記載ス、

（二五八頁にあり）
図面ノ中海岸砲台装置ノ砲数左ノ如シ、

第一砲台 編者図ニ依テ考フルニ、
砂揚場砲台ナラン、

三十二封度砲八挺

同白砲二挺

第一砲台下第二砲台下ノ間ノ地ニ野戦砲八挺ヲ備ヘ

タリ 編者考フルニ、洲崎・塩浜ノ海岸、
ニ陸戦兵備ヘタルヲ云フナラン、

第二砲台 編者図ニ依テ考フルニ、
大門口砲台ナラン、

三十二封度砲三挺

同白砲二挺

第三砲台 編者図ニ依テ考フルニ、
屋久島岸砲台ナラン、

大砲数詳ナラス、

白砲三挺

第四砲台

不詳

第五砲台

口径八十「インチ」砲二挺

三十二封度砲九挺

野戦砲三挺

第六砲台

十八封度砲三挺

第七砲台 編者図ニ依テ考フルニ、
新波戸砲台ナラン、

口径百二十「インチ」砲二挺

三十封度砲五挺

野戦砲二挺

第八砲台 編者図ニ依テ考フルニ、
（祇園カ） 祇園砲台ナラン、

口径十八「インチ」砲二挺

三十二封度砲二挺

十八封度砲二挺

野戦砲一挺

臼砲一挺

第九砲台 編者図ニ依テ考フルニ、椋島横山袴腰砲台ナラン、

十八封度砲四挺

第十砲台 編者図ニ依テ考フルニ、椋島島砲台ナラン、

十八封度砲三挺

第十一砲台 編者図ニ依テ考フルニ、椋島赤水村洗出砲台ナラン、

口径八「インチ」砲三挺

三十二封度砲四挺

第十二砲台 編者図ニ依テ考フルニ、沖ノ小島砲台ナラン、

三十二封度砲五挺 (度駭カ)

合計砲数七十挺 編者曰、砲数誤アリ、彼遠見シ記シタル故ナラン、

一我カ軍艦ノ一隊ハ将船「ユリイリユース」 又旗艦トモ云フ 提督

「クープル」此艦ニ乗組タリ、此船ハ大砲四十六門、

「ピイルル」号二十一門、「アルギユス」号六門、「ベル

シユース」号十七門、「コクウイット」号四門、「レー

スホース」号四門、「ヘウキツク」号三門ヲ備ヘタリ

編者曰、砲数毎紙異同アリ、海軍雜誌ニ記ス処確タルカ如シ、 此一艦隊第八月六日 日本六月二十二日

当港 横濱 ヲ開帆シ 日 土曜、同十一日 日本六月二十七日 午後鹿兒島港ヘ

乗り入りタリ、此港ハ 鹿兒島港 周リ魏々トシテ恰モ画ケ

ルカ如キ絶景ニシテ、要害モ 要害トハ砲台等ノ設テ云フ、又堅固ナリ、

我カ軍艦隊ハ鹿兒島市街ヨリ距離ヲ隔テ、錨ヲ投シ 編者

案スルニ、谷山郷平川村 七ツ島沖ヲ云フナラン、 遙ニ眺望スルニ、其市街ハ広闊ニシ

テ製造所及ヒ倉庫等夥ク、十八万ノ人口居住スト云フ、

同十二日 六月十八日 我カ全艦隊ハ市街ノ真向 下町沖ヲ云フニ進

ンテ碇泊セリ 編者案スルニ、図ニ記ス、 水底二十尋ノ処ニ

シテ砲台ヲ隔ルコト凡一千二百「ヤールト」 日本ノ凡六百間内

外ナ、第一砲台ヨリ第二砲台マテ 編者考フルニ、砂揚場ヨリ大門口ヲ云フナラン、 凡

其距離三里 日本町数ニシテ凡二十、八町二十間許ナリ、 朝六時 日本ノ朝五時頃 薩州ノ高

士官数人 編者曰、折田平八、 将船 旗艦「ユリアラス」 入り来リ

曰ク、即今君公ハ鹿兒島ヨリ二十余里 日本 里数 モ 隔リタル

霧島ト云処ニ在ル旨ヲ告知セリ、味方ヨリ 英艦ヲ 希望ノ

事件ヲ記載セシ書翰ヲ此ノ士官等ニ附与シ、而シテ二

十四時間内ニ 日本ノ 午後士官返翰ヲ持参セリ、引キ続テ

使者来リテ曰ク、此返翰中ニ添削スヘキ処アレハ、今

一応清書ノ上時刻ヲ移サス返答ニ及フヘシト、士官一同退去セリ、同夜九時日本ノ四ツ半時頃頃ニ至テモ返翰到来セス、

稍刻ヲ経テ事件ニ關係セサル事ノミヲ記載シタル返翰ヲ入掌セリ、次日十四日日本七月初日九時頃、此返翰受納ノ請

書ヲ得シカ為メ士官兩名將艦へ來リ、告述スルニハ、外国人ヲ切害セシ一条ハ薩州ニ於テ議論ニ及ヒ難シ、

大君殿下將軍家ヲ云フノ政府ニ向テ談決スヘキ旨、京都ニ於

テ一橋公并両閣老ヨリ敵達アリタルカ故、此事件ニ就テハ江戸ヨリ告達ナキカ故、既ニ談判治定ノ事ト信用

セシニ、何故此度軍艦ヲ薩州へ出張セシヤ了解セス、剩へ「ブリダニア」国ノ希望ニ就テ日本ノ国法ニ基ケ

ハ薩摩一己ニテ談決シ、可決ノ沙汰ニ及ヒ難シト説明シ、唯ニ偽詐ヲ設ケ、事ヲ遁レントスルノ所置ナルカ

故、平穩ノ計策ヲ廢セラレ、今ハ「コロネルニール」公其職掌ヲ投棄シ、万事提督ニテ掌握セリ、同日午後

軍艦ノ全隊ハ敵対ノ色ヲ顯シテ、第一砲台ヨリ第二砲台ノ目的ヲ避ケ編者図面ニ依テ考フルニ、第一砲台トハ砂、

海ノ央ニ備ヘタリ、両岸ノ距離ハ一千七百「ヤールド」

ナリ編者図ニ依テ考フルニ、両岸トノ距離トハ鹿兒島海、同十五日

岸桜島トノ距離ヲ云フナラン、日本町数凡ソ八丁余

日本七月初日朝將船「ユリアラス」船及ヒ「ピール」船未夕砲

台ヲ避ケケスト雖モ、「ピール」船・「コクエツト」船・

「アーカス」船・「パボック」船・「レスボース」船ノ五

艘ハ海隅ニ進ミ編者考フルニ、海隅トハ重富海ヲ云ナラン、碇泊シタル三艘ノ

蒸氣船ヲ質トシテ引き出セリ、此蒸氣船ハ即チ「エン

ゲランド」天祐丸、是ハ一千八百六十一年文久元年中倭洋銀十

二万枚、「シルシヨルギー」青鷹丸倭洋銀四万枚、「コン

デスト」白鳳丸倭洋銀八万五千枚ニテ、昨年第五月文久二年薩

州ニ買入レタル船々ナリ、此ノ碇泊場ハ図面ニ記セス

ト雖モ、「ウオルモツト」指揮官ノ名水葬所ノ後手ニ藏伏セ

シメタリ、此朝瀟々トシテ海水山谷ニ溢レ、颶風颯然

トシテ波浪漲リシニ、十時頃日本ノ四時頃味方ノ船々辛フシテ

日本蒸氣船ヲ引ヒテ退キタリ、十二時日本ノ九時頃味方ノ水主

午食ヲ吃セシ時、將船「ユリアラス」船ニ向ヒ、陸手

ノ砲台及ヒ「ピール」船へ向ヒシ島手ノ「貼紙」云砲

台ヨリ砲声聞ヘシ故、我カ全隊モ錨ヲ卷キ、一線ニ列

ヲナシテ挑戦ノ形勢ヲ為セリ、此時味方ヨリ引き出セ

シ日本蒸氣船ハ灰燼ト変シタリ、其乗ル処ノ水主等ハ

上陸セシメタリシニ、旧年歐羅巴へ趣キシ日本使節官

支配下ニアリシト覚ヘタル高士官編者考フルニ、松木、弘安、今寺島宗則

今一人ノ士官五代才助、後友厚ト唱フ、共ニ味方ノ將船ヘ来リテ乗

船セリ、「ピール」船ハ其船ノ敵対シタル砲台ニ向テ

砲発、衆ニ勝レテ敵ノ砲台ヲ打チ崩シタリ、此砲台ハ

難カラスシテ陥ルヘシト見ヘシカ故、船ヲ転シテ剛勢

ナル陸手ノ砲台ト砲戦シタリ、此時ニ当テ味方ノ全隊

ハ、敵ノ砲台十ヶ所ト其距離四百「ヤールド」日本ノ凡二百間

ヨリ八百「ヤールド」マテ日本ノ四百間ニシテ大ニ闘戦シ、將

船ハ二百「ヤールド」ノ日本ノ二百間近キニ進ンテ、北方第八

ノ台場祇園台場ニ対シテ争戦ヲ始メ、適宜ノ航海図面中点

徴シタル筋ヲ伝ヒ、徐々トシテ砲台第一砲台砂揚場ニ向

ヒテ進ミタリ、此時間中ハ暴風烈シク、黄昏ノ頃味方

ノ空丸破裂ニ市街ヲ放火シ砲台五ヶ所ヲ撃チ鎮メ、全

隊一同元ノ碇泊場ニ退キタリ、「レースボールス」船

ハ第八砲台祇園砲台前面二百「ヤールド」日本ノ二百間ノ近キニ進

ミタリシカ、水底浅クシテ過リテ乗り据ヘシ故、「ブ

リダニヤ」ノ汚名ヲ残サシト力ヲ竭シテ此ノ砲台ヲ撃

チ鎮メ、他ノ砲台ヨリ放発スト雖モ「アルカス」船ノ

援兵ヲ得テ、凡ソ一時日本ノ凡半時ヲ経テ漸ク虎口ヲ脱シタリ、

此日味方ノ敗死ハ合テ十一人、手負三十九人ナリ、船

將「ジヨスリン」此一戦ニ打死シ、味方ノ將船「ユリ

アラス」船ニ向ヒシ陸手ノ砲台、及ヒ「ピール」船

ニ向ヒシ島手島手トハ桜島ナラン砲台ハ拳テ悲惜セリ、此人常ニ

温和ニシテ衆人尊敬ス、戰場ニ向フ時ハ鉄壁モ徹スカ徹スノ

勇猛アリテ、味方ヲ励マシ進退ノ駆引モ亦希代ナリ、

指揮役「ウキルモット」ハ此船將ト共ニ本船ノ棧上ニ

在テ、接戦ノ半ハニ敵弾来リテ端舟ヲ打貫キ、立チ処

ニ兩人ヲ撃斃セリ、此時提督モ一同棧上ニアリシカ、

幸ニシテ此砲彈ヲ脱ケタリ、此夜九時頃日本五時頃市街ノ一

方編者考フルニ、集成館、鑄錢局ヲ云フ乎、焰光起リテ煌々タリ、翌日曜日

日本七時三十分ニハ晴天ナルカ故、十一時日本四時將船ノ投錨シタ

ル海隅ニ於テ、士官二人・水主七人ノ死骸ヲ水葬セン

ト其委任ヲ下セリ、此事畢リテ味方ハ全隊ヲ纏メテ、

戦対シタル島手砲台ノ編者考フルニ、桜島及ヒ沖ノ小島ヲ云フナラン、近傍ヲ過キ

テ退キタリ編者曰、勝敗ノ判、別ハ後ニ詳記ス、味方ノ一隊ニテ敵地ヲ破裂

セシコト広大ニシテ、市街中ニアル城堡編者考フルニ、浄光明寺ヲ云フ乎、

・製造所・武器庫編者考フルニ、集成館、鑄錢局ヲ云フナラン、其余ノ倉庫焼

失セシコト疑アルヘカラス、砲台モ亦悉ク破壊シ、前

日交對セシ砲台モ次日味方ノ船々退キシ時ニハ一ヶ所

モ放發セス 編者曰、一ヶ所モ放發セストハ大ニ誤マレリ、此時砂

揚場・大門口・桜島横山・赤水村・烏島・沖ノ小島等

ノ砲台ハ類ニ放發シタリ、中ニモ沖ノ小島ハ二日ノ戰ニハ距離遠キ、

カ故ニ彈モ發セス、本日初メテ砲戰シタリ、記ス処甚タ誣言ナリ、

燒亡シタル三艘ノ蒸氣船ハ其価洋銀二十四万五千枚ニ

シテ、亦日本ノ大船燒亡セリ 編者曰、琉球船大小三、

艘、和船二艘ナリ、敵砲

八十三「インヂ」及八「インヂ」ニシテ、百五十「ポ

ンド」砲四挺、八十「ポント」砲十挺、其余ハ三十二

「ポント」、前文ニ示シタルカ如ク味方ノ全隊二百

「ヤールド」 日本ノノ近キニ進入シテ砲戰セシニ、不思

百間議ニモ味方ノ損害少ク、尤モ將船ニハ若干ノ破損アレ

トモ、多分ハ端舟及ヒ綱具ノミナリ、船々ノ死傷左ノ

如シ、

「ユライエース」船

死亡十人

手負二十一人

「ビヤール」船

死亡七人

「アルキユース」船

手負六人

「コクエット」船

死亡三人

手負四人

「レースボールス」船

手負三人

「ベルシユース」船

死亡一人

手負九人

合死亡二十人

合手負四十三人

合計死傷六十三人

右、横文字新聞紙和解ニ御座候、

七月十三日

稲部禎次郎

岩瀬弥四郎

此ノ和解者稲部・岩瀬ノ二人ハ長崎ノ者ニシテ、従来

外国通弁者ナリ、亦左ノ新聞紙モ前号ニ尋テ、横浜ニ

於テ外国人カ出シタル者ナリトテ長崎ヨリ送致シタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四九六ノ四号と同文な

り〕

○第四号、横浜ニ於テ英人鹿兒島戦争ノ始末ヲ横字新聞
一千八百六十三年第八月二十二日日本七月九日

此度英国軍艦ノ珍シキ所為ハ下ニ記載セルカ如クニシ
テ、其軍艦ハ近海ニ到着シタル便ヲ得タル時ニハ、
「マルエク」新聞紙社ノ名之ヲ出版セントテ夫々用意シアリ
タリ、

然ルニ今朝右軍艦当港ニ来着セルヲ以テ暫時其出版ヲ
見合セ、予等ニ説ク処ヲ聞テ取極メント決定セリ、是
迄予等ハ十分ニ格別ナル事件ヲ毎ニ待兼居タリシニ、
今漸クニ逐一ノ説ヲ聞キ、真ノ報告ヲ知ルコトヲ得タ
リ、

然レトモ此ニモ猶少シク疑フヘキ処モアレハ、兩三日
中ニハ尚亦委シク説話ヲ得テ、信実ニ読者ニ示サント
期スルナリ、

茲ニ此数号ヲ加ヘタル絵図ニ就テ説キ示サンニ、鹿兒
島ノ図編者曰、此地図ハ後卷海軍雜誌ノ者ニ同シ、故ニ略ス、ハ麤略ナリト雖モ、日本
地図ヨリ写シ出シタル者ニシテ、十分正実ナル事疑ナ
シ、薩摩及ヒ近傍ノ大隅諸州ヲ写シタル図ハ、其国ノ
産物ヲ前知センカ為メニ、諸書ヲ考察セル人ヨリ、懇

ニ予等ニ与ヘラレタル者ナリ、而シテ其第三ノ図ハ
「イユリヤルス」船ノ或ル兩人ヨリ得タル者ニシテ、
之ヲ其提督ノ地図ト比較參訂スルニ、甚タ精密ニシテ
決シテ誤謬アルコトナシ、爰ニ絵図ニ頭セル砲台ノ表
目ヲ拳ルコト左ノ如シ、

第一号

三十二斤砲八挺

白砲三挺

第一号ト第二号トノ間ニハ野戰砲八挺ヲ備ヘタ

備場前号、
リニ記ス、

第二号

三十二斤砲三挺

白砲二挺

第三号

白砲三挺

第四号

不詳

第五号

八「インチ」砲二挺

三十二斤砲九挺

野戰砲三挺

第六号

十八斤砲三挺

第七号

十「インチ」砲二挺

三十二斤砲五挺

野戰砲二挺

第八号

十「インチ」砲一挺

三十二斤砲五挺

十八斤砲一挺

野戰砲一挺

第九号

十八斤砲四挺

第十号

十八斤砲三挺

第十一号

八「インチ」砲式挺

三十二斤砲四挺

第十二号

三十二斤砲十五挺

合計砲数八十一挺

但、發放セサル者ハ三箇ノミ(三箇カ)

金曜日ノ朝出版セル前日ニシテ
日本七月八日ナリ、英国ノ急使船「コルモレ

ン」、此ノ「コルモレン」船ハ、当月十八日鹿兒島海ヲ

通行セシ折、英国軍艦ニ出逢ヒタルヲ以テ、其説ニ由

リ手短ナル別段ノ新聞ヲ著スコトヲ得タリ、○「アル

キユース」船并ニ「ハホック」船ハ薩摩ニ於テ戦争ノ

後、今朝当港横ニ来着セリ、予等提督船ノ到着ヲ毎時

待受ケタリ、是ハ読者ニ公然タル事件ヲ告知センコト

ヲ願フヲ以テナリ、然レトモ未タ其折ヲ得ス、奇事珍

説ハ流布シ易ク、因テ次ノ事件モ公ニアラサレトモ、

実説ナルヲ以テ之ヲ爰ニ記セリ、鹿兒島ニ赴キタル軍

艦ノ内提督「ユーブル」「イユルヤリユス」船大砲四十

四挺、「ペール」船ハ二十二挺、「アルキユース」船ハ

六挺、「ペルシユース」船ハ十七挺、「コクエツト」船

ハ四挺、「レースポールス」船ハ四挺、「バボーク」船

ハ二挺、合セテ砲数九十五挺編者曰、第三号二記ス、当月
処ヨリ少キコト六門

六日日本六月
二十二日当港横濱ヲ出帆シ、十一日日本六月
二十七日鹿児島港ニ

着船シタリ、此鹿児島港ハ「オルホルン」人名及ヒ其他

ノ人委シク記載シタルカ如ク、其周圍広闊ニシテ其形

状画キタルカ如ク、其要害モ砲台ノ設堅固
ナルヲ云フ亦攻撃スルコ

ト能ハサル者ニ似タリ、○軍艦ハ鹿児島ヲ遠ク離レテ

碇泊セリ編者曰、谷山平川村ノ海、
七ツ島洋ヲ云フナラン、此市街ハ住民十八万ア

リト云ヘリ、其製作所・倉庫等編者考ルニ、集成館・鑄
銭局等ヲ云フナラン、ニ

於テハ、尤モ盛大驚クヘキ造営ナリ、十二日日本六月
二十八日軍

艦ハ其碇泊場ヲ離レ市街ニ向ヒ、諸台場ヨリ凡一千二

百「ヤールド」ノ所ニ諸船ヲ移セリ、此処ハ水ノ深サ

三十尋アリ、絵図面ニ第一ト記セルヲ以テ知ルヘシ、

此台場ハ市街ノ正面ニ並列シ、其広サ南際ヨリ北際ニ

至ルマテ編者考フルニ、砂揚場ヨリ祇
園洲砲台迄ヲ云フナラン、凡ソ二里英国里数、日本里数
ニシテ凡一里許リ

許アリ、其南際ハ四ニ第一ト記シ、北際ハ第八ト記セ

リ、○朝六時日本朝五
ツ時頃薩摩ノ上等士官数輩提督船ニ来リ

ケルカ、其振舞衆人見察スルニ、執行所「執行所トハ応接
所ヲ云ナラン」

ノ礼義作法トハ大ニ異リテ、其所為平穩ナラサル体ナ

リ、譬ヘハ園中ノ虎其牧鞭ヲ提ケ園ニ向テ来リ睨ムカ

如シ、然ルニ「コロネルニール」ハ之ヲ大ニ堪忍シテ、

用心ヲ専要トセリ、或人ノ前見ニ、是レ必ス兵器ヲ用

ルノ機会ニ至ルヘシト云ヘリ、○薩摩ノ士官等曰、薩

摩太守ハ当今鹿児島ニアラス、是ヨリ二十里日本
里数余ヲ

隔リタル霧島ノ市街ニ在リトテ詰問書ヲ受取りタレハ、

右書ノ返答ハ此船中ヲ立除キタルヨリ二十四時間ニ差

出スヘシト申置キタリ、翌十三日日本六月
二十九日ニ至リ、諸軍

船諸事平生ノ如ク平穩ナレハ、「コロネルニール」ハ

己レニ委任セラレタル外国事務アルヲ以テ、繁目ノ事

用ナレハ、右ノ答書延引スル間暫時ハ他事ニ取り掛リ

タリ、○薩摩ノ役人共不分明ナル答書ヲ持来リ、取留

メタル事モナク只今其儘立帰レリ、○十四日日本六月
二十九日約

束ノ時刻大ニ移リタル頃ニ一人ノ士官来リテ云ヒケル朝日カ
ル

ハ、答書ヲ持参セシカ、陸ヲ離レタル処ニ使者来リテ、

此ノ答書中ニハ相違ノ所アリタリトテ持帰レリ、又直

ニ他人来ルヘシトテ、間モナク我カ船中ヲ立去リタル

カ、誰一人モ来ラス、漸ク夜九時頃日本ノ夜
五ツ時頃ニ到リテ最

モ肝要ナル書ヲ贈リ来レリ、此書ハ新聞紙ニ載セテ読

者ニ示サントス、予等久シク希望スル処ナリ、

「コロネルニール」ハ此時ニ到リテ尚ホ堪忍ヲ加ヘタルニ、十三日日本六月二十九日九時朝五ツ役人兩人船ニ來リテ、此ノ挨拶ヲナサント左ニ述ヘタリ、京師ニ於テ一橋公并御老中二人ヨリ島津三郎へ確ト達セシハ、三郎カ從臣外人ヲ殺害シタルニ付テハ薩摩ニ於テ執リ扱フヘキ事ニ非ス、幕府ニ於テ諸件取扱フ事ナレハ、今考フルニ、江戸ニ於テ既ニ事ノ整ヒタリト思ヘリ、然ルニ江戸ヨリ此事件ニ付テ何ノ沙汰モナク、軍艦ヲ法律規則ニ從ハス遣シ、薩摩自己ニ事ヲ処置スルノ權威ナク、英国ノ詰問書ヲ採用スルト、又用ヒサル事モ自己ニ計フベキ事ニアラストナリ、○平和ニ処置スル希望ハ更ニ絶ヘ果テ、唯欺偽ヲ旨トスト思ヘルニ拠リ、「コロネルニール」ハ最早事ニ関ラス提督ノ事務ヲ握リ、十四日日本七月朔日午後諸軍艦尽ク備ヨ立直シ、其内二大ナルモノハ台場ヨリ離レ、瀬戸ノ中央ニ於テ双方ヨリ一千七百「ヤールド」日本ノ町数十ヲ隔テ、島下ニ擊泊セリ、右ノ台場ハ絵図ニ第二ト記シタルヲ看ルヘシ編者考フルニ、第二ハ大門口砲台ヲ云フナラン、○「イユリルヤリユス」船ハ備ヲ改ムト雖トモ、「ペルシユース」船ト共ニ其場ヲ離レス、十五

日日本七月二日朝「ペールス」船・「コクエツト」船・「アルキユース」船・「パボック」船及ヒ「レースホルス」船ハ港内ニ進ミ、又近傍ニ碇泊セル薩摩ノ蒸氣船三艘ヲ質トシテ取押ヘタリ編者曰、質トハ妻子養育金要求容易ニ肯セシ者ナルカ故、蒸氣船三艘ヲ取押ヘ質トセントナリ、其船号「エンゲランド」ト云ヘル船ハ一千八百六十一年十二萬元ヲ以テ薩摩ニ買入レ、今一艘ハ「コンデスト」ト云ヒ、昨年第五年文久二月日糺シ記入スヘシ」八万五千元ニテ買入レ、今一艘ハ「ジヨルシゲレー」ト云ヘルモノハ四萬元ヲ以テ買求メタリ、此三艘碇泊ノ場所ハ図面ニ載セサレトモ、「ウキルモツト」岬編者考ルニ、「ウキルモツト」トハ指揮官ナリ、此ヲ水葬セシ所ナルカ故、地名トシタルモノナラン、後ニ繋リタルヲ知ルヘシ、○此日ハ早朝ヨリ大風ナリシカ、其勢次第ニ烈シク激浪ヲ起シ、剩ヘ暴雨降リテ港内畏シキ有様ナリ、十時日本朝四時ニ到リテハ上文ニ載セタル英船モ共ニ其列ヲ変シタリ、十二時日本ノ九時頃二船中ノ諸人悉ク午食ニ就キ何ノ備モナカリシニ、突然陸地ノ台場ヨリ「イユルヤリユス」船ニ大砲ヲ打懸ケ、島編者曰、桜島ヲ云フナラノ台場ヨリモ「ペルシユース」船ニ打懸ケタリ、是ニ於テ兼テ質ニ取りタル蒸氣船三艘ヲ焼キ打セリ、尤モ

乗組ノ者ハ其以前ニ陸ニ送り返セリ、蓋シ上等ノ士二

人松永安右衛門、五代才助、此内一人ハ以前歐羅巴使節ニ属從セ

ル人ニシテ松本、自身等ノ願ニ拠リテ乗組人員ト同シク上陸ヲ促シタリト雖トモ、一人

乞フテ旗艦ニ乗移レリ、提督ノ船ニ乗リ、今其船中ニ在リ、

頓テ諸船悉ク錨ヲ上ケ隊隊ヲ布キ、「ペルシユース」

船ニテ戰ヲ始メ、敵ノ放發ニ応シテ軍法ヲ乱サス一々

之レヲ打チ鎮メ、敵合近クナリシカハ又他方ヘ乗移シ、

台場ニ向テ戰備ヲ整ヘタリ、敵ノ台場十一ヶ所ヘハ諸

船各四百「ヤールド」日本ノ三丁ヨリ八百「ヤールド」日本ノ六丁

ノ距離ヲ測リテ備ヘ、「イユリヤリユス」船

ハ特リ二百「ヤールド」ノ距離ニアリテ、極北第八番

砲台ノ台場ヨリ戰ヲ開キ、砲台 函中点線ヲ以テ示スカ如ク、

徐々ニ転行シテ第一番砲台 計出セル台場ニ及ベリ、其

中線間断ナク殊ニ劇シク撃合ヒタリ、夜入リテ我カ軍

艦ヨリ破烈丸ヲ以テ市街諸部ヘ打掛ケシニ、其三堡

編者曰、三堡トハ祇園・新波戸・弁天ノ三砲台ヲ云フナラン、

ハ已ニ放發ヲ止メタリ編者曰、砲台放發ヲ罷メタルニ非ス、英、

是ニ於テ諸船ハ各碇泊場ヘ引取り砲台 早ク引退キタリ、

シカ、特リ「レースポールス」船ハ第八番砲台 ヨリ二百「ヤールド」日本ノ一丁内ニ備ヘテ、台場ノ力竭キ放發

ヲ止ルマテ之ヲ攻メ、真ノ英国ノ軍法ヲ以テ功蹟ヲ顯

セリ、此時之レヲ抜カシメント「アルキュース」船ヲ

繰出シケレハ、他ノ一新波戸・弁天波戸・大門口 台場砂揚場等ヲ総ヘ云フナラン、放發

セル彈丸ノ中間ニ在テ戰フコト凡ソ二時日本ノ許、其後

遂ニ其功ヲ果シタリ編者曰、其功ヲ果シタル何レ、ニアリヤ、諷ルモ又甚シ、○此日ハ

土曜日ニテ終ニ暴風雨ナリシカ、此時我カ損失ハ、死

スル者十一人、疵ツク者三十九人ナリ、其死シタル者

ノ中ニ諸人ノ悲嘆セルハ、提督船ノ甲比丹「ジヨスリ

ン」ナリ、此人平生ハ殊ニ温和ナレトモ胆略アリテ、

一旦獅子ノ怒ヲナストキハ其勇猛比類ナク、真ニ英国

將士ノ龜鑑ニシテ、諸人之ヲ尊敬セサルハナシ、指揮

官「エトワルドウキルモット」モ同シク勇猛ナル士官

ナリシカ、「ジヨスリン」ト共ニ一彈丸ノ為メニ死シ

タリ、此兩人ハ戰爭ノ中間三時三十分ナリ、提督船ノ甲板上ニ立

チタリシカ、彈丸端舟ヲ貫キ来リテ立所ニ兩人ヲ打殺

セリ、提督ハ上官ト共ニ甲板ノ狭キ方ニ在リシカ、右

甲比丹ノ擊レシ時不思議ニ其彈丸ノ難ヲ免レタリ、○

第九時日本ノ夜五時半頃 二ハ市街ノ方ニ火焰熾ナリ、翌十六日日本七

月三日天氣快晴、十一時日本朝四時半頃 二兩將ト水夫七人ノ死

骸ヲ取り納メシメ編者考フルニ、水葬ヲ云フナラン、水、軍艦ハ葬場ハ桜島小池村ノ沖ナリシト云、

発放セシ島ノ砲台ニ近寄りテ出帆セリ編者曰、発砲セシ島トハ桜島・島島・沖

小島ヲ云フ、○英国軍艦ノ敵方ヲ破リタル働キハ驚クヘ

キ有様ナリ、○宮殿・製造所・機械所編者考フルニ、宮殿所トハ集成館・鑄錢局等ヲ云フナラン、

及ヒ倉庫ヲ始メトシテ、全市中悉ク破

碎セシハ疑フヘカラス編者曰、全市街焼タルニ非ズ、凡鹿兒島市、街十分ノ一焼ケタリ、詳二前卷ニ記セリ、

亦諸砲台モ甚タ損潰セリ、○初日日本七ニハ此台場ヨリ

戦争ヲ仕掛ケタレトモ、第二日日本七ニ軍艦此前ヲ通

行セシ時ハ、一箇所ノ台場ヨリモ一弾丸ヲモ放發セサ

リシヲ以テ、各砲台ヲ破壊シタルノ証トス編者曰、鹿兒島三ヶ所ノ砲

台ハ放發セス、陸兵ヲ各所ニ伏セ上陸ヲ待チ、短兵ヲ以テ鏖ニセン

ノ計策ナリキ、大門口・砂揚場及ヒ桜島ニ在ルニヶ所ノ砲台及ヒ島

島・沖ノ小島砲台ハ頻リニ放、○焼打シタル薩摩ノ蒸氣船三

隻シタリ、本書甚タ誤レリ、

艘ハ其価二十四万五千元ニシテ、其中半分余ハ皆払ニ

至ラス、近頃ニ払済ニ及ヒシモノナリ、日本製ノ船モ

数多損破セリ編者曰、琉球船大小三艘、和船二艘合テ五艘ナ、日

本人ハ戦争ノ間久シク大砲ヲ能ク取扱ヒタリ放發ヲ能クセリト云フ

義ナ、然レトモ我カ船敵方ニ甚タ接近シタル時ハ稍退

キタル様子ナリ、○日本人ヨリ放ツ彈丸ハ十三「イン

ヂ」日本曲尺一尺〇四分〇編者考フ「インヂ」日本曲尺六寸四分

是則十六斤日本ノ「ボム」彈ニシテ、大砲四挺ハ百五十斤、

砲ナラン、

十挺ハ八十斤、其他ハ三十六斤・三十斤等ナリ、戦争

ノ様子ヲ委細ニ弁解スルコトヲ得スト雖モ、予等已ニ

我カ大砲ノ能ク働キシハ、驚クヘキ勇猛ヲ顯シタル事

ヲ聞キタリ、○予等前ニ云ヘルカ如ク、我カ軍艦敵方

ト相離レタル僅ニ二百「ヤールド」日本ノ一丁ノミナル四十間許

コト間々アリテ、甚タ接近シ放發シタルコトヲ考フレ

ハ、我カ船ノ受ケタル損失ノ稀ナルハ驚クヘシ、斯ク

接近セルニ由リテ、「イユリヤリユス」船ハ最モ多分

ノ損傷ヲ得タリ、且此船ノ端舟及ヒ綱具ノ損失ハ甚タ

シ、損失ノ表左ノ如シ、

「イユルヤリユス」船

死者十人

傷者二十二

「パールス」船

傷者七人

「アルキユース」船

傷者六人

「コクエツト」船

死者二人

傷者四人

「レースホールズ」船

傷者三人

「ベルシユース」船

死者一人

傷者九人

合計死者十三人

合計傷者五十一人

死傷総計六十四人

「コロネルニール」及ヒ其従者ヲ慰勸ニ招待センカ為
メ、海岸ニ設ケタル場所編者曰、旗艦長及ヒ其他各艦長等ニ上
陸ヲ促シタルヲ云フナラン乎、其設タ
ルハ御春屋内
客屋ナリ、ニ於テ応接ノ時ニ臨ンテ、彼ノ従者ト共ニ

謀ルヘキノ困難ナル要務ヲ託セラレタリ、然ルニ予等
之レヲ爰ニ記スヲ略ス、此後如何ナル事ヲ以テ此ノ暴
逆ナル諸侯薩州侯ヲ
指ス、ヲ処置アルヘキヤ、今茲ニ之ヲ弁解

スルハ無益ナルカ故略ス、○薩摩ノ保柴ニ於テ用ヒタ
ル彈丸ハ必ス好品ノモノナリ編者曰、銃製円、
彈ノミナリ、又我カ方ニ

テ費シタル彈藥ノ量ハ夥シキコトナリ、且未タ定マラ

サルカ故「コロモランド」船・「バルロサ」船此二船ハ彈
薬・兵糧等

ヲ運搬シ、支那海ヨリ横浜ニ至レリ、○編者曰、此運
搬船ハ鹿児島ニ来ラス、戦後横浜ニ来レリト云フ、

賀シタリ、○薩摩ハ英国軍艦提督ヲ穩和ニ待遇セント

欲シ、且ツ大諸侯タル細川熊本侯ヲ
云フ乎、・加賀加州侯ヲ云
ナラン、・仙

台奥州仙台侯ヲ
云ナラン、ハ薩摩侯ノ決議編者考フルニ、決議ト
ハ攘夷ヲ云フナラン、ヲ祝シ、

又帝王ニ対シ面目ヲ失ハサラシメンカ為メニ、各諸侯

ヨリ使節ヲ薩摩ニ送り助力セント決定シタリ、其内幕

ナル報告ヲ松平慶永
侯得タリト云フコトアレト

モ、其説話長文ナレハ今爰ニ記スルヲ要セス編者曰、此
報告云々ハ

戦争ノ始末ヲ告ケタルヲ云フナラン、本藩ヨリ越藩ニ特ニ報告シタ
ルニ非ラサルナリ、蓋シ朝廷・幕府へ届出タル書ヲ云フナラン乎詳

ナラ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四九六ノ五号と同文な
り〕

109の5

○第五号、一千八百六十三年八月廿五日日本文久三年
七月十一日 英国

新聞紙

「ミニストル、ニール」公使政府ノ命ヲ受ケテ鹿児島ニ渡

来ス、士官二人応接ノ為メニ来ル、「ミニストル」ヨリ

申立ル趣ノ返答二十四時間日本ノ
十二時ヲ限りニ相待ツヘシ

ト、然ルニ太守様六十里日本ノ許リノ所ニ出張相成リ居

ルニ付キ、急ニ返答出来兼候処、「アトミラー」軍艦

提督モ「ミニストル」公使モ上陸セヨト被申候得共、其儀

者断リ相成リタリ、而シテ返答モ参リ候得共、十分満

足スル返答ニ無之、依之軍艦三艘ニテ薩摩ノ蒸気船ヲ

小湊ノ内編者考フルニ、重富脇ヨリ引キ出シニ掛ル、然ル

処台場ヨリ最初ノ砲発ハ「ユリヤリユス」船ニ当ル、

因テ編者曰、初発ハ各砲台共ニ英艦ニ達セス、皆海中ニ

上ケ、蒸気船ヲ焼滅スヘキ命ヲ下セリ編者曰、我カ三艘ノ

下セルヲ、又一ノ彈丸、船將「ジヨスライン」・次官「ウ

キルモット」ニ当テ二人俱ニ即死セリ、又空彈一ツ船

併シ「ミニストル」同伴ノ人数ニハ手負ナシ、此ヨリ

空彈破烈・実彈ヲ放チシニヨリ、鹿兒島ノ市中過半ハ

焼亡セシナラン編者曰、上町向築地向江町商賈業師某カ土蔵ヨリ

迄延焼セリ、鹿兒島市街、焼ケ初メ、大小路口・堅馬場通・冷水・内之丸辺

凡十分ノ一程焼燼セリ、鹿兒島ニ繫リシ軍艦モ、多分大

風ニテ破壊セシナラント覚ヘタリ、台場モ船モ砲発ノ

内ニ大風ニ遭ヒタレトモ、船ハ損スルコトナシ、此事

ノ知レ来リシ書状ハ八月十八日日本七「ユラユーウス」

船ヨリ来リ、夫故軍艦ハ横浜ニ帰渡セリ、

此ノ新聞紙ハ七月十六日横浜ヨリ長崎へ蒸気船一艘船名

ス、渡来、這ノ船ヨリ送り来レルヲ在崎重野厚〔安總〕之丞入掌

シ、我カ政庁へ送致セリ七月十九日到達ス、○重野厚之丞・高

リ、崎猪太郎戦争後夷情探偵ノ為メ出崎シ

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四九六ノ六号と同文な

り〕

又同人カ長崎ニ於テ得タル志那人鐘山ト云ヘル者カ上海

ニ於テ英人ヨリ聞キタル戦争始末書左ノ如シ、

○第六号、

一薩州人ハ長州人ニ比スレハ戦闘格別ニ練熟シテ、遙

ニ強カリシト英人共申居候、

一英人ハ再ヒ薩州へ多数ノ軍艦差向ル手当ナリ、長州

へモ和議調スハ同シク軍艦数艘差向ルト申居候、

一鹿兒島戦争ニ出タル英船七艘ノ内、一艘ハ上海へ赴

キ、残り六艘ハ皆横浜へ行キ候由小根占海ニ一艘残、

一英船二艘ハ損所多ク用ニ立チ難シト、英人共申居候、

皆鹿兒島砲台ヨリ放タル大砲ノ為メナリ、

109の7

○第七号、薩与英戦、以為強乎為弱乎、勝敗如何、支那〔貼紙〕「誤脱アルカ如シ、他日札スヘシ」
林雲達曰、英歴年以戦為事好勝喜争、無論薩強勝不止、

一 英ノ船將二人討死ス、
一 英ノ官吏四人討死ス〔編者考フルニ、官吏ト、ハ士官ヲ云フナラン、〕
一 英ノ兵卒數十人討死ス、
一 魯国ノ戦争ヲ見届候事ハ虚説ナラン〔貼紙〕「當時魯英戦争、中ナレハナリ」
一 幕府ヨリ鹿児島ニ案内船ヲ出セシ事ハ分明ナラス〔老国〕
喜入撰津汽船ヨリ幕吏ト、廻航シタルヲ云フ乎、
一 薩州ノ方モ死亡不少候由、
一 薩州ノ蒸気船三艘湊ノ内ニ掛リ居候ヲ、英人大砲ヲ以テ焼キ捨候由〔編者曰、大砲ヲ以テ焼タル、ニ非ス、前二記スカ如シ、〕
一 鹿児島市中数多焼払ヒ候由、
此ノ書ハ当時上海等ノ巷説ヲ記シタルモノニシテ誤謬多シト雖モ、都鄙一般流布シタルモノナルカ故記ス、又左ニ記ス者モ上文ニ同シト雖モ、当時ノ形況ヲ知ルノ一端ニ記ス、
〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四九六ノ七号と同文なり〕

109の8

以今而論〔若薩敗カ〕若薩勝則易了結、若薩則英必再起、大兵来争兵交愈久、則糜費愈多、将来請和之時貼補之頃亦愈大、此一定不易之理也、
八月十七日

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四九六ノ八号と同文なり〕

○第八号、又支那人幹欽天見英文訳唐語ト記シタル書左ノ如シ、

当季四月催軍艦奉命到薩州、交日兩日互無勝敗〔異本劣ニ、作ル〕
我徒当鉄丸死者船將及次官、其余凡三百人、尚欲戦、然薩砲場白衣神將取幣、指揮所放丸無空中聞火兵奏勝、我兵見機而歸〔異本退帰ト、記セリ〕

此ノ文支那人ナリヤ否ヤ弁スルニ由ナシ、文中白衣ノ神將取幣云云素ヨリ怪談ニ罹ル、然リト雖トモ當時巫屠〔浮屠カ〕佞〔妄説脱カ〕仏ノ輩流布シタルカ故、一般ノ人心ヲ知ルノ一ナルヲ以テ記載ス〔編者曰、七月末八月初メ流布ス、出所詳ナラス、〕○当時種々社ヨリ神矢飛ヒ出タリ、或ハ火玉出タリ、或ハ某ノ仏閣ハ何、或ハ何ト頻リニ唱ヘ、神仏ノ加護アリシト喋々セリ、則チ本文神將云々モ果シテ巫覡者ノ作為ナシ、

〔本文書は「忠義公史料 第二巻」四九六ノ九号と同文なり〕

○第九号、英国新聞紙ニ曰ク、

一千八百六十三年八月十五日我文久三年七月二日也、海軍中将

「キユーバ」氏ハ、薩摩ノ蒸気船三艘ヲ抑留スルトキハ、生麦ノ報償島津氏ニ於テ必ス自ラ公使ノ要求ニ応スヘシト思惟シタリ、○午前第一ノ台場ヨリ風雨ヲ侵シ、

旗艦「イユリアラス」号ニ向テ放發ヲ初ム、其發スル処ノ彈丸、多クハ旗艦ノ上辺ヲ過キ、或ハ艦ニ達セス、

適々達シタルハ綱索ヲ切断セリ、而シテ其他四ヶ所ノ台場モ等シク放發シタリ、続ヒテ東方ノ島編者曰、椛島ヲ云フナラン

ニアル台場ヨリモ同シク放チ懸ケタリ、時ニ自余ノ英艦ハ東方ノ島椛島ヲ云フカ、近ク退ヒテ彈着距離外ニ碇泊シタリ、○蒸気船ヲ抑留スル処ノ三英艦「コクエット」

号・「アーカス」号及ヒ「レースホース」号ヲ除クトキハ、砲撃ニ供スヘキ艦數僅少ナルカ故、中将「キユー

バ」氏其抑留シタル薩摩ノ蒸気船ヲ燒キ沈ムヘキ旨、

信号旗艦ヨリ旗ヲ以テ令スヲ以テ命令ス、薩摩ノ蒸気船三艘ノ徧

ヲ合算スレハ、凡三十万五千弗編者曰、上ニ記スル処差アリ、蓋シ此ニ記ス所確實トス、

許ニシテ、其総噸數ハ千六百噸ニ余レリ、又「ハポーク」報知艦号ニ令シテ、東方ノ島上ニ記スルカ如シ、地ニ在ル薩摩ノ

蒸気船三艘ノ燒滅ヲ証スル為メ之ヲ守ラシム、又一艘ハ東ノ島上ニ記スルカ如シ、ニ在ル台場ニ向テ運轉砲撃ヲ初メタリ、

是ヨリ先キ「ハーサル」号ハ錨鏈ヲ脱シ、錨ヲ揚ルコト能ハス編者曰、狼狽ノ形況此一事ヲ以テ証左トス、故ニ時間ヲ費シタリ、而

シテ鹿児島第五編者曰、祇園砲台ヲ云フ平台場ニ向テ砲撃ヲ行フヘキヲ令シタリ、其艦長海軍少佐「ギングストーン」氏ハ敏捷ニ其令ヲ執行セリ、

然ル後中将「キユーバ」氏ハ艦長ノ官等ニ從ヒ艦船ヲ單縦列ニ編制セシメ、而シテ旗艦「イユリアラス」

号ヲ以テ先ツ鹿児島第五ノ台場ヲ砲撃シ、漸次ニ南方編者曰、南方諸台場トハ新波戸・弁天波戸・大門口・砂揚場等ヲ云フナランノ諸台場ニ砲撃ヲ及ホ

セリ、然レトモ此ノ日午前ヨリ東風荒クシテ、我カ艦ノ背後ニ風ヲ受ケテ諸艦密接シ、随意回航スル事能ハ

ス、旗艦ノミ独航シ、之レカ為メ各所ノ台場ヨリ同時ニ數多ノ彈丸ヲ受ケ、頗ル困難ナル戰ナリ、

台場ヨリ發シタル徑十英寸ノ砲彈九旗艦ノ砲門ニ命中

シ、中甲板上ニテ破裂セリ、之レカ為メ七名即死シシ四名負傷セリ、

一弾ハ旗艦ノ舷側「ヒユルウオーグ」舷ノ一部ノ名ナラン、ニ巨孔

ヲ穿チ、又一弾ハ「ブーム」ニ載セタル端舟ノ底ヲ破ラレタリ、

午後三時ニ至テ、旗艦大佐「シヨスリン」氏及ヒ副長

少佐「ウキルモット」氏ノ二名ハ艦橋ニ在テ指揮シケルニ、同弾ノ為メニ射殺サレタリ、

鹿児島第五ノ台場及ヒ備ノ砲モ半バハ破損シ、諸台場

モ多ク破壊シタリ編者曰、砲台ノ破壊シタルハ祇園砲台ノミナリ、

旗艦鹿児島第一編者曰、砂揚場ヲ云フナラン、台場二向テ砲撃スルノ際、

鹿児島第四台場ト第五台場トノ中間ナル市街ニ当リテ

火焰ノ起編者曰、上町築地薬師某カ土蔵ニ起ル、レルヲ見タリ、

「レースボース」号ハ鹿児島第五ノ台場ノ前面ニアル

浅瀬編者曰、祇園台場ノ前面ナリ、ニ乘リ懸ケ、暫時ハ機関ノ運動ヲナシ

得ス、之レカ為メ浅洲ニ膠着シ、甚タ困難シ危殆ニ臨

ミタリ、此時台場ヨリ発スル所ノ二三弾ノ為メニ同艦

ノ大橋ヲ打貫キ、又一弾ノ為メニ艦ノ水平線ヲ破ラレ、

殆ント同艦ハ死地ニ陥リタリ編者曰、祇園砲台前浅洲ニ乗揚ケ傾キタリ、其形況甚タ艱難

ナリ、茲ニ記ス処其実況ナリ、編者カ輩モ、幸ニ台場ハ我先親シク見タリ、凡三十度許リモ傾キタリ、

キニ発スル砲撃ノ為メ多クハ損砲トナリタルト、我兵ノ死ヲ犯シテ働キノ効ニ依リテ全キヲ得テ死傷ナカリ

シ、亦艦長少佐「ボークサ」氏ハ頻ニ小銃編者曰、橋上ヨリ頻ニ放発ス、皆尖弾ナリ、我國ニ於テ小銃ノ尖弾ヲ見ル是ヲ初トス、ヲ発シテ台場ノ発砲ヲ拒キタリ、且ツ「コクエツト」号・「アーガス」号及ヒ「ハ

ホーク」号ノ艦長ハ各台場トノ戦ヲ止メ之ヲ援助シ、索ヲ附シテ浅洲ヲ引キ下シ難ヲ遁ル、コトヲ得タリ、

如斯浅洲ニ乗懸ケタルハ、我カ艦ノ背後ヨリ来ル大風ノ為メ、又ハ鹿児島諸台場ノ砲発間断ナク、旗艦ノ兵

其他モ多少ノ害ヲ被レルカ故編者曰、我兵ノ強剛ナル此、我文ヲ以テ知ルニ足レリ、

カ各艦ハ大英国ノ汚名ヲ取ラサルヲ要シ、台場ニ近接シタルノ二点ニ依リテ危難ニ迫リタリ編者曰、彼モ我砲台放撃ノ猛烈ナルニ困ミタルノ形況、

顯然ナリ、

又「バホーク」号ニ命シテ琉球船五艘ヲ焼カシメタリ、

艦長大尉「フール」氏悉ク焼燼シタリ琉球船大小三艘、和船大小二艘ナリ、五艘ハ誤、

ナリ、

「パーサス」号ハ火箭及焼弾ヲ鹿児島第五台場ノ北方海浜ニ在ル大磯ヲ云フ平、製造所及倉庫等集成館及ヒ琉球通宝鋳ヲ造局ノ二ヶ所ナリ、

砲撃シテ之ヲ焼滅セリ、同日風力烈シト雖トモ、我カ

大小ノ艦損害ヲ受ケス、唯「パーサス」号ハ其錨地ヲ

保守スルコト能ハス、海上六十尋ノ処迄流サレタリ、

止ム事ヲ得ス其錨ヲ脱棄シタリ

編者曰、軍艦ノ錨ヲ放棄スルハ彼海軍法大ニ戒ムル所ニシテ、仮令捷戦ナリト雖モ全捷トセス、其將校タル者ハ律法ニ問ハル、モノナリト云フ、○此錨後日送附シタル軀木等後卷ニ詳記ス、

此日東風烈シク雨又強ク、我艦動揺甚シク放発スルニ

困ミ、且ツ照準定マラス、鹿兒島各所ノ台場ハ風雨ヲ

厭ハス放発ニ怠ラス、凡ソ五時乃至六時間近ク放発ヲ

力メタルハ、我カ艦モ頗ル疲労ヲ告ケタリ、午後五時

過ニ至リテ台場モ我カ艦モ互ニ告ケスシテ放発ヲ止メ

タルハ幸ト云フヘキナリ

編者曰、我カ兵ノ力メタル知ルニ足レリ、又互ニ告ケスシテ放発ヲ止メタリ云々、其実況、

鹿兒島台場ハ放発ニ力メタルコト意外ナ

リ、然レトモ砲彈皆実彈ニシテ、古製ノ円彈ナリシハ

我ノ幸ナリ、若シ新式彈

編者考フルニ、新式トハ所謂尖彈ヲ云フナラン、ヲ用ルト

キハ、我ノ困難一層ナルヘキナリ、

此日鹿兒島市街三四ヶ所ニ火光起レリ、蓋シ我艦放ツ

処火箭ノ為メ、或ハ大風ノ為メニ失火セシノニツナル

ヘシ、

我艦ハ第五台場北方製造所ノ前面ニ於テ、「パーサス」

号放発スルコト凡ソ三時間、午后八時ニ至リテ止メ、

東方島

編者考フルニ、椋島赤生原・小池ナラン、地ニ退テ投錨シタリ、

旗艦其他ノ艦船モ台場攻撃ニ当リテ各多少ノ損害ヲ被

レルカ故、明日ノ戦ニ供シカ為メ終夜仮リノ修補ヲ加

ヘタリ

編者曰、終夜仮リノ修補ヲ加ヘタリ云々、其実、或ハ傷者

ノ療治・看護、或ハ死者ノ屍ヲ格護スル等眠ルコトナ

シ、明日ハ鹿兒島ヨリ侵撃ヲ試ルヤ必セリト各艦ニ注

意ヲ令シ、艦ノ修補ヲ急キタリ、

第八月十六日

我文久三年七月三日午前八時ニ至リテモ、風ハ甚シ

ト雖モ雨熄ミ、午後ニ至リテ風モ止ミタリ、英將ハ東

方ノ島海ニ接シタル岳上ニ薩摩兵カ

編者曰、椋島横山袴腰ヲ云フナラン、此所英艦眼下ニ投錨セシ故、之ヲ攻撃セント二日ノ夜ヨリ大砲ヲ引上ケ台場ヲ仮築セリ、大山格之介カ担当ナリ、台場ヲ築ク

碇泊場ヲ第一碇泊場

編者考ルニ、谷山平川村七ツ島沖ヲ云フ平、遷シ、而シテ

艦船ノ修補ヲ行ハント令シタリ、

午後一時旗艦ヲ初メ其他六艘同時ニ拔錨シ、単縦列ニ

備ヘ、孤島

編者考フルニ、孤島トハ沖小島ヲ云フナラン、ノ西前面ヲ通過シ、第一碇泊場ニ進航セリ、拔錨スルヤ否ヤ、各艦ヨリ鹿兒島市街最モ美大ト認メタル家屋、或ハ兵ノ屯集セシト認メタル各所ニ遠撃ヲ試ミタリ、然リト雖モ鹿兒島各砲

台ヨリハ一ノ応砲モナサ、ルハ、是レ甚タ怪シキヲ覺
ヘタリ、蓋シ我カ艦兵ヲ欺キ、上陸ヲ促サントノ計策
ト思ハレタリ。編者曰、彼戦ニ馴レ或ハ前日我兵ノ強猛ニシテ敢テ屈
セザリシ故、上陸ヲ促サント察シタルハ又老練ト云フ
シ、孤島及ヒ東方島ノ台場編者曰、此日我カ砲台大門口・砂
揚場・沖小島・桜島洗出・袴腰・
島島等ヨリ頻リ、ヨリハ頻リニ放発シ、各艦多少ノ彈丸ヲ
受ケタリト雖モ、彈丸小且砲短フシテ我カ艦遠距離ヲ
航過シタルカ故、危害ヲ被ルニ至ラサリシハ幸ナリ、
若シ此日大長砲ノ攻撃ヲ受クルトキハ、殆ント困殆ニ
至ルヘキナリ、昨日^{七月}_{二日}ノ戦ニ艦ノ要所水平線ヲ貫カ
レ、或ハ機関モ多少損害ヲ受ケ、運動心ニ任セサルモ
アレハナリ、午后三時第一碇泊場ノ前面ヲ寛航シ、陸
上伏兵ノ有ヤ否ヤヲ窺ヒシニ、幸ニ兵備ナキカ如クナ
ルカ故、心ヲ注テ陸ヲ隔ルコト一千八百「ヤールト」
ノ外ニ投錨シタリ、
午后四時艦ノ修甫ヲ令シタリ、
負傷者ノ看護ニ怠ラサルヲ令シタリ、
艦ノ修甫同夜中ニ終レリ、再ヒ戦ハンニハ危殆ナルカ
故、一旦江戸海ニ退キ各艦ヲ完修シ、或ハ他ニ一艦隊
ヲ要請シ、陸戦兵ヲ催シ、海陸ノ攻撃ヲ施サ、ルニ若

カシト思惟シタリ、鹿児島ノ兵ハ頗ル勇敢ニシテ、日
本国ニ有名ナルニ背カサリシハ、前日ノ戦數時間風雨
ヲ厭ハス力メタリシニ明カナリ、海陸攻撃策ヲ施スニ
アリト議決シ、明日拔錨ヲ令シタリ、
艦船ノ修甫、江戸海迄航スルノ仮修、或ハ独航シ能ハ
サル艦ハ引索ヲ附シ、或ハ風帆ヲ用フヘキハ無論ナル
ヲ令シタリ。編者曰、独航シ得サル艦ハ引索ヲ附シ云々、
我カ放撃ニ損壞シタル此文三明ナリ
近ク長崎灣ニ引揚ケ艦船ヲ完修シ、或ハ支那・印度海
ニ在ル艦隊ノ援助ヲ乞ヒ、速ニ再度鹿児島港ヲ襲ハン
ノ議者アリシト雖モ、中将「キューバ」氏ハ、長崎ハ
鹿児島ヲ去ルコト僅ニ十五時間航ニ過キサルカ故、鹿
児島カ謀策ヲ施スニ便ナリ、或ハ長州モ近キニアルカ
故、艦船ヲ屯集スヘキ利少シ、横浜ヲ以テスルニ若シ
ト思惟シ、鹿児島灣ヲ去リテ東北ノ航路ニ定メ、江戸
海ニ向フヘキヲ令シタリ、
中将「キューバ」氏ノ思惟ニ、再ヒ鹿児島ヲ攻撃シ万全
ノ利ヲ得ントセハ、少クモ二艦隊ト運用船六艘、陸戦
兵一千人ヲ用ヒサルヘカラスト思惟シタリ、
鹿児島ヲシテ降伏セシメンニハ、二艦隊ト陸兵一千人

ヲ以テ今ヨリ三月乃至四五ヶ月ノ間ニ撃攻セサルトキハ、鹿兒島カ長大砲ヲ製造シ備ヲ嚴ニスルトキハ、此ニ倍ノ兵器ト人数トヲ用ルト雖モ、容易ナラサルニ至ラン、其場合ニ変スルトキハ、大英国ノ汚名ハ尚重サヌルニ到ラント思惟シタリ、

一千八百六十三年八月第廿一日午前、江戸海横浜ニ投錨シタリ、

中將其他ハ各国及ヒ英国船ノ祝砲ヲ放チタルハ慊シトセサリシナリ 編者曰、慊シトセサル云々、其実果シテ然ラン、、公使ノ要求ヲ空

フシ、且ツ中將ハ薩摩士官二名 松本・五代ノ二名ヲ云フナラン、ノ生捕ヲ上陸セシメ放チタリ、二名ハ上陸ヲ喜ハサリキ 松本・五代カ論説

及當時ノ説ハ、後ニ記ス

公使ハ直ニ支那在留ノ同国公使ニ事実ヲ報知シタリ、中將ハ艦船修甫及ヒ再襲ノ計策トヲ支那海艦隊中將ニ報シタリ、

公使ハ鹿兒島戦鬪ノ始末ヲ老中ニ報シタリ、公義役人驚キ、戦鬪ノ始終ヲ尋聞スルコト懇切ナリ、

公使ハ当日風雨ナルニ依リ、我艦船十分ノ運動ヲナスコト能ハス、故ニ艦船許多ノ壞損ヲ被レルヲ告ケ、再

ヒ攻撃センノ計画ニ外ナキヲモ告ケタリ、

公義役人ハ鹿兒島ノ各砲台備ノ砲數大小ヲ問ヒ、或ハ

兵士カ艦船ニ向テカメタル形勢ヲ問フコト反復ナリ、

中將「キューハー」氏ハ勇猛ナルヲ告ケ、唯艦船ヲ以

追撃セサルヲ幸トスルノ実ヲ告ケタリ 編者曰、追撃ノ備ナ、キハ千載ノ遺憾トス、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四九六ノ一〇号と同文なり〕

109の10

○第十号、横濱横字新聞

一千八百六十三年第八月十四日午前九時、薩摩ノ吏二名旗艦ニ来リ、昨夕送ル処ノ 編者曰、川上但馬カ、久遠カ、回答ヲ促

ス、中將「キューパ」氏ハ此日午前親ラ「ハボーク」

号ニ乘リ、湾内北隅ノ海浜及ヒ一島 編者曰、桜島ノ海浜ヲ云フ乎、

水ノ深淺、戦鬪線ヲ測量ス、時ニ暴風ノ微頭レタルカ

故、各艦ニ令シテ「トツプゲルンマスト」 桅ヲ下降サ

シム、○今夕薩摩吏二名又旗艦ニ来ル、中將「キュー

パ」氏ノ報告ニ、明日午前十時迄ニ回答ヲ待ツヘキヲ

約シタリ、

公使「ニキール」ハ薩摩重役川上但馬カ回答書ヲ閱ス

旧邦秘録五編癸亥之十五

旧邦秘録卷之十六

文久三年癸亥

110の1
○第十一号、

日本交易ニ関係セル神奈川開版別段新聞紙

一千八百六十年第八月廿六日（二脱カ）日本文久三年、薩州鹿児島
七月十三日

ニ於テ英国船ノ艦隊戦争ニ及ヒタル諸事件、近頃我カ
輩カ尤モ感スル処ニシテ、交易社会（会社カ）其戦争ノ使信（便信カ）ヲ待

兼タルカ故、定式ノ新聞紙ヲ開版スル事ハ一兩日ヲ延

シテ、此ノ別段ノ緊要ナル新聞紙ヲ開版スルニ至レリ、
是レ実ニ已ム事ヲ得サルニ出ルモノニシテ、誠ニ当然

ノ事ナルヘシ、

鹿児島ノ戦争

今茲ニ記スハ、英国ヨリ薩摩侯ニ詰問シタル始末ノ事

ルヤ、到底英国ノ要求ニ応セサルヲ察シ、遂ニ海軍中

將ニ請フテ最後（编者曰、最後ノ処分ト
ハ汽船掠奪ヲ云フ平、ノ処分ヲナサシムル

事ニ遷レリ、依テ海軍中将ハ前約ニ違ヒ、一千八百六

十三年第八月十五日ノ払暁、「ピサル」号ノ艦長海軍

大佐「ポーラス」ヲシテ「ピサール」号、「コクエツ

ト」号・「アーガス」号及ヒ「レース、ホース」ノ三号

薩摩ノ汽船三双（隻カ）ヲ拘獲シ、之ヲ各艦ノ舷側ニ結着シ第

三碇泊所ノ海ニ携へ来レリ、薩摩ノ士官四五名毎船ニ

乗組居タリ、其船ニ乗ル所ノ士官二名ヨリ島津家ノ訓

令ヲ乗員ニ諭達シ、談判中兵端ヲ開ク事ヲ禁シタリ、

依テ此時乗員ハ皆上陸セシメタリ（编者曰、松木・五代二名
ヲ除キ、其他ノ士官及ヒ乗

組ノ者悉ク桜島小池村、中将「ギユーバ」氏ハ、右三船ヲ

拘留シテ生麦ノ報酬ニ充ツルトキハ、島津氏ニ於テモ

必ス自ラ公使カ要求ニ応スヘシト思惟セリ、

以上記スル処ノ新聞紙各異同アリ（以上
十紙、其中ニ第九紙及

海軍雜誌（海軍雜誌カ）ニ記スル処詳悉ナルノミナラス、事實確当ナリト

ス、编者カ輩モ戦争ノ実況記憶スル処アレハナリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四九三ノ一号と同文な
り〕

件ナリ、但、近頃嚴重ニ固メタル鹿兒島ニ在ル処ノ君
并ニ不幸ニ逢ヒタル住民數万人鹿兒島人民、若シ此後ニ
至リテ我カ兵力ニ堪ルコトヲ得ルニ至ラハ、我輩ハ反

シテ大ニ困難ヲ受ルニ及フヘシ、今理ト義トヲ兼ね具
ヘタル盛戰ニ於テ、勇闘シテ死シタル者等ノ朋友、是

ヲ悲傷スルハ勿論、我輩亦大小是ヲ悲ムト雖モ、此戰
争ノ始終ヲ觀察シ、我カ損亡ヲ以テ敵ノ損亡ニ比スレ

ハ甚タ少ク編者曰、損亡ノ多寡、比較ハ後葉ニ記ス、其功績ハ亦タ意外ニ出ル
ヲ以テ少ク心ヲ慰ムルニ足レリ編者曰、損亡ノ多寡ヲ以テ

及ヒ兵卒ノ死傷多寡ヲ以テ論スル乎、或ハ勝敗結局ヲ見スシテ退キ
タルハ逃遁ニ等シキニ非スヤ、加之機軸ト頼ム処ノ錨ヲ棄捐シタル
ハ如何、○如斯倣謾ニシテ且無類ナル讐敵ノ所行ハ東方

ノ編者曰、東方トハ亜細亞、東洋ヲ総ヘ云フナラン、人ヲ惑ハシ、遂ニハ自ラ国難ヲ
招クニ至ルヘシ、但、当今ノ勢実ニ此クノ如クナリト

雖モ、今ヨリ後若シ是ヲ悔ヒ、其非ヲ改ムルニ至ルト
キハ、此ノ人々亦直チニ伶俐ノ人ニナランハ敢テ疑フ

ヘキニ非ラス、此事亦我輩大ニ希フ処ナリ、但、今度
敵ノ暴業編者曰、敵ノ暴業トハ生

シカ故、日本ニ於テ提督「コーブル」ノ名ト、且ツ其
船隊ノ名大ニ盛ナルニ至レリ、

英国船隊第一頭タル提督「コーブル」ノ幸運ヲ我輩英
国政府ノ為メニ祝スルナリ、其勇猛銳敏忠義公史料より、最

モ△烈シキ敵砲ニ向ヒ、且ツ悪シキ天氣ノ機會ニ乗シ
テ戰ヒタルハ、我カ兵威東方ニ於テ海軍ノ勢ヲ顯ハシ

名譽ヲ得タリト編者曰、名譽ヲ得タリ云々、戰況上ニ就テ此語
フヘシ、我輩戦争ノ模様ヲ諸船ニ向ヒタル、人皆頗ル

此提督ノ勇猛銳敏ナルヲ賞美シテ、此將ハ已ニ以前ニ
モ如此偉功ヲ顯シタル事アリトテ、大ニ之ヲ崇敬セリ、

我輩亦大ニ之ヲ喜ヘリ、
英国「ミニストル」「コロネルニール」ハ船隊ノ全權

ヲ握リテ、本月六日日本六月二十二日当港横濱ヲ出帆シテ鹿兒島ニ
趣キタリ、但シ夫ヨリ二十二日日本七月八日迄ニ我輩其戰艦ノ

事ニ就テ何事モ聞カサリシカ、交易蒸氣船一二隻追々
上海ヨリ当港横濱ニ到着シタルカ故、此蒸氣船玄海灘日本筑前

ニ、ヲ過ル時、右ノ船隊ヲ見受ケタリト云フ事ヲ承知
セリ、

又当月廿一日「コルモウンド」船到着セシ故、此船中
ノ人々ヨリ珍ラシキ新聞ヲ得テ、大ニ是ヲ感スル事ア

リ、是故ニ我輩速ニ之ヲ開版シテ世ニ公布セント科リ料リ

シニカ) 右ノ船来着ヨリ一時ヲ過キスシテ、又最モ肝要

ナル報告ヲ得テ、之ヲ別段ニ開版スルニ至レリ、此事

我輩総会社中ノ大喜悅ト云フヘシ、我カ会社ノ鹿児島

ニ趣ケル者ヨリ差越シタル報知ノ様子ニヨレハ、英国

船隊壯麗ネカ鹿児島港ニ趣キタル事ニ就テ種々ノ美談

モアル様子ナレハ、速ニ之ヲ世ニ公布セン事ヲ大ニ樂

ミ居レリ、鹿児島ト云フ事ハ鹿ノ子ノ栖止スル島ト云

フ事ナリ、何故ニ此ノ如ク名ツケタルト云フニ、古昔

其近辺ニ鹿兎ノ盛シニ居タルヲ以テナリト、

本月十一日 日本六月二十七日 午後、我カ船隊市街ヲ距ルコト南八

里 日本里数四里許○編者曰、異本ニ二里下記セリ、 ヲ隔テ碇泊セリ、其碇泊ノ形状

ハ港ノ図ヲ 図前ニ在ル者下同シ、故ニ略ス、 見テ知ルヘシ、又十二日ニ至

リテ、船隊ハ港ヲ測量スル容易ナリシカトモ、其深サ

甚タ大ナルカ故、碇泊処ヲ探ルニ数丈ノ綱ヲ用ヒテ遂

ニ市街ニ近ツキタレトモ、其甚タ深キカ故碇泊ノ妨ト

ナリタリ、但シ海岸最近ノ処ニ数艘ノ日本船碇泊シタ

リ 編者曰、上下町波戸内ヲ云フナラン、 其内ニアル最モ大ナルモノハ琉球

船ナリ、
英国ノ船隊ハ水曜日ノ朝第八時半過 日本朝五ツ時頃、提督ノ意

ニ任セテ碇泊シタルニ、問モナク薩摩ノ役人二三輩来

リテ、英国ノ船隊ハ何故ニ此処ニ来リシヤ、且ツ外国

人ハ何ヲ求ムルヤト問ヒシナリ、是ニ於テ「コロネル

ニール」ハ、兼テ日本語・和蘭語并英語等ニテ認メタ

ル英国ノ詰問書ヲ此役人ニ渡シテ、之ヲ鹿児島ノ重役

ニ達セヨト述ヘタリ、但シ是ヲ渡シ、(渡時カ) 其返答書ハ十三

日 日本六月二十九日 午後第二時 日本八時 迄ニ差越スヘシト云フ事ヲ

云ヒ贈レリ、然ル二十三日ニ至リテ午後第三時 日本八時

ニ執政ノ次席ト称シ、衛士四十人許ヲ 編者曰、町田六郎左衛門数十名ノ壮士ト

俱ニ乗艦セリ、此壮士ハ 町田力從者ニ兼レタリ、 率ヒシ人提督ノ船ニ来レリ、是ハ蓋

シ戦争ノ以前ニ提督船ノ容子ヲ探索セシヲ以テ多人數

ヲ率ヒ来レリ、(忠義公史料より補) 然ルニ右重役ノ跡ヨリ、一隻ノ端舟

ニテ使者来リタレハ、重役ノ者ハ立帰レリ、△但シ此

使者来ルト直ニ事ノ模様變セシト見ヘ、重役ハ立帰ル

トキ、衛士一同此端船ニ乗移ルヘシト命シテ立帰レリ、

然ルニ又使者ハ何角心ニ挿ム事アルニヤ、(忠義公史料より補) 暫クノ間

ハ、答書ヲ差出スヘキヤ否ヤヲ考居ル体ナリキ、△此

夜第八時 日本五時 頃、其重役ノ者再ヒ提督船ニ来リテ、薩

摩侯及上座執政ノ書翰ノ日本語ニ認メタル者ヲ「コロ

ネルニール」ニ渡シタリ、但シ此書ヲ翻訳スルニハ多少ノ時刻ヲ費スカ故、右公書ニ就テ「ニール」我カ存念ヲ述ルニ、已ムヲ得スシテ翌日迄ニ延引スルニ至レリ、偕其後「ニール」ハ此公書ヲ見タルニ、其中ニ認メタル趣意、英国ノ詰問書ニ対スレハ尤モ不当ナルモノニテ、頗ル重大ナル事ト見ヘタリ、偕其翌日ニ至リテ、前日ノ答書ヲ受取ラントテ薩摩ノ役人又船ニ来レリ、此故ニ此ノ役人ヘモ前日ノ書翰重大ノ事ナルコトヲ屢申聞ケ、此後此船ニ来ル時ハ必ス和睦ノ旗白旗ナリヲ其船ニ樹テ来ルヘシト告ケ置タリ、

我輩薩摩ノ答書ノ写ヲ今茲ニ記載シテ、看官好新者ノ意ヲ喜ハシメント欲スト雖モ、未タ之ヲ得サルヲ以テ之ヲ他日ニ譲リテ、唯人々ノ談話ニテ聞ケル大略ヲ茲ニ記載ス、

薩摩ノ執政書翰中ニ認メタル処、蓋シ左ノ意味ナルヘシ、今度英国ヨリ贈ラレタル詰問書ノ事ニ就而者、幕府ヨリ未タ我高貴ノ君薩摩侯ヲ云フニ報告セラレシ事決シテ之レナシ、償金催促ノ事ハ足下之ヲ幕府ニ申立ラルヘシ、其所以者、我君ハ幕府閣老ヨリノ証拠ヲ受取りタ

ル後ニ非ラサレハ、斯ノ如キ事件ニ就テ彼是取計フコト能ハサルハ、日本ノ法度ナリ、且ツ「リチヤルドソン」編者曰、生麦ニ於テ殺サレタル英人ノ名ナリノ東海道ニテ殺害セラレタル者ノ事ニ就テハ、我輩能ク之ヲ知ルト雖モ、其時島津

三郎ニハ其事ヲ如何カ取計ヒタルヤ否ヤ、我君之ヲ知ラス、但、日本ニ於テハ、故ナクシテ人ヲ殺セシ者ハ嚴科ニ処セラル、ハ勿論ナルカ故、速ニ其者ヲ穿鑿セント力ヲ尽シタレトモ、如何ンシテモ之ヲ尋出スコト難シ、是決シテ外国人ヲ欺罔スルノ意ニアラス、若シ其罪人ヲ捕ヘ押ル事アラハ直ニ其者ヲ引出シ、「リチヤルドソン」ヲ殺害セシ者ナリトテ提督ノ手ニ渡ス事

アルヘシ、足下等ヲ欺罔スレハ我君ノ榮名ヲ汚スコト故、決而右様ノ事ハ為サ、ルナリ、然レトモ我君ハ外国ト取結ヒタル条約（開ラスカ）ニ関シタル、右ノ条約ハ權現様編者

考フルニ、家康公ヲ云ナランノ法度ニ背キタル事ナレハ、此ノ如キ場合ニ至リテハ唯大君一人ニテ其処置ヲナスヘシ、何ントナレハ大君古来ノ法度ニ背テ外国人ノ日本ニ渡来スルヲ許容シ、且ツ自在ニ歩行スルヲ許シテ日本諸侯ノ通行ヲ妨レハナリ、若シ又是ヲ久シク許シ置クトキハ、

遂ニ日本ノ諸侯通行スルコト能ハサルニ至ルヘシ、
「リチャルドソン」編者曰、壬戌八月生麦ニ於テ斬殺セラレタル英人ノ名等ヲ襲ヒタル
ハ日本法律ニ背キタルニアラサル故、我君ノ過ニハアラサルナリ、是ニ因テ考フレハ、足下等ノ詰問一トシテ採用スヘキ事ニ非スト、

是ヲ以テ我輩察スルニ、此ノ薩摩ノ答書ハ尤モ重大ナル事ニテ、此事遂ニ大戦争ヲ起スノ源ナリ、夫ヨリ又大船八艘ヲ焼打スル事ニ至レリ、偕其内二三双ハ外国製造ノ蒸気船ニシテ、砂糖等ノ如キ高価ノ荷物ヲ積ミタルモノナリ、又二三ノ火薬庫ヲ打飛シ編者曰、火薬庫ヲ出砲台ノミ、此外ニナシ蓋シ誤聞ナラン、台場数ヶ処ヲ破壊シ、殆ント鹿児島ノ市街ニアル諸産物及ヒ其製造所等、其外城郭編者曰、城郭トハ浄光明寺ヲ云ナラン、マテモ悉ク灰燼トナセリ、此ノ破壊セル諸物件等ノ員数ハ其量数フヘカラス、又戦争中市街ニテ死傷セル者其数挙テ数フヘカラス編者曰、市街或ハ避遁シテ流弾ノ為メ死シタル者四五名、負傷者三四名ニ止レリ、死傷表ヲ見ルヘシ、

薩摩ノ士提督ノ船ニ来リテ言ヒケルハ、我カ上役ノ者ヨリ全権ノ提督并ニ全権「コロネルニール」等ヲ招待スルノ役ヲ蒙リ、殿堂又者城中ニ招キ編者曰、客屋ニ於テ応接セント設ヲナシ、

上陸ヲ促シタルヲ云フナラン、或ハ薩摩ニ渡シタル詰問書ノ取扱ヲナスヘキ旨ヲ命セラレタリト云ヘリ、然レトモ此事遂ニ全ク空シクナリタリ、後ニ考フレハ、此事恐ラクハ提督并「コロネルニール」等ヲ陥穽ニ陥シ入レントスル悪計ナルヘシ、若シモ提督等此策中ニ陥リテ、其招キニ応シ上陸スルトキハ、釣橋ヲ落シテ之ヲ生捕ルヘシ、其時船隊ハ大ニ憤リテ市街ニ向ケ砲発セハ、生捕リタル者ノ首級ヲ刎ヌヘシ、船隊ニ申送ルハ必然ナルヘシ、且ツ此策成就スルトキハ、其生捕ヲ霧島ニ鑿固スルナ（禁固カ）ルヘシ、霧島ト云フハ、堅固ニ備ヲ立タル薩摩市街ノ一ニシテ、周囲五十里ノ島ナリ編者曰、我カ地理ヲ知、ラサルヲ知ニ足レリ、次ニ記載セル事件ハ我会社ノ人船隊中ニアリテ日記スル事ナリ、最モ勤功モ頭ハシタル善良ノ士「バルクル」カ我等カ為メニ設ケタル絵図アリ、之ニ照シテ以テ見ルトキハ、悉ク了解スルニ足ルヘキナリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」六二七頁「第四 横濱新聞」〕と同文なり〕

110の2

○第十二号、

我カ会社ヨリ告ル新聞

一千八百六十三年第八月十九日 日本文久三年七月六日 豊後海ニテ記

シタリ、第八月十一日 日本六月二十七日 午後第三時十五分 日本七時

船隊鹿兒島港へ入ル、此港ハ最モ好キ港ニシテ、湊口

十七八里 〔日本里数 凡八里許〕 ノ闊サアリ、諸台場ノ内我カ見残

ス者ハ一二ナリ、夫ヨリ午後第八時九十分 日本ノ五時頃

街ヨリ南方凡四里 〔日本里数 凡二里〕 ヲ隔テ、深サ十七尋ノ処

ニ碇泊セリ 〔編者考フルニ、谷山七、ツ島沖ヲ云ナラン、

シ、同月十二日 日本六月二十八日 午前第七時 日本ノ六時半頃

兒島ノ市街ニ向ケ進ミ、其深サ二十八尋ヨリ十五尋ノ

所ニ到リ、島々ト市街ノ南方ニアル岬トノ間ヲ過リ、

船ノ右側ニ見ユル洲ヲ 〔編者考ルニ、右側ニ見ユル洲トハ神瀬ヲ云ナラン、其時迄ハ一礁ナリシ故、洲ト

ナラン、過キタリ、午後第八時四十分 日本ノ夜入ノ頃、市

街近ク二十一尋ノ処ニ到リ市街ヲ見ルニ、備ヲ嚴重ニ

立テ、台場ニハ兵士充満シテ薩摩ノ旗章ヲ 〔編者曰、旗章ハ昇旗ニ御紋

裙紺本府ノ 飄シ居タリ、台場ハ市街ノ前面ニ併列シ、其

下ニ数双ノ大船并ニ支那船五双ヲ 〔編者曰、支那船トハ琉球船ヲ云ナラン、支那船来

リタルニアラス、又五艘 繫キタリ、我輩市街ヲ離レ碇泊ナ

シタル後、薩摩ノ士二人端船ニ乗リテ来リタルニ由リ、

詰問書ヲ其者ニ渡シテ、第十三日午後第二時 日本六月二十九日 迄

ニ来ルヘシト約束シタリ、同日午後三時 日本八時 頃、一

人ノ執政一雙ノ端舟ニ乗来リ、衛士四十人許ヲ率ヒタ

ルニ、其衛士悉ク寄り集ルヘキヲ令シテ乗船セシメタ

リ、其後暫時クアリテ又一雙ノ端舟ニ乗来リシ士ハ、

執政次席ノ者ト云ヒケリ、右答書中ニ過失アレハ、我

今上陸シテ再ヒ来ルヘシト云テ立帰レリ、然レトモ何

時頃ニ右ノ答書ヲ持来ルト云事ハ告スシテ帰レリ、之

ニ依リテ我等直ニ其変アラン事ヲ察シ大砲ノ備ヲ立、

翌朝午後八時マテニ戦争ノ支度ヲナシタリ、又右執政

次席ノ者提督ノ船ニ来リテ書翰ヲ贈リシカトモ、日本

語ニテ認メアレハ、之ヲ翻訳スルニ数刻ヲ費スヘキ由

ニテ、「コロネルニール」ハ其書翰穩当ナルヤ否ヤモ

知ラサルカ故、此ノ返答書ハ明朝受取ニ来ルヘシト答

ヘタリ、

第十四日 金曜 午後凡ソ八時三十分頃 日本ノ朝四時頃

ヨリ贈リタル書翰ノ返答ヲ受取ラントテ端舟一雙来レ

リ、是ニ於テ英ノ提督ハ直チニ其返答ヲ贈レリ、蓋シ

此返答書ハ薩摩ヨリ贈レル書翰ノ趣意ノ甚タ穩カナラ

サル旨ヲ述タルモノナラン、是故ニ提督ハ其書翰ヲ持

来レル者ニ、此以後ハ必ス和睦ノ旗章編者曰、白旗ハ西洋

ト云、ヲ樹テ来ラスンバ、決シテ薩人ト談判スヘカラス

ト云ヘリ、午後第十時日本ノ四ツ時ニ至リテ、提督ハ「ハルク

ル」人名ヲ誘引シ、砲船「ハボック」ニ乗り、十二日日本

八日二十二港内ニテ見受ケタル螺機蒸気船三艘ヲ質物ニ取

ラント欲シ、港内編者曰、重富浦ヲ云フナランニ進ミ行ケルニ、右蒸気

船ハ果シテ独リ其処ニ碇泊シテ居タリ、是ニ於テ我カ

船ノ碇泊ノ処ヲ探ラントテ港内ヲ廻リケルニ、何レノ

処モ皆四十尋以上ノ深サノミナラス、岸ヲ距ル事凡ソ

百「ヤールド」一「ヤールド」ハ日本尺凡ソ三尺余

三尋ノ深サノ碇泊場ナシ、是ニ依リテ提督ハ午後第三

時頃日本ノ八ツ時頃本船ニ還リテ号令ノ旗ヲ揚テ、「アルキユ

ス」船・「レスボルス」船・「コクエツト」船・「ペー

ル」船及ヒ「ハキツク」船ノ船將ヘ指示セリ、是レ恐

ラクハ港内ノ蒸気船ヲ奪フヘシト云フノ号令ナルヘシ、

是ニ於テ午後第七時三十分日本ノ朝六ツ半時頃ニ至リシ頃、我カ

船ノ其蒸気船ヲ奪ハント進航セリ編者曰、船名又ハ人名等各書異同アリ、蓋シ和蘭・英語ニ依テ音訓異ナ、十五日火曜午後第四時二十分日本ノ七ツ時頃所以ナラン乎、

頃、我カ船々ヨリ本船ニ便ヲ送リテ、蒸気船ヲ奪ハン

為メ昨日港内ニ進ミタリト云フ事ヲ報告シタリ、午後

第十時日本ノ夜四ツ時過ニ「コクエツト」船ハ薩摩ノ「コンデス

ト」天祐丸ナラン船ニ綱ヲ掛ケ、「アルキユース」船ハ「シ

ルシヨルジ、ケレイ」丸白鳳船ニ綱ヲ掛ケ、「ケスホルス」

船ハ「エンゲラント」青鷹丸船ニ綱ヲ掛ケタリ、但、午

前迄ハ此船ニ水夫ノ乗組タルヲ見タリシカ、此者共ハ

陸上ヘ送リタルモノト見ユ、又其外二三個ノ台場ニモ

防禦ノ兵多ク見ヘタリ、但シ薩摩ノ「シル、ジヨルジ、

ケレイ」船ニ乗組タル士官ノ内兩人ヲ生捕タリ、一人

ハカシワト編者曰、柏ト註記セリ、案スルニ松ノ誤乎、蓋シ松本ヲ云ナラント云フ医人ニテ、

相応ニ英語ニ通スル者ナリ、先年日本使節ニ從テ歐羅

巴ニ到リ、当今ハ薩摩ニ在テ船將ノ役ヲ勤メタル者、

又一人ハコタニ小谷ト云フ事カト註ス、編者考フルニ、蓋シ五代ヲ云フナラン乎ト称シテ薩

摩蒸気船隊第一等ノ船將ナリ、此兩人ハ決シテ我レニ

敵スル事ナク、其船ヲ奪ハレタル後ハ我船ニ乗り移リ

タリ、是レ蓋シ上陸シテ戦ハンヨリハ、寧ロ英国提督

ノ手ニ属スルヲ欲シタルナリ日本七月十一日（此兩人ハ、本月廿四日ノ夜半過ニ神奈川ニ上陸サセ放チタリ）、偕夫

ヨリ風ハ追々烈シクシテ暴風雨ノ徴アリ、其風ハ南東ノ風ニテ午後潮水減少^{退潮}シタル時、薩ノ突出シタル

台場ヨリ^{編者曰、砂揚場砲台ヲ云フナラン}相図ノ大砲ヲ発放スルト、忽チ

諸台場ヨリ我カ船隊ニ向テ実弾或ハ破裂彈ヲ打放シケ

ルカ、実弾ハ我カ頭上ヲ近ク飛ヒ過キ、二三ノ破裂彈

ハ我カ近辺ニテ破裂シタリ、且ツ敵ハ白砲ノ破裂彈ヲ

以テ、台場ニ対セル我カ船ヲ碎破セントスル様子ナレ

トモ、決シテ其功ヲ遂クル事能ハス、夫ヨリ風ハ漸ク

暴烈トナリケレハ、提督「コクエツト」船・「レーズ

ボールス」船・「アルキユース」船等ニ相図ヲ示シテ、

已ニ奪ヒ取リタル蒸氣船ヲ焼キテ我カ本船ノ場所ニ来

ルヘシト号令セシカ、右ノ船々直チニ奪ヒ取リタル

船々ニ火ヲ放チケル故、其船々忽チ火焰トナリタリ、

但シ此船々ヲ焼キタルハ、實ニ惜ムヘキ事ナレトモ、

如此キ場合ニ至リテ之レヲ焼クハ提督ノ任ナレハナリ、

此蒸氣船ノ価ハ荷物ヲ除ヒテ凡ソ三十三万余元ノ価ナ

リ^{編者曰、前二記、午後第十二時^{日本八}時頃}ニ至リテハ、第八

号ノ台場ニ向テ自在砲ヲ以テ破裂彈ヲ放發セシニ、能

ク其功ヲ奏シタリ、又午後第二時^{日本ノ八}時^過頃我船ノ側面ヨ

リ台場ニ向テ実丸・破裂彈ヲ放發シケルニ、又大ニ其功ヲ顯シタリ、敵ヨリ放發シタル実丸・破裂彈ハ我カ船ノ近傍ニテ破裂シ、我カ船ノ綱具ヲ打チ切りタリ、

橋上ニ在テ台場ヲ望ムニ、其処ニ屯集スル人々ハ已ニ

去リタリ^{編者曰、此時彼ヲシテ上陸セシメ、壘セント兵ヲ伏セタルヲ見テ斯ク記シタルナラン平、退去シタルコト曾テアルコトナ}

シ、是ニ於テ我等ノ破裂丸ニテ敵ノ大砲四挺ヲ台上

ヨリ打落シタリ、是ニ於テ我等烈風ノ吹クニ乗シテ陸

ニ向ヒ、大ナル台場^{編者案スルニ、大ナル台場トハ祇園砲台ヲ云ナラン}近ツキケル

ニ、砲煙台場ヲ蔽ヘルカ故、陸ヨリ我カ船マテノ距離

ハ何程ナリヤ、之ヲ測知スル事能ハス、察スルニ凡ソ

七八百「ヤールド」ナルヘシ、午後二時五十分、船將

「シヨスリン」并指揮官「ウキルモツト」ノ二人、楼上

ニ於テ同一ノ彈丸ニ中リテ死ス、此時提督并ニ「ハル

クス」氏ハ船將及ヒ指揮官ト俱ニ櫓上ニ在リシカ、幸

ニシテ其危難ヲ免レタリ、提督ハ此危難ノ場合ニ望ム

ト雖モ、一向ニ恐怖ノ色ナク沈着シ居ルヲ以テ、其平

生ノ氣質ヲ顯セリ、然レトモ事終リタル後ニ至リテ、

戦争ノ時我カ傍ニテ戦死シタル勇士等ノ事ヲ想ヒ出シ

テ、大ニ是ヲ感傷シタリ、十「インヂ」^{一「インヂ」ハ日本ノ曲尺八分許}

ノ破裂彈我カ甲板上ニ備ヘタル第二ノ大砲ノ口ノ傍ニテ破裂シ、其処ニ在ル者七人死シ、「ロイテナント、セプリン」并外五人創ヲ被レリ、其外一個ノ破裂丸ハ我カ船ノ左側ヲ打貫キ、船中ニ在リシ大ナル端舟中ニテ破裂シタリト雖モ、幸ニ傷害ヲ受ルモノナシ、又一個ノ実彈ハ槽上ノ欄ヲ打払ヒ船將部屋ノ窓ヲ打壞シ、遂ニ船尾ニ至リテ留マレリ、此時敵ノ放發猛烈シク、我カ船上正二十「インチ」ノ玉十八斤ノ大砲三十七挺ニ相對シタリ、午後三時十分日本ノ八ツ半時頃「レイスポウ」船ハ第八ノ台場ニ近ツキ放發シ、台上ノ砲ヲ打落シタル時、「アルキュース」船及ヒ「コクエツト」船進シテ「イスホール」船ヲ援ケタリ、午後三時三十分放發ヲ止メ退キタリ編者曰、何カ故ニ放發ヲ止メ退キタリヤ、此語ヲ以テ捷ヲ得ザリシ、知ルヘキナリ、三時四十五分「チヨスリン」岬編者考ルニ、「チヨスリン」岬トハ「チヨスリン」ヲ水葬セシ所ヲ云フ乎、ニ至リ、其所ノ深サヲ量ルニ二十五尋アリ、四時二十分日本ノ七ツ時台場ヨリ「アルキュース」船ニ向ケ放發スル事ヲ止ム、「レイスホルス」船及ヒ「コクエツト」船ノ人々ニハ市街ノ炎焼スルヲ見タリ、午後七時日本ノ六ツ時ニ至リテハ「ホワツク」船琉球船五艘ヲ焼キ編者曰、琉球船、三艘・和船二艘

午後八時日本ノ六ツ半時ニ至リテ薩摩ノ鑄造所焼ケタリ、此後風烈シク雨降リテ、我カ船ハ碇ニツツ下シタリトモ、猶之レカ為メニ流ル、カ故、少シク蒸氣ヲ發シテ之レヲ留メタリ、夜半ニ至リテ市街製造所等并船々ノ火災猶未タ盛ナリ、十六日月曜日、編者曰、此時刻誤レリ、但、誤寫ナラン午前四時日本ノ七ツ時頃市街及ヒ製造所火災アリ、船々ハ水ニ浸セル所迄焼テ陸地ニ吹上ラレタリ琉球船及ヒ和船ヲ云フ乎、第七・第八ノ台場ノ諸物件ハ悉ク破壊セリ、十一時日本ノ四ツ時過船將「チヨスリン」・指揮官「ウキルモツト」・「ヤルトリ」・「スミツト」・「ハカルチリ」・「リンドセ」・「イチヨン」・「ワルラン」・「チヨンホウキ」・「ハーク」・「フレンミンク」等カ死屍ヲ水葬セリ編者曰、以上水葬十一名、後日二名ノ屍漂上セリ、此ノ人々ハ皆昨日鹿児島ノ戦争ニテ死シタルモノ共ナリ、市街及ヒ鑄造所猶炎焼ス、（午後三時カ）午前十二時二十分日本ノ九ツ半時頃碇ヲ上ケ船隊ヲ建テ進ミ、再ヒ戦争ノ用意ヲナシ、薩摩ノ家数并市街ニ破裂彈ヲ放發シ、西岸ノ台場ニ編者考フルニ、西岸トハ鹿児島各砲台ヲ云フナラン、向テ放發セリ、三時四十五分日本ノ七ツ時頃第十一ノ台場及ヒ突出シタル台場ノ火薬庫破裂シ、其飛屑ハ小島ノ台場ニ至レリ編者按スルニ、突出シタル台場トハ洗出砲台ヲ云フ乎、或ハ小島トハ鳥島ヲ云フナラン、此

所ノ台場并突出シタル其台場ヨリ船隊ニ向テ放發シ、

午後三時^{〔五時カ〕}ニ至リテ止メタリ、市街ハ次第二延焼シテ薩

摩等ノ^{鹿兒島ヲ}家屋モ悉ク焼ケタリ、其余炎ハ其家屋ノ

南方ニ及ヘリ、午後五時三十分我カ船南方ノ港ニ到リ

谷山平川沖ヲ、其所ノ水ノ深サヲ量ルニ凡八尋アリ、此

処ヨリ市街ノ南方迄凡六里余ナリ、第九時三十分^{日本}ノ夜

五ツ^{時頃}「ハルチング」此レハ昨日被リタル創ニテ死シタ

リ、

十七日^{月曜日、日本}午後一時^{日本九}、船隊皆碇ヲ上ケ湊口ニ

退航セリ^{編者曰、湊口トハ山、川口ヲ云フナラン、}此時市街ハ猶炎焼シタリ、

十余里去リテ之ヲ見ルニモ猶盛ニ炎ヘタリ、

死傷ノ者

「ユリアリユス」船中

死者九人

手負二十二人

戦後ノ死者一人^{「バルチン}

重創ノ者二人^{」ナリ、}

「ヘール」船

手負七人

「コクエツト」船

死者二人

手負四人

此ノ中「ロイテナンド」一人

「レースルホル」船

手負三人

「ヘルシウース」船

死者一人

「アルキユース」船

手負六人

「バボツク」船

死傷ナシ

合計死者十三人

合計手負五十三人 中ニ戦後死者一人

総計死傷六十六人

シ、
第八月十五日戦争ノ時用ヒタル薩摩ノ大砲員数左ノ如

シ、
第一台場

三十二斤又八十四斤大砲米八挺〔米トハ亜米利加式砲ヲ云フ乎〕
外二〔※八挺カマ〕

白砲四挺編者曰、此砲台第一ノミ記シテ後ナシ、本書欠失セシモノナラン乎、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四八三号の一部と同文なり〕

第十三号、

英艦横浜ニ退キタル後、同国人等へ談話ノ記左ノ如シ、
一千八百六十三年八月十七日午後艦船ノ修復終リ、午
後二時鹿兒島ヲ各艦一同拔錨シ、湾ヲ出テ東北ノ間ニ
針道ヲ定メ横浜ニ向テ発航セリ、〔ママ〕号「艦名糺シ
追記入スヘシ」ハ機関ヲ損シ、仮修復ヲナセシト雖モ、
四五英里ヲ航シタル時又損壞ヲ生シタリ、故ニ鹿兒島
湾口ニ停メタリ編者按スルニ、小根占沖ニ残シタル船ナルヘシ、此ノ停メタル船
中ノ人々ハ皆死ヲ決シテ別レタリ、果シテ薩摩ノ兵ニ
襲ハル、ヲ期シタリ、

此航中薩摩士官二人ノ生捕ノ者ハ艦牢中ニ置キタリシ
モ、甲板上ノ遊歩ヲ許シ、懇ニ遇シ薩摩ノ情事ヲ聞キ
タリ、其云フ処英艦入湾スヘキヲ前知シ、放撃ノ準備

ヲナシタリ、又戦略ノ趣ヲ述タリ、茲ニ於テ他日再襲
ノ計略ハ一變シタリ編者曰、松木・五代カ我軍備ノ次、第ヲ説キタルヲ云フナラン乎、

再襲シ公使ノ要求ヲ達センニハ甚タ困難ナリ、単ニ再
襲シ海陸攻撃スルトキハ、数年ヲ経過スルニ非サレハ、
到底公使ノ意ヲ達スヘカラサルナリ、

大挙再襲スルモ一艦隊ト又半艦隊トヲ要シ、陸兵一千
人ヲ要セサルヲ得サルナリ編者按スルニ、一艦隊ハ八双、又半艦隊ハ四双、合テ十二双ナリ、
外ニ運送船數艘ヲ附屬スルヲ、
彼国海軍ノ規則ナリト云フ、

斯ノ如ク備ヲ要スルニ少ナクモ八ヶ月間ノ后ニ非サレ
ハ、鹿兒島湾ニ艦ヲ廻ラスコト能ハサルヘシ、
然ル時ハ島津氏モ其間ニ台場ヲ再修シ、大小砲ヲ備増
スノ設アルヘシ、大砲ハ新式ノ設ナシ得ヘカラサルヘ
シ、之レ頼ム処ノ製造所ヲ焼滅セシカ故ナリ、

鹿兒島ハ日本第一二位スル陸戦ニ長シタリ、兵士ノ勇
壯ナルモ又亜細亞洲中ニ抽タリ、速ニ再襲ヲ促カサ、
ルハ大英国ノ恥辱ナル、無論中将及ヒ大中少佐ノ面目
ヲ下セハナリ、中将及大中少佐ノ思惟モ、前日ノ戦ハ
不幸ニ帰シ榮譽ヲ得サリシト思定シ、再襲ヲ望ムコト
尤切ナリ、

公使ノ要求モ水泡ニ帰シタルノミナラス、惜ムヘシ、

二人ノ中少佐ヲ失ヒタルハ甚タ恥ル処ナリ、

二人ノ中少佐大英国ノ為メ身ヲ致サレタルハ、神人共

ニ敬惜ニ堪ヘサルナリ、

以上新聞紙及聞見録十二葉、悉ク大同小異ナリ、亦左ニ

記ス処ノ海軍雑誌ノ説ハ誤謬少キキカ如シ、適々誤マレ

ルハ嵌註ヲ加ヘタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四九三ノ四号と同文な

り〕

III ○海軍雑誌記載スル処左ノ如シ 編者曰、海軍雑誌ハ我カ海軍省ニ於テ明治十九年ノ秋編修ニ罹ル、汎ク内外ノ説ヲ史乘ニ求メテ記シタル者ナリ、中ニ本藩英国ト、ノ戦争、彼ノ国史中記スル処ヲ抜萃シ記載シタル者ナリト云フ、

一千八百六十三年八月三日 我文久三年六月廿一日、英吉利国支那海

鎮司令長官海軍中將「キユーバ」、部下ノ艦隊ヲ師ヒテ (帥ヒテカ)

日本横浜ヲ発シ、九州島鹿兒島灣ニ向フ、此時日本人

二名ヲ以引水者トス 所謂水先案、内者ナリ、在日本英国代理公使陸

軍中佐「ニール」モ旗艦ニ乘リ込ミ、同シク鹿兒島ニ

赴キタリ、此他訳官「イユズテン」 英国人 及ヒ「シキー

ポルト」 和蘭人 ノ二名從隨セリ、又訳官「プワ」・「マク

ドナル」・「ウキリス」・「フレチャ」及ヒ「サトウ」

(英人カ) 僱人、幕府ノ五名ハ各艦ニ一名分乗セシメタリ、皆支那

雇ナリ、

及日本語学士ナリ、

○艦名左ノ如シ、

艦名	艦長名	乗組人数	蒸気馬力	大砲数	司令長官海軍少將「キユーバ」
「ユリアラス」	「ジョスリン」	六百人	四百	四十六	
「ビヤール」	「ポーレス」	二百四十五人	四百	二十一	
「バーサス」	「キングストン」	百七十二人	二百	十七	
「アーガス」	「ムーア」	百七十人		六	
「レースホース」	「ボックサ」	百〇三人	二百	四	
「コクエット」	「アレキサング」	七十八人		四	
「ハボック」	「プール」	五十人	六十	三	
合計		千四百十八人		百〇一門	

八月十一日 日本六月二十七日 午後十時、英国艦隊鹿兒島(谷山ノ

沖)ニ投錨ス、○鹿兒島諸台場ハ衛兵アリ、○鹿兒島

及ヒ其他砲台ノ^{〔位置方〕}位地及ヒ大砲左ノ如シ、

第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十	第十一	合計	位置			
												攻城砲	野戰砲	白砲	
砂揚場	大門口	新波戸	弁天波戸	祇園洲	桜島横山	烏島	桜島洗出	沖小島	同	山川	四十八 （五十八カ）	大砲	砲	合計	記事
八	三	十一	七	七	四	三	五	四	五	四	七十二 （八十一カ）	一	二	三	露砲台ニシテ、防弾火薬庫アリ、
二		三	二				一		一		六	同	一	二	陰砲台ノ如ク見ユ砲台 ^{實際} ヲ設ク
一	一	三	四	一	四	三	六	五	六	四	七十一	同	一	二	露砲台ニシテ、防弾火薬庫アリ、
十一	四	十七	十三	八	四	三	六	五	六	四	七十二 （八十一カ）	同	一	二	露砲台ニシテ、防弾火薬庫アリ、
露砲台ニシテ、防弾火薬庫アリ、	露砲台ニシテ、防弾火薬庫アリ、	露砲台ニシテ、防弾火薬庫ニヶ所アリ、番兵小屋三軒アリ、	露砲台ニシテ、番兵小屋一軒アリ、	露砲台ニシテ、番兵小屋七軒アリ、	横堤五	同二	露砲台ニシテ、防弾火薬庫アリ、	陰砲台ノ如ク見ユ砲台 ^{實際} ヲ設ク	同	横堤三	七十二 （八十一カ）	同	一	二	露砲台ニシテ、防弾火薬庫アリ、

編者曰、砲数彼レ七双ニ備フル処百〇一門、我カ十

一砲台ニ備フルハ八十二門、其中戦争ニ供シタルハ七十八門ニ過キサルナリ、^{〔二九〇・二九一頁に附図あり〕}

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四九三ノ五号と同文なり〕

111の1

○鹿兒島各所砲台ニ備フル処ノ砲彈ノ種類左ノ如シ、^{編者曰、}
茲ニ記ス処ノ砲数又ハ斤量等誤謬アリト雖モ、
英人探訪シ記ス処ナルカ故改正ヲ要セス、
一滑膳砲 青銅製

一 蘭式 百五十斤第三・第四砲台二門^{第二六弁天波戸、第四八新波戸ナラン、}

一 蘭式 八十斤砲

一 蘭式 長短二十四斤砲

一 蘭式 八十斤砲及ヒ六斤砲等

一 白砲 ^{青銅製}

一 蘭式二十九寸石白砲

一 二十寸白砲

一 蘭式陸用鉄椅

一 砲車

一 守城兼海岸砲、或ハ四輪車檣盤及ヒ軌道、各木製

象限儀用

一弾

鉄実弾 榴弾 霰弾

編者曰ク、茲ニ記ス処ノ英艦死傷表ハ各新聞紙ニ記
ス処ト差アリト雖モ、此ノ数ヲ以テ正確ナル者ト認
定ス、

英艦死傷表

艦名	死亡	負傷	死傷合計
「ユリアラス」	十	二十一	三十一
「ビヤール」		七	七
「コケット」	二	四	六
「アーカス」		六	六
「パーサー」	一	九	十
「レースホース」		三	三
合計	十三	五十	六十三

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四九三ノ六号と同文な

り

111の2

○英兵戦死人名左ノ如シ、

「チヨスリン」年詳ナ
ラス、

「ヘアーニー」三十三年

「ウキルモット」年詳ナ
ラス、

「フレミン」二十三年

「ヒーデスエット」二十一年

「ウエレン」十九年

「スミチ」二十三年

「ヤーデレイ」二十四年

「ヘーウキンス」十九年

「フィン」二十七年

「ヘアーティン」十七年

以上十一名即死編者曰、前ニ記ス処ノ名ト差ヘリ、何
レカ是ナリヤ、今本書ノ如ク記ス、

薩兵死傷表 編者曰、此ノ表ニ記ス処ハ、戦争後英人探索シテ記シタル者ニシテ、誤謬アリト雖モ削除ヲ加ヘス

		沖小島台場	台場八ヶ所	死
遊兵	二		二	重傷後日死
合計	四		一	重傷
	一			軽傷
	四	二	五	死傷合計
	八	一	八	
	十七	三		
		六		

編者曰、以上記ス処ノ死傷数ハ第十二卷ニ記スカ如ク、戰場ニ臨ンテ死傷ノ者ハ僅五名死者五名ノ中、現ニルハ四名ニ止リ、其他ハ兵士ニアラス、流弾ノ為ニ死シタルナリ、二過キス、其他ハ流弾ノ為メ不虞ノ災ニ罹レルモノナリ、故ニ英艦ノ死傷ト同視スヘカラサルハ多言ヲ要セス、茲ヲ以テ勝敗ヲ論スルトキハ、死傷ノ多寡ト進退ノ枢機ヲ以テスルハ和漢洋古今ノ通義ナリ、然ルニ彼ハ臨戦者ノ死傷我ニ数倍ナルノミナラス、将校二名即死セルアリ、或ハ貴重ナル錨索ヲ放棄シタルハ彼ノ軍法上一大欠典ニシテ、狼狽ノ形況論ヲ俟タサルナリ、或ハ三日

ニ至リテ倉皇退キタルハ、敗走ト云フモ不当ノ言ト謂フヘカラス、其他各艦共ニ索具或ハ蒸機ノ要部ヲ撃壊セラレ、或ハ一艦ハ壞損シテ機関ノ運転ヲナスコト能ハス、四五日間小根占海ニ繫碇シテ修繕ヲ加ヘ、援艦来リ挽キ去リタリ、我ハ市街数百戸ヲ焼燼セラレ、或ハ製造所ヲ焼カレタリ、是ヲ戦鬪ノ損亡ト謂フヘシト雖モ、三日ニ至リテ彼カ上陸ヲ待チタリ、或ハ彼退艦ノ時砂揚場・大門口又ハ桜島三所ノ砲台、或ハ沖ノ小島ヨリ砲撃シ、未タ足レリトセスト雖モ、彼ハ我砲台ヲ遙ニ隔リ航通シ編者曰、其距離凡ソ十四五丁許リ敢テ近ツキ挑戦セサリシ故、遺憾ナリト雖モ放発ヲ罷メタリ、惜ムラクハ我レニ追躡ノ軍艦備ハラサルニアリ、是等ノ点ヲ以テ勝敗何レニアリヤ、識者ノ論判ヲ待タスシテ我レ捷ヲ得タリト謂フモ誣言ニアラサルヘシ、然ルヲ況ンヤ彼ハ貴重ノ錨索ヲ放棄シタルハ、狼狽ノ尤モ甚太シキト謂ハサルヲ得ンヤ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四九三ノ七号と同文なり〕

112 ○鹿兒島湾内砲撃ニ使用セシ英艦「アームストロン」砲

報告 編者曰、此ノ報告書ハ横浜港ニ退キタル後、本国ニ報シタル者ナリト云フ、
第三百六十四号

「アームストロン」砲報告

拜啓、余ハ今回「ユーリヤラス」号・「コケット」号・「パーシユース」号・「アーガス」号及ヒ「レースホー」号ヨリ、過般鹿兒島砲撃ノ際ニ使用シタル「アームストロン」砲ノ種類、其発射ノ数及ヒ其損害等ニ関スル詳細ノ条件并ニ該砲ノ功用ニ関シテ、此等ノ艦船ヲ指揮セシ諸将校等ノ所見ニ於テ、有益ト察セラレタル事件ヲ記載シタル報告書ヲ差出サシメタルニ付キ、別紙五件相添へ、之ヲ海軍本部委員ノ高覧ニ供スル為メ進達ス、

千八百六十三年九月廿一日 我文久三年
八月一日

横浜在泊「ユーリヤラス」号ニ於テ海軍
〔貼紙〕「日札」記入スヘシ

中将兼司令長官

「アウガスタス、キユーバア」署名

龍動府

海軍本部主事御中

編者曰、有名ナル「アームストロン」砲、日本ニ於テ其功用ヲ知りタルハ此ヲ始メトス、欧州ニ於テモ未タ実功ヲ見ルコト少カリシト云フ、

別紙第一号

「ユーリヤラス」号装載「アームストロン」砲
及ヒ其砲車ノ報告

砲種	番号	製造所 記号	製造 年号	発射数	空砲	記事	鹿兒島 ニ於テ 発射数
百十斤 廻転砲	九十六	官立 工廠	千八百六 十一年	三十八	八	火門鉄頭ヨ リ折斷シ、 砲車ノ後横 托破損シ、 砲車甚シク 振動シテ折 裂ス、	三十五
同	三百九十	同	同	十三	二十九		十
同	四百十	同	同	十二	二十四		九
同	三十九	同	同	二十四	二十九		六
同	二百七十一	同	同	二十五	二十一		七
四十斤 廻転砲	七	「エルジク」 会社	千八百 六十年	二十九	十		九
同	九	同	同	十三	十		九

	同	同	同	同	同	同
	二百十一	百六十四	八十	五十二	四十五	四十
	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同
	六十二	三十四	三十三	三十一	十一	十五
五	七	八	九	十二	十二	十三
	裂ス、 火門鉄又開	七凸条五個 彈室ヲ距ル 凡ソ一尹ノ 処ニ於テ少 シク欠損シ、	車破損ス、 火門鉄裂開 シ床板及砲 程欠損シ、 二於テ一尹 凡一尹ノ処 彈室ヲ去ル 二個ノ凸条	鉄及ヒ鐘吹 キ去ラル、 把柄吹キ落 サレ、火門	火門鉄裂開 ス、	火門鉄膳内 凸条ノ一個 二尹程欠損 ス、但其 位置ハ彈室 ヲ距ル凡一 尹ニシテ、 膳ノ下部ニ アリ、
十一	十三	十一	十三	十一	十三	十二

〔*印の記載なし〕
 *此印ハ大砲裝載後ノ発射數ヲ示ス者ニシ、空
 砲ハ之ニ算入セサルナリ、
 〔テ脱カ〕

火門鉄		百十斤砲	鐵製	官立 工廠	番 号	頸ヨリ折斷ス、
同	同	四十斤砲	同	同	A百六十四	折裂ス、
同	同	鋼製	「エルジク」 会社	B四十四	同上	同上
同	同	同	同	A八十	同上	同上
同	同	同	同	B二十一	同上	同上
同	同	同	同	B八十	同上	同上
同	同	同	同	A四十五	同上	同上

英国軍艦「ユーリヤラス」号裝載「アームストロン」
 砲鹿兒島ニ於テ実験ノ成績附録

百十斤廻転砲ハ八月十五六ノ両日共ニ大仰角ヲ
 用ヒテ急發ヲ行ヒタリ、其激動ハ極メテ大ナル者ナリ
 シカ、十六日十二度ノ仰角ヲ用ヒテ四千碼ノ
 照準度ノ
 高點ヲ云、
 日本丁數凡
 二十二丁余

距離ヨリ十三彈ヲ發射シ、且ツ至大ノ仰角ヲ用ヒテ二彈ヲ發射シタル時ノ如キハ、激動ノ勢力殊ニ大ナルヲ覺ヘタリ、砲車ノ後横托リールトヨツクハ照準索フレインゴツラヲ通過セシメタル孔ヨリ欠損シ、而シテ砲車ノ兩側板サイドズハ甚シク振動シタル爲メニ折裂セリ、橈盤ハ退却セントスル徵ヲ示スト雖モ、後部リールボクドノ螺旋跳出セシ故ヲ以テ徵シク彎曲シタルニ過キス、

十五日ニ頸ヨリ折斷シタル火門鉄ハ即刻検査ヲ遂ケタルニ、其砲内ニ遺存シタル部分ハ堅固ニ本来ノ位置ニ定着シ、而シテ少シク力ヲ費シタル後能ク之ヲ抽出シタル程ナレハ、砲尾螺旋ヲ正シク扭緊シタルコト明白ナリトス、此変異ハ何故ニ之ヲ來シタルヤ、其原因ヲ示スニ足ル可ヤ、証徴一モ見ルヘキモノ無シ、強ヒテ此緣由ヲ解釈セント欲セハ、前表ニ示シタル如ク、此火門鉄ハ鉄製ノ者ナルカ故、之ニ疵瑕ノ存シタル者ト想像スルノ外他ニ道ナキナラン、砲車ハ（元來一ノ六十斤砲ニ用ヒタル所ノ）旧物ナレハ、同一ノ仰角ヲ以テ之ヨリ滑膛砲ヲ發射シタルモ、恐クハ殆ント同様ノ損傷ヲ來シタルナラン、然リト雖モ、砲車及ヒ後横托

ハ一層堅固ニ造ラサル可ラス、何ントナレハ六十八斤砲ニ用フルトキハ、其裝藥三等ニ類別シタル者ニテ、最強裝藥ヲ使用スルハ甚タ稀レナルカ故ニ、斷ヘス強大ノ激動ヲ受ル患無キモ、「アームストロン」砲ニ至リテハ其裝藥常ニ同一ノ者ナレハナリ、遠距離ニ於テ執行シタル該砲ノ実験ハ極メテ善キ成績ヲ顯ハシタリ、現今使用セラル、彈丸中、實ニ至大ノ破壊力ヲ具ヘタル者ト稱シテ可ナルヘキ着発信管破裂彈ノ導火管ヲ云フヲ挿入シタル通常榴彈ノ功用ニ至テハ、如何ニ之ヲ讚美スルモ侈言ニ非サルナラン、該彈ハ一モ不発ノ者無キカ如シ、極メテ精密ニ之ヲ觀望シタルニ、其爆發ノ聲響ハ四千碼日本、里數ノ距離ヲ隔ツルモ、尚ホ分明ニ聞ヘタリ編者曰、不発ノ彈、

許多アリシ事実ハ後、卷ニ記スカ如シ、

如何ナル場合ニ用フルニモ、着発信管ハ時限信管或ハ「ムーマソム」信管ニ比スレハ、大ニ優レル者ノ如シ、何ントナレハ前記ノ者ニハ之ヲ整合アライメントスル際、許多ノ注意ヲ要スルノ不便有リ、又後記ノ者ニハ土功砲台ノ土盤ヲ云フノ防禦物ニ對シテ發射シタル、爆發セサルノ不便有レハナリ、射擊距離大ニ改変シ、而シテ急發ヲ持續セン

ト欲スル時ノ如キハ、着發信管ノ功用自余諸信管ノ右ニ出ツルコト極メテ明白ナリトス、何ントナレハ該信管ハ僅ニ胸壁ノ項ニ触ル、モ、乃チ爆發ノ功ヲ奏スレハナリ、

四十斤砲モ百十斤砲ト同様ノ短処無キニ非ラス、其砲車薄弱ニシテ、大仰角ノ連發ヲ支フルニ足ル可キ力ヲ具ヘサルコト是ナリ、二個ノ床板ハ激動ノ為メ破壊シ、六個ノ火門鉄ハ廢物ニ屬セリ、但、其内ニテ四個ハ全体ニ横過セル深キ裂痕ヲ生シ、一個ハ百十斤砲ノ火門鉄ノ如ク其頸ヨリ折斷シタリ、然レトモ此損傷ハ砲尾螺旋ヲ正シク扭緊セサル為メニ來レル者ナルコト疑ヲ容レス、而シテ他ノ一個ハ之ト同一ノ原因ヨリ其把柄ト鎖^{ロック}ト吹去ラレタリ、急發中ニ火門鉄ハ熱ヲ生シ膨脹シタルカ、再ヒ冷ヘタルトキ銅鑲ハ脱却シタリ、此ノ如キ變異ハ二回有リタルニ過キス、而シテ孰レモ裂痕ヲ生シタル火門鉄ニ起リタルコトナリトス、膛内ノ凹条ニ生シタル損傷ハ皆瑣末ニシテ論スルニ足ラス、百十斤舷側砲ハ屢々發射セサリシ故ヲ以テ、毫モ損害ヲ被ラス、

該砲ヲ除キテハ、大仰角ヲ用ヒテ引續キ發射スルトキノ激動ニ耐ユ可キ堅牢ノ砲車ヲ具ヘタル如ク思ル、者一モ存スルコト無シ、該砲ハ榴彈砲トシテ用フレハ、中甲板上ニ於テ甚タ貴重ス可キ者トス、然レトモ砲門ヨリ發射スルトキハ、上甲板砲ト同一ノ距離ニ於テ之ヲ使用ス可キ程二十分ノ仰角ヲ用フルコト能ハサル可シ、

砲術長

「リチャード、イー、トラセー」署名

艦長

「セー、ビー、アレキサンダア」批准

別紙第二

「コケツト」号裝載「アームストロン」（二九八頁にあり）砲報告

砲種	砲上記号	発射全数	鹿兒島ニ於テ 発射ノ数	記事
百十斤「アームストロ ン」砲 長十「ピート」 重二十八「ハントレッ ト、ウエート」	官立砲廠百七十七番	実弾八十五 発、空弾二 発	実弾及ヒ榴弾 三十七発	大形錫孟適合セスシテ火門鉄ヲ引抜クコトニ努力シタルハ、毎発後空シク時間ヲ費シタリ、大錫孟ハ一モ適合シタル者ナシ、而シテ小形孟ハ悉ク用尽シタリ、該砲ハ自余ノ諸点ニ於テハ極メテ善ク用ヲ為シタリ、駐退索ヲ通貫セシムル為メ艦側ニ打附ケタル右方ノ環釘ハ、十分堅牢ナラサルニ因リ毀折シ、又左方ノ環釘ハ之ヲ取附ケタル木造部不完全ナル為メニ抜ケ出タリ、

横浜在泊「コケット」号

大尉「アルベルド、イー、レー」署名

少佐

「アフ、アレキサントア」批准

別紙第三「パーシユース」号裝載「アームストロン」砲報告			
番号	砲種		発射数
二百一	大サ及 符号	重量	八月十五 十六両日 以前
四十斤砲 「エルジレットウエート」 ク」会社三「クオートア」 千八百六十四「ポンド」 十年製	三十三「ハンド ト」 「ヒー	長サ	八月十五 日
			空砲 八発
			実弾 二発
	砲ノ部分 及符号	損傷説明	
	火門鉄四十 「ポンドテイ ロール」鉄 コト	上部ヲ吹 去ラル	
		装薬	
		弾丸	
	該砲ノ火門鉄ハ凡ソ三十回発射セシ後ニ飛散シタリ、此爆發後ニ砲尾螺ハ其螺糸殆ンド二条程後ノ方ニ抜ケ出シタリ、然レトモ砲長ノ言フ所ニ依レハ、発射前ニ緊ク之ヲ扭圧シタリト云ヘリ、		

砲種	別紙第四「アীগス」号		受取場所 及年月	装薬	実弾	片鉄 榴弾	榴弾	発射数	記	事	
	番号	号									
千八百六十三年九月七日											
横濱在泊「パーシユース」号											
司令官「アウカスタス、ゼー、キングストン」署名											
三十	同	三十一「ハンド レットウエード」	同	十五發	十八發	一發	火門鉄四十 「ポンドテイ ROL」鉄 百三十三番	肩部ヲ吹 去ラル	同	榴弾	該砲ノ火門鉄ハ十五回發射ノ後ニ 飛散シタリ、此爆発ノ後砲尾螺ノ 螺糸ハ殆ンド一條程後ノ方ニ抜ケ 出シタリ、
六十三	四十斤砲 同 千八百六 十一年製	三十二「ハンド レットウエード」 二「クオーター」	同	二十三發	十二發	同					
五十四	同	三十二「ハンド レットウエード」 一「クオーター」 九「ポンド」	同	十五發	十一發	二發					二三ノ葉包ノ如キハ直径過大ニシ テ容易ニ送入シ難キニ因リ、装填 ノ際遅延ヲ致シ、又數箇ノ葉包ハ 強ヒテ之ヲ装填セントシタルトキ 破裂シタリ、該砲ハ他ノ点ニ於テ ハ頗ル善ク用ヲ為シタリ、
二百廿 二	同	三十三「ハンド レットウエード」 三「クオーター」 十二「ポンド」	同	二十發	十五發	一發					

百十斤「アームストロ ン」砲、 八十一「ハンドレット ウエード」一「クオー ター」六「ボンント」長 サ十「フート」	砲射上記号 官立砲廠号 製造年号千八 百六十二年 「ダブルブツ シト」鉄弾記 官立製錬所	実弾二 榴弾四	二 実弾 二十四 片鉄榴弾 三十三 通常榴弾 四	鹿児島戦争初日、際ニハ、百十斤砲ヲ発射スル為メ大ニ難キヲ覚ヘタリ、其故ハ、 強雨火門鉄ヲ濕透シ、装薬室ニ走入セシヲ以テ薬包ヲ濕ヒタル者ヲ除去スル為メ、 三回マテ砲ヲ改装シタレハナリ、此外ニモ亦該砲ハ八九回失発シタリ、右等ノ件 ハ我輩カ引續キテ急発ヲ行フコト極メテ必要ナル際、三時甚シキ遅延ヲ惹起シタ リ、而シテ十五回発射ノ後ニ該砲ノ火門鉄ハ、甚シク砲尾ニ逼撃スルニ至リタレ ハ、桿或ハ、手用木挺ヲ以テ之ヲ除去セント謀リタルニ、遂ニ其把柄ノ一ヲ折斷シ タリ、此損害ヲ招キタル為メニ、該砲ノ発射ハ少クモ二十五分時間遅延スルニ至 レリ、総テ此時ノ間滑黽砲ハ同様強雨等ノ為メ困メラレテ発射シタルモ、能ク引 續キテ急発ヲ行ヒタリ、 第二日ニ於テ火門鉄ハ再ヒ甚シク逼撃シタリ、而シテノ場合ニ於テハ、之ガ為 メニ該砲ノ発射二十分時間ノ遅延ヲ來タセリ、鹿児島戦争中ニ実驗シタル所ニ依 レバ、該砲ハ概シテ之ヲ論スルニ、六十八斤砲、九十五「ハンドレットウエード」 砲ノ功用多キニ若カサレハ、右両砲ノ一ヲ以テ該砲ニ代フルトキハ、本艦ノ大砲 ニ改良ヲ加フルコトナラント余ハ思惟スルナリ、
--	--	------------	-----------------------------------	--

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四九三ノ八号と同文な
り〕

り〕

113 ○田原陶章曰、四日（彼ノ十七日）午後英艦云云、七艘

114 ○七月六日夜、山川港へ向ケ彼処ニ錨ヲ止メ、青火灯ヲ

ノ内一艘小根占砲台前面凡一里許ノ処ニ碇泊ス、夜入
前「ロケット」^火砲二發ヲ放ツ、田間ニ打込ム、取揚テ

掲ケ、夜七時過頃ニ一艘ノ迎船來リ、此船ヲ率キ去レ
リ、鹿児島ニテ彈丸ニ触レ大損ト見得タリ、望遠鏡ニ
テ修覆ノ動作ヲ見タリ云云^{田原直、助記録}

見ルニ、鉄管直径三寸余、長二尺五寸余、矢木詳カナ
ラス、長一丈三尺許アリ、鉄管ノ上ニ小榴彈ヲ附着シ
アリ、是ニハ火伝ヘス、番号92トアリ、

着發彈ノ火ヲ發セサル者數十丸アリ、西田源左衛門・
成田正右衛門^{正之}其外山岡ヨリ掘リ出シタル長尖彈頗ル多
クシテ、信管ニ火ヲ伝ヘサル者三十二丸ヲ見タリ、此

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四九三ノ九号と同文な

外ニモアルヘシ云云^{同上}、

英国「アルムストン」砲製署ニテ聞ク、此時初メテ戦

争ニ放發シテ、練熟セサリシコトモアリシト聞ケリ、

後螺抜ケテ輕傷ヲ蒙リシ砲手アリシト田原洋航ノ時、親、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四一四号と同文なり〕

115 ○六十七葉英国兵死傷左ノ如シ、

○異本英人死傷數左ノ如シ、

即死 傷者

「ユライユース」 九人 二十三人内三人重傷

「ペーアル」 七人

「コツケツト」 二人 四人

「レイスポース」 三人

「ヘーシユース」 一人 九人

「アーカス」 六人

「ヘーウブツク」 小舟○以上艦名異同アリト雖モ、
訳者ニ依テ異ナレルカ如シ、

合計即死十九人

合計傷者四十五人

死傷合計六十四人

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四一五号と同文なり〕

116 ○是ノ戦争ニ就テ彼カ為メ損害ヲ被レルハ左ノ如シ、

第一、汽船大小三艘ヲ奪ハレ、遂ニ焼滅セラレタリ、

第二、我兵死スル者五人、重傷七人、輕傷十一人ニ過

キサルナリ、

第三、製造所・鑄錢局焼滅セラレタリ、

第四、市街大小三百五十余戸、土街百六十余戸、合計

五百余焼滅セラレタリ、

第五、寺院大小四ヶ所焼滅セラレタリ、

第六、琉球船大小三双、和船二艘焼滅セラレタリ、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四一六号と同文なり〕

117 ○彼カ損害ヲ被レルヲ各新聞紙等ニ記ス処、或後日聞知

スル処左ノ如シ、

第一、「ユライユース」旗艦ヲ棄タリ、

第二、將校二名死シタリ、

第三、兵員死スル者十三人、

第四、兵員ノ傷者五十人、

第五、大小艦六艘共多少ノ損害ヲ受タリ、

第六、中艦一艘大壞、退去スルヲ得ス湾口小根占沖ラ云、二三

四日間碇泊、後チ挽船来リ夜中窃ニ挽キ去リタリ、

又接戰中顯然狼狽シタルヲ拳レハ左ノ如シ、

第一、彼レ我カ汽船ヲ掠奪シタルニ因リ、開戰ノ令ヲ下シ放發シタルノ際、彼レ錨ヲ揚クルニ遑ナク遂ニ索ヲ切断シタリ、

第二、這錨ヲ退去ノ際揚ケ得スシテ退キタリ、

第三、祇園砲台ノ前面淺洲ニ乘リ居へ、船体傾キ進退

困窘、援助ノ艦来リ挽ヒテ退キタリ、

第四、初日ノ戰ニ^{七月}放發ヲ熄メタルハ、我ヨリ罷メタルニ非ス、彼初メニ止メテ退キタリ、

第五、三日^{天候カ}天候晴穩ナルニ再ヒ交戰セス、退去ノ航路放發シ谷山海ニ退キ、再ヒ来侵ノ形況ナク、四

日ニ至リ横濱ニ向テ退キタリ、

第六、三日・四日ノ兩日ハ一点ノ波濤ヲ見ス、海上益

水ニ異ナラス、故ニ彼捷形アルニ於テハ、上陸

或ハ再ヒ各砲台ヲ攻撃スヘキニ否ラサルヲ以テ

見ルトキハ、二日ノ戰ハ彼捷トセサルノ証左ナ

ラン、

以上記ス処、彼我ノ損害或ハ軍機ニ罹ル条件ナリ、宜シク比較シテ捷敗何レニアリヤ論者ヲ俟ツ、將タ我カ被ル処ノ損害モ又少々ナラスト雖モ、軍機ニ於テ失欠ナシト謂フモ誣言ニ非ラサルヘシ、奈何ントナレハ我ハ將校ヲ失フコトナク、又死傷モ彼ハ六十三人ノ多キニ及ヒ、我ハ十七人ニ止レリ、或ハ交戰ヲ罷メタルモ彼ニアリ、或ハ退キタルモ彼ニアリ、或ハ三日ニ至テモ来侵セス、勝敗ノ局ヲ結ハスシテ倉皇退艦シ、加之一艦ハ我カ砲撃ノ為メ機関ヲ壞ラレ、航海スルコト能ハス湾内ニ停リタルヲ、後窃ニ挽キ去レリ、是等ハ軍機ノ完全ナル者ト謂ヒ難カラン乎、論者奈何トカスル、

〔本文書は「忠義公史料 第二卷」四一七号と同文なり〕

旧邦秘録五編癸亥之十六

鹿児島県史料編さん関係者

史料編さん 東京大学
顧問 史料編纂所所長 本郷恵子

東京大学名誉教授 保谷徹

九州大学名誉教授 安藤保

志学館大学教授 原口泉

委員 三木靖 日隈正守

丹羽謙治 佐藤宏之

塩満郁夫 尾口義男

堂満幸子

鹿児島県歴史・美術センター黎明館

館長 鎮寺裕人

副館長 小村浩信

調査史料室長 栗林文夫

学芸専門員 市村哲二

資料調査員 藤崎光穂 山橋元正 樹

原田紗代子

鹿児島県史料

三史史料四来市

令和5年3月10日発行

非売品

編集 鹿児島県歴史・美術センター黎明館

発行 鹿児島県

印刷 株式会社 ぎょうせい

